

平成 25 年度  
川崎市包括外部監査の結果報告書

協働によるまちづくりに関する事業についての事務

平成 26 年 1 月 29 日

川崎市包括外部監査人  
公認会計士 宗和 暢之

## 目次

第1	監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件名(監査テーマ)	1
3	監査対象期間	1
4	特定の事件(テーマ)を選定した理由	1
5	外部監査の方法(監査の要点及び主な監査手続)	1
6	監査の対象機関	3
7	監査の対象とした事業	3
8	監査の期間	3
9	包括外部監査人及び補助者	3
10	利害関係	3
第2	総論	4
	川崎市における協働によるまちづくりに関する方向性について	4
1	協働とは	4
2	川崎市の協働に関する考え方	4
3	協働を推進するにあたっての体制	6
4	協働に関する取組	7
	監査における全般的な指摘事項	8
1	監査の対象とした事業の一覧	8
2	協働を推進するにあたっての課題	13
第3	本庁	22
	総務局	22
1	自主防災組織防災資器材購入補助金	22
2	自主防災組織活動助成金	24
3	地域防災活動促進助成金	26
	総合企画局	28
1	自治推進フォーラム開催事業	28
	市民・こども局	32
1	公益財団法人かわさき市民活動センター補助金	32
2	公益財団法人川崎市市民自治財団補助金	35
3	スポーツ施設指定管理事業費(とどろきアリーナ)	37
4	スポーツ施設指定管理事業費(川崎市体育館)	39
5	スポーツ施設指定管理事業費(川崎市幸スポーツセンター)	41
6	スポーツ施設指定管理事業費(川崎市高津スポーツセンター)	44
7	スポーツ施設指定管理事業費(川崎市宮前スポーツセンター)	46
8	多摩スポーツセンター事業費	48
9	スポーツ施設指定管理事業費(川崎市麻生スポーツセンター)	50
10	スポーツ施設指定管理事業費(川崎市石川記念武道館)	52
11	芸術のまちイベント事業(川崎・しんゆり芸術祭)	54
12	美化運動実施事業補助金	57
13	地域コミュニティ推進事業	59

14	交通安全市民総ぐるみ運動	62
15	交通安全教育事業	64
16	かわさき市民第九コンサート	66
17	KAWASAKIしんゆり映画祭	69
	こども本部	72
1	こども文化センター運営事業、わくわくプラザ事業	72
2	川崎市青少年の家運営事業	75
3	川崎市少年自然の家運営事業	78
4	川崎市黒川青少年野外活動センター運営事業	81
5	川崎市子ども夢パーク運営事業	83
6	こんにちは赤ちゃん事業	86
7	川崎市子育て支援センター事業	89
8	川崎市ふれあい子育てサポート事業	92
	経済労働局	95
1	川崎市産業振興会館管理運営事業	95
2	新川崎・創造のもり第1期管理・運営事業	98
3	川崎市生活文化会館管理運営事業	102
4	川崎市立労働会館管理運営事業	105
5	コミュニティビジネス振興事業	108
6	川崎市・専修大学共同市民ビジネス人材育成事業	111
7	かわさき名産品認定事業	114
	健康福祉局	117
1	いきいきセンターの運営	117
2	いこいの家の運営	119
3	シニアパワーアップ推進事業	121
	建設緑政局	125
1	かわさき多摩川博実施業務	125
2	ニヶ領せせらぎ館管理運営等業務	127
3	大師河原水防センター管理運営等業務	129
4	街路樹等愛護会報奨金	131
5	公園緑地愛護会報奨金	133
6	管理運営協議会報奨金	135
7	地域緑化推進地区制度事業	137
第4	区役所	140
	川崎区	140
1	川崎区まちづくりクラブ	140
2	川崎区企業市民交流事業	143
3	東海道川崎宿を活かした地域活性化推進事業	145
4	安全・安心まちづくり推進事業	147
5	自主防災組織活動助成金	149
6	自主防災組織防災資器材購入補助金交付事業	151
7	川崎区危機管理地域協議会事業	153
8	かわさき区いきいき健康づくり・子育てフェスタ事業	155
	幸区	157
1	幸区学校跡地施設管理運営	157

2 . 交通安全普及啓発事業.....	159
3 . 総合的な子ども支援ネットワーク事業.....	161
4 . おこさまっぷさいわい発行業務.....	164
5 . こども・子育て支援事業.....	166
6 . 花と緑のさいわい事業.....	170
7 . さいわいものづくり体験事業.....	171
8 . 音楽のまち推進事業.....	174
9 . 地域資源を活かしたまちづくり事業.....	177
10 . 市民活動等支援事業.....	179
11 . まちづくり推進事業.....	180
12 . さいわい夢保育事業.....	183
13 . 幸アーカイブ事業.....	185
14 . 地域防災活動の推進事業.....	187
15 . 自主防災組織活動助成金.....	188
16 . 自主防災組織防災資器材購入補助金.....	190
. 中原区.....	192
1 . 地域防災推進事業（自主防災組織活動助成金）.....	192
2 . 地域防災推進事業（自主防災組織防災資器材購入補助金）.....	194
3 . 地域防災推進事業（地域防災活動促進助成金）.....	196
4 . 自転車と共生するまちづくり事業.....	198
5 . 区民の手で花いっぱい中原事業.....	200
6 . 中原区役所コンサート開催事業.....	202
7 . In Unity 開催事業.....	204
8 . 歴史シンポジウム事業.....	207
9 . まちづくり推進実践活動事業.....	209
10 . 親子サッカードリーム教室開催事業.....	212
11 . なかはらパンジーボウル開催事業.....	214
12 . 商店街と連携した地域のまちづくり推進事業.....	216
13 . 中原区青少年吹奏楽コンサート事業.....	219
14 . 大型集合住宅住民組織支援事業.....	221
15 . 中原区子育てネットワーク事業.....	224
16 . 中原区子育て支援推進事業.....	226
. 高津区.....	229
1 . 高津区音楽のまち推進事業.....	229
2 . 「たちばな農のあるまちづくり」推進事業.....	231
3 . 高津区まちづくり推進事業.....	234
4 . 大山街道周辺整備活性化事業.....	236
5 . 高津地区親子運動会開催事業.....	240
6 . 花と緑のたかつ推進事業.....	243
7 . 高津市民館総合管理運営業務委託.....	245
8 . 子ども・子育て情報発信事業 「あったかつうしん」.....	250
9 . 地域防災力推進事業.....	254
. 宮前区.....	257
1 . みやまえスポーツふえすていばる開催事業.....	257
2 . 宮前区スポーツ推進事業.....	259

3 . みやまえ太鼓ミーティング開催事業 .....	262
4 . まちづくり推進事業 .....	264
5 . まちづくり支援事業 .....	267
6 . 宮前区ガイドブック改訂事業 .....	270
7 . みやまえロビーコンサート開催事業 .....	272
8 . しあわせを呼ぶコンサート開催事業 .....	275
9 . 宮前区誕生 30 周年記念事業 .....	277
10 . 宮前区誕生 30 周年記念音楽推進事業 .....	279
11 . 宮前区誕生 30 周年まつり開催事業 .....	281
12 . 区制 30 周年・アルテリッカ演奏会開催事業 .....	284
13 . 安全安心まちづくり推進事業 .....	286
14 . 自主防災組織活動助成金交付事業 .....	288
15 . 自主防災組織防災資器材購入補助金交付事業 .....	291
16 . 子育て情報発信事業 .....	293
17 . 子ども包括支援事業 .....	296
18 . 冒険遊び場活動支援事業 .....	299
. 多摩区 .....	303
1 . 多摩区安全・安心まちづくり推進事業 .....	303
2 . 親と子の育児園事業 .....	305
3 . 多摩区地域子育て情報収集・発信事業 .....	308
4 . 多摩区こども総合支援連携事業 .....	312
5 . 市民活動支援事業 .....	314
6 . 「音楽のまち・かわさき」多摩区事業 .....	317
7 . まちづくり推進事業 .....	319
8 . 観光振興・タウンセールス推進事業 .....	321
9 . 地域コミュニティの活性化促進事業 .....	323
10 . 自主防災組織活動助成金 .....	326
11 . 自主防災組織資器材購入補助金 .....	328
. 麻生区 .....	331
1 . 安全・安心まちづくり推進事業 .....	331
2 . 麻生区市民活動支援施設活用事業 .....	333
3 . 麻生区市民活動支援施設利用促進事業 .....	336
4 . しんゆり・芸術のまち推進事業 .....	338
5 . しんゆり・芸術のまち推進事業（芸術文化広報発信事業） .....	341
6 . 「しんゆり・芸術のまちづくり」フォーラム運営事業 .....	344
7 . あさお芸術のまちコンサート推進事業 .....	347
8 . スポーツのまち麻生推進事業（川崎フロンターレ応援事業） .....	349
9 . あさお観光資源の魅力紹介事業 .....	351
10 . 麻生里地・里山保全推進事業 .....	354
11 . 地域防災推進事業（自主防災組織活動助成金） .....	358
12 . 地域防災推進事業（自主防災組織防災資器材購入補助金） .....	360
第 5 教育委員会 .....	362
. 教育委員会 .....	362
1 . 生田緑地サマーミュージアム運営事業 .....	362
2 . 川崎市立学校学校施設地域管理業務 .....	364

3 . お月見をしよう.....	368
4 . 体験講座 ・ 雪囲い ・ 小正月.....	370

## 第 1 監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件名(監査テーマ)

協働によるまちづくりに関する事業についての事務

### 3. 監査対象期間

原則として平成 24 年度

(必要に応じて、過年度及び平成 25 年度についても対象とした。)

### 4. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

少子高齢化の進行などにより市民ニーズも多様化するなか、まちづくりの充実に向け、協働の推進はより一段と重要になっている。川崎市においても、基本構想では「協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる」ことをまちづくりの基本目標に掲げている。また、その具体的な取組として、実行計画では、基本政策として、協働のまちづくりの推進が挙げられている。さらに、実行計画では、より地域に密着した行政機関である区役所の機能拡充が示されており、具体的には、区における地域の課題解決に向けた取組の推進が挙げられている。協働の推進については、行財政改革の観点からも、川崎市新たな行財政改革プラン～第 4 次改革プラン～では、区役所機能の強化のほか、地域人材の発掘や育成に向けた取組、多様な主体の参加と協働による課題解決に向けた取組が挙げられている。

このように川崎市においても協働によるまちづくりは重要なテーマであり、したがって、平成 24 年度予算では、市民・こども局による市民活動団体等支援として約 2 億 3 千万円、区役所による地域課題対応事業として約 5 億 5 千万円、スポーツを通じた地域活性化・まちづくりの推進として約 7 億円など、協働に基づく事業には多額の予算が用いられている。

その一方で、協働に基づく事業は、その目的が多岐にわたることから、部署間で事業が重複することも多く非効率な事業の執行も見受けられる。また、市民や民間事業者と共に事業を推進することも多く、事業の有効性を検証することも容易ではない。さらに、平成 15 年頃から区役所機能が順次強化されたことに伴い、各区役所では、独自に地域住民の課題解決に向けた事業を実施していることから、これらの事業が効果的かつ効率的に実施されているかを検証することは重要である。

以上のような状況を踏まえ、協働によるまちづくりに関する事業を対象に、これらの事業が適切で効果的かつ効率的に実施されているかを検証することが時宜に適っていると考え、監査テーマとして選定した。

### 5. 外部監査の方法(監査の要点及び主な監査手続)

#### (1) 監査の要点

川崎市では、協働型事業の基本的な考え方と実施手順を示した「川崎市協働型事業のルール<基本的な考え方と手順>～市民活動団体と行政とのより良い関係構築のために～」を平成 20 年 2 月に策定している。この中で、協働の原則として以下の 6 項目が示されており、当該原則に従って事業を進めることをルールとしている。そこで今回の包括外部監査では、監査対象事業がこの原則を遵守して実施されているかどうかを監査要

点として監査を実施した。

## 協働の原則

### 目的の共有

市民活動団体もしくは行政が把握している地域が抱える課題を明確化し、課題解決のためにはどうしていくかを双方で話し合い、協働型事業に対する共通の認識を持ち、協働型事業の目的を共有する。併せて、協働型事業の実施で達成する目標を明確にする。

### 対等の関係

対等の関係だからといって経費等の資源を同等に出し合うということではない。お互いに自立した存在であることを前提に、協働型事業の内容を検討し、共通認識を形成する段階から、対等に意見を交換できることが重要である。双方の間で契約書や協定書により明文化する場合は、その内容や条件が一方の不利にならないように双方が納得いくまで話し合い、事業実施における対等な関係を保障する。

### 相互理解

市民活動団体と行政は立場、成り立ち等の違いから、それぞれ異なる特性を持っている。協働型事業は異なった特性を活用し合うことで効果を上げるものであるから、双方の特性を理解・尊重し、価値観の押し付け合いとならないよう配慮して事業を推進できるかが鍵になる。事業実施段階で双方の考えの違い等が生じた場合にも、その都度十分な協議を行うことで相互理解を深める努力が大切であり、特に行政は市民活動団体の特性の良さを上手く引き出し協働型事業の効果が高まるように努めなければならない。

### 役割分担と責任範囲の確認

協働型事業を始めるにあたり、事業内容及び事業プロセスにおいて、市民活動団体と行政はそれぞれの特性がよく発揮できる形で何を受け持つか、どのように行動するのか、責任の範囲をどこまで持つのか、資源をどのように出し合うのかを明確にし、文書化する。また、事業実施の途中に発生した問題については、その都度調整できるよう予め取り決めをしておく。

### 公開性・透明性

協働型事業は行政の公の資源を使用するということから、市民に対して内容やプロセスが透明でなければならない。例えば、相手団体の選考や協働型事業における両者の関係、資金の流れ、進捗状況などの情報を市民活動団体、行政の双方で公開する。

### 成果の振り返り

事業実施の過程でそれまでに得た途中経過を互いに評価し、計画と実績との乖離等の情報を共有しながら、実施方法または事業の進行過程を調整する。事業終了後には、協働型事業の目的及び目標の達成について評価し、どのような成果が得られたのかを双方で検証する。あわせて、協働の進め方について双方で話し合い、改善点や課題を整理する。



(2) 主な監査手続

各事業の所管課に対して事業の概要を記載するための調査票を配布し、所管課から回答を入手した。

所管課からの回答調査票を踏まえ、担当者にヒアリングを実施した。

ヒアリングの内容を確認するために各種関連資料の閲覧を実施した。

以上から各事業が協働の原則を遵守して実施されているかについて検討した。

6. 監査の対象機関

(1) 市長事務部局

総務局、総合企画局、市民・子ども局、子ども本部、経済労働局、健康福祉局、建設緑政局

(2) 区役所

川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区

(3) 教育委員会

教育委員会

7. 監査の対象とした事業

監査の対象機関が実施する事業のうち、協働によるまちづくりの推進に係る 159 事業を監査対象とした。なお、具体的な事業の一覧は、「第2 総論 . 監査における全般的な指摘事項 1. 監査の対象とした事業の一覧」のとおりである。

8. 監査の期間

平成 25 年 7 月 30 日から平成 26 年 1 月 10 日まで

9. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 宗和 暢之

(2) 補助者

公認会計士 嶋田 有吾

公認会計士 歌 夏子

公認会計士 米森 健太

公認会計士 山田 達也

コンサルタント 松本 善之

コンサルタント 伊加田 直孝

その他 沼田 真澄

その他 矢島 淳太郎

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 報告書中の表の合計値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

## 第2 総論

・川崎市における協働によるまちづくりに関する方向性について

### 1. 協働とは

社会が成熟し、価値観が多様化するに伴い、公共的な課題も多様化している。その一方で、従来、公共的な課題の解決は行政の役割と考えられてきた。しかし、公共的な課題の解決を行政に委ねるだけでなく、市民自ら課題解決に取り組むことで、結果的にも効果的な課題解決になることも多い。昨今では、阪神淡路大震災や東日本大震災といった未曾有の大震災を経験したが、これらの地震直後に、被災地の人々を支えたのは、NPO やボランティア、さらには地域コミュニティであったことは記憶に新しい。

また、NPO やボランティアが公共的な課題解決に携わる過程で、公共的な課題の解決の担い手となる市民の活動が成熟してきたという社会環境の変化も見逃せない。これらの団体は公共的な課題の解決に積極的に関わろうとする意識を持ち、解決に向けた専門性を有することも多い。協働とは、公共的な課題を解決するという共通の目的のもと、市民、行政といった複数の主体が、それぞれの能力を持ち寄って補完的に協力することで、その目的を達成する取組である。

その一方で、これまで公共的な課題の解決を担ってきた行政にとって、市民との協働によって、これまで以上に効率的、効果的に公共的な課題を解決するといった経験は豊富ではない。市民と行政とが目的を共有し補完性を発揮するといったことは、行政に、これまでにない意識改革を迫るものである。少子高齢化など今後も社会環境が大きく変化するなか、市民と行政とが協働の関係を構築することが、持続可能な社会を構築する上でも重要である。

### 2. 川崎市の協働に関する考え方

#### (1) 川崎市市民活動支援指針に定める協働の考え方

平成7年の阪神・淡路大震災を機に、ボランティア活動に対する国民の関心が高まり、市民活動が目目されることとなった。国は、市民活動の健全な発展を促進するため、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う非営利団体に法人格を付与する特定非営利活動促進法（NPO法）を平成10年3月に制定し、同年12月から施行した。

このような社会環境の変化を受けて、川崎市では、市民活動のさらなる活性化を図り、市民との協働のまちづくりを一層推進するため、平成13年9月に「川崎市市民活動支援指針」を策定した。

「川崎市市民活動支援指針」では、市民活動に対する支援の原則として、以下の6項目が挙げられている。

- 市民活動団体の自主性の尊重
- パートナーシップの構築
- 多様性に合わせた柔軟な支援
- 間接的・側面的な支援
- 新しい市民活動団体が生まれる環境づくり
- 公開性と透明性のある仕組みの支援

また、「支援」の基本的な柱・方法として、中間支援組織も活用しながら、川崎市としては、人材の育成、資金面での仕組みづくり、活動の場づくり及び情報の共有化の面で支援

を行うとされている。

このように、「川崎市市民活動支援指針」では、市民活動の健全な発展により、市民活動団体が、多様化・複雑化する市民ニーズに対する新たな担い手として期待されることが述べられてはいるものの、市民と行政との関係を整理するものというよりは、NPO法の施行を受け、市民活動団体の育成に力点が置かれたものとなっている。

## (2) 自治基本条例に定める協働の考え方

川崎市では、平成16年12月22日に「川崎市自治基本条例」(以下、自治基本条例)を制定し、平成17年4月1日から施行している。自治基本条例では、前文で市民と自治体との関係に触れ、市民自治の基本理念を示すとともに、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等、川崎市の自治の基本を定めることにより、市民自治の確立を目指している。第3条では、協働を「市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力すること」と定義している。

また、第5条では、3つの自治運営の基本原則が挙げられており、その1つとして、協働の原則(暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと)を挙げている。

従来の「川崎市市民活動支援指針」に比べ自治基本条例では、協働の担い手である市民の範囲を広く捕らえている。市民とは、「住民」のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体をいうとしている。

さらに、自治基本条例では、第19条において「身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置」くとして、市民により身近な行政サービスを担う区の位置付けを定めている。さらに、第20条では、区長の役割として、「区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること」としている。

第32条では、協働の推進に向けた施策整備のため、「市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。」としている。

このように、自治基本条例では、協働を、市民活動団体を育成するといった観点ではなく、暮らしやすい地域社会を実現するため、また、公共的な課題を解決するための主体的な取組と位置づけている。このことから、協働を推進するためには、市民だけではなく、市のあり方、役割についても見直しが求められることになる。

## (3) 川崎市協働型事業のルールに定める協働の考え方

川崎市では自治基本条例の施行を受け、具体的に協働を推進するため、平成20年2月に「川崎市協働型事業のルール<基本的な考え方と手順> ~市民活動団体と行政とのより良い関係構築のために~」(以下、協働型事業のルール)を定めている。協働型事業のルールの策定目的については、「市民活動団体と行政が協働で事業を行うときの基本的な考え方と、企画、実施していくための標準的な手順を示す」ことで、「協働型事業の推進を目的」とするものとされている。

また、協働型事業のルールは、協働を実施するにあたって、検討段階から企画、実施及び振り返りまでの全ての段階において利用されるものとされ、具体的には、各段階で、以下の6つの協働の原則を定めている。

目的の共有  
対等の関係

相互理解  
役割分担と責任範囲の確認  
公開性、透明性  
成果の振り返り

川崎市では協働の推進に向け、6つの協働の原則を踏まえて事業を実施することとされていることから、今回の包括外部監査においては、協働の原則に即して事業が実施されているかどうかという観点から監査を行うこととする。

さらに、協働型事業のルールでは、協働を推進するにあたって、行政の体質改善や、多様な市民活動団体との協働に加え、事業の目的や実施方法に応じた委託、共催、事業協力、補助・助成といった事業形態の選定が示されている。

したがって、今回の包括外部監査においては、事業内容等に応じて適切な事業形態が選択されているかといった観点からも監査を行うこととする。

#### (4) 川崎市新たな行財政改革プランの考え方

協働の推進に向けた考え方は、「川崎市新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～」(以下、「行財政改革プラン」という。)にも反映されている。行財政改革プランでは、その「ねらい」として、大きく「再び直面する厳しい状況を乗り越える」とともに「将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換を図る」とし、「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会をめざす」とされている(行財政改革プラン 12ページ参照)。このように行財政改革プランにおいても、協働は1つの柱となっている。

さらに、行財政改革プランでは、改革に向けた取組の1つとして、「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり」が挙げられている。「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり」の具体的な取組としては、区役所機能の強化、協働の担い手となる職員の育成、地域における諸活動の担い手の育成などが挙げられている。

ここまで、自治基本条例、川崎市市民活動支援指針、協働型事業のルール及び行財政改革プランに基づき川崎市の協働に関する考え方を検証したが、川崎市では、協働を公共的な課題を解決するための市民、行政がともに主体的に推進する取組として整理されている。また、行政側の具体的な取組としては、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図るとともに、市民にとってより身近な行政機関である区役所の改革を進めるとされている。さらに、市民活動団体と協働で行う事業については、協働型事業のルールに従って実施するなど、全庁横断的な方向性を持った取組とされている。

### 3. 協働を推進するにあたっての体制

#### (1) 協働を推進するにあたっての全庁的な取組体制

川崎市では、市民活動の支援及び協働型事業の推進に係る企画及び調整などを担う部署として、市民・こども局 市民生活部 市民協働推進課 が設置されている。「川崎市の組織平成25年4月1日現在」によると、市民協働推進課の役割として、地域振興に係る施策の企画及び調整、地域住民組織の振興、特定非営利活動法人の設立の認証などが挙げられている。このように、市民協働推進課は、全市的な協働に関する事業を統括するというよりは、NPO法人など市民活動団体の支援を目的としている。

#### (2) 区役所の役割と区役所機能の拡充

川崎市では、協働を推進するため区役所機能の拡充事業にも取り組んでいる。川崎市の

「新総合計画 川崎再生フロンティアプラン 第3期実行計画（計画期間（2011～2013年度）の取組）」（以下、第3期実行計画）においても、「市民自治と区役所機能の拡充」が重点戦略プランの1つとされている。具体的には、「地域の特性を活かしながら、多様な主体がネットワークを形成し、地域力を高めていくとともに、市民にとって身近な存在である「区役所」を、地域の課題解決に向けた「市民協働」の拠点としていくことが重要」とし、区民会議の運営、区における地域の課題解決に向けた取組の推進が挙げられている。

これらの点から、区役所における協働は、区役所が市民協働の拠点と位置づけられていること、重点事業としてこれまで区役所で行っていた協働事業に比べさらに踏み込んだ協働の推進が求められていること、各区の地域特性を踏まえた協働の推進を目指していることが特徴と言える。

また、具体的な事業化に向けて、毎年度、各区には、地域課題型事業として区の裁量の範囲が広い事業費、5,500万円が手当てされている。

このように協働の推進に向けて、区役所が果たすべき役割はきわめて大きいといえる。

### （3）公益財団法人 かわさき市民活動センターの役割

川崎市において、市民活動団体の自立支援など市民活動の中間支援組織としての役割を担う出資法人として、公益財団法人 かわさき市民活動センター（以下、かわさき市民活動センター）がある。かわさき市民活動センターは、昭和57年3月に川崎市の出資等を得て、当財団の前身である財団法人 川崎ボランティアセンターとして設立された。かわさき市民活動センターは、定款によれば、川崎市における市民活動の中間支援組織として相互連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るための事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与することを目的としている。

かわさき市民活動センターの主な事業には、市民活動に関する情報の収集、市民活動に関する調査・研究、市民活動に関する人材育成及び相談が挙げられており、具体的には、会議室・フリースペースの提供、市民活動に関する情報誌の発行、市民活動に関する講座の開催などを行っている。

## 4．協働に関する取組

川崎市において、協働に関する取組は、さまざまな分野で行われている。川崎市では、協働型事業のルールにおいて、協働型事業の定義を定めており、その内容は、「市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業のこと」とされている。しかし、市民との協働は、市民活動団体との事業に限定されるものではないため、今回の監査では、協働型事業に限定することなく、協働の推進に関する事業を監査対象とした。

なお、川崎市では、協働型事業について一覧表で把握し、その内容はホームページで公表されているが、その他の協働に関する事業については全体像を把握していない。

・ 監査における全般的な指摘事項

1. 監査の対象とした事業の一覧

今回の監査において対象とした 159 事業の一覧は以下のとおりである。監査対象とした 159 事業は、今回の監査のために、監査対象機関が実施する協働の推進に関する事業を、市側でリストアップしたものから、本庁が実施する事業については、予算額が 1,000 万円以上の事業及び 1,000 万円未満 100 万円以上の事業で特に協働を推進する上で重要と考えられる事業、また区役所が実施する事業については、危機管理担当、地域振興課、生涯学習支援課及び子ども支援室が所管する事業である。

(1) 本庁

部局名	所管課	事業の名称
総務局	危機管理室	自主防災組織防災資器材購入補助金
	危機管理室	自主防災組織活動助成金
	危機管理室	地域防災活動促進助成金
総合企画局	自治政策部	平成 24 年度かわさき自治推進フォーラム
市民・子ども局	市民協働推進課	公益財団法人かわさき市民活動センター補助金
	市民協働推進課	公益財団法人川崎市市民自治財団補助金
	市民協働推進課	美化運動実施事業補助金
	市民協働推進課	地域コミュニティ推進事業
	市民スポーツ室	スポーツ施設指定管理事業費 (とどろきアリーナ)
	市民スポーツ室	スポーツ施設指定管理事業費 (川崎市体育館)
	市民スポーツ室	スポーツ施設指定管理事業費 (川崎市幸スポーツセンター)
	市民スポーツ室	スポーツ施設指定管理事業費 (川崎市高津スポーツセンター)
	市民スポーツ室	スポーツ施設指定管理事業費 (川崎市宮前スポーツセンター)
	市民スポーツ室	多摩スポーツセンター事業費
	市民スポーツ室	スポーツ施設指定管理事業費 (川崎市麻生スポーツセンター)
	市民スポーツ室	スポーツ施設指定管理事業費 (川崎市石川記念武道館)
	地域安全推進課	交通安全市民総ぐるみ運動事業
	地域安全推進課	交通安全教育事業
	市民文化室	芸術のまちイベント事業 (川崎・しんゆり芸術祭)
	市民文化室	2012 かわさき市民第九コンサート
	市民文化室	KAWASAKI しんゆり映画祭事業
子ども本部	青少年育成課	子ども文化センター運営事業
	青少年育成課	わくわくプラザ事業
	青少年育成課	ふれあい館運営事業
	青少年育成課	青少年の家運営事業

部局名	所管課	事業の名称
こども本部	青少年育成課	八ヶ岳少年自然の家運営事業
	青少年育成課	黒川青少年野外活動センター運営事業
	青少年育成課	川崎市子ども夢パーク運営事業
	こども家庭課	こんにちは赤ちゃん事業
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (夜間保育所あいいく)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (ゆめいく日進町保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (どりーむ保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (ふくじゅ保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (かわの風保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (すみよしのはら保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (茶々いまい保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (田園調布学園大学みらいこども園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (うめのき保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (こどものいえもも保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (さぎ沼なごみ保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (星の子愛児園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (あさのみ保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (はるひ野保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (至誠館ゆりがおか保育園)
	子育て支援課	川崎市ふれあい子育てサポート事業 (夜間保育所あいいく)
	子育て支援課	川崎市ふれあい子育てサポート事業 (川崎市みぞのくち保育園)
	子育て支援課	川崎市ふれあい子育てサポート事業 (星の子愛児園)
子育て支援課	川崎市ふれあい子育てサポート事業 (川崎市中部地域福祉事務所 TACK)	

部局名	所管課	事業の名称
経済労働局	工業振興課	川崎市産業振興会館管理運営事業
	次世代産業推進室	新川崎・創造のもり第1期管理・運営事業
	労働雇用部	川崎市生活文化会館管理運営事業
	労働雇用部	川崎市立労働会館管理運営事業
	企画課	コミュニティビジネス振興事業
	企画課	川崎市・専修大学 共同市民ビジネス人材育成事業
	商業観光課	名産品認定事業
健康福祉局	高齢者在宅サービス課	いきいきセンターの運営
	高齢者在宅サービス課	いこいの家の運営
	高齢者在宅サービス課	シニアパワーアップ推進事業
建設緑政局	多摩川施策推進課	かわさき多摩川博実施業務
	多摩川施策推進課	二ヶ領せせらぎ館管理運営等業務
	多摩川施策推進課	大師河原水防センター管理運営等業務
	公園管理課	街路樹等愛護会報奨金
	公園管理課	公園緑地愛護会報奨金
	公園管理課	管理運営協議会報奨金
	緑政課	地域緑化推進地区制度事業

(2) 区役所

区名	所管課	事業の名称
川崎区	危機管理担当	安全・安心まちづくり推進事業
	危機管理担当	自主防災組織活動助成金
	危機管理担当	自主防災組織防災資器材購入補助金交付事業
	危機管理担当	川崎区危機管理地域協議会事業
	地域振興課	東海道川崎宿を活かした地域活性化推進事業
	地域振興課	川崎区企業市民交流事業
	地域振興課	川崎区まちづくりクラブ
	こども支援室	かわさき区いきいき健康づくり ・子育てフェスタ事業
幸区	危機管理担当	交通安全普及啓発事業
	危機管理担当	地域防災活動の推進事業
	危機管理担当	自主防災組織活動助成金
	危機管理担当	自主防災組織防災資器材購入補助金
	地域振興課	幸区学校跡地施設管理運営
	地域振興課	花と緑のさいわい事業
	地域振興課	さいわいものづくり体験事業
	地域振興課	音楽のまち推進事業
	地域振興課	市民活動等支援事業
	地域振興課	まちづくり推進事業
	地域振興課	幸アーカイブ事業
	こども支援室	総合的な子ども支援ネットワーク事業



区名	所管課	事業の名称
幸区	こども支援室	おこさまっぷさいわい発行業務
	こども支援室	こども・子育て支援事業
	こども支援室	さいわい夢保育事業
	生涯学習支援課	地域資源を活かしたまちづくり事業
中原区	危機管理担当	地域防災推進事業 (自主防災組織活動助成金)
	危機管理担当	地域防災推進事業 (自主防災組織防災資器材購入補助金)
	危機管理担当	地域防災推進事業 (地域防災活動促進助成金)
	地域振興課	自転車と共生するまちづくり事業
	地域振興課	区民の手で花いっぱい中原事業
	地域振興課	中原区役所コンサート開催事業
	地域振興課	In Unity開催事業
	地域振興課	歴史シンポジウム事業
	地域振興課	まちづくり推進実践活動事業
	地域振興課	親子サッカードリーム教室開催事業
	地域振興課	なかはらパンジーボウル開催事業
	地域振興課	商店街と連携した地域のまちづくり推進事業
	地域振興課	中原区青少年吹奏楽コンサート事業
	地域振興課	大型集合住宅組織支援事業
	こども支援室	中原区子育てネットワーク事業
	こども支援室	中原区子育て支援推進事業
	高津区	危機管理担当
地域振興課		高津区音楽のまち推進事業
地域振興課		「たちばな農のあるまちづくり」推進事業
地域振興課		高津区まちづくり推進事業
地域振興課		大山街道周辺整備活性化事業
地域振興課		高津地区親子運動会開催事業
地域振興課		花と緑のたかつ推進事業
こども支援室		子ども・子育て情報発信事業 「あったかつうしん」
生涯学習支援課		高津市民館総合管理運営業務委託
宮前区	危機管理担当	安全・安心まちづくり推進事業
	危機管理担当	自主防災組織活動助成金
	危機管理担当	自主防災組織防災資器材購入補助
	地域振興課	みやまえスポーツふえすていばる開催事業
	地域振興課	宮前区スポーツ推進事業
	地域振興課	みやまえ太鼓ミーティング開催事業
	地域振興課	まちづくり推進事業
	地域振興課	まちづくり支援事業
	地域振興課	宮前区ガイドブック改訂事業

区名	所管課	事業の名称
宮前区	地域振興課	みやまえロビーコンサート開催事業
	地域振興課	しあわせを呼ぶコンサート
	地域振興課	宮前区誕生 30 周年記念事業
	地域振興課	宮前区誕生 30 周年記念音楽推進事業
	地域振興課	宮前区誕生 30 周年まつり開催事業
	地域振興課	区制 30 周年・アルテリッカ演奏会開催事業 (局区連携事業)
	こども支援室	子育て情報発信事業
	こども支援室	子ども包括支援事業
	こども支援室	冒険遊び場活動支援事業
多摩区	危機管理担当	多摩区安全・安心まちづくり推進事業
	危機管理担当	自主防災組織活動助成金
	危機管理担当	自主防災組織資器材購入補助金
	地域振興課	市民活動支援事業
	地域振興課	「音楽のまち・かわさき」多摩区事業
	地域振興課	まちづくり推進事業
	地域振興課	観光振興・タウンセールス推進事業
	地域振興課	地域コミュニティの活性化促進事業
	こども支援室	親と子の育児園事業
	こども支援室	多摩区地域子育て情報収集・発信事業
	こども支援室	多摩区こども総合支援連携事業
麻生区	危機管理担当	安全・安心まちづくり推進事業
	危機管理担当	地域防災推進事業 (自主防災組織活動助成金)
	危機管理担当	地域防災推進事業 (自主防災組織防災資器材購入補助金)
	地域振興課	麻生区市民活動支援施設活用事業
	地域振興課	麻生区市民活動支援施設利用促進事業
	地域振興課	しんゆり・芸術のまち推進事業
	地域振興課	しんゆり・芸術のまち推進事業 (芸術文化広報発信事業)
	地域振興課	「しんゆり・芸術のまちづくり」 フォーラム運営事業
	地域振興課	あさお芸術のまちコンサート推進事業
	地域振興課	スポーツのまち麻生推進事業 (川崎フロンターレ応援事業)
	地域振興課	あさお観光資源の魅力紹介事業
	生涯学習支援課	【地域課題対応事業】 麻生里地・里山保全推進事業

### (3) 教育委員会

委員会	所管課	事業の名称
教育委員会	青少年科学館 日本民家園	生田緑地サマーミュージアム運営事業
	教育環境整備推進室 日本民家園	川崎市立学校学校施設地域管理業務 お月見をしよう
	日本民家園	体験講座 ・雪囲い・小正月
	日本民家園	

## 2. 協働を推進するにあたっての課題

### (1) 協働の重要性

高齢化など社会経済環境が大きく変化する中で、公共的な課題も多様化している。これらの課題に対応するためには、自助、共助、公助を適切に組み合わせて対応することが必要となる。とりわけ地域が抱える課題に対しては、地域コミュニティの役割が重要であり、協働の推進は、今後も重要性が増すものと考えられる。

川崎市では、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本理念に、これまでも自治基本条例や協働型事業のルールを定めるなど、協働の推進に取り組んできた。これらの取り組みは、全国的に見ても多くの自治体のさきがけとなるものであり、その点では高く評価できる。しかし、その一方で、協働を推進するためには、行政にとっても、職員一人ひとりの意識改革が求められることになる。また、協働の担い手となる市民についても地道な育成が求められるなど、今後の課題も多い。

今回の監査において監査対象とした各事業に対する監査の結果、意見は、本報告書における「第3 本庁」、「第4 区役所」、「第5 教育委員会」のとおりである。「第2 総論」では、各事業の指摘事項に共通に見られる事項や、協働の推進に向けて全庁的に取り組むべき事項として協働に関する基準の策定、協働の推進に係る計画の策定及び体制の見直しといった点を以下のとおり指摘する。

### (2) 協働に関する新たな基準の策定

自治基本条例を基礎とする川崎市の協働に関する考え方については、先に説明したとおりである。市民活動団体の育成に向けては、「川崎市市民活動支援指針」が設けられており、NPO 法人をはじめとする市民活動に関する行政の支援基準とされている。しかし、「川崎市市民活動支援指針」が策定された平成13年当時と比較すると、川崎市内のNPO 法人が33 法人から329 法人に増加するなど市民活動団体の状況は大きく変化している。このような社会環境の変化に対応するため、現在、川崎市では「川崎市市民活動支援指針」の改訂が進められている。

改訂の方向性については、今後、市民活動支援指針改訂検討委員会等の意見を踏まえ策定されるため、現時点では未確定ではあるが、新たな「市民活動支援指針」では、自治基本条例が市民を、いわゆる住民に限定することなく広く捕らえていることを踏まえ、市民活動団体についても、住民、町内会、事業者、大学といった各協働の担い手の一構成要素として位置づけるとともに、市民活動団体の活動内容や組織の成熟度の違いといった団体間の差異に着目し、それぞれの団体の状況に応じた支援を行う方向で検討されている。

#### (監査の結果 協働に関する基準の策定 全般1)

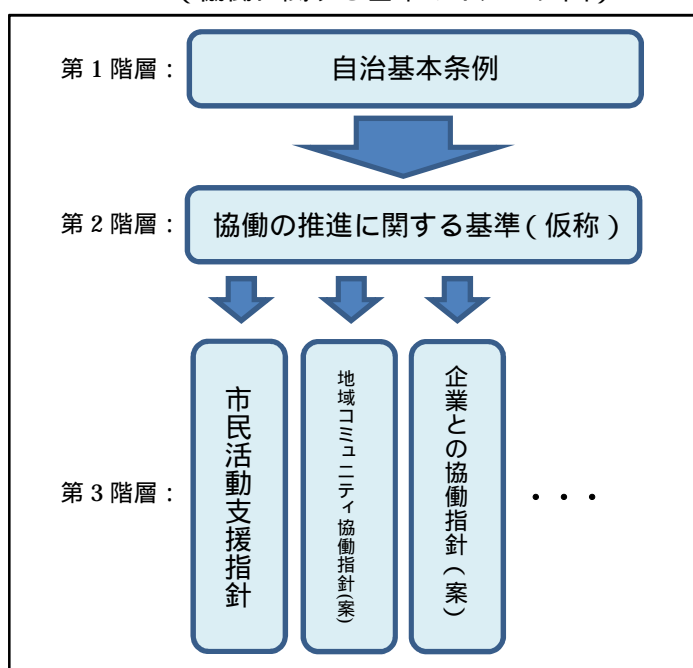
「市民活動支援指針」の改訂に伴い、今後、市民活動団体に対する支援の充実が期待で

きる。しかし、その一方で、協働の担い手は市民活動団体に限定されるものではないことから、「市民活動支援指針」とは別に、より広く協働の担い手を捉えた基準が必要となる。

川崎市における協働の推進は、まず自治基本条例で協働の考え方を示し、これを受け、それぞれの協働の担い手を包含した事業化に向けた基準を策定し、さらに市民活動団体といったそれぞれの協働の担い手ごとに担当する所管部局の取り組み方針を示した基準を策定するといった3階層の基準策定が合理的である（下図参照）。

現時点では、この3階層の基準のうち、第2階層に該当する「協働の推進に関する基準（仮称）」は策定されていないが、このことが全庁的な視点から見た協働の推進に関する事業の具体化を不明瞭にする一因となっている。至急、「協働の推進に関する基準（仮称）」の策定に取り組むべきである。

（協働に関する基準のイメージ図）



### （3）協働に関する計画の策定

先にも触れたとおり、自治基本条例第32条では「市は、市民との協働により公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。」としている。自治基本条例第32条を受け、市民活動団体との協働事業を行う際のルールとして、協働型事業のルールは策定されているが、川崎市としてどのように協働を進めるのかといった点や協働の推進に係る事業を体系化した計画の策定はなされていない。

#### （監査の結果 協働に関する計画の策定 全般2）

協働は、地域課題の解決に向け、市が単独で進めるのではなく市民と市とが協働で進めることで、より暮らしやすい地域を実現することを目的としている。したがって、協働を進めるためには、どのような地域課題に対して協働を推進するのかといった点を明確にする必要がある。また、協働の推進には、その担い手となる市民の育成が必要となることも多く、この点からも計画的に協働を進めることが重要となる。

そこで、地域課題の整理や、課題解決の手法となる協働の進め方、さらには協働の担い

手の育成を含む協働推進に向けたスケジュールを示した「協働推進計画（仮称）」の策定が不可欠である。なお、「協働推進計画（仮称）」には、事業目的、事業体系及び計画期間（例えば5年間）の記載が必要である。

（監査の結果 推進計画における事業目的の明確化 全般3）

協働型事業のルールにも記載されているところであるが、協働は課題解決の1つの手段であって目的ではない。しかし、個々の事業を検証すると協働で行うことが事業の意義となっている事業も多い。協働の担い手を育成するという点からは協働を行うことが目的であるといった考え方もあるが、そのことが事業目的が不明確になる一因となっている。「協働推進計画（仮称）」では、協働による事業の目的、目指すところ、目標を記載することで、協働による事業の目的を明確にするといった取組が必要である。

（監査の結果 成果の振り返りと検証可能な目標の設定 全般4）

協働型事業のルールでは、協働を推進するにあたっての6つの原則が定められており、その1つとして「成果の振り返り」（事後評価）が挙げられている。しかし、個々の事業を検証すると成果の振り返りが不十分な事業が多い。その原因として、事業開始時点で目標が設定されていないため、成果の振り返りがしづらい点が挙げられる。そこで、「協働推進計画（仮称）」では、「成果の振り返り」が可能となるように成果指標なども用い、より具体的に目標を示すことが求められる。

「第3 本庁」、「第4 区役所」では、検証可能な定量的な目標値の設定を求めているが、参考までに、目標設定について以下のとおり説明する。

事業成果を検証するためには、定量的な指標を用いることが有効である。したがって、原則として全ての事業について、定量的な指標の設定が可能かどうかを検討する必要がある。しかし、定量的な指標の設定が困難な事業も多く、また、イベントを実施する事業などでは、来場者といった指標を設定しがちであるが、本来、地域コミュニティの醸成を目的に行っているのであれば、指標は、来場者よりも事業実施に参加した団体数が適切である。誤った指標を設定すると、事業の方向性を見失う一因にもなる。

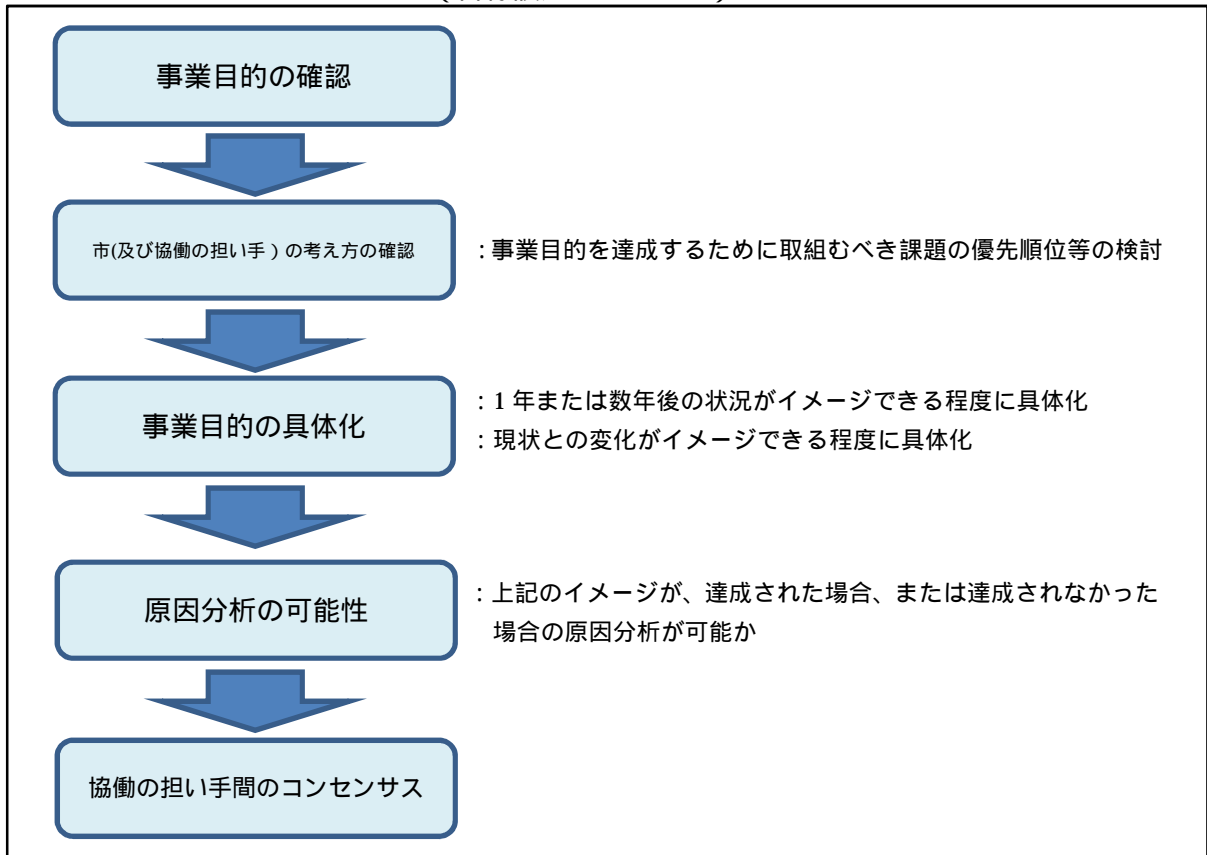
指標は、成果を振り返ることで事業の改善に結びつけるためのものである（いわゆるPlan - Do - Check - Action サイクルを機能させる）。したがって、定量的な指標の設定が困難な場合には、Check、Action に耐えうる程度に具体性のある目標を設定することとなる。また、評価結果を改善に結びつけるためには、目標は、それが達成されなかった場合に（または達成された場合に）、その原因を分析できるものである必要がある（このことから、逆説的な言い方ではあるが、定量的な指標に拘らなくても、達成状況の原因分析が可能な程度の具体的な目標であれば、成果の振り返りには有効といえる）。

また、目標の設定は、同じ事業であっても状況や市（及び協働の担い手）の考え方、意思によって異なる。例えば、市民との協働で防犯を行う事業について、防犯に関する住民の意識（自助の考え方）が不十分であると判断すれば目標値は住民への周知の回数やイベントへの参加人数となる。一方、優先的な課題が住民の意識改革よりも実際に被害を減らすことになるのであれば（例えば、被害が増加傾向にある場合などが考えられる）、目標はパトロールの件数などが考えられる。このように、目標は市（及び協働の担い手）の考え方を反映したものになる。

さらに、市が独自に行う事業と違い、協働に関する事業では、協働の担い手と市が、目標について合意することも重要な要件である。

一般的に、目標設定のプロセスは以下のとおりである。

(目標設定のプロセス)



( 監査の結果 事業計画期間の設定 全般 5 )

行政においては、一般的に、一度事業が開始されると、廃止しづらいといった傾向が見受けられる。協働に関する事業についても、社会経済環境の変化や協働の担い手の高齢化などが生じて、事業の見直しがなされていない事業が多い。このように事業の見直しが行われない一因として、あらかじめ事業期間を設定したうえで事業を開始していないことが挙げられる。「協働推進計画(仮称)」では、例えば、計画期間を5年間と設定し、毎年度、成果の振り返りを行うとともに、事業計画期間終了時点では、事業の改廃を含めた検討を行うといった取組が必要である。

( 4 ) 協働を推進するにあたっての体制の見直し

川崎市では、市民協働推進課が設置されているが、市民協働推進課の役割は、NPO法人など市民活動団体の支援であって、全市的な協働の推進を担うものではない。そのため、市民協働推進課では、全庁的にどのような協働に関する事業が行われているかといった把握は行われていない。

( 監査の結果 協働に関する全庁的、横断的体制の構築 全般 6 )

協働の推進は全庁的、横断的に進めるべきものである。したがって、全庁的、横断的な視点から協働の推進を担う体制を構築するとともに、この体制のもと、自治基本条例の理念や、新たに策定する「協働の推進に関する基準(仮称)」に従って協働の推進が行われているかどうかといった検証を行う役割が求められる。

( 監査の結果 全庁的、横断的な視点からの事業の整理 全般 7 )

全庁的、横断的な視点から協働の推進を担う体制では、先に示した「協働推進計画(仮称)」の策定に加え、計画の策定過程では、現在実施されている協働に関する事業の整理が必要である。例えば、KAWASAKI しんゆり映画祭事業と、しんゆり・芸術のまち推進事業とでは、地域の文化、芸術を活用した地域コミュニティの活性化や地域ブランドの確立を目指すといった類似した目的の事業である。しかし、それぞれの事業は別個の部署が担当していることもあり、事業間の連携は図られていない。類似事業の重複を避けることや、より高い成果を目指すため事業間の連携を図るといったためにも、協働の推進に関する事業を一元管理する体制の構築が求められる。

( 監査の結果 全庁的、横断的組織によるモニタリングの管理 全般 8 )

川崎市では、より市民に身近な行政機関である区役所の機能強化を進めているところである。具体的には、それぞれの区の実情に応じた独自の事業として地域課題型事業が行われている。地域課題型事業について、その内容は区の独自性に委ねることとなっているため、事業の企画立案は、区ごとに実施されている。しかし、その一方で、地域課題型事業が地域課題の解決にどのように貢献しているのかといった成果の振り返りは、全庁的、横断的に行うべきである。したがって、地域課題型事業の成果の振り返りを効率的・効果的に実施するためには、協働を全庁的、横断的に所管する部署を明確にし、これを担わせることが必要である。

( 監査の結果 区役所間の連携 全般 9 )

地域課題型事業に見られるように地域課題の解決に向けた協働の推進は、区役所が地域の独自性に応じて事業の企画立案を行うことが重要である。その一方で、全市的に協働を推進するためには、区役所間の連携も必要となる。宮前区などで行われているスポーツ振興事業は、地域の資源を活用することで地域振興を深めることに役立っている。こういった成功例は他区においても参考とすべきであり、したがって、区役所間の連携についても効率的・効果的に実施するためには、協働を全庁的、横断的に所管する部署を明確にし、これを担わせることが必要である。

( 5 ) 協働の推進と区役所における体制の見直し

より市民に身近な行政機関である区役所では、協働に関する様々な事業が行われている。今回の監査では、区役所で実施されている事業については、危機管理担当、地域振興課、生涯学習支援課及びこども支援室が所管する事業を対象にした。

( 監査の結果 区役所における体制の見直し 全般 10 )

上記で、協働の推進に向けて、全庁的、横断的な組織の設置を求めたところであるが、各区役所で行われている協働事業についても、類似事業の整理や、事業間で連携を図ることにより高い効果が期待できる事業が存在することから、区役所においても協働に関する事業を統括する部署を明確にする必要がある。

( 6 ) 推進に関する事業目的の明確化

協働に関する事業として地域の文化財や、市民による芸術活動を活用した街おこしが進められている。例えば、幸区では、音楽のまち推進事業として区民音楽祭を開催しており、区民や企業内の音楽サークルにコンサートの機会を提供している。また、多摩区において

も、たま音楽祭が開催されるなど、プロが演奏を行うものか、アマチュアを中心とした音楽祭かの違いなどはあるものの各区で類似の事業が行われている。

( 監査の結果 推進に関する事業目的の明確化 全般 1 1 )

本来、これらのイベントは、地域の特徴なども考慮したうえで地域の協働の推進を目的に行われるべきものである。したがって、イベントの多くは、実行委員会方式が採用されており、市民自らが実行委員会の場で企画を検討することや、イベントへの参加を通して市民の交流が促進されることに事業の意義がある。

しかし、実際に事業が開始されると、イベントへの来場者数などに目が奪われ、イベントを実施することが目的化し、本来の目的である地域課題の解決にどのように貢献しているのかといった視点は見落とされがちになる。こうした点は、イベントの準備など実務に携わる職員にとっては、どうしても陥りやすい点である。

そこで、音楽祭のようにイベントの開催を通して地域課題の解決を図る事業では、協働を行うこと目的を明確にするため、イベントの目的と協働の目的を別個に設定することが考えられる。例えば、イベントの目的を“ A 目的 (例えば、イベントへの来場者数)”、協働の目的を“ B 目的 (例えば、イベントを実施する側での世代間の交流 (世代別の参加者割合))”とし、それぞれの目的を明確にすることで両者の混同を避けることができる。

なお、事業目的の明確化は、( 3 ) 協働に関する計画の策定においても触れたところであるが、地域課題の解決に向けた目的を明確にする点は、計画の策定においても考慮すべきである。

( 7 ) 市民と行政との関係の整理

協働の推進には、市民と市が目的を共有し、その目的達成に向け、それぞれの役割分担を決めた上で協力関係を構築することが欠かせない。協働型事業のルールでは、協働の原則の 1 つとして、市民と行政の役割分担と責任範囲の確認が挙げられている。これを受け、協働に関する事業の多くでは、要綱等によって市民と市との役割分担を定めている。

( 監査の結果 要綱等による市民と市との役割分担の明確化 全般 1 2 )

概ね要綱等に定められている役割分担は、抽象的な内容なものが多く具体性に欠けている。これは、要綱等で詳細な内容まで規定すると、状況に応じた対応が困難になり、むしろ事業の硬直性を招いてしまうことを危惧してのことと考えられる。しかし、協働に関する事業では、市から協働の担い手に対して、委託費、補助・助成といった支出が行われているケースが多く、したがって要綱等で委託内容等を明確に定めることが必要である。

市民と市との役割分担をどの程度詳細に規定すべきかは、協働の事業内容や事業目的によっても異なる。例えば、実行委員会が主体的に行うまちおこしを目的としたコンサートなどの事業であれば、事業内容は実行委員会の自主性に委ねる趣旨から、協働の担い手の役割分担は要件程度の概括的なものも可能と考えられる。一方、地域防災など一定の市の関与が求められる事業については、より詳細な内容を要綱等で示す必要がある。

( 監査の結果 要綱等による市民と市との役割分担の明確化 全般 1 3 )

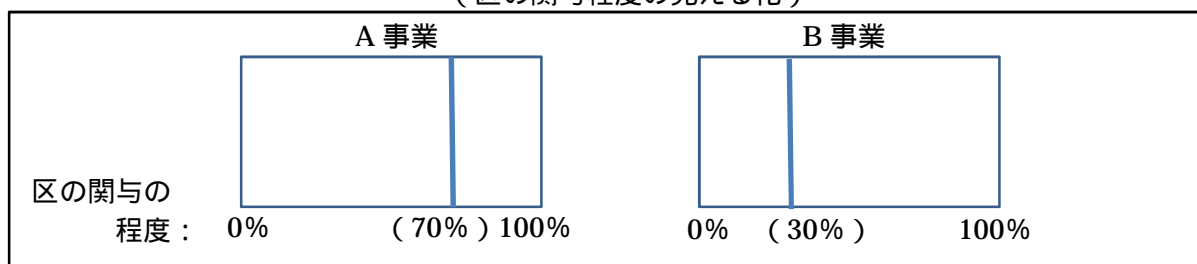
区役所の地域防災を担当する職員に対するヒアリングの中で、職員から、協働を進めるにあたって、市民と区役所との関係が分かりづらいとの意見があった。確かに、区が実施する協働の事業は、公共性が高く区が積極的に関与すべき事業から、市民の自主性に委ねるべき事業まで幅が広い。個々の事業を検証すると、本来、区が市民に対し事業方針を示すなど積極的に関与する必要があるにもかかわらず、区の関与が不十分な事業も多い。また、事業の実施段階で、区の関与の範囲、程度が組織的に (例えば、課として) 十分に検



討されていないケースが多い。

そこで、協働に関する事業については、市民と区との役割を組織内で検討することが必要である。検討に当たっては、例えば、下記の図なども用いることで(区の関与の程度を0%から100%の範囲で見える化する。下記の図では、公共性の高いA事業であれば区の関与は70%程度、A事業に比べ公共性の低いB事業については区の関与は30%程度となる。また、同じ事業であっても、協働の担い手が育成されれば、一般的に区の関与が下がるものと考えられる) 区の役割について、職員の認識の共有を図ることが必要である。

(区の関与程度の見える化)



協働型事業のルールでは「協働型事業の事業形態としては、主に委託、共催、事業協力、補助・助成が考えられる」としている。一般的に、より行政の責任において実施すべき事業は委託が選択され、より市民活動団体が主体的に取り組むべき領域については、補助・助成が選択されることになるとされている。

(監査の結果 事業目的、事業内容と事業形態との整理 全般14)

事業目的、事業内容と事業形態との整合が図られていない事業が見受けられる。特に実行委員会方式で実施されている事業では、実行委員会に委託費が支払われているケースが多いが、区民が実行委員会を構成し主体的に音楽祭を実施するという事業の趣旨からすると、委託費より補助・助成がふさわしい。

また、協働の担い手の資金用途を明確にするためにも、委託費に比べ、補助・助成対象が特定されている補助・助成が望ましい。さらに、本来、補助・助成とすべきところを委託費とすることは協働の担い手の自主性を損なう結果にもなる。事業目的、事業内容に応じた事業形態の選択が必要である。

(意見 実行委員会について 全般1)

実行委員会には、事業の実施主体としての実態を有するものがある一方、事業実施に向け有識者の立場からアドバイスを行うことを主目的としているものもある。本来、後者については、実行委員会ではなく、協議会、有識者会議とすべきものである。

(8) 区役所で実施する事業の調整

区においては、本庁が所管する要綱等に基づいて実施されている事業もある。例えば、地域の自主防災力強化のための事業である自主防災組織活動助成金事業、自主防災組織防災資器材購入補助金事業は、総務局危機管理室が所管する川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱に基づき、各区で交付決定等の事務を行っている。

(監査の結果 自主防災組織に対する活動助成等事業の整理 全般15)

各区では、川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱、川崎市自主防災組織防災資器材購

入補助金交付要綱に基づき、自主防災組織活動助成金事業、自主防災組織防災資器材購入補助金事業が実施されているが、その事業内容には差異も見られることから、各区横断的な整理が必要である。

自主防災組織活動助成金事業、自主防災組織防災資器材購入補助金事業は、自助、公助に加え、共助の考え方に基づいた自主防災組織による地域防災力の向上を目的としている。自主防災組織の活動自体は自主的なものではあるが、川崎市としても地域防災力を強化するという公共性に鑑み補助金、助成金を支出している。このような公共的な視点から、市としては自主防災組織結成を促すべきであるが、これに向けた各区の取組状況は異なっている。

また、自主防災組織が行う防災訓練の実施状況は、概ね 60%程度（自主防災組織のうち平成 24 年度に防災訓練を行った割合）である。防災訓練の実施状況を向上させるため、幸区のように、ネットワーク協議会を設置し、協議会を通して、訓練に積極的に取り組む自主防災組織の状況を他の組織に紹介することで他の組織の実施を促す区役所がある一方で、このような取組を行っていない区役所も多い。

さらに、自主防災組織の資器材の保有状況の把握については、麻生区、多摩区のように毎年度把握している区がある一方で、資器材の保有状況を把握していない区も多い。自助、共助、公助による取組が互いに補完しあい地域防災力の強化を図るという点からも、自主防災組織が保有する資器材の状況を区が把握することは不可欠である。川崎市では、平成 27 年度を目処に、避難所に指定されている市立学校等に、避難所で用いる装備を収納する備蓄倉庫を整備しているが、これとの連携を図るためにも自主防災組織の資器材の保有状況把握は時宜に適っている。

なお、川崎市が行う資器材の備蓄状況は市や区のホームページで公表されているが、これに加えて、自主防災組織が保有する資器材の状況についても地域住民に周知し、区民一人ひとりの自助の取組に役立てるべきである。

#### （ 9 ）まちづくり推進事業等の見直し

各区には、地域課題の解決を目的にしたまちづくり推進組織が設置（麻生区を除く）され、まちづくり推進組織と区役所との協働による事業が進められている。まちづくり推進組織は平成 10 年ごろに設置されたものが多く、まちづくり推進組織を取り巻く環境も当時から大きく変化している。

#### （ 監査の結果 まちづくり推進組織の見直し 全般 16 ）

平成 10 年当時と比較すると、NPO 法人が増加するなど協働の担い手の状況についても大きく変化している。一般的には NPO 法人の増加に見られるように、協働の担い手は専門性を高めており、それぞれの分野で地域課題の解決に貢献している。協働の担い手の専門性向上に伴い、宮前区を除くと、まちづくり推進組織の活動範囲は相対的に減少しているケースが見られる。

そこで、まちづくり推進組織については、地域課題の解決に向けた実施主体ではなく、これまでの幅広い活動経験を活かした団体間の交流の窓口といった中間支援団体としての役割に衣替えをするといった見直しの時期に来ているものと考えられる。なお、まちづくり推進組織の役割を見直すにあたっては、まちづくり推進組織委員のモチベーションや区ごとの取組状況の違いにも配慮し、検討を進めるべきである。

#### （ 10 ）協働の推進と市民参加

自治基本条例では、参加と協働に当たり、市民は自らの発言と行動に責任を持つことと

されている（自治基本条例 第 7 条）。これに対応して、市においても、協働を推進するためには市民参加の機会を十分に確保することが不可欠である。川崎市において市民参加の機会として、区民会議が設置されているほか、協働に関する事業を進めるに当たっては様々な市民参加の機会が設けられている。

（監査の結果 市民参加の機会の確保 全般 17）

区民が、区の課題を提言し調査審議する場として区民会議が設置されている。また区の課題の提起及びその解決のための実践を行う組織として、まちづくり推進組織が設けられている。両者は、提言審議機関と、地域課題の解決に向けた実施主体といった役割に違いはあるものの、一部の構成メンバーが重複するなど共通点も多い。この他協働の推進に関する事業では市民の意見を聞く機会が設定されているケースも多い。

しかし、全庁的に市民参加の機会がどのように設定されているのかが整理されていないため、市民参加の機会に重複が見られる一方で、市民参加の機会確保に漏れが生じていることも考えられる。そこで、協働の推進に関する事業と市民参加の機会とを、全庁的な視点から整理することで、公平で幅広い市民参加の機会の確保に努めるべきである。

また、市民参加の機会確保では、協働の担い手としての市民の参加に加え、行政サービスの受け手としての市民の参加も必要である。

### 第3 本庁

#### ・総務局

##### 1. 自主防災組織防災資器材購入補助金

所管	総務局 危機管理室					
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	11,000	11,568	12,000	12,368	18,138
	決算額	10,346	10,969	9,800	11,988	16,661
H24年度決算額の使途内訳	自主防災組織が防災資器材を購入する費用の一部に対する補助					
事業の内容	自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入に対し、補助金を交付するもの。					
事業を始めた経緯	災害に対処するためには、行政のみならず地域住民の積極的かつ組織的な活動による協力が望まれ、組織的な活動を期待するためには、町内会・自治会等を母体とした自主的な防災組織を結成させ、その防災組織が避難誘導等に使用する防災資器材等を購入する場合に補助事業を行い、もって市民の防災意識の高揚と普及を図ろうとしたもの。					
協働相手及び協働相手の選定方法	各自主防災組織					
協働する理由、メリット	自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入を促進することで、地域防災力の向上が図れる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	各自主防災組織の申請件数及び補助額は年々増加しており、地域防災力の向上に結び付いている。 補助対象件数 平成22年度 107件 平成23年度 118件 平成24年度 172件					
事業の効果の測定方法	補助件数及び補助金額により、一定程度事業効果が把握できるものとする。					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

当事業は、川崎市で結成された自主防災組織に対して、その防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行ううえで必要な防災資器材の購入に対し、一定程度の補助金を交付する事業である。

補助対象となる防災資器材は、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱(以下、「資器材要綱」という。)の防災資器材購入品目一覧表に掲載のものである。

補助率は、購入に要する費用の2分の1以下で、かつ、以下の合計額を超えない

額としている。

- ・組織割(1 自主防災組織につき)...300,000 円
- ・世帯割(加入 1 世帯につき)...600 円

補助金で購入したものを含む各自主防災組織の資器材の保有調査を 5 年に 1 度行っており、保有状況はその場で把握している。

当事業の所管は総務局危機管理室であるが、実際に補助金の受付、交付等の事務は、各区の危機管理担当が行い、総務局危機管理室では補助金の制度設計と年度当初に各区役所に対して補助金の枠を割り当てる役目を担っている。

交付件数は、上記の通り平成 24 年から申請件数が大幅に増えているが、これは東日本大震災を受けて地域防災への関心が高まったためと推察される。

#### 協働相手の概要

自主防災組織とは、地域における平常時の防災活動及び非常時の助け合いに取り組むための組織で、川崎市自主防災組織育成指導要綱に基づき結成される任意団体である。川崎市内には平成 25 年 4 月 1 日現在で 710 団体の自主防災組織がある。

必要な要件を満たせば、誰でも自主防災組織を結成することができるが、各地区の自治会・町内会が結成していることが大半である。この他、マンションの管理組合が結成するケース等がある。

各自主防災組織を取りまとめる組織として以下のものがある。

まず市及び各区に自主防災組織連絡協議会（以下、「自主防連」という。）が要綱に基づき設置されている。市全体の自主防連は、各区の自主防連の代表者により構成され、総務局の危機管理室が事務局を担当している。そのもとに区ごとの自主防連があり、各区の自主防災組織の代表者により構成され、その事務局は各区の危機管理担当が担当している。

#### (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

具体的な事業は各区に分かれて実施しているため、各区の当事業を参照のこと。

#### (3) 意見

保有資器材調査の実施に関する指導の必要性（本 意 1）

上述のとおり、当補助金により購入したものを含め、各自主防災組織の資器材の保有調査を 5 年に 1 度行うこととしているが、各区の危機管理担当にヒアリング調査をしたところ、その認識に相違があった。総務局危機管理室の方針通りに 5 年に 1 度、調査を実施することを認識し、その通りに実施している区もあれば、5 年に 1 度という方針についての認識はないものの、区独自の方針で毎年保有調査を実施しているところ、まったく保有状況の調査を実施していない区もあった。

各自主防災組織に防災活動に必要な資器材が保有され、適切に管理されているかを確認することは行政の重要な役割であるため、全市的に統一的な方法で保有調査が実施されるよう、総務局危機管理室による指導が必要である。

情報収集及び共有の必要性（本 意 2）

当補助金の交付事務は各区において行われている。その交付方法についても区によって違いがあった。ある区では、毎年、申請があった全自主防災組織を補助金の

交付対象とするのではなく、年度毎に補助金交付地域を割り当て、各自主防災組織は2～3年に1度だけ交付申請ができるなどの工夫をしていた。交付申請できる自主防災組織を限定することにより、それだけ1自主防災組織に交付できる補助金額を多くすることが可能となることから、自主防災組織では比較的高額となる資器材を購入できるというメリットがある。

このように、各区では、運用段階で、それぞれの工夫を行っている。これらの工夫をお互いの区で参考にするため、各区での取り組みについて情報収集を行い、有用な情報については各区に共有するといった横断的な対応を本庁部局は行うことが必要である。

## 2. 自主防災組織活動助成金

所管	総務局 危機管理室					
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	6,000	5,000	5,000	7,095	14,162
	決算額	7,044	5,749	5,920	6,932	9,223
H24年度決算額の使途内訳	自主防災組織が行った防災訓練や啓発活動に対する助成。					
事業の内容	防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進するため、自主防災組織が防災訓練又は防災知識の啓発活動を行った場合に、その活動の規模及び種別に応じて助成金を交付するもの。					
事業を始めた経緯	先に自主防災組織の防災資器材購入に対する補助制度が開始されたが、これらの資器材を実際に使用する防災訓練等が低調なままとなっていたことから、自主防災組織に対する活動の働きかけを従来にまして多面的に行うとともに、積極的な誘導措置の必要があったため、活動助成金を交付することにより防災活動の活発化を図ろうとしたもの。					
協働相手及び協働相手の選定方法	各自主防災組織					
協働する理由、メリット	自主防災組織の防災活動を促進することにより、地域防災力の向上が図れる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	各自主防災組織の防災訓練及び啓発活動の開催数は年々増加しており、地域防災力の向上に結び付いている。 補助対象訓練・啓発実施数 平成22年度 309件 平成23年度 336件 平成24年度 444件					

事業の効果の測定方法	補助対象となった防災訓練及び啓発活動の交付申請等により、一定程度事業効果が把握できるものとする。
------------	--

(1) 概要

事業概要（補足）

当事業は、川崎市で結成された自主防災組織に対して、その防災体制の充実を図るために、自主防災組織が行った活動に対して、一定程度の補助金を交付する事業である。交付対象は川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱に掲げられているものであり、防災訓練と防災知識の啓発活動等が該当する。交付金額は当該要綱に掲げられている額で、活動の種類、規模、自主防災組織の構成件数によって決定されている。交付件数は平成 24 年から大幅に増えているが、これは東日本大震災を受けて、防災への関心が高まったものによると考えられる。

協働相手の概要

「1. 自主防災活動防災資器材購入補助金（1） 協働相手の概要」を参照のこと。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

具体的な事業は各区に分かれて実施しているため、各区の当該事業を参照のこと。

(3) 意見

防災活動に関する市としての基準設定の必要性（本 意 3）

防災は行政、市民双方にとって非常に重要であり、行政だけでなく市民の協力も得ながらその活動を行っていく必要がある。協働として取り組むべき最たる事業である。川崎市は区によって地形的な違いもあることから、区によって取り組み内容やその度合いに違いが出てくることは理解できるが、その一方で、川崎市全体として一定程度の災害に対する備えは確保できているという基準となるレベルを設け、市全体としての防災に対する取り組みを明示することが必要である。その上で、各区の特長をさらに上乗せすることで、川崎市全体の防災に関する一定水準の確保と地形的特長を踏まえた各区の取り組みによる重厚性という効果を得ることが可能になる。

情報収集及び共有の必要性（本 意 4）

当補助金は各自主防災組織の防災活動に関する補助金であり、1. で述べた自主防災組織防災資器材購入補助金同様、交付事務は各区において行われている。しかし、自主防災組織の中には、1 年間で、補助金の対象となる防災活動を行っていないため、補助金申請をしない団体もある。

このような自主防災組織に対して、各区の危機管理担当は、活動促進に向けた働きかけが行われているが、その方法について区によって違いがあった。具体的には、概ね、どの区でも防災活動の実施を促すように声を掛けるといった働きかけは行っているが、その声の掛け方に違いがあった。単に活動を実施することを声掛けしているところ、他の組織との合同開催や他の組織の有用な取り組み事例の紹介といった、自主防災組織が実際に動きやすくなるという点に配慮した提案型の声掛けを行っている区もあった。単に実施するように声を掛けるよりは、具体的な方法なども含めた声掛けを行った方が動きやすくなることから、こういった視点での活動促進

を図っていくことが重要である。そのため、各区での取り組みに関する情報収集を行い、有用な活動事例情報については各区に共有するといった横断的な対応を本庁部局は行うことが必要である。

### 3. 地域防災活動促進助成金

所管	総務局 危機管理室					
根拠法令・要綱等	川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490
	決算額	9,369	9,161	9,080	9,141	9,126
H24 年度決算額の使途内訳	市及び区の自主防災組織連絡協議会の行う事業及び運営に要する経費に対する助成					
事業の内容	地域における防災活動を強力に推進するため、市及び区の自主防災組織連絡協議会の行う事業及び運営に要する経費について、助成金を交付するもの					
事業を始めた経緯	平成 7 年の阪神・淡路大震災の教訓として、災害時の被害を最小限に食い止めるためには、日ごろから地域住民によるネットワークづくりが重要であり、そのため、地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織が迅速かつ確かな防災活動が行えるように、地域の防災拠点において実施する、災害時の避難所生活に備えた訓練及び啓発活動等を行った場合に各区の自主防災組織連絡協議会に助成金を交付し、地域防災活動の促進を図ろうとするもの					
協働相手及び協働相手の選定方法	市及び区の自主防災組織連絡協議会					
協働する理由、メリット	避難所運営に関する事業や地域防災拠点を中心とした防災活動等に対して助成を行うことで、防災活動を推進し、地域防災力の向上が図れる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	避難所運営に関する会議、訓練、研修会、講習等、地域防災拠点を中心とした防災活動、防災関連の資料作成、啓発活動、協議会の運営経費に助成金を交付し、活動を促進することで地域防災力の向上に結び付いている。 補助対象金額 平成 22 年度 9,080,184 円 平成 23 年度 9,140,989 円 平成 24 年度 9,126,039 円					
事業の効果の測定方法	事業計画書、実績報告書等により、一定程度事業効果が把握できるものと考え					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

当事業は地域における防災活動を推進するため市及び区の自主防連の行う事業及び運営に要する経費について、川崎市地域防災促進助成金交付要綱に基づき、交付するものである。



## 協働相手の概要

「1. 自主防災組織防災資器材購入補助金」(1) 協働相手の概要」を参照のこと。なお、実質的に自主防連の運営経費を賄うための助成金であるため、総務局危機管理室が受け持つ他の2事業とは異なり、当事業の交付対象は自主防災組織ではなく、自主防災組織連絡協議会である。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

自主防災組織連絡協議会などの場を通じて、地域防災力の強化という共通の目標に対して、行政と自主防災組織連絡協議会の課題を定期的に共有し、それぞれの取組内容に適宜反映している。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

自主防災組織連絡協議会などの場を通じて、地域防災力の強化という共通の目標に対して、行政と自主防災組織連絡協議会の課題を定期的に共有し、それぞれの取組内容に適宜反映している。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

自主防災組織連絡協議会などの場を通じて、地域防災力の強化という共通の目標に対して、行政と自主防災組織連絡協議会の課題を定期的に共有し、それぞれの取組内容に適宜反映している。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

自主防災組織連絡協議会などの場を通じて、地域防災力の強化という共通の目標に対して、行政と自主防災組織連絡協議会の課題を定期的に共有し、それぞれの取組内容に適宜反映するとともに、川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱に基づき、助成対象となる事業を明確にしている。

#### (オ) 公開性・透明性

##### (事実確認)

市及び区の自主防災組織連絡協議会の行う事業及び運営に要する経費を対象としており、助成額は自主防災組織連絡協議会の場で報告を行っている。

#### (カ) 成果の振り返り

##### (事実確認)

自主防災組織連絡協議会などの場を通じて、地域防災力の強化という共通の目標に対して、行政と自主防災組織連絡協議会の課題を定期的に共有し、それぞれの取組内容に適宜反映している。

・総合企画局

1. 自治推進フォーラム開催事業

所管	総合企画局 自治政策部					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：総務費		項：総合企画費		目：総合企画費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	(4,347) 旧事業	4,238	4,000	3,720	3,335 (うち協働事業に係る事業費は 650 千円)
	決算額	(4,347)	4,200	2,547	3,297	3,620 (同上)
H24 年度決算額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費(プログラム内容の検討、連絡調整、広報企画 等)</li> <li>・直接経費(資料印刷費、通信費、交通費)</li> <li>・諸経費、技術経費</li> </ul>					
事業の内容	川崎市自治基本条例の理念を市民へ浸透させ、自治意識を醸成し、多様な主体による自治推進の取組を共有することで地域の自治力の向上を図ることを目的に開催する。平成 24 年度で第 4 回目を迎えた(第 2 回目は東日本大震災により実施中止)。なお、フォーラムの開催に当たっては、平成 24 年度から、試行として、市民活動団体等との協働型事業により企画運営を行っている(それまでは実行委員会形式による企画運営)。					
事業を始めた経緯	平成 14 年度から各区を巡回する手法で 7 回実施してきた「市民自治創造・かわさきフォーラム」(上表中の「旧事業」)の実施経過を踏まえながら、平成 21 年度に「かわさき自治推進フォーラム」として発展的にリニューアルし、実施の目的についても、初期の市民自治という概念を広め、市民活動団体の連携の機会を設ける段階から、自治基本条例の理念の浸透と、市民自治の実施へ向けた具体的取組の紹介へと移行している。					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>&lt;相手方&gt; 市民活動団体(NPO 法人ぐらす・かわさき)</p> <p>&lt;選定方法&gt; 公募プロポーザルによる選定</p>					
協働する理由、メリット	当事業の目的は、多様な主体による自治推進の取組を共有することで地域の自治力の向上を図ることであり、その実施にあたっては、地域における多様な主体の参加や協働が望まれる。よって、行政による一方的な事業実施ではなく、企画段階から市民も参加し、行政と市民双方が協力し合ってフォーラムのプログラム等を検討・実施することにより、自治運営の基本原則である市民本位のまちづくりに資するものである。また、実行委員会形式ではなく、公募により協働の相手方の団体を選定することで、より双方の役割分担や責任の範囲、目的の共有などが明確となり、市民側の主体性も高まる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来のフォーラムと比較し、新たな層及び多数の参加があった。</li> <li>・当日のアンケート結果からも約 9 割の方に満足いただけた(基調講演・アプローチ講和のみの集計)</li> </ul>					

事業の効果の測定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来場者への当日アンケートの実施</li> <li>・ 川崎市アクションプログラムによる自己評価（施策評価）</li> </ul>
------------	---

## （１）概要

### 事業概要（補足）

市が平成 21 年度から開催している、かわさき自治推進フォーラムの開催に関する事業である。毎年、基調講演、パネルディスカッション、分科会等（年度によって内容は異なることがある）の内容で開催され、基調講演では著名人を講師として招いている。

平成 24 年度においては、予算額が 3,335 千円であるのに対し、決算額が 3,620 千円となっており予算超過となっている。この点につき所管課に確認したところ、予算要求時には協働型事業で実施することを想定していなかったが、効果的な事業の実施方法について検討した結果、通常委託と協働型委託の二つに分けることとなったことから、予算が不足することとなり、他の予算からの流用で賄ったとのことである。上記のとおり、平成 24 年度から試行的に協働型事業として実施することとしたためにやむを得ないものと思料する。

### 協働相手の概要

協働相手である NPO 法人ぐらす・かわさき(以下、「ぐらす・かわさき」という。)は、平成 13 年に設立された NPO 法人である。ぐらす・かわさきのホームページによると、ぐらす・かわさきは、《かわさきがみえる / かわさきをつくる》をコンセプトにして、以下の活動に取り組んでいる。

市民が集い、交流する場をつくり、講座・交流会やイベントなどの開催をします。

問題解決のために市民が必要な情報を集めます。その情報を市民が使いやすい情報にして発信します。

市民自身が主体的に問題を解決していくことをめざし、その活動を応援します。

具体的には、地域の交流の場の運営(遊友ひろば、寺子屋、地域の子育て支援等)及び市民活動・コミュニティ・ビジネスの応援(コミュニティビジネス相談窓口、かわさきサポート基金設立準備、市民活動支援等)といった活動を行なっている。

## （２）監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### （ア）目的の共有

##### （事実確認）

当事業の目的の共有のために、市は協働相手を公募する際の募集要項において、フォーラムの目的と今年度の目標を明記している。また、受託団体との間で取り交わされた「平成 24 年度かわさき自治推進フォーラム企画運営業務に関する協働型事業協定書」(以下、「協定書」という。)においても目的を共有することが明記されている。実際、企画を行っていくにあたり、定期的に協議を行うことで目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

当事業については、協定書で協働相手との間で定期的な意見交換の機会を設けることがうたわれており、実際に月 1 回、意見交換が行われており、当事者の一方が不利にならないよう配慮がなされている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

定期的に打ち合わせを行い、双方の考え方や希望を理解したうえで事業を実施するよう努めている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

協働相手の募集要項において、受託団体が担う役割、市が担う役割、受託団体及び市が双方で担う役割が明記されており、募集の段階で受託者の役割、責任範囲が明らかにされていた。また、受託者との協定書及び委託契約書においても業務分担及び責任主体の項目が設けられており、役割分担と責任範囲の明確化が図られている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

事業実施結果について市ホームページに記載しているほか、打ち合わせ摘録を報告書に掲載している。市のホームページにはフォーラム当日の様子が写真を用いて紹介されているほか、報告書の抜粋も掲載されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

フォーラム開催後に、受託者と市の双方で事前に振り返りシートを作成した上で協議を行い、反省すべき事項等を確認し、最終報告を行っている。振り返り表は、協働型事業のルールにおいて定められているように、事業の成果と協働の手法の二つの視点が盛り込まれた形で作成されている。

(3) 意見

事業目的の達成度合の評価について(本 意 1)

当事業の目的は、川崎市自治基本条例の理念を市民へ浸透させ、自治意識を醸成し、多様な主体による自治推進の取組を共有することで地域の自治力の向上を図り、地域課題への関心を深めることであるが、その目的自体が当フォーラムを実施することで達成できているかについての客観的評価、総括が十分に行われていない。市はフォーラム実施後に報告書を作成し、その中で参加者数やアンケート結果の要約、参加者の感想などは記載されているが、当初の事業目的である自治意識の醸成等の視点からの市としての総括的な分析、主張、見解については記載されていない。当事業は、市民を啓発する事業であるため、継続して実施することに意義がある。事業の趣旨である地域課題の関心を深めることにどのように役立っているのかを分析、検証したうえで事業を進めることが必要である。

## 中長期計画の策定の必要性（本 意 2）

でも指摘したとおり、市民への啓発には、継続して事業を実施することが必要になる。したがって、フォーラム開催に関する中長期の計画を策定し、それに基づいて事業を実施することで段階的に成果を実現することが求められる。例えば、今後5年間のフォーラム事業実施計画を策定し、5年経過後の最終目標とそれを年度毎に落とし込んだ年度目標を設定する。各年度における事業実施後に年度目標と当該年度の結果とを比較することで計画の進捗状況や成果を客観的に測定、評価することが可能となる。このように、事業効果を高めるためには、計画的に事業を実施することが望まれる。

・市民・こども局

1. 公益財団法人かわさき市民活動センター補助金

(当事業には、「公益財団法人かわさき市民活動センター運営費補助金」と「かわさき市民公益活動助成事業補助金」が含まれる。)

< 公益財団法人かわさき市民活動センター運営費補助金 >

所管	市民・こども局 市民生活部 市民協働推進課					
根拠法令・要綱等	公益財団法人かわさき市民活動センター補助金交付要綱					
予算費目	款：市民費		項：市民生活費		目：市民生活総務費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	145,152	166,814	119,346	106,017	102,663
	決算額	145,152	151,370	110,792	98,035	95,152
H24 年度決算額の使途内訳	事業費、管理費に充当 充当内訳： 事業費 62,660,482 円 市民活動事業運営に係る費用、情報提供・啓発事業、研修・相談事業等、各種事業に係る費用等 管理費 32,491,843 円 センターの管理運営に係る費用等					
事業の内容	川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進し、住みよい地域社会の確立に寄与することを目的に掲げている公益財団法人かわさき市民活動センターへ補助金を交付し、センターの運営に寄与する。					
事業を始めた経緯	(目的) 川崎市における市民活動の中間支援組織として、市民活動支援事業を実施するかわさき市民活動センターの運営を補助することで、市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進すること (経緯) 平成 13 年策定の川崎市市民活動支援指針において、市民活動の自主性・自立性に配慮した支援を行うため、中間支援組織を通じた支援を目指とした。この指針を受け、設立された市民活動推進委員会が平成 14 年に中間支援組織としての市民活動センターの開設を提言した。市は昭和 57 年設立の財団法人川崎ボランティアセンターの機能を拡充して全市全領域の市民活動の中間支援組織と位置付け、平成 15 年 4 月「財団法人かわさき市民活動センター」と改称した同財団の管理運営費の補助を行うこととした。					
協働相手及び協働相手の選定方法	(協働相手) 公益財団法人 かわさき市民活動センター (選定理由) 全市全領域にわたる市民活動の中間支援を行える唯一の団体であったため。					
協働する理由、メリット	市民活動の自主性・自立性に配慮した支援を行い、市民活動の活性化を図るには中間支援組織を通じた支援が有効であるため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	市民活動団体の育成及び活動支援を図るために、市民活動団体が必要とするリソース(人材・資金・場・情報)を提供することで市民活動の活性化が図られている。					
事業の効果の測定方法	毎年の事業報告書等により、市民活動に関する講座開催数・参加人数、施設利用人数、登録団体数、ポータルサイトのアクセス件数等を把握し、事業の内容を確認している。					

< かわさき市民公益活動助成事業補助金 >

所管	市民・こども局 市民生活部 市民協働推進課					
根拠法令・要綱等	かわさき市民公益活動助成事業補助金交付要綱					
予算費目	款：市民費		項：市民生活費		目：市民生活総務費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	21,450	21,450	21,450	21,450	21,440
	決算額	17,538	20,329	14,839	17,742	19,819
H24 年度決算額の使途内訳	助成金執行額 18,740,318 円 (43 団体 本市補助金充当額) 事務費執行額 1,078,570 円					
事業の内容	かわさき市民活動センターが運営する公益活動助成金事業に対し、助成金原資及び事務経費を補助し、市内で公益的な活動をしているボランティア・市民活動団体が行う「事業」を資金面から支援し、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を目指す。					
事業を始めた経緯	(目的)市内で公益的な活動をしているボランティア・市民活動団体が行う「事業」を資金面から支援し、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を目指す。 (経緯)市民活動支援指針に基づいて設置された市民活動推進委員会が平成 15 年 11 月に提言「市民活動の活動資金の確保に向けて」において、資金支援は中間支援組織を通して行うことが望ましいとした。そして平成 16 年度よりかわさき市民活動センターで「かわさき市民公益活動助成金」制度が設立されたため、この制度を利用し、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を目指すこととした。					
協働相手及び協働相手の選定方法	(協働相手)公益財団法人 かわさき市民活動センター (選定理由)全市全領域に渡る市民活動の中間支援を行える唯一の団体であったため。					
協働する理由、メリット	市民活動の自主性・自立性に配慮した支援を行うため、中間支援組織を通じた資金支援が有効である。					
事業の効果、事業目的の達成度合	市が補助金を交付することにより、市民活動センターは毎年約 40 団体以上の市民活動団体の公益的な事業に資金支援を行っており、市民活動団体の初期の設立支援や活動の安定性に寄与している。					
事業の効果の測定方法	毎年の事業報告書及び助成金交付団体一覧により、助成金申請件数、助成金交付団体数、助成金額を把握している。					

以下、「公益財団法人かわさき市民活動センター運営費補助金」と「かわさき市民公益活動助成事業補助金」についてまとめて記述する。

(1) 概要

事業概要(補足)

川崎市における市民活動支援は、市拠点、区拠点、地域拠点の階層ごとに実施している。現在のところ、市全体における市民活動を横断的に管理している部署がない状態である。

#### 協働相手の概要

当財団は、全市的に市民活動の中間支援を行っており、一方で平成 18 年度から市内のこども文化センターの指定管理者に指定されている。指定管理事業の実施範囲と、本補助事業の実施範囲は明確に切り分けている。

#### (2) 監査の結果

##### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

補助金申請書類(事業計画書等)の提出時及び平成 24 年度では年 9 回の定例会により、市民活動支援に関わる各種事業やそれらの課題、諸調整について協議を行うとともに、電話やメール等を活用し、随時連絡を取りながら、目的の共有を図っている。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

事業の実施主体が市民活動センターであることを踏まえ、市と市民活動センターとで一方の不利にならないよう随時協議をしながら事業を進めている。

##### (ウ) 相互理解

###### (事実確認)

互いの立場の異なる特性を理解し、定例会等を通して十分な協議を行いながら各種支援事業を進めている。

##### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

###### (事実確認)

補助金要綱等により双方の役割分担を確認している。責任範囲については、実施主体が財団であることから、財団が事業の責任を負っているものの、公金による補助を行っている性質から、市としても一定の責任があるものと考えている。これらの双方の認識は、定例会等で確認している。

##### (オ) 公開性・透明性

###### (事実確認)

双方が連携しながら、市政だよりや市民活動センターの広報誌「ナンバーゼロ」、センターのポータルサイト等、各種広報媒体を活用して各種事業について発信している。

また、市民活動団体に対する助成にあたっては、学識経験者を含めた 11 名で構成される審査委員会によって、客観的な審査を行い、さらに、公開プレゼンテーションを開催することで、公開性・透明性の確保に努めている。

支出の状況について、財政局で補助事業一覧を作っており、交付先や交付金額を明確化している他、ホームページでも公開している。

##### (カ) 成果の振り返り

###### (事実確認)

毎年、予算要求時や実績報告書を提出する年度末に、前年度または当該年



度の成果や課題について議論・確認している。また、定例会においても随時行っている。

(監査の結果 本 結1)

公益財団法人 かわさき市民活動センターは川崎市内で活動を行う市民団体の支援を行う中間支援組織である。したがって、日々、市民団体と接しており、市民団体の課題などもタイムリーに入手できる環境にある。そこで、公益財団法人 かわさき市民活動センターが入手した市民団体の状況を、市とタイムリーに共有し、市民団体支援施策の改善に役立てるべきである。

## 2. 公益財団法人川崎市市民自治財団補助金

所管	市民・こども局 市民生活部 市民協働推進課					
根拠法令・要綱等	公益財団法人川崎市市民自治財団補助金交付要綱					
予算費目	款：市民費		項：市民生活費		目：市民生活総務費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	56,213	55,427	46,773	45,367	44,212
	決算額	55,747	55,427	46,773	45,367	44,212
H24年度決算額の使途内訳	市民自治財団の事業費、管理費に充当 (充当内訳) 事業費 26,013,574円 地域自治施設の寄付受入、総合自治会館の維持管理に係る費用等 管理費 18,198,426円 財団の運営に係る費用等 合計 44,212,000円					
事業の内容	市民自治活動の振興と社会福祉の向上に資することを目的に設立された川崎市市民自治財団へ補助金を交付し、もって市民自治活動の活性化及び連帯意識の高揚を図る。					
事業を始めた経緯	(目的) 全市的な市民自治活動の活性化及び連帯意識の高揚を図ること (経緯) 住民組織の変化や多様化により、行政の的確かつ十分な対応が困難になりつつある状況において、市民自治活動の振興を目的とする市民自治財団を活用し、これへ対応することとした。					
協働相手及び協働相手の選定方法	(協働相手) 公益財団法人 川崎市市民自治財団 (選定方法) 全市的な市民自治活動の活性化を推進する市内唯一の組織であるため。					
協働する理由、メリット	市民自治活動の振興と社会福祉の向上に寄与することを目的とした市民自治財団を通じた支援が全市的な市民自治活動の活性化及び連帯意識の高揚を図ることに有効であるため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	町内会・自治会会館の寄付受入及び無償貸付により、税負担及び相続上のトラブル並びに事務手続上の煩雑さが解消されることにより、町内会・自治会会館数が増加し、全市的な市民自治活動の活性化及び連帯意識の高揚が図られている。					

事業の効果の測定方法	<p>毎年の事業報告書により、事業の効果を確認している。</p> <p>(効果の測定については、市民自治活動の担い手として市民活動団体やNPO等のさまざまな主体が台頭してきたことから、町内会・自治会会館数等の指標では、適切な効果の測定が難しいと感じており、今後どのような指標を設定し、事業の効果測定すべきか苦慮している。)</p>
------------	---

(1) 概要

事業概要(補足)

事業の内容は、合同研修、調査事業、相談受付などである。

合同研修は、例えば活動事例の発表会などであり、各区が持ち回りで開催している。調査事業については、全国的な取組を調査するものであり、高松市の全国自治体連合会大会に参加した。また、市民自治活動に関する相談も実施しており、そのために各種資料を取り揃えている。

協働相手の概要

全市的な市民自治活動の活性化を推進する組織。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

補助金申請時に提出される事業計画書等により、当該年度の事業内容が市民自治活動の活性化及び連帯意識の高揚に繋がっていることを確認するとともに、財団と随時打合せの場を設け、事業の実施やそれに係る課題を明らかにし、対策等について担当者間で協議を行い、目的の共有化を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

事業の実施主体が財団であることを踏まえながら、上下の関係や一方の不利にならないよう、事業計画時等には事業の目的や必要性などについて対等な立場で意見交換を行い、互いに了承したうえで事業を進めている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

「市民自治活動の振興と社会福祉の向上に寄与することを目的とした財団」と、「財団を通じた支援により全市的な市民自治活動の活性化及び連帯意識の高揚を図ることを目的とした市」の立場を、互いに理解した上で事業を進めている。また、事業計画策定の際、市として財団の個々の事業に対してその目的と必要性を明確に把握できるよう、十分な協議を行うことにより、相互理解を深める努力を行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

財団は市民自治活動と社会福祉の増進を目的とした各種事業を実施する役割、市は財団が実施する事業に必要な補助を行い、財団が市民自治活動の活

性化及び連帯意識の高揚に繋がる事業を行うよう助言する役割を担っている。

責任範囲については、実施主体が財団であることから、財団が事業の責任を負っているものの、公金による補助を行っている性質から、市としても一定の責任があるものと考えている。これらの双方の認識は、打合せの場等において随時確認している。

( 監査の結果 本 結 2 )

NPO 法人等の協働の担い手も順次育成されており、このような社会環境の変化を踏まえ、公益財団法人 川崎市市民自治財団の役割を明文化すべきである。

( オ ) 公開性・透明性

( 事実確認 )

双方が連携しながら、ホームページや広報物等を活用して情報発信を行っている。また財団の事業報告書や収支決算書を財団のホームページに掲載しており、その中で市の補助金収入についても公開されるかたちとなっている。

( カ ) 成果の振り返り

( 事実確認 )

事業報告書や収支決算書の作成時に、前年度の目標達成状況や成果について双方で振り返り、改善点や課題を整理した上で、当該年度の計画に反映させている。

( 監査の結果 本 結 3 )

事業報告書では研修会の参加者数などが報告されているが、これらのデータを活用し(例えば、類似した研修会参加者数の経年比較や参加者の多い研修会の研修テーマ、実施方法の傾向分析) 事業改善に役立てる必要がある。

3 . スポーツ施設指定管理事業費 ( とどろきアリーナ )

所管	市民・こども局 市民スポーツ室 地域スポーツ担当					
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市とどろきアリーナ条例</li> <li>・ 川崎市とどろきアリーナ条例施行規則</li> <li>・ 川崎市とどろきアリーナ利用に関する減免措置取扱要領</li> <li>・ 川崎市とどろきアリーナ利用に関する減免措置取扱要領運用指針</li> <li>・ 川崎市とどろきアリーナ、川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の特別承認申請に関する要項</li> </ul>					
予算費目	款：市民費		項：市民生活費		目：市民スポーツ費	
過去 5 年間の事業費の推移 ( 千円 )	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	292,000	292,000	307,015	315,549	287,446
	決算額	292,000	292,000	307,015	315,549	287,446
H24 年度決算額の使途内訳	とどろきアリーナ指定管理料					

事業の内容	生涯スポーツの振興及び市民文化の向上を図ることを目的として、次の事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツの指導及び助言に関すること。</li> <li>・スポーツ及び体力についての相談に関すること。</li> <li>・各種スポーツ教室の開催に関すること。</li> <li>・スポーツの指導者養成のための研修会及び講習会の開催に関すること。</li> <li>・スポーツに係る情報提供に関すること。</li> <li>・その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</li> </ul>
事業を始めた経緯	平成 7 年度 開館 平成 18 年度 指定管理者制度の導入 平成 23 年度 第 2 期指定管理期間の開始（～平成 27 年度）
協働相手及び協働相手の選定方法	公益財団法人川崎市スポーツ協会、三井物産ファシリティーズ株式会社共同事業体 公募による指定管理者の選定
協働する理由、メリット	指定管理者制度を活用し、公の施設の管理運営について民間事業者の持つノウハウを活かすことにより、市民サービスの向上や経費の削減を図ることができるため
事業の効果、事業目的の達成度合	総合的な運営状況や管理業務の実施状況に関して評価を行い、利用者へのアンケートや利用者の要望に応じ時間延長に対応するなど、利用者サービスの向上の取組み、「アリーナまつり」の実施など地域還元事業実施などにより、事業の目的を達成している。
事業の効果の測定方法	毎年指定管理者制度事業に関する総括評価を実施している。

## （１）概要

### 事業概要（補足）

外部有識者が委員として参加している民間活用推進委員会において本業務の協働相手（指定管理者）を選定している。各区役所が事業者の応募の業務を行っているが、公募資料は各区でばらつきが出ないように共通したものを利用している。

### 協働相手の概要

公益財団法人川崎市スポーツ協会、三井物産ファシリティーズ株式会社共同事業体。

## （２）監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### （ア）目的の共有

##### （事実確認）

2 か月に 1 回、指定管理者（施設長）と会議を開催しており、とどろきアリーナの管理運営事業に関する課題についての協議や情報共有を行っている。

#### （イ）対等の関係

##### （事実確認）

川崎市とどろきアリーナの管理運営に関する基本協定書及び川崎市とどろ

きアリーナの管理運営に関する年度協定書に基づき事業執行している。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

2か月に1回、指定管理者(施設長)と会議を開催しており、とどろきアリーナの管理運営事業に関する課題についての協議や情報共有を行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

川崎市とどろきアリーナの管理運営に関する基本協定書、川崎市とどろきアリーナの管理運営に関する年度協定書、リスク分担表などに基づきそれぞれの役割分担と責任範囲において事業執行している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

公募による指定管理者選定を行っており、その事業内容について総括評価をホームページで公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

指定管理者は毎年度の業務終了後に事業報告書を市に提出しており、市は事業報告書に基づき事業評価を行っている。

事業評価については、経年比較に基づいて点数をつけており、評価シートはホームページで公表されている。また、市内の各スポーツ施設の館長が集まって情報交換を行う館長会議を定期的で開催しており、事業運営における良い点や改善すべき点等を共有している。

(監査の結果 本 結4)

指定管理者制度活用事業 総括評価シートでは、「4. 今後の事業運営方針について」として改善の方向性が示されているが、ここで示された方針の達成状況(顛末)についても検証を行うべきである。

4. スポーツ施設指定管理事業費(川崎市体育館)

所管	市民・こども局 市民スポーツ室 地域スポーツ担当		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市体育館条例</li> <li>・川崎市体育館条例施行規則</li> <li>・川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要項</li> <li>・川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要項運用指針</li> <li>・川崎市とどろきアリーナ、川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の特別承認申請に関する要綱</li> </ul>		
予算費目	款：市民費	項：市民生活費	目：市民スポーツ費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	70,000	70,000	71,379	72,143	72,180
	決算額	70,000	70,000	71,379	72,143	72,180
H24 年度決算 額の使途内訳	川崎市体育館指定管理料					
事業の内容	<p>市民体育の振興並びに文化の向上を図ること及び各種集会のように供することを目的として、次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツの指導及び助言に関すること。</li> <li>・スポーツ団体の育成に関すること。</li> <li>・スポーツの指導者の育成のための講習会の開催に関すること。</li> <li>・各種スポーツ教室の開設に関すること。</li> <li>・体育館の施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>・その他体育館の設置目的を達成するために必要なこと。</li> </ul>					
事業を始めた 経緯	<p>昭和 31 年度 開館 平成 18 年度 指定管理者制度の導入 平成 23 年度 第 2 期指定管理期間の開始 ( ~平成 25 年度 )</p>					
協働相手及び 協働相手の選 定方法	<p>公益財団法人川崎市スポーツ協会、三井物産ファシリティーズ株式会社共同事業体 公募による指定管理者の選定</p>					
協働する理 由、メリット	<p>指定管理者制度を活用し、公の施設の管理運営について民間事業者の持つノウハウを活かすことにより、市民サービスの向上や経費の削減をはかることができるため</p>					
事業の効果、 事業目的の達 成度合	<p>スポーツ用品や栄養補助食品などの販売や貸ロッカーなどを自主事業により実施し、アンケート調査を行うなどにより利用者のニーズをとらえ、可能な限り対応するなど利用者の利便性の向上を図っている。また、事業計画に基づき、公の施設として適切に管理運営をしており、事業の目的を達成している。</p>					
事業の効果の 測定方法	<p>毎年度指定管理者制度事業に関する総括評価を実施している。</p>					

## ( 1 ) 概要

### 事業概要 ( 補足 )

外部有識者が委員として参加している民間活用推進委員会において本業務の協働相手 ( 指定管理者 ) を選定している。各区役所が事業者の応募の業務を行っているが、公募資料は各区でばらつきが出ないように共通したものを利用している。

### 協働相手の概要

公益財団法人川崎市スポーツ協会、三井物産ファシリティーズ株式会社共同事業体。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

2か月に1回、指定管理者(施設長)と会議を開催しており、川崎市体育館の管理運営事業に関する課題についての協議や情報共有を行っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

川崎市体育館の管理運営に関する基本協定書及び川崎市体育館の管理運営に関する年度協定書に基づき事業執行している。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

2か月に1回、指定管理者(施設長)と会議を開催しており、川崎市体育館の管理運営事業に関する課題についての協議や情報共有を行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

川崎市体育館の管理運営に関する基本協定書及び川崎市体育館の管理運営に関する年度協定書に基づきそれぞれの役割分担と責任範囲において事業執行している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

公募による指定管理者選定を行っており、その事業内容について総括評価をホームページで公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

指定管理者は毎年度の業務終了後に事業報告書を市に提出しており、市は事業報告書に基づき事業評価を行っている。

(監査の結果 本 結5)

指定管理者制度活用事業 評価シートでは、「6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等」として課題が挙げられているが、これらの課題の改善状況についても検証を行うべきである。

5. スポーツ施設指定管理事業費(川崎市幸スポーツセンター)

所管	市民・こども局 市民スポーツ室 地域スポーツ担当
根拠法令・要綱等	・川崎市スポーツセンター条例 ・川崎市スポーツセンター条例施行規則 ・川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関

	<p>する減免措置取扱要項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要項運用指針</li> <li>・川崎市とどろきアリーナ、川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の特別承認申請に関する要綱</li> </ul>					
予算費目	款：市民費		項：市民生活費		目：市民スポーツ費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	52,300	52,300	52,300	49,804	49,849
	決算額	52,300	52,300	52,300	49,804	49,849
H24 年度決算額の使途内訳	川崎市幸スポーツセンター指定管理料					
事業の内容	<p>市民の心身の健全な発達に寄与することを目的として、スポーツの普及及び振興に関して、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツの指導及び助言に関すること。</li> <li>・スポーツ及び体力についての相談に関すること。</li> <li>・各種スポーツ教室の開催に関すること。</li> <li>・スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。</li> <li>・スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>・その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要なこと。</li> </ul>					
事業を始めた経緯	<p>昭和 60 年度 開館 平成 18 年度 指定管理者制度の導入 平成 23 年度 第 2 期指定管理期間の開始 ( ~平成 27 年度 )</p>					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>株式会社明治スポーツプラザ 公募による指定管理者の選定</p>					
協働する理由、メリット	<p>指定管理者制度を活用し、公の施設の管理運営について民間事業者の持つノウハウを活かすことにより、市民サービスの向上や経費の削減をはかることができるため</p>					
事業の効果、事業目的の達成度合	<p>目や耳が不自由な障害者向けに電子案内を設けたり、利用者の声を活かした自主事業を実施するなど、全ての利用者が快適に施設を利用でき、地域に根ざした施設運営に取り組んでいる。また事業計画に基づき、公の施設として適切な管理運営をしており、事業の目的を達成している。</p>					
事業の効果の測定方法	<p>毎年度指定管理者制度事業に関する総括評価を実施している。</p>					

## ( 1 ) 概要

### 事業概要 ( 補足 )

外部有識者が委員として参加している民間活用推進委員会において本業務の協働相手 ( 指定管理者 ) を選定している。各区役所が事業者の応募の業務を行っているが、公募資料は各区でばらつきが出ないように共通したものを利用している。

### 協働相手の概要

川崎市幸区に本社を置き、フィットネスクラブ・スイミングスクールの経営等を



行っている株式会社明治スポーツプラザ。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

2か月に1回、指定管理者(施設長)と会議を開催しており、幸スポーツセンターの管理運営事業に関する課題についての協議や情報共有を行っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

川崎市幸スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書及び川崎市幸スポーツセンターの管理運営に関する年度協定書に基づき事業執行している。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

2か月に1回、指定管理者(施設長)と会議を開催しており、幸スポーツセンターの管理運営事業に関する課題についての協議や情報共有を行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

川崎市幸スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書及び川崎市幸スポーツセンターの管理運営に関する年度協定書に基づきそれぞれの役割分担と責任範囲において事業執行している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

公募による指定管理者選定を行っており、その事業内容について総括評価をホームページで公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

指定管理者は毎年度の業務終了後に事業報告書を市に提出しており、市は「事業報告書」に基づき事業評価を行っている。

(監査の結果 本 結6)

川崎市のスポーツ施設は、大規模なとどろきアリーナを中心に、ほぼ各区ごとにスポーツセンターが配置されている。各スポーツセンターは、地域のスポーツ施設であるため、地域住民を対象にアンケートを行うなど、地域住民の声を反映した成果の振り返りを行うべきである。

6. スポーツ施設指定管理事業費（川崎市高津スポーツセンター）

所管	市民・こども局 市民スポーツ室 地域スポーツ担当					
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市スポーツセンター条例</li> <li>・川崎市スポーツセンター条例施行規則</li> <li>・川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要項</li> <li>・川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要項運用指針</li> <li>・川崎市とどろきアリーナ、川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の特別承認申請に関する要綱</li> </ul>					
予算費目	款：市民費		項：市民生活費		目：市民スポーツ費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	47,000	47,000	47,000	49,800	49,849
	決算額	47,000	47,000	47,000	49,800	49,849
H24 年度決算額の使途内訳	川崎市高津スポーツセンター指定管理料					
事業の内容	<p>市民の心身の健全な発達に寄与することを目的として、スポーツの普及及び振興に関して、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツの指導及び助言に関すること。</li> <li>・スポーツ及び体力についての相談に関すること。</li> <li>・各種スポーツ教室の開催に関すること。</li> <li>・スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。</li> <li>・スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>・その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要なこと。</li> </ul>					
事業を始めた経緯	<p>平成 9 年度 開館          平成 18 年度 指定管理者制度の導入          平成 23 年度 第 2 期指定管理期間の開始（～平成 27 年度）</p>					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>SELF 高津スポーツセンター事業体          公募による指定管理者の選定</p>					
協働する理由、メリット	<p>指定管理者制度を活用し、公の施設の管理運営について民間事業者の持つノウハウを活かすことにより、市民サービスの向上や経費の削減をはかることができるため。</p>					
事業の効果、事業目的の達成度合	<p>施設ホームページの随時更新や館内エントランスへの大型ビジョンの設置などにより情報発信を効果的に行い、施設空き情報提供や文化活動情報、災害情報などの行政情報など地域の情報発信など施設の利用向上、利用者の利便性の向上などを図っている。また、事業計画に基づき、公の施設として適切な管理運営がされており、事業の目的を達成している。</p>					
事業の効果の測定方法	<p>毎年度指定管理者制度事業に関する総括評価を実施している。</p>					

( 1 ) 概要

事業概要 ( 補足 )

外部有識者が委員として参加している民間活用推進委員会において本業務の協働相手 ( 指定管理者 ) を選定している。各区役所が事業者の応募の業務を行っているが、公募資料は各区でばらつきが出ないように共通したものを利用している。

協働相手の概要

特定非営利法人高津総合型スポーツクラブ SELF が代表者となり、構成員として株式会社カワサキスポーツサービスを抱える SELF 高津スポーツセンター事業体。

( 2 ) 監査の結果

協働の原則の遵守について

( ア ) 目的の共有

( 事実確認 )

2 か月に 1 回、指定管理者 ( 施設長 ) と会議を開催しており、高津スポーツセンターの管理運営事業に関する課題についての協議や情報共有を行っている。

( イ ) 対等の関係

( 事実確認 )

川崎市高津スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書及び川崎市高津スポーツセンターの管理運営に関する年度協定書に基づき事業を執行している。

( ウ ) 相互理解

( 事実確認 )

2 か月に 1 回、定例的に指定管理者 ( 施設長 ) と会議を開催しており、高津スポーツセンターの管理運営事業に関する課題についての協議や情報共有を行っている。

( エ ) 役割分担と責任範囲の確認

( 事実確認 )

「川崎市高津スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書」及び「川崎市高津スポーツセンターの管理運営に関する年度協定書」に基づきそれぞれの役割分担と責任範囲において事業執行している。

( オ ) 公開性・透明性

( 事実確認 )

公募による指定管理者選定を行っており、その事業内容について総括評価をホームページで公開している。

( カ ) 成果の振り返り

( 事実確認 )

指定管理者は毎年度の業務終了後に事業報告書を市に提出しており、市は

事業報告書に基づいて事業評価を行っている。

(監査の結果 本 結 7)

川崎市高津スポーツセンターは、地域のスポーツ施設であるため、地域住民を対象にアンケートを行うなど、地域住民の声を反映した成果の振り返りを行うべきである。

#### 7. スポーツ施設指定管理事業費（川崎市宮前スポーツセンター）

所管	市民・こども局 市民スポーツ室 地域スポーツ担当					
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市スポーツセンター条例</li> <li>川崎市スポーツセンター条例施行規則</li> <li>川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要項</li> <li>川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要項運用指針</li> <li>川崎市とどろきアリーナ、川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の特別承認申請に関する要綱</li> </ul>					
予算費目	款：市民費		項：市民生活費		目：市民スポーツ費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	49,900	49,900	49,900	48,685	49,116
	決算額	49,900	49,900	49,900	49,011	49,116
H24 年度決算額の使途内訳	川崎市宮前スポーツセンター指定管理料					
事業の内容	<p>市民の心身の健全な発達に寄与することを目的として、スポーツの普及及び振興に関して、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツの指導及び助言に関すること。</li> <li>スポーツ及び体力についての相談に関すること。</li> <li>各種スポーツ教室の開催に関すること。</li> <li>スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。</li> <li>スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要なこと。</li> </ul>					
事業を始めた経緯	<p>平成 17 年度 開館          平成 18 年度 指定管理者制度の導入          平成 23 年度 第 2 期指定管理期間の開始（～平成 27 年度）</p>					
協働相手及び協働相手の選定方法	株式会社明治スポーツプラザ、公益財団法人川崎市スポーツ協会共同事業体 公募による指定管理者の選定					
協働する理由、メリット	指定管理者制度を活用し、公の施設の管理運営について民間事業者の持つノウハウを活かすことにより、市民サービスの向上や経費の削減をはかることができるため。					

事業の効果、事業目的の達成度合	職員が毎日心肺蘇生法の訓練を行うなど、安全・安心な施設となる取組みをすすめている。また外部業者を取り入れたアンケート実施など事業の効果測定し、事業へ活かすなど利用者の利便性の向上に取り組んでいる。また、事業計画に基づき、公の施設として適切な管理運営をしており、事業の目的を達成している。
事業の効果の測定方法	毎年度指定管理者制度事業に関する総括評価を実施している。

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

外部有識者が委員として参加している民間活用推進委員会において本業務の協働相手（指定管理者）を選定している。各区役所が事業者の応募の業務を行っているが、公募資料は各区でばらつきが出ないように共通したものを利用している。

### 協働相手の概要

株式会社明治スポーツプラザ、公益財団法人川崎市スポーツ協会共同事業体。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

2か月に1回、指定管理者（施設長）と会議を開催しており、宮前スポーツセンターの管理運営事業に関する課題について協議や情報共有を行っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

川崎市宮前スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書及び川崎市宮前スポーツセンターの管理運営に関する年度協定書に基づき事業を執行している。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

2か月に1回、定例的に指定管理者（施設長）と会議を開催しており、高津スポーツセンターの管理運営事業に関する課題について協議や情報共有を行っている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

川崎市宮前スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書及び川崎市宮前スポーツセンターの管理運営に関する年度協定書に基づきそれぞれの役割分担と責任範囲において事業執行している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

公募による指定管理者選定を行っており、その事業内容について総括評価をホームページで公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

指定管理者は毎年度の業務終了後に事業報告書を市に提出しており、市は事業報告書を基に事業評価を行っている。

(監査の結果 本 結 8)

川崎市宮前スポーツセンターは、地域のスポーツ施設であるため、地域住民を対象にアンケートを行うなど、地域住民の声を反映した成果の振り返りを行うべきである。

8. 多摩スポーツセンター事業費

所管	市民・こども局 市民スポーツ室 地域スポーツ担当					
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市スポーツセンター条例</li> <li>川崎市スポーツセンター条例施行規則</li> <li>川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要項</li> <li>川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要項運用指針</li> <li>川崎市とどろきアリーナ、川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の特別承認申請に関する要綱</li> </ul>					
予算費目	款：市民費		項：市民生活費		目：市民スポーツ費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額			34,044	122,850	123,453
	決算額			18,357	121,120	123,453
H24 年度決算額の使途内訳	川崎市多摩スポーツセンター指定管理料 モニタリング事業委託料 モニタリング出張旅費					
事業の内容	<p>市民の心身の健全な発達に寄与することを目的として、スポーツの普及及び振興に関して、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツの指導及び助言に関すること。</li> <li>スポーツ及び体力についての相談に関すること。</li> <li>各種スポーツ教室の開催に関すること。</li> <li>スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。</li> <li>スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要なこと。</li> </ul>					
事業を始めた経緯	平成 22 年度 開館 (指定管理期間 ~平成 32 年度)					

協働相手及び協働相手の選定方法	株式会社多摩オールフラッツ PFI 事業による建設・開館、公募による業者選定
協働する理由、メリット	指定管理者制度を活用し、公の施設の管理運営について民間事業者の持つノウハウを活かすことにより、市民サービスの向上や経費の削減をはかることができるため
事業の効果、事業目的の達成度合	事業計画に基づき、公の施設として適切な管理運営を行っており、事業の目的を達成している。
事業の効果の測定方法	毎年度指定管理者制度事業に関する総括評価を実施している。

### (1) 概要

#### 事業概要（補足）

当事業は PFI 事業（BOT 方式）としてスポーツ施設を建設し、指定管理者制度により運営しているものである。

外部有識者が委員として参加している民間活用推進委員会において本業務の協働相手（PFI 事業者兼指定管理者）を選定している。各区役所が指定管理事業者の応募の業務を行っているが、公募資料は各区でばらつきが出ないように共通したものを利用している。

#### 協働相手の概要

大和リース、ハリマビシステム、日本水泳振興会、梓設計の 4 社で出資した川崎市多摩スポーツセンター建設等事業を目的として設立した株式会社多摩オールフラッツ。

### (2) 監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

2 か月に 1 回、指定管理者（施設長）と会議を開催しており、多摩スポーツセンターの管理運営事業に関する課題について協議や情報共有を行っている。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

川崎市多摩スポーツセンター建設等事業に関する事業契約書及び川崎市多摩スポーツセンターの管理運営に関する年度協定書に基づき事業を執行している。

##### (ウ) 相互理解

###### (事実確認)

2 か月に 1 回、指定管理者（施設長）と会議を開催しており、高津スポーツセンターの管理運営事業に関する課題について協議や情報共有を行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

川崎市多摩スポーツセンター建設等事業に関する事業契約書及び川崎市多摩スポーツセンターの管理運営に関する年度協定書に基づきそれぞれの役割分担と責任範囲において事業執行している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

公募による指定管理者選定を行っており、その事業内容について総括評価をホームページで公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

指定管理者は毎年度の業務終了後に事業報告書を市に提出しており、市は事業報告書に基づき事業評価を行っている。

過去に一度、要求水準を満たさない事項が発生し、その情報の周知が遅れたことがあったということだが、その後、協働相手(指定管理者)から区に対して改善計画を提出させるなど、適切な対応をとっている。

(監査の結果 本 結9)

川崎市多摩スポーツセンターは、地域のスポーツ施設であるため、地域住民を対象にアンケートを行うなど、地域住民の声を反映した成果の振り返りを行うべきである。

9. スポーツ施設指定管理事業費(川崎市麻生スポーツセンター)

所管	市民・こども局 市民スポーツ室 地域スポーツ担当					
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市スポーツセンター条例</li> <li>川崎市スポーツセンター条例施行規則</li> <li>川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要項</li> <li>川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要項運用指針</li> <li>川崎市とどろきアリーナ、川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の特別承認申請に関する要綱</li> </ul>					
予算費目	款：市民費		項：市民生活費		目：市民スポーツ費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	51,000	51,000	51,000	47,350	47,024
	決算額	51,000	51,000	51,000	47,024	47,024
H24年度決算額の使途内訳	川崎市麻生スポーツセンター指定管理料					



事業の内容	市民の心身の健全な発達に寄与することを目的として、スポーツの普及及び振興に関して、次の事業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツの指導及び助言に関すること。</li> <li>・スポーツ及び体力についての相談に関すること。</li> <li>・各種スポーツ教室の開催に関すること。</li> <li>・スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。</li> <li>・スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>・その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要なこと。</li> </ul>
事業を始めた経緯	昭和 61 年度 開館 平成 18 年度 指定管理者制度の導入 平成 23 年度 第 2 期指定管理期間の開始（～平成 27 年度）
協働相手及び協働相手の選定方法	シンコースポーツ株式会社 公募による指定管理者の選定
協働する理由、メリット	指定管理者制度を活用し、公の施設の管理運営について民間事業者の持つノウハウを活かすことにより、市民サービスの向上や経費の削減をはかることができるため
事業の効果、事業目的の達成度合	「あさおスポーツだより」、「麻スポ通信」などの広報媒体を配布や施設のホームページの充実などにより利用者への情報発信、利用者の要望に応じた時間延長など、利用者の利便性の向上に向けた取組みを行っている。また、事業計画に基づき、公の施設として適切な管理運営を行っており、事業の目的を達成している。
事業の効果の測定方法	毎年度指定管理者制度事業に関する総括評価を実施している。

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

外部有識者が委員として参加している民間活用推進委員会において本業務の協働相手（指定管理者）を選定している。各区役所が事業者の応募の業務を行っているが、公募資料は各区でばらつきが出ないように共通したものを利用している。

### 協働相手の概要

中央区日本橋に本社を置き、公共スポーツ施設等に関するコンサルティング、PFI、スポーツ施設管理受託等を行っているシンコースポーツ株式会社。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

2 か月に 1 回、指定管理者（施設長）と会議を開催しており、麻生スポーツセンターの管理運営事業に関する課題について協議や情報共有を行っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

「川崎市麻生スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書」及び「川崎市麻生スポーツセンターの管理運営に関する年度協定書」に基づき事業執行している。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

2か月に1回、指定管理者(施設長)と会議を開催しており、高津スポーツセンターの管理運営事業に関する課題について協議や情報共有を行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

川崎市麻生スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書及び川崎市麻生スポーツセンターの管理運営に関する年度協定書に基づきそれぞれの役割分担と責任範囲において事業執行している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

公募による指定管理者選定を行っており、その事業内容について総括評価をホームページで公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

指定管理者は毎年度の業務終了後に事業報告書を市に提出しており、市は事業報告書に基づき事業評価を行っている。

(監査の結果 本 結 10)

川崎市麻生スポーツセンターは、地域のスポーツ施設であるため、地域住民を対象にアンケートを行うなど、地域住民の声を反映した成果の振り返りを行うべきである。

10. スポーツ施設指定管理事業費(川崎市石川記念武道館)

所管	市民・こども局 市民スポーツ室 地域スポーツ担当		
根拠法令・要綱等	・川崎市武道館条例 ・川崎市武道館条例施行規則 ・川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要項 ・川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要項運用指針 ・川崎市とどろきアリーナ、川崎市体育館、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の特別承認申請に関する要綱		
予算費目	款：市民費	項：市民生活費	目：市民スポーツ費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	15,300	15,300	15,300	14,910	14,937
	決算額	15,300	15,300	15,300	14,910	14,937
H24 年度決算 額の使途内訳	川崎市石川記念武道館指定管理料					
事業の内容	武道を通して、市民体育の普及及び振興を図り、豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、次の事業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武道の指導及び助言に関すること。</li> <li>・ 武道団体の育成に関すること。</li> <li>・ 武道の指導者の育成のための講習会の開催に関すること。</li> <li>・ 武道のために施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>・ その他武道館の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</li> </ul>					
事業を始めた 経緯	昭和 51 年度 開館 平成 18 年度 指定管理者制度の導入 平成 23 年度 第 2 期指定管理期間の開始 ( ~平成 27 年度 )					
協働相手及び 協働相手の選 定方法	株式会社明治スポーツプラザ 公募による指定管理者の選定					
協働する理 由、メリット	指定管理者制度を活用し、公の施設の管理運営について民間事業者の持つノウハウを活かすことにより、市民サービスの向上や経費の削減をはかることができるため					
事業の効果、 事業目的の達 成度合	利用者の意見や要望を把握するため「御意見箱」を設置し、第 3 者機関を利用した顧客満足度調査を行うなど、利用者の利便性の向上に向けた取組みを行っている。また事業計画に基づき、公の施設として適切な管理運営を行っており、事業の目的を達成している。					
事業の効果の 測定方法	毎年度指定管理者制度事業に関する総括評価を実施している。					

## ( 1 ) 概要

### 事業概要 ( 補足 )

外部有識者が委員として参加している民間活用推進委員会において本業務の協働相手 ( 指定管理者 ) を選定している。各区役所が事業者の応募の業務を行っているが、公募資料は各区でばらつきが出ないように共通したものを利用している。

### 協働相手の概要

川崎市幸区に本社を置き、フィットネスクラブ・スイミングスクールの経営等を行っている株式会社明治スポーツプラザ。

## ( 2 ) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### ( ア ) 目的の共有

##### ( 事実確認 )

2 か月に 1 回、指定管理者 ( 施設長 ) と会議を開催しており、石川記念武道

館の管理運営事業に関する課題についての協議や情報共有を行っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

川崎市石川記念武道館の管理運営に関する基本協定書及び川崎市石川記念武道館の管理運営に関する年度協定書に基づき事業を執行している。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

2か月に1回、指定管理者(施設長)と会議を開催しており、高津スポーツセンターの管理運営事業に関する課題について協議や情報共有を行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

川崎市石川記念武道館の管理運営に関する基本協定書及び川崎市石川記念武道館の管理運営に関する年度協定書に基づきそれぞれの役割分担と責任範囲において事業執行している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

公募による指定管理者選定を行っており、その事業内容について総括評価をホームページで公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

指定管理者は毎年度の業務終了後に事業報告書を市に提出しており、市は事業報告書に基づき事業評価を行っている。

11. 芸術のまちイベント事業(川崎・しんゆり芸術祭)

所管	市民・こども局 市民文化室 文化活動支援担当					
根拠法令・要綱等	川崎市文化財団補助金交付要綱					
予算費目	款：市民費		項：市民生活費		目：市民文化費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額		15,000	15,000	15,000	15,000
	決算額		15,000	15,000	15,000	15,000
H24年度決算額の使途内訳	川崎・しんゆり芸術祭広報PR経費等					
事業の内容	地域の文化芸術施設や関係機関の個々の特性を活かして開催している地域主体の総合芸術祭への補助を行うことにより、まちの賑わいの創出と、まちづくりに必要な人材育成や都市イメージの向上を図り、文化・芸術を活かしたまちづくりを推進するための事業。					

事業を始めた経緯	川崎市においては、「音楽のまちづくり」を中心とした文化・芸術を活かしたまちづくりを推進する中、市民の多様で主体的な文化芸術活動を尊重し、市の文化芸術の振興を図り、魅力あるまちづくりを進めるために、文化芸術振興計画を策定しています。地域の多様な主体の参加による、芸術資源に恵まれた地域という特性を最大限に活かした取組として開催される「川崎・しんゆり芸術祭」は、計画における4つの基本方針「文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進」「市民の主体的な文化芸術活動の尊重」「関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり」「文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進」のいずれの要素も含有し、まちの魅力を高める推進力と公益性を兼ね備えた取組であることから、平成21年から補助事業として実施している。
協働相手及び協働相手の選定方法	川崎・しんゆり芸術祭実行委員会（事務局：川崎市文化財団） （文化施設関係者、文化団体、地域団体、企業等により構成） 地域主体の総合芸術祭を開催する唯一の団体であるため。
協働する理由、メリット	文化・芸術を活かしたまちづくりを推進するには持続的な取組が必要であり、そのためには、地域にある資源を活用し、地域の主体的な取組が不可欠である。川崎・しんゆり芸術祭は、人的ネットワークやノウハウを持つ川崎市文化財団が中心となり、地域で活躍されるさまざまな団体等で実行委員会を構成して進められ、個々の特性や強みを最大限に活かした取組が展開されている。地域に在住・所在する個人、団体、関係機関等が継続的に取り組むことにより、まちの賑わいや都市イメージの向上が将来にわたり高まっていくことが期待でき、本市施策である文化・芸術を活かしたまちづくりを効果的に推進していくことが可能となる。
事業の効果、事業目的の達成度合	川崎・しんゆり芸術祭は、今年5回目を迎え、開催エリアも多摩区、宮前区と順次広がりを見せ、新百合ヶ丘周辺を中心とした川崎北部地域の総合芸術祭として認知度が高まってきている。また、開催に携わる市民ボランティアは100名を超え、市内外での芸術祭の周知活動や各公演の運営など芸術祭に欠かせないスタッフとして活躍している。さらには、そうした芸術祭のボランティアが新百合ヶ丘を中心とした他のイベントでのボランティアとしても活躍の場を広げ、地域主体の取組が様々なところでつながり始めている。 一方で、来場者は25年度過去最高を記録するとともに、各公演でのアンケート結果からは、市外来場者の割合も増加していることから、「川崎・しんゆり芸術祭」の認知度の向上とともに、川崎市としてのシティーセールス・都市イメージの向上にも寄与しており、地域における文化・芸術を活かしたまちづくりが徐々に根付いてきている。
事業の効果の測定方法	来場者数（定量効果） 来場者アンケート（定性効果） 川崎・しんゆり芸術祭開催期間中は、全日会場に足を運び、開催状況等の把握に努めている。

（1）概要

事業概要（補足）

当事業は、第1回、2回は新百合ヶ丘周辺（麻生区）で開催。

#### 協働相手の概要

地域主体の総合芸術祭を開催する唯一の団体である川崎・しんゆり芸術祭実行委員会（文化施設関係者、文化団体、地域団体、企業等により構成）。

#### （２）監査の結果

##### 協働の原則の遵守について

##### （ア）目的の共有

###### （事実確認）

実行委員会をはじめ、企画会議、事務局会議など、各種会議に出席し、懸案事項等の共有と解決に向けた意見交換等を行っている。

##### （イ）対等の関係

###### （事実確認）

事業の進め方や決定事項等については、各々委員の立場で出席する会議による協議の上で決定している。

##### （ウ）相互理解

###### （事実確認）

当事業は、地域で活躍されている団体等で構成する実行委員会により進められており、委員の属性等を踏まえて、個々の特性や強みを活かした事業展開を図っているため、さまざまなジャンルの催しを実施することができている。これら各市民が芸術祭に参加することで、事業目的等の相互理解が図られている。

##### （エ）役割分担と責任範囲の確認

###### （事実確認）

当事業は、地域主体の総合芸術祭への補助により、文化・芸術を活かしたまちづくりを推進することを主眼としており、補助により実施される川崎・しんゆり芸術祭は、地域で活躍されている団体等で実行委員会を構成して進められている。

実行委員会のメンバーは、地域における文化施設関係者、文化団体、文化人等により構成しており、実行委員会の事務局には、文化関連団体等との人的ネットワークや事業実施にあたってのノウハウを持つ川崎市文化財団が担っている。実行委員会では、推進体制について協議し、各部会における責任者等を定め組織的に対応する中、各委員は各々の活躍されている分野における特性等を活かして、取組（川崎・しんゆり芸術祭）に携わり、市も補助事業の目的達成に向けて、一実行委員会委員として参画している。

このように当事業では、地域の芸術文化関連で活躍する団体等と、公共性のある市及び川崎市文化財団とが、それぞれの強みを活かした役割分担と責任の範囲で事業を進めている。

##### （監査の結果 本 結 1 1）

それぞれの役割分担のもと事業が進められていることを考慮すると、役割分担について文書化が望ましい。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

当事業の実施については、市ホームページ、川崎・しんゆり芸術祭専用ホームページ、市政だより等、各種広報媒体を活用して市民へ広報しており、取組内容やその主体名も公開している。実施結果については各報道機関へ報告するなど、公開性・透明性の向上に努めている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

当事業の成果を測るには、川崎・しんゆり芸術祭への来場者の意見等が大変有効であるとの考えから、実行委員会において、各公演来場者へのアンケートを実施している。アンケート結果を市も確認をした上で、今後どのような公演等により、まちづくり推進に向けた取組を実施していくべきかについて、企画会議等において意見交換し、翌年度以降のプログラム作成等に活かされている。

(監査の結果 本 結 1 2 )

成果の振り返りとして、来場者数の把握や来場者へのアンケートが実施されているが、当事業の目的が地域の活性化にある点を考慮すると、イベントの実施者側についても成果の振り返りの対象とすべきである。具体的には、地域の芸術家の参加者数や、ボランティアの参加者数などが考えられる。

12. 美化運動実施事業補助金

所管	市民・こども局 市民生活部 市民協働推進課					
根拠法令・要綱等	川崎市美化運動実施事業補助要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：区政総務費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	1,425	1,355	1,283	1,219	1,134
	決算額	1,425	1,355	1,153	1,219	1,134
H24年度決算額の使途内訳	美化運動実施各区支部へ分配 川崎支部 168,000円、幸支部 135,000円、中原支部 179,000円、高津支部 170,000円、宮前支部 171,000円、多摩支部 167,000円、麻生支部 144,000円					
事業の内容	市内の美化運動を推進及び実施する川崎市美化運動実施支部(各区)へ補助金を交付し、その取組を推進することによって市民の美化意識の高揚を図る。					
事業を始めた経緯	市内の美化運動を推進及び実施するために、川崎市美化運動実施本部及び川崎市美化運動実施支部が設置されたため、同支部を活用し、市民の美化意識の高揚を図ることとした。					
協働相手及び協働相手の選定方法	(協働相手)川崎市美化運動実施各区支部 (選定方法)市内各区において、委員を地域住民から選出するなど地域と密着し、継続的に、美化に係る実践活動及び広報活動を行っている各区にお					

	る唯一の団体であるため。
協働する理由、メリット	きれいなまちを目指し、市民相互の連携により全市的な美化活動を実施し、美化意識の高揚を図るにあたっては、地域住民と連携しながら、活動を実践していくことが必要であり、委員を地域住民から選出するなど地域と密着し、継続的に、美化に係る実践活動及び広報活動を行っている美化運動実施各区支部と協働することで、市民の美化意識の高揚を効果的に図ることができるため。
事業の効果、事業目的の達成度合	多摩川美化活動や市内統一美化活動等の美化活動には、毎年合わせて約6万人の市民が参加しており、青少年も含め、美化意識高揚の機会となっている。また、この他にも各支部において個別の美化活動を実施し、美化意識の高揚を促進している。
事業の効果の測定方法	多摩川美化活動・市内統一美化活動実施結果や美化運動実施各区支部の事業報告書により、事業の効果を確認している。

## (1) 概要

### 協働相手の概要

協働相手は川崎市美化運動実施各区支部であり、町内会、民間企業、少年野球チーム等が参加している組織である。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

補助金申請時に提出される事業計画書等により、当該年度の事業内容が市民の美化意識の高揚に繋がっていることを確認するとともに、各支部事務局との会議を通じて、各支部事務局担当者との会議の場を設け、事業実施に係る課題等について協議を行うことで目的の共有化を図っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

事業の実施主体が各支部であることを踏まえながら、上下の関係や一方の不利にならないよう、各支部事務局との会議において、対等な立場で意見交換を行い、互いに了承したうえで事業を進めている。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

地域美化を推進するため、資金的な補助を行う市と補助を活用し、美化運動を実践する各支部といった相互の役割を理解したうえで事業を進めている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

各支部は美化活動を実施する役割、市は全市的な美化関係施策を推進し、市は各支部が実施する事業に必要な補助を行い、各支部が市民の美化意識の高揚に繋がる事業を行うよう、助言する役割を担っている。

責任範囲については、実施主体が各支部であることから、各支部が事業の



責任を負っているものの、公金による補助を行っている性質から、市としても一定の責任があるものと考えている。これらの双方の認識は、打合せの場等において随時確認している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

各事業について、ホームページや市政だより等の各種広報物を活用して市と各支部が連携して広報を行っている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

各支部の事業報告書等により事業の成果を確認するとともに、各支部事務局担当者との会議を開催し、事業実施方法や事業の成果や課題について確認することで、次年度以降の改善につなげている。

(監査の結果 本 結 1 3)

当事業は、市民と市とが協働で美化を推進するものである。新総合計画 川崎再生フロンティア計画 第 3 期実行計画では、「各美化運動実施支部に対する支援を行うとともに、各支部を中心として、市民、事業者、市民団体等との協働により多摩川美化活動や市内統一美化活動等を実施」するとされている。したがって、当事業では、多摩川の美化、市内統一美化の進捗状況から成果の振り返りが必要である。例えば、多摩川に関連する美化活動への参加人数の推移を分析するとか、市内全域でバランスよく美化活動に参加しているか(例えば、各区ごとの参加者数)といった分析が考えられる。

(3) 意見

計画的な事業の実施(本 意 1)

当事業の目的の一つは、市民の美化意識の向上にある。このように市民の意識に訴えかける事業では、地道な取り組みが必要となる。市民と市が計画的に事業を進める必要性があることから、中長期の計画的な事業の実施が望まれる。

1 3 . 地域コミュニティ推進事業

所管	市民・こども局 市民生活部 市民協働推進課					
根拠法令・要綱等	川崎市地域コミュニティ活性化連携モデル事業補助金交付要綱 川崎市地域コミュニティ活性化連携モデル事業補助金交付審査委員会設置要領					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：区政総務費	
過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額				577	1,000
	決算額				568	125
H24 年度決算 額の使途内訳	一事業に対し川崎市地域コミュニティ活性化連携モデル事業補助金を交付 事業名：町内会・自治会と市民活動団体との連携による地域美化活動 交付金額：125 千円					

事業の内容	地域コミュニティ活性化策として、町内会・自治会と市民活動団体等がモデル的に連携して行う事業に対し、必要な経費の一部を町内会・自治会に補助することにより、連携した活動が地域コミュニティに及ぼす影響を検証するとともに、連携の仕組みや実施方法を検証する。
事業を始めた経緯	(目的) 町内会・自治会と市民活動団体等の連携した活動が地域コミュニティに及ぼす影響を検証するとともに、連携の仕組みや実施方法を検討するため (経緯) 町内会・自治会と市民活動団体等の連携による地域コミュニティの活性化について提言されている「都市型コミュニティ検討委員会報告書(平成22年3月発行)」の内容を踏まえた「地域コミュニティ活性化に向けた考え方(平成23年3月発行)」において、連携による活性化策の検証を行うため、モデル的に連携事業を実施することについて提言されている。
協働相手及び協働相手の選定方法	(協働相手) 馬絹町内会 (選定方法) モデル事業の実施を希望する町内会・自治会の申請内容に基づき、川崎市地域コミュニティ活性化連携モデル事業補助金交付審査委員会で選定
協働する理由、メリット	連携した活動が地域コミュニティに及ぼす影響を検証するためには、モデル事業の実施を通じて町内会・自治会及び市民活動団体等から情報を収集し、実施状況や成果、課題について把握する必要がある。
事業の効果、事業目的の達成度合	モデル事業の実施を通じて、町内会・自治会と市民活動団体等が連携することにより、新しいコミュニケーションが形成されること、新たな住民の参画に繋がることを確認するとともに、町内会・自治会が市民活動団体と連携し取り組んでいくノウハウを持たないことも明らかになった。
事業の効果の測定方法	モデル事業ごとに実施報告書を提出する仕組みとすることにより、事業の成果等を確認した。

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

当事業は町内会や自治会等の活動を支援し、地域コミュニティを活性化させることを目的として実施している。市民活動団体は地域の枠を超えてテーマを持って活動していることから、当事業では、モデル事業を通して、地域で活動している団体と、地域の枠を超えて活動している市民活動団体との連携を促すことにより創出される効果を検証することを目的としている。

なお、平成23年度、24年度のモデル事業は以下のとおりである。

(平成23年度)

- ・ 環境美化を推進する取組(川崎区・旭港町内会)
- ・ 文化・環境・災害の学びを通して地域力を高める取組(高津区・溝口第2町会)
- ・ 地域活動に対する住民の関心を高める取組(多摩区・長沢自治会)

(平成24年度)

- ・ 落書き消しによる地域の防犯強化、住民の環境美化への意識向上を図る取組(宮前区・馬絹町内会)

## (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

### (ア) 目的の共有

(事実確認)

町内会・自治会が助成金を申請する際、モデル事業を実施する目的を十分に説明し理解を得るとともに、事業内容がモデル事業として適当か精査の上、必要な協議・調整を行うなど、目的の共有化を図っている。

### (イ) 対等の関係

(事実確認)

申請、審査、事業実施から検証まで、実施主体である町内会・自治会と必要に応じて2、3回程度の意見交換の場を設け、お互いの意見を言い合える関係を構築している。

また、意見交換の場には、市民協働推進課職員のほか、各区の職員が出席することで、より地域の実情に応じた意見交換を可能にしている。

### (ウ) 相互理解

(事実確認)

実施主体である町内会・自治会とモデル事業の実施を通して連携による効果を検証する市の立場を相互に理解しあいながらも、双方に方向性や考え方の違いが生じたときには、意見交換の場を設け、十分な協議を行っている。

### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

実施主体である町内会・自治会に対し、市は円滑な事業実施が図られるよう調整する役割を担っており、事業実施に伴う責任は双方が負うものと考えられる。この役割分担と責任範囲については意見交換の場等で随時確認している。

### (オ) 公開性・透明性

(事実確認)

双方が連携しながら、事業実施後に町内会の会報等で実施内容について報告するなど、情報発信に努めている。

### (カ) 成果の振り返り

(事実確認)

事業実施後、町内会・自治会と情報交換の場を設け、目的・目標の達成や成果、町内会・自治会と市民活動団体等との連携によるメリット・デメリット等を双方で振り返り、改善点や課題を整理している。

### (監査の結果 本 結14)

当事業は、モデル事業であるため効果の測定や課題の抽出が、他の事業に比べ重要になる。当事業では、実施後にヒアリングが行われているが、地域課題を解決するための地域コミュニティの強化、地域における市民の自主的な活動の推進、新たな地域コミュニティ力の創出という「川崎市地域コミュ

ニティ活性化連携モデル事業補助金交付要綱」第 3 条に掲げる目的が達成されているか、また、その状態が継続的に維持されているか等について、1 年後に再度ヒアリングを実施することなどが考えられる。

(3) 意見

検証結果の活用について(本 意 2)

当事業の目的は、町内会・自治会と市民活動団体等の連携した活動が地域コミュニティに及ぼす影響を検証するとともに、連携の仕組みや実施方法を検討することであるが、その検証結果をどのように次に繋げるかについての考察が不十分である。市民協働推進課では、モデル事業を通じて得られたことを取りまとめているが、これにとどまらず、各区の地域振興課を交えて議論するなどの取り組みが必要である。

14. 交通安全市民総ぐるみ運動

所管	市民・こども局 市民生活部 地域安全推進課					
根拠法令・要綱等	川崎市交通安全対策協議会規約 都道府県交通対策協議会等の設置について(昭和 36 年 8 月 9 日 交通対策本部決定)					
予算費目	款：市民費		項：市民生活費		目：交通安全対策費	
過去 5 年間の事業費の推移(千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	9,875	9,314	9,079	8,845	8,491
	決算額	9,875	9,314	9,079	8,845	8,491
H24 年度決算額の使途内訳	啓発用品、会議費、交通安全教育事業費等 1,082,509 円 地区交対協活動費、交通安全母の会事業費等 6,450,355 円 自転車安全推進事業等 469,560 円					
事業の内容	市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による交通環境の改善に向けた取組を推進するための市民総ぐるみ運動として、市や関係機関・団体を始め、市交通安全対策協議会の構成機関・団体等が相互に連携して、交通安全運動を組織的かつ継続的に展開する。					
事業を始めた経緯	日本経済の発展に伴い、自動車交通は昭和 30 年代に入り急成長期を迎えたが、同時に交通事故の発生も急増した。交通事故問題は、行政各分野が協力して取り組むべき重要な政策課題と位置付けられるようになり、30 年に交通事故防止対策本部(本部長：内閣官房長官)の設置、同本部を格上げする形での 35 年に交通対策本部(本部長：総務長官)が設置された。そのなかで、国の交通対策本部に対応したものとして、都道府県交通対策協議会等を設置していくこととなった。(昭和 36 年 8 月 9 日 交通対策本部決定) 決定を受け、昭和 42 年 2 月に神奈川県交通安全対策協議会が設立され、本市においても昭和 44 年 7 月、各民間団体、警察、交通安全協会等を中心に、市民総ぐるみで交通安全活動を推進していくため、川崎市交通安全対策協議会を結成した。 その後、各区役所・支所ごとに地区交通安全対策協議会を設置して地域の団体					

	と協力し地域の実情に応じた、きめ細かな交通安全活動を実施している。
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：川崎市交通安全対策協議会 協働相手の選定方法：川崎市交通安全対策協議会は、市内の交通安全機関・団体によって構成されており、市内における交通の安全と円滑の確保に関し関係機関及び団体相互間の緊密な連絡を保ち、組織的な総合交通安全対策を推進し、交通事故の防止を図ることを目的として、交通安全運動を市民総ぐるみ体制で行うために設立されており、交通安全対策を効率的に行うことができる団体のため。
協働する理由、メリット	川崎市交通安全対策協議会は、市内の交通安全機関・団体によって構成されており、市内における交通の安全と円滑の確保に関し関係機関及び団体相互間の緊密な連携を行っている。よって、効率的かつ効果的に市民総ぐるみで交通安全運動を実施していくことができる。
事業の効果、事業目的の達成度合	当事業は、広報・啓発活動を行うことにより、交通安全思想の普及・浸透及び、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、間接的に交通事故の減少につながることを効果が期待できる。本市における交通事故件数においては、平成12年度をピークに減少に転じている。
事業の効果の測定方法	当事業は、交通安全普及啓発を継続していく事業であり、交通安全思想の普及・浸透及び、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることであり、直接の効果は測定しづらいが、間接的な効果として市内の事故件数は減少している。

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

「川崎市交通安全計画」及び「川崎市交通安全実施計画」を踏まえた事業である。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

川崎市内の交通安全を推進するための事業であることを、交通安全対策協議会を構成する関係機関・各種団体との会議や活動を通じて共通認識をしている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

市も参加する会議で、市民総ぐるみ運動の計画を策定しており、計画策定の過程で、交通安全対策協議会と市とは意見交換を行っている。なお、両者の関係は、契約書、仕様書においても定めている。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

市は、会議を通じて各団体の事業計画、事業内容を理解している。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

各団体が交通安全に関する具体的な活動を実施し、市は事務局として各団体との調整、広報等の役割を担っている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

交通安全市民総ぐるみ運動実施計画や、各季の交通安全運動の実施要綱については、川崎市のホームページで市民向けの公開を行っている。また、川崎市交通安全対策協議会総会において、事業報告、会計報告を実施している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

総会による事業の実施報告及び決算報告をもとに、交通安全対策協議会から意見を伺うことで成果の振り返りを行っている。なお今後の課題としては、参加者が比較的少ない高校生や社会人の参加を増やすことと認識している。

(監査の結果 本 結 15)

講習会等の参加者数や、参加者の性別、年齢ごとの人数を把握し、参加者増加のための取組に活かすべきである。

15. 交通安全教育事業

所管	市民・こども局 市民生活部 地域安全推進課					
根拠法令・要綱等	第9次川崎市交通安全計画、川崎市交通安全実施計画					
予算費目	款：市民費		項：市民生活費		目：交通安全対策費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	6,995	6,941	6,925	6,930	6,911
	決算額	6,977	6,919	6,905	6,912	6,890
H24年度決算額の使途内訳	需用費 285,180千円(交通安全教育用教材等経費) 委託料 6,604,405千円(交通安全指導業務委託経費)					
事業の内容	交通ルールの遵守とマナーの向上を図り、交通安全意識を高めることを目的に、幼児から高齢者までの年齢段階に応じた交通安全教室等を実施する。 川崎市交通安全指導員を幼稚園・保育園、小中高校、町内会等において実施する交通安全教室等に派遣し、講話、実技指導を行う。					
事業を始めた経緯	昭和30年代から40年代にかけて全国的に交通事故が急増しており、本市においても同様に交通事故は増加した。特に全交通事故に占める子どもの事故の割合が20%前後と高い水準が続いていた等の理由から、交通安全思想の啓蒙と正しい交通規則の実践指導を図るため、昭和46年に川崎市交通安全指導員を非常勤嘱託員として設置し、学校や地域等において交通安全教室を開催し啓発・指導を行ってきたが、より効果的な交通安全教育の推進を図るため、交通安全指導員の人材を確保するとともに交通安全教室の休日開催等の柔軟な対応ができ					

	るよう、平成 20 年度から当事業を委託により実施している。
協働相手及び協働相手の選定方法	協働の相手方（受託者）：一般社団法人川崎市交通安全協会 選定方法：交通事故のない安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とし、交通安全思想の普及・啓発や交通安全指導に関する事業等を行っている団体であり、交通法規等の専門知識に基づく交通安全指導を行うことができる人材を交通安全教室等に派遣することができる団体であるため。
協働する理由、メリット	交通法規等の専門的知識に基づく交通安全指導を行うことができる人材を保育園、幼稚園、小学校、中学校等における交通安全教室や町内会等で実施する交通安全講習会に派遣し、交通ルール・マナー等について講義し、実技訓練等において指導することができる。
事業の効果、事業目的の達成度合	当事業は交通安全教室等を通じて、各個人が交通ルール・マナーを身に付け交通安全に対する意識を高めることを目的とし、その効果としては交通事故の減少にある。 当事業の目的の達成度合を測り、効果の検証をすることは困難であるが、本市における交通事故件数は平成 12 年度をピークに減少傾向に転じている。
事業の効果の測定方法	当事業は、交通ルールの遵守とマナーの向上を図り、交通安全意識の高揚を目的としていることから、当事業の直接的な効果について測定することは難しいが、本市における交通事故件数は平成 12 年度をピークに減少傾向に転じている。

( 1 ) 概要

事業概要（補足）

「川崎市交通安全計画」及び「川崎市交通安全実施計画」を踏まえた事業である。

( 2 ) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

川崎市交通安全協会は、交通事故・災害のない安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的として設立された団体であり、交通事故防止及び交通道德高揚のための広報啓発活動や交通安全教育を推進するといった交通安全教育を実践する団体と位置づけている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

委託契約書、仕様書により交通安全協会の役割を定めている。また、市から適切な業務の遂行に関する指示を行うなど必要に応じて意見交換が行われている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

事業の実施に当たり、相互に活動内容を把握し、十分な協議を行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

契約書、仕様書において役割と責任の範囲を明確にし、事業を実施する中で発生する課題等については、その都度協議しながら事業を実施している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

市民向けの公開は特に行っていないが、川崎市交通安全対策会議及び川崎市交通安全対策協議会総会において、交通安全教室等の結果の報告を行っている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

各年度の事業終了時に、これまでの事業実施結果を踏まえ、より効果的に事業を実施できるよう協議している。

(監査の結果 本 結 16)

交通安全教室の開催回数や、交通安全教室への参加者数などの定量的な指標も用いて評価を行うことが望ましい。また、市民に広く交通安全を普及するためには、地域別、年代別の参加者数なども把握する必要がある。

(3) 意見

類似事業との区別について(本 意 3)

交通安全に関する啓発活動を行うという点で、当事業と交通安全市民総ぐるみ運動事業は共通点が多い。両者の事業内容を整理し、一本化ができるところは一本化を進めるべきである。

16. かわさき市民第九コンサート

所管	市民・こども局 市民文化室 音楽のまち推進担当					
根拠法令・要綱等	かわさき市民第九コンサート開催要綱					
予算費目	款：市民費		項：市民生活費		目：市民文化費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	2,224	1,962	1,700	1,700	1,488
	決算額	2,224	1,962	1,700	1,700	1,300
H24年度決算額の使途内訳	演奏会費：1,060,425円(施設使用料、指揮者及びソリスト謝礼、楽器運搬費等) 練習費：239,575円(施設使用料、合唱指揮、伴奏謝礼)					
事業の内容	100を超える市民合唱団は音楽のまちを進める上で欠かせない音楽資源となっています。市民第九は、公募で選ばれた人たちと市内アマチュアオーケストラが、半年間に渡る練習の成果を披露する場として開催している。コンサートに向けた練習は、市民の出会いの場であり、練習を重ねることでの達成感が歌うことの喜びにつながることで、音楽のまちのすそ野の拡大に寄与し、さらには、					



	<p>参加した人たちが、広報マンとして音楽のまちを発信してくれるグットサイクルのまちづくりの一つとして考えている。</p> <p>演奏は市内にある 4 つのアマチュアオーケストラが輪番で演奏を担当しており総勢 400 名弱がステージで合唱及び演奏を行なう。</p> <p>また、本格的な第九を安価に鑑賞できる機会を提供している。</p>
事業を始めた経緯	<p>今年度で 25 回目を向かえる市民第九は、平成 8 年度（1996 年度）に教育委員会から移管を受けた事業である。</p> <p>平成 16 年度（2004 年度）に音楽のまちを立ち上げてからは、地域資源を活用したまちづくりの推進の取組として行なってきた。</p> <p>平成 20 年度（2008 年度）に協働方のルールが策定されたことから実行委員会への負担金事業として実施している。</p>
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>かわさき市民第九実行委員会 （川崎市合唱連盟、川崎アマチュアオーケストラ連盟により構成）</p> <p>市民第九を開催する唯一の団体であるため</p> <p>川崎市合唱連盟 市内の 63 団体が加盟、県の合唱連盟との連携</p> <p>川崎アマチュアオーケストラ連盟 市内の 4 つのアマチュアオーケストラを取りまとめており、毎年輪番制で出演している。</p>
協働する理由、メリット	<p>市民第九は、市内の多くの合唱団とネットワークを持つ合唱連盟と市内の 4 つのアマチュアオーケストラによる川崎アマチュアオーケストラ連盟が中心となって、市民にみんなで歌うことの楽しさ、素晴らしさを体感してもらうことを目的に行なっている。</p> <p>音楽のまちでは、市民の主体的なつながりによる様々な活動が連鎖し新たな価値を創造することや市民が日常生活で音楽の素晴らしさを享受できるよう、地域の音楽資源を活用し取組んでいる。</p> <p>こうした、お互いの目的や方向性を理解し、協働することでより効果的なまちづくりの展開が可能となる。</p>
事業の効果、事業目的の達成度合	<p>毎年定員を超える応募があり抽選を行なっているが、今年度は申込みの約 1/5 が新規参加者となっている。また、来場者も 1,000 人を超えている。</p> <p>友好都市であるザルツブルク市を擁するオーストリア政府観光局から、ウィーンで行なわれる「歌う第九インウィーン」への参加について案内があるなど、冬の音楽イベントとして定着してきており、川崎市のイメージアップや音楽のまちの発信といった目的に見合う成果が表れている。</p>
事業の効果の測定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チケット販売枚数</li> <li>・アンケート</li> <li>・合唱団参加人数</li> <li>・練習会場やコンサートに出向き、参加者等の声を聞くなど状況の把握に努めている。</li> </ul>

## （１）概要

### 事業概要（補足）

オーストリア政府から川崎市宛てに直接連絡が入り、当事業に関して連携を希望してきたことは、過去 24 回に渡り開催し、当事業が、川崎市の冬の音楽イベントとして定着し、広く認知されていることを示している。

## 協働相手の概要

市民第九を開催する唯一の団体であるかわさき市民第九実行委員会。

### (2) 監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

企画段階から実行委員会を通して意見交換を行うことで、開催の目的や課題等について共有している。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

事業実施に伴い、事業実施要綱及び協定書の締結により相互の関係について明文化し、対等な立場で事業を実施している。

##### (ウ) 相互理解

###### (事実確認)

双方の特性を十分理解するため、準備段階や振り返りを通じ相互に確認を行なっている。

##### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

###### (事実確認)

###### <市>

負担金の支出、会場の確保、会場使用料の減免の手続、  
実行委員会の設定及び資料作成

###### <実行委員会>

演奏会の運営、合唱練習及び発会式の運営、  
実行委員会への参加及び資料の作成

##### (オ) 公開性・透明性

###### (事実確認)

実行委員会の構成については、コンサートプログラム等で明示しており、  
また、合唱団員募集についても広く公募しており公開性及び透明性の欠くことのないよう努めている。

##### (カ) 成果の振り返り

###### (事実確認)

事業報告書と会場でのアンケート結果を基に、実行委員会で次回に向けての検証を行なっている。また、練習やコンサートなど現場を視察し、出演者や来場者の声を直接聞き、市民第九に留まらず、音楽のまちづくりの参考としている。

17. KAWASAKI しんゆり映画祭

所管	市民・こども局 市民文化室 映像のまち推進担当					
根拠法令・要綱等	開催要綱					
予算費目	款：市民費		項：市民生活費		目：市民文化費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	9,000	9,000	9,000	8,500	8,050
	決算額	9,000	9,000	9,000	8,500	8,050
H24 年度決算額の使途内訳	<p>&lt; 負担金対象経費 &gt;            作品借料 2,060 千円 出演・文芸費 1,002 千円 会場・上映費 823 千円 広報等事業費 4,359 千円            事務局費 5,680 千円            対象経費合計 13,924 千円のうち 8,050 千円を市が負担</p>					
事業の内容	<p>地域の実施主体と市が協働して、KAWASAKI しんゆり映画祭及びジュニア映画制作ワークショップ(中学生による映画制作)を開催している。「映像のまち・かわさき」の取組みを推進する本市が、当事業を負担するとともに、共催者として開催することにより、新百合ヶ丘駅周辺地域を中心とした川崎市の芸術文化振興の拠点づくりをめざす「芸術のまち構想」を推し進めている。</p>					
事業を始めた経緯	<p>平成 3 (1991) 年に、新百合ヶ丘駅周辺地域の豊富な文化資源を活かして、芸術と文化の香りに包まれたまちづくりを行っていくことを目的に、「芸術のまち基本構想」を策定した。この構想の一環として、地域の文化団体や地域住民とともに、市内外に魅力を発信できる事業として、平成 7 (1995) 年に KAWASAKI しんゆり映画祭を始め、毎年継続的に実施し、今年度は 19 回目となった。</p>					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>特定非営利活動法人 KAWASAKI アーツ(地域の実施主体となる映画大学や音楽大学、地域関係者が中心となって立ち上げた特定非営利活動法人)            KAWASAKI しんゆり映画祭を主催する唯一の団体であるため。</p>					
協働する理由、メリット	<p>映画大学関係者や地域の実施主体から構成されている、特定非営利活動法人 KAWASAKI アーツと協働して行うことにより、「市民がつくる映画祭」として開催される当該映画祭の理念の実現と、様々な主体による地域内ネットワークを創出することで、これらを基にした地域の文化芸術の振興及び特色あるまちづくりが期待できる。</p>					
事業の効果、事業目的の達成度合	<p>KAWASAKI しんゆり映画祭は、新百合ヶ丘駅周辺地域の豊富な文化資源を活かした、芸術と文化の香るまちづくりを行うことを目的に策定した「芸術のまち基本構想」の一環として始められた。今年度で 19 回目となり、この間、地域の文化団体や住民とともに市内外に魅力を発信し、文化・芸術を活かしたまちづくりを推進している。</p> <p>&lt;平成 24 年度&gt;            総入場者数：2,816 人            市民ボランティアの参加：80 人</p>					
事業の効果の測定方法	<p>来場者アンケートの実施            入場者数の把握            映画祭開催期間中における現地視察</p>					

( 1 ) 概要

協働相手の概要

映画大学関係者や地域の実施主体から構成する特定非営利活動法人 KAWASAKI アーツとの共催により事業を進めている。

( 2 ) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

( 事実確認 )

映画祭代表者や事務局員、市職員、市民ボランティアが集まる全体会を開催し、事業目的や事業の進め方について意見交換を行い、情報共有を図っている。

(イ) 対等の関係

( 事実確認 )

事業の進め方や決定事項については、全体会で協議した上で決定している。

(ウ) 相互理解

( 事実確認 )

市民でつくる映画祭として、市民ボランティアの出席も含めた全体会を開催するなど相互理解に努めている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

( 事実確認 )

市と協働相手との役割分担は以下の通り。

< 川崎市 >

負担金の支出や、情報発信などの広報に関する調整。

< 特定非営利活動法人 KAWASAKI アーツ >

KAWASAKI しんゆり映画祭や、ジュニア映画制作ワークショップ(中学生による映画制作)の運営。

また、役割分担については協定書で規定されている。

(オ) 公開性・透明性

( 事実確認 )

負担金事業の実施については、市政だより、市のホームページ、町内会の掲示板などの各種媒体を活用して市民に広報しており、取組内容やその実施主体名も公開している。また、市民ボランティアについても、広く募集するなど、公開性・透明性の確保に努めている。

(カ) 成果の振り返り

( 事実確認 )

事業の成果を測定するため、KAWASAKI しんゆり映画祭の来場者に対するアンケートの実施と、各作品に対する入場者数の把握を行っている。

これらの結果を踏まえ、今後の企画内容や広報の実施方法等に活かすこと

で、市内外に地域の一層の魅力の発信と活性化に向けた取り組みを実施している。

( 監査の結果 本 結 17 )

当事業は、「芸術のまち構想」のもと、新百合ヶ丘駅周辺の住民と近隣の大学等が協働で進める芸術振興を通したまちづくりと魅力の発信事業である。このような取組の成果もあり、新百合ヶ丘駅周辺は、芸術のまち、映像のまちとしてブランド化しつつある。

当事業の成果の振り返りは、来場者数の把握や来場者に対するアンケートの実施と、運営委員会による来場者数、アンケート結果及び実施主体、スタッフからの意見聴取及びその分析である。

協働相手からの事業報告を閲覧したところ、アンケート結果や各作品に対する来場者数については報告があるものの、その結果を今後の企画内容や広報の実施方法等に活かし、地域の一層の魅力発信するといった活性化に向けた取り組みに結び付けて行くといった点については十分に記載されていなかった。当事業では、来場者数の推移や、来場者、実施主体といった多方面の意見を取り込み、事業の改善を進めることが重要である。そこで、事業報告書には、アンケート結果や来場者数の報告に加え、事業の改善点や改善方法についても記載するよう協働相手先に指導することが望まれる。

( 監査の結果 本 結 18 )

当事業は、新百合ヶ丘駅周辺の芸術振興を通したまちづくりと魅力の発信を目的としている。類似の事業として、麻生区では、芸術振興事業「しんゆり・芸術のまち推進事業」が実施されている。市では、KAWASAKI しんゆり映画祭事業は、新百合ヶ丘駅周辺に限定したものではなく全市的な事業として捉え、一方、麻生区が所管する芸術振興事業「しんゆり・芸術のまち推進事業」は地域限定の事業として両者を区分している。

しかし、このような市による区分は、協働の担い手である市民から見て、意味のあるものであろうか。いずれの事業も市民によっては、芸術、映画を愛する市民が集い交流を育むことで地域のブランド化（より良い地域にしていくという意味も含め）を目指すものである。類似する両事業については連携を図ることで、より良い事業に改善して行くことを検討すべきである。

・こども本部

1. こども文化センター運営事業、わくわくプラザ事業

所管	市民・こども局こども本部 子育て施策部 青少年育成課					
根拠法令・要綱等	川崎市こども文化センター条例 川崎市わくわくプラザ事業実施要領					
予算費目	款：こども費		項：こども青少年費		目：青少年事業費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	2,828,618	3,012,745	3,017,686	3,001,578	3,022,294
	決算額	2,825,759	3,013,763	3,010,723	3,023,846	3,051,287
H24 年度決算額の使途内訳	指定管理料 2,903,041 千円					
事業の内容	児童福祉法第 40 条に基づき設置された児童厚生施設であるこども文化センターの管理運営を行う。 ・施設管理運営 ・こども文化センター事業 ・わくわくプラザ事業					
事業を始めた経緯	昭和 36 年に青少年会館を設置し、勤労青少年の健全育成を目的とした事業を開始したが、勤労青年層の変化等に伴い、昭和 48 年から児童の健全育成を促進する視点でこども文化センター（児童館）としての機能を並行して実施することとした。 中学校区に 1 か所の設置を推進し、昭和 57 年に条例改正を行い、青少年会館をこども文化センターに統合した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：指定管理者 選定方法：公募（58 館のうち 57 館を 22 グループにグルーピングして募集し、選定している） 桜本こども文化センター・ふれあい館は別事業として実施					
協働する理由、メリット	民間の知見、経験、ノウハウを活用して質の高いサービスを提供することが可能となるため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	民間活用推進委員会の年度評価により、全グループが評価ランクを C（標準）とされており、当初の事業効果、事業目的を達成している。					
事業の効果の測定方法	評価基準に基づく民間活用推進委員会の年度評価により測定する。					

(1) 概要

事業概要（補足）

市内 58 箇所の「こども文化センター」及び 111 箇所の「わくわくプラザ」の管理運営を指定管理により行うものである。前期の指定期間（平成 18 年度から平成 22 年度）の際の市民・こども局こども本部の公の施設管理運営調整委員会の指摘を踏まえ、地域との密着性及びスケールメリットを生かした運営がなされるよう、2～4 館を 1 グループに全体を 22 グループに分けたうえで、公募により指定管理者を選定している。多くのグループで複数の事業者が応募し競争により指定管理者を決定している。

また、桜本こども文化センターについては、日本人と外国人が市民として相互のふれあいを推進し、基本的人権の精神に基づき共に生きる地域社会を実現するため

の施設であるふれあい館を併設していることから、22 グループとは別に公募により選定を実施している。選定後の指定管理者との会議や報告等の日常的な連絡調整は、地域の実情を理解している所管区のこども支援室が窓口となっている。さらに、青少年育成課は各区での取組を把握し、全体的な調整を行っている。

#### 協働相手の概要

22 グループ中 20 グループは公益財団法人かわさき市民活動センターが指定管理者として選定されている。

公益財団法人かわさき市民活動センターは、昭和 57 年に市の出資等を得て設立した「財団法人川崎ボランティアセンター」を前身とし、平成 15 年に現在の名称に改称し、平成 23 年に公益財団法人となった。財団は、「川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与すること」を目的としている。また、川崎市から出損金 10,000 千円（出資率 16.5%）を受けている。

財団のほか、宮前区の 1 グループで、特定非営利活動法人あかい屋根、麻生区の 1 グループで、特定非営利活動法人川崎児童健全育成会コッコロ、川崎区の 1 グループで、社会福祉法人青丘社が指定管理者として選定されている。

特定非営利活動法人あかい屋根は、「地域市民に対して、こども文化センターを拠点とし、児童の健全育成及び市民活動の活性化を行い、地域市民の文化の創造、住みよいまちづくりに寄与すること」を目的としている。前身は、地域住民を中心にこども文化センターを活用した事業等を企画実施してきた菅生こども文化センター運営協議会である。

特定非営利活動法人川崎児童健全育成会コッコロは、「こども文化センターを活用し、こども会や自治会などと連携を取り、こどもの健全育成を促進するとともに、健全育成に必要な知恵や知識の取得や体力の増進などを図り、子育ての視点にたったまちづくり推進を行うこと」を目的としている。

特定非営利活動法人あかい屋根及び特定非営利活動法人川崎児童健全育成会コッコロは、地域のこども文化センターの運営に古くから関わってきた団体であり、地域とのかかわりが密接であることが評価され、指定管理者に選定されている。なお、特定非営利活動法人川崎児童健全育成会コッコロは、平成 25 年に「NPO 法人児童育成会コッコロ」に改称している。

また、桜本こども文化センターは、外国人が多く住む川崎南部の工場地帯に隣接する地域にあって、地域と行政とがパートナーシップを結び活動するためのふれあい館を併設していることから、地域の中で、民族差別をなくす市民運動、地域活動を推し進めてきた社会福祉法人青丘社が指定管理者に選定されている。

## (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

### (ア) 目的の共有

#### (事実確認)

指定管理者の公募に際し作成された募集要項には、こども文化センターの目的が示されている。また、こども文化センター運営の手引きが作成され、こども文化センター運営要綱の基本理念及びこども文化センターの性格を記載している。これらにより、市と指定管理者との間で目的を共有している。

さらに、月 1 回、所管区で実施する担当者会議で意見交換を実施することで、目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

当事業においては、市と指定管理者は協議し合意の上で、こども文化センターの管理について基本協定書を取り交わしている。また、定めのない事項や解釈について疑義が生じた場合には協議をすることとし、対等な関係で事業を実施している。さらに、連絡会議及び連絡調整会議の場で意見交換を実施することで対等な関係の構築に努めている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

当事業の実施にあたっては、年度ごとの基本協定の締結及び事業計画書の作成が求められている。また、連絡会議及び連絡調整会議の場及び年度末に実施する所轄区役所のこども支援室によるヒアリングの際に意見交換を実施し相互の理解を深めている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

仕様書において、管理の基準や事業に関する事項を明示し、年度ごとの事業計画を作成することで、指定管理者が実施すべき役割を明確にしている。また、募集要項にサービスや利用者リスクなどのリスクの種類を示し、市と指定管理者とのリスク分担を明らかにするとともに、基本協定書及び年度協定書において、両者のリスク負担について詳細に定めている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

指定管理者の選定は公募により行い、応募書、仕様書等関係書類は市ホームページにより配布している。また、施設の現地見学を実施している。選定は学識経験者や公認会計士等からなる「民間活用推進委員会」において審査を実施し、選定結果は市ホームページで公表される。現指定管理期間の指定管理者の選定時には、多くのグループで複数の事業者が応募しており、競争原理が働いている。

また、市のホームページでは全てのこども文化センターが紹介されているとともに、各指定管理者が各自のホームページ等で活動内容の周知や活動実績を公表し、年度末には所報を作成することで事業の実施状況についても周知されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

毎月、「こども文化センター統計表」、「わくわくプラザ利用児童人員統計表」等の報告書の提出を受け、月次の利用状況を確認している。

また、四半期毎に、「運営協議会実施状況報告書」、「こども文化センターボランティア参画状況報告書」や「利用者意見報告書」等を提出することによ



り、地域との連携状況や利用者の意見の確認を実施している。

さらに、年度毎に「事業報告書」の提出を求めている。「事業報告書」では、事業の実施状況や研修の実施状況を記載するとともに、指定管理者がセルフチェックとして自己評価を実施している。

提出された事業報告に基づき、所管区のこども支援室によるヒアリングが実施されており、事業等の実施状況、自己評価や経理状況等を確認している。ヒアリング後には、所管区のこども支援室が「年度評価」を実施し、民間活用推進委員会に諮った上で、各指定管理者に評価結果を通知し、市ホームページで公開している。

( 監査の結果 本 結 1 )

当事業では、利用状況や事業への参加者の状況を把握し、前年度との比較等により成果を検証している。しかしながら、利用者数や事業への参加者数についての目標値は事業計画には示されていない。平成 15 年度からの委託化を機に開館時間を 21 時まで延長するなど事業内容の改善が図られているが、今後も利用状況の推移などを把握し、指定管理者との意見交換を行う際の基礎情報として活用するなどし、事業内容の継続的な見直しが望まれる。

2 . 川崎市青少年の家運営事業

所管	市民・こども局こども本部 子育て施策部 青少年育成課					
根拠法令・要綱等	川崎市青少年の家条例 川崎市青少年の家条例施行規則 川崎市青少年の家管理運営要綱					
予算費目	款：こども費		項：こども青少年費		目：青少年事業費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	75,436	75,436	75,436	69,824	70,781
	決算額	75,436	75,436	75,436	70,664	70,781
H24 年度決算額の使途内訳	人件費、管理委託費 ( 食堂、夜間管理等 )、光熱水費、分担金など					
事業の内容	団体宿泊研修及び団体研修 団体宿泊研修等に関する指導及び助言 団体宿泊研修等に関する調査研究 資料を収集し、保管し、並びにこれを青少年及びその指導者の利用に供する施設及び設備 ( 以下「施設等」という。 ) を利用に供する 青年の家その他の青少年関係施設、青少年教育団体等と連絡し、協力する					
事業を始めた経緯	昭和 34 年「川崎市立少年の家」として児童・生徒の宿泊訓練の施設として利用が始まり、昭和 38 年からは宿泊施設として少年以外に広く勤労青少年にも利用されるようになる。昭和 42 年に研修施設としての体制が整い、「川崎市立青少年の家」となった。昭和 63 年に条例発足し、団体宿泊研修を通じた青少年の健全育成を図るための施設として設置された。平成 18 年に指定管理者制度が導入され、財団法人川崎市生涯学習財団と NPO 法人教育活動総合サポートセンターの 2 者による管理運営が行われ、現在指定管理第 2 期で指定管理通算 8 年目で					

	ある。
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：川崎市青少年の家共同運営事業体 選定方法：公募の上、民間活用推進委員会によって審査される。
協働する理由、メリット	住民のニーズに対し、効率的・効果的な市民サービスの向上に民間の活力を利用しながら、経費の縮減を図ることができる。
事業の効果、事業目的の達成度合	これまでに積み上げてきたノウハウを生かし、充実した事業展開を実施していた。青少年ボランティアを育成し、事業に参画させることで、青少年の社会参加が図られるなど、専門性を十分に発揮した事業展開を行っている。また、利用者へのサービス向上に向け、広報の工夫や、アンケートの分析による早期改善対応等の実施が見られた。 平成 23 年度からの第 2 期指定管理の提案額を第 1 期の予算額よりも大幅に削減しているにも関わらず、サービスの質を保ち、管理運営がなされており、利用者数も着実に伸びている。
事業の効果の測定方法	民間活用推進委員会にて、各年度の年度評価を行っている。

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

川崎市青少年の家（川崎市宮前区宮崎 105 - 1）の管理運営を行う事業である。平成 18 年度から指定管理者制度に移行している。平成 20 年度に教育委員会から市民・こども局こども本部長に事務が委任されている。教育委員会の所管施設であるため、指定管理者の決定にあたっては、こども本部の民間活用推進委員会で選定後、教育委員会での審議が必要となる。

### 協働相手の概要

川崎市青少年の家共同運営事業体は公益財団法人川崎市生涯学習財団を代表に、特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンターを構成員とする事業体である。平成 18 年度から平成 22 年度までの第 1 期に引き続き、平成 23 年度からの第 2 期も指定管理者に選定されている。

財団法人川崎市生涯学習財団は、平成 2 年に「生涯学習に関する講座、講演会の開催、情報の収集、整理及び提供、各種相談及び調査研究などを行うとともに、生涯学習施設の弾力的な管理運営を行い、もって市民の健康で生きがいのある創造性と個性を生かせる活力ある地域生涯学習型社会の形成と振興に寄与すること」を目的として、川崎市が基本財産全額の 2 億円を出捐する財団法人川崎市生涯学習振興事業団として設立された。生涯学習機会提供事業、生涯学習活動支援事業、生涯学習情報事業など展開しており、市民、行政が一体となった全市的な生涯学習に向けてのシステム構築のため、平成 17 年に財団法人川崎市博物館振興財団と統合された。平成 24 年 4 月 1 日より公益財団法人に移行している。

特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンターは、「学校、地域、家庭及び関係諸機関等と連携を図りつつ、青少年の健全育成を支援するとともに、青少年を中心とした地域住民の文化・スポーツ活動を推進することで、明るく豊かな社会の実現に寄与すること」を目的に平成 16 年に設立された。特定非営利活動として、(1)福祉の増進を図る活動、(2)子どもの健全育成を図る活動、(3)社会教育の推進を

図る活動(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、(5) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を実施している。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

指定管理者の公募に際し作成された募集要項に、青少年の家の目的を示している。また、川崎市教育委員会、川崎市、川崎市青少年の家共同運営事業体の3者により、基本協定書を締結することで目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

当事業においては、市と指定管理者は協議し合意の上で、川崎市教育委員会、川崎市、川崎市青少年の家共同運営事業体の3者により、基本協定書及び年度協定書を締結している。また、協定に定めのない場合、解釈に疑義のある場合は必要に応じ協議の上定めるとされており、対等の関係で事業を実施している。

事業実施に当たっては、運営協議会等で協議をしながら進めており、対等の関係にある。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

市は随時、施設を訪問し相談等を受けている。また、日常的にメールや電話で相談や意見交換を実施している。さらに、学識経験者、教育委員会、公募市民で構成する運営協議会を年2回開催し、意見交換等を行うことで相互理解をはかっている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

基本協定書及び年度協定書、仕様書に業務内容、役割分担が示されており、指定管理者の役割と責任範囲は明確になっている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

指定管理者の選定は公募により行い、応募書類、仕様書等関係書類は市ホームページにより配布している。選定は学識経験者や公認会計士等からなる「民間活用推進委員会」において審査を実施し、その結果をさらに教育委員会で審議する。選定結果は市ホームページで公表される。また、指定管理者が独自のホームページ等で活動内容の周知や活動実績を公表しており、事業の実施状況についても周知されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

月ごとに施設利用者等の状況の報告を受け、利用状況の確認を行い、年度

毎に事業の実施状況や研修の実施状況及び指定管理者による自己評価（セルフチェック）の結果を記載した「事業報告書」の提出を求め、事業の実施状況を確認している。

また、2月に開催する運営協議会において、年間の利用状況、利用者ニーズの状況や課題を検討し、次年度の事業計画に反映している。

提出された事業報告書に基づき、所管課が指定管理者制度活用事業評価シートを用い「年度評価」を実施し、民間活用推進委員会に諮った上で、評価結果を指定管理者に通知し、市ホームページで公開している。

(3) 意見

定量的な目標の設定（本 意1）

月別の利用状況（日帰り・宿泊）、施設の稼働状況や事業への参加者数などを把握し、前年度との比較等により成果を検証している。しかしながら、利用数や施設の稼働状況等についての目標値は事業計画には示されていない。稼働率については、目標値を設定するとともに、現在、宿泊の稼働率が概ね40%弱と低いことから、利用対象を広げるなどの改善を行うことが望まれる。

利用者ニーズへの対応（本 意2）

利用者（大人）アンケートに記載された意見に対する対応状況について、事業報告書に記載している。意見には、施設の改修で対応すべきものと、接遇や食事に関する工夫を求めるものが多いが、継続的な対応が必要なものについては、改善状況の顛末も把握し改善に努めることが望まれる。

3. 川崎市少年自然の家運営事業

所管	市民・こども局こども本部 子育て施策部 青少年育成課					
根拠法令・要綱等	川崎市少年自然の家条例 川崎市少年自然の家条例施行規則					
予算費目	款：こども費		項：こども青少年費		目：青少年事業費	
過去5年間の事業費の推移（千円）	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	258,161	257,838	257,838	256,900	260,547
	決算額	257,838	257,838	257,838	260,329	260,547
H24年度決算額の使途内訳	人件費、消耗品費、光熱水費、修繕費、委託費（管理委託費等）					
事業の内容	団体宿泊訓練に関すること。 野外観察、自然探究その他自然に親しむ学習指導に関すること。 野外活動、体育及びレクリエーションに関すること。 市内の少年団体の指導及び育成に関すること。 市内の小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）及び中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）その他の教育機関と連絡し、協力すること。 その他少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。					

事業を始めた経緯	昭和 52 年に教育委員会所管の直営施設として開所し、市内学校のグリーンスクール（川崎市南部地域）の受け入れを主に行っている。その後、グリーンスクールから自然教室（全市対象）への受け入れを開始。平成 17 年度から管理運営を直営から委託へ、平成 18 年度から指定管理者制度導入となる。
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：社団法人富士見町開発公社（平成 25 年度から一般社団法人化） 選定方法：公募の上、民間活用推進委員会によって審査される。
協働する理由、メリット	住民のニーズに対し、効率的・効果的な市民サービスの向上に民間の活力を利用しながら、経費の縮減を図ることができる。
事業の効果、事業目的の達成度合	八ヶ岳の自然を十分に生かした事業展開や教育委員会及び学校との連携を密にした自然教室を円滑に受入れるなど、施設の効用を適切に発揮している。利用者アンケートに基づく適切な改善を実施することで、満足度・利便性の向上に取り組んでいる。また、Wi-Fi 環境の整備など、施設をより利用しやすくなるように工夫している。 利用者数は着実に増加しており、自然教室のみならず、自主事業の開催やプログラムの充実を図っている。
事業の効果の測定方法	民間活用推進委員会にて、各年度の年度評価を行っている。

## （１）概要

### 事業概要（補足）

川崎市少年自然の家（長野県諏訪郡富士見町境字広原 12067-482）の管理運営を行う事業である。平成 18 年度から指定管理者制度に移行している。平成 20 年度に教育委員会から市民・こども局こども本部長に事務が委任されている。教育委員会の所管施設であるため、指定管理者の決定にあたっては、こども本部の民間活用推進委員会で選定後、教育委員会での審議が必要となる。

川崎市教育委員会が市内小学校 5 年生及び中学校 1 年生を対象に実施する自然教室の受入で延べ利用人数の約 70%を占めている。

### 協働相手の概要

社団法人富士見町開発公社は、昭和 44 年 4 月に町の出資を得て設立された団体である。平成 18 年度から平成 22 年度までの第 1 期に引き続き平成 23 年度からの第 2 期も指定管理者に選定されている。なお、平成 25 年 4 月に、一般社団法人となっている。

## （２）監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### （ア）目的の共有

##### （事実確認）

指定管理者の公募に際し作成された募集要項に、八ヶ岳少年自然の家の目的を示している。また、川崎市教育委員会、川崎市及び社団法人富士見町開発公社の 3 者により、基本協定書を締結することで目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

市と指定管理者は協議し合意の上で、川崎市教育委員会、川崎市、社団法人富士見町開発公社の3者により、基本協定書及び年度協定書を締結している。また、協定に定めのない場合、解釈に疑義のある場合は必要に応じ協議の上定めるとされており、対等の関係で事業を実施している。

事業実施に当たっては、運営協議会等で協議をしながら進めており、対等の関係にある。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

市は随時、施設を訪問し相談等を受けている。また、日常的にメールや電話で相談や意見交換を実施している。さらに、学識経験者、教育委員会、公募市民で構成する運営協議会を年3回開催し、意見交換等を行うことで相互理解をはかっている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

基本協定書及び年度協定書、仕様書に業務内容、役割分担が示されており、指定管理者の役割と責任範囲は明確になっている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

指定管理者の選定は公募により行い、応募書類、仕様書等関係書類は市ホームページにより配布している。選定は学識経験者や公認会計士等からなる「民間活用推進委員会」において審査を実施し、その結果をさらに教育委員会で審議する。選定結果は市ホームページで公表される。現指定管理期間の指定管理者の選定時には、複数の事業者が応募しており、競争原理が働いている。また、指定管理者が独自のホームページ等で活動内容の周知や活動実績を公表しており、事業の実施状況についても周知されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

月ごとに施設利用者等の状況の報告を受け、利用状況の確認を行い、年度毎に事業の実施状況や研修の実施状況及び指定管理者による自己評価(セルフチェック)の結果を記載した「事業報告書」の提出を求め、事業の実施状況を確認している。

また、2月頃に開催する運営協議会において、年間の利用状況、利用者ニーズの状況や課題を検討し、次年度の事業計画に反映している。

提出された事業報告書に基づき、所管課が指定管理者制度活用事業評価シートを用い「年度評価」を実施し、民間活用推進委員会に諮った上で、評価結果を指定管理者に通知し、市ホームページで公開している。

( 監査の結果 本 結 2 )

月別の利用状況、各プログラムへの参加者数などを把握し、前年度との比較等により成果を検証している。しかしながら、利用数や施設の稼働状況等についての目標値は事業計画には示されていない。少年自然の家は、青少年が自然に親しむ機会を提供することを目的としているが、これに加えて、青少年が利用しない日などでは一般客にも開放されている。そこで、青少年の利用率と一般客の利用率といったように青少年と一般客とで別の目標値を設定することで、青少年の利用と一般客の利用の最適化に役立てるといった工夫が望まれる。

#### 4 . 川崎市黒川青少年野外活動センター運営事業

所管	市民・こども局こども本部 子育て施策部 青少年育成課					
根拠法令・要綱等	川崎市黒川青少年野外活動センター条例 川崎市黒川青少年野外活動センター条例施行規則					
予算費目	款：こども費		項：こども青少年費		目：青少年事業費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	22,250	24,000	24,000	24,000	24,000
	決算額	22,250	24,000	24,000	24,000	24,000
H24 年度決算額の使途内訳	人件費、消耗品費、光熱水費、委託費					
事業の内容	キャンプ、自然観察等の野外活動に必要な指導及び助言に関する事。 野外活動の振興及び普及を図るための各種講座の開催に関する事。 市内の青少年教育指導者の育成に関する事。 施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。 市内の学校その他の教育機関等と連絡し、及び協力すること。					
事業を始めた経緯	昭和 58 年旧柿生小学校黒川分校を暫定的に黒川青少年野外活動センターとして開放する。その後、教育懇談会、子どもふれあい村基本構想調査委員会等を経て、平成 3 年に黒川青少年野外活動センターが正式に開所。平成 15 年に管理運営を委託し、平成 17 年度に市直営になった後、平成 18 年には指定管理となる。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：特定非営利活動法人 国際自然大学校 選定方法：公募の上、民間活用推進委員会によって審査される。					
協働する理由、メリット	住民のニーズに対し、効率的・効果的な市民サービスの向上に民間の活力を利用しながら、経費の縮減を図ることができる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	ホームページやタウン誌等の媒体の活用に加え、新たな広報媒体を開拓するなど、広報の充実に努め、また、既存の事業に工夫を加え、乳幼児親子向け事業等の新規展開を図っている。 今年度は、昨年度に記録した過去最高利用者数及び利用団体数を更新した。野外活動に係る専門性を有する職員が、さらにその資質の向上に努める研修を随時実施している。					
事業の効果の測定方法	民間活用推進委員会にて、各年度の年度評価を行っている。					

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

川崎市黒川青少年野外活動センター(川崎市麻生区黒川 313-9)の管理運営を行う事業である。平成18年度から指定管理者制度に移行している。平成20年度に教育委員会から市民・こども局こども本部長に事務が委任されている。教育委員会の所管施設であるため、指定管理者の決定にあたっては、こども本部の民間活用推進委員会で選定後、教育委員会での審議が必要となる。

### 協働相手の概要

特定非営利活動法人国際自然大学校は、昭和58年に設立された団体である。「アウトフitter(自然や人とのかかわりの中で、人生を前向きに生きている人)」の育成を目的に、子どもから大人までを対象とした、自然の中での体験教室、シーズンキャンプなど様々な体験型の環境教育・野外教育プログラムを実施している。

特定非営利活動法人国際自然大学校は平成18年度から平成20年度までの第1期に引き続き、平成21年度から平成25年度までの第2期も指定管理者に選定されている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

指定管理者の公募に際し作成された募集要項に、川崎市黒川青少年野外活動センターの目的を示している。また、川崎市教育委員会、川崎市及び特定非営利活動法人国際自然大学校の3者により、「基本協定書」を締結することで目的の共有を図っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

市と指定管理者は協議し合意の上で、川崎市教育委員会、川崎市、特定非営利活動法人国際自然大学校の3者により、「基本協定書」及び年度協定書を締結している。また、協定に定めのない場合、解釈に疑義のある場合は必要に応じ協議の上定めるとされており、対等の関係で事業を実施している。

事業実施に当たっては、運営協議会等で協議をしながら進めており、対等の関係にある。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

市は随時、施設を訪問し相談等を受けている。また、日常的にメールや電話で相談や意見交換を実施している。さらに、学識経験者、教育委員会、公募市民で構成する運営協議会を年2回開催し、意見交換等を行うことで相互理解をはかっている。



(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

基本協定書及び年度協定書、仕様書に業務内容、役割分担が示されており、指定管理者の役割と責任範囲は明確になっている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

指定管理者の選定は公募により行い、応募書類、仕様書等関係書類は市ホームページにより配布している。選定は学識経験者や公認会計士等からなる「民間活用推進委員会」において審査を実施し、その結果をさらに教育委員会で審議する。選定結果は市ホームページで公表される。また指定管理者のホームページ等で川崎市黒川青少年野外活動センターの活動内容や利用方法が公表されており、事業の実施状況についても周知されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

月次、四半期ごとに施設利用者等の状況の報告を受け、利用状況を確認している。また、年度毎に事業の実施状況や研修の実施状況及び指定管理者による自己評価(セルフチェック)の結果を記載した事業報告書の提出を求め、事業の実施状況を確認している。

2月に開催する運営協議会において、年間の利用状況、利用者ニーズの状況や課題を検討し、次年度の事業計画に反映している。

提出された事業報告書に基づき、所管課が指定管理者制度活用事業評価シートを用い「年度評価」を実施し、民間活用推進委員会に諮った上で、評価結果を指定管理者に通知し、市ホームページで公開している。

(監査の結果 本 結3)

現状の事業報告書は、年度当初に提出された事業計画書に記載された内容が実施されているかを判断するには情報が少ない状態にある。

具体的には、提出された事業報告書には、延べ利用者数、延べ利用団体数が記載されているものの、体験事業や指導者研修事業等の実施状況が記載されていない。また、ボランティアニーズの把握状況や職員の研修の実施状況等についても記載されていない。当事業は、指定管理者の専門性を活かし、地域との連携を図ることで地域コミュニティの活性化を目的としている。したがって、地域住民の体験教室への参加人数など地域の活性化の状況についても事業報告書の内容に含めるべきである。

5. 川崎市子ども夢パーク運営事業

所管	市民・こども局こども本部 子育て施策部 青少年育成課		
根拠法令・要綱等	川崎市子ども夢パーク条例 川崎市子ども夢パーク条例施行規則 子どもの権利に関する条例		
予算費目	款：こども費	項：こども青少年費	目：青少年事業費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	62,402	62,402	62,402	62,000	62,334
	決算額	62,402	62,402	62,402	62,289	62,334
H24 年度決算 額の使途内訳	人件費、消耗品費、光熱水費、委託費					
事業の内容	<p>子ども（川崎市子どもの権利に関する条例（平成 12 年川崎市条例第 72 号。以下「子どもの権利条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する子どもをいう。以下同じ。）が遊び、及び夢を育（はぐく）む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所（子どもの権利条例第 27 条第 1 項に規定する居場所をいう。）となるための施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。</p> <p>子どもの遊びについての必要な助言その他の支援に関すること。</p> <p>子どもを対象とした文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の各種講座の開催に関すること。</p> <p>子どもの活動を支援するためのボランティアの養成に関すること。</p> <p>子どもの活動に関する情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>学校その他の教育機関、青少年教育団体等と連携し、及び協力すること。</p> <p>その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</p>					
事業を始めた 経緯	平成 12 年に子どもの権利条例の制定に基づき、実現する施設として設置される。平成 15 年に管理運営委託で事業が開始され、平成 18 年に指定管理となる。					
協働相手及び 協働相手の選 定方法	協働相手：川崎市子ども夢パーク共同運営事業体 選定方法：公募の上、民間活用推進委員会によって審査される。					
協働する理 由、メリット	住民のニーズに対し、効率的・効果的な市民サービスの向上に民間の活力を利用しながら、経費の縮減を図ることができる。					
事業の効果、 事業目的の達 成度合	川崎市子どもの権利条例の理念が生かされる象徴的な施設として、子ども及び利用者の意見を十分に聞き、施設の管理運営がなされていた。また、今年度は、利用者数が開設以来最高を記録し、充実した事業展開がされていた。各種広報媒体の活用をはじめ、他都市からの多数の視察の受入などにより、施設・事業・関係条例などの周知に努めていた。					
事業の効果の 測定方法	民間活用推進委員会にて、各年度の年度評価を行っている。					

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

川崎市子ども夢パーク（川崎市高津区下作延 5 - 30 - 1）の管理運営を行う事業である。平成 18 年度から指定管理者制度に移行している。平成 20 年度に教育委員会から市民・こども局こども本部長に事務が委任されている。教育委員会の所管施設であるため、指定管理者の決定にあたっては、こども本部の民間活用推進委員会にて選定後、教育委員会での審議が必要となる。

### 協働相手の概要

川崎市子ども夢パーク共同運営事業体は、公益財団法人川崎市生涯学習財団を代表に、特定非営利活動法人フリースペースたまりばを構成員とする事業体である。

平成 18 年度から平成 22 年度までの第 1 期に引き続き平成 23 年度からの第 2 期も指定管理者に選定されている。

公益財団法人川崎市生涯学習財団は、川崎市青少年の家で記載のとおりである。特定非営利活動法人フリースペースたまりばは、不登校児童・生徒や高校中退した若者の居場所づくりや相談に対応するため平成 3 年に設立された。当事業では、夢パーク内に不登校児童生徒の居場所として設置されたフリースペースえんの運営を担当している。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

指定管理者の公募に際し作成された募集要項に、川崎市子ども夢パークの目的を示している。また、川崎市教育委員会、川崎市及び川崎市子ども夢パーク共同運営事業体の 3 者により、基本協定書を締結することで目的の共有を図っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

市と指定管理者は協議し合意の上で、川崎市教育委員会、川崎市及び川崎市子ども夢パーク共同運営事業体の 3 者により、基本協定書及び年度協定書を締結している。また、協定に定めのない場合、解釈に疑義のある場合は必要に応じ協議の上定めるとされており、対等の関係で事業を実施している。

事業実施の過程では、必要に応じて協議を行うなど対等の関係にある。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

市は随時、施設を訪問し相談等を受けている。また、日常的にメールや電話で相談や意見交換を実施している。子どもをはじめとする青少年活動を促進することを目標として、施設が独自に「子ども夢パーク運営協議会」を設置し、会議を年 3 回開催し、意見交換等を行うことで相互理解をはかっている。なお、同意協議会の構成は、青少年関係団体及び市民利用・ボランティア団体の代表者、地域団体の代表者、市内学校関係者、学識経験者等である。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

基本協定書及び年度協定書、仕様書に業務内容、役割分担が示されており、指定管理者の役割と責任範囲は明確になっている。

#### (オ) 公開性・透明性

##### (事実確認)

指定管理者の選定は公募により行い、応募書類、仕様書等関係書類は市ホームページにより配布している。選定は学識経験者や公認会計士等からなる「民間活用推進委員会」において審査を実施し、その結果をさらに教育委員会で審議する。選定結果は市ホームページで公表される。また、指定管理者

が独自のホームページ等で活動内容の周知や活動実績を公表しており、事業の実施状況についても周知されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

月次、四半期ごとに施設利用者等の状況の報告を受け、利用状況を確認している。また、年度毎に事業の実施状況や研修の実施状況及び指定管理者による自己評価(セルフチェック)の結果を記載した「事業報告書」の提出を求め、事業の実施状況を確認している。

また、「子ども夢パーク運営協議会」での様々な意見等を踏まえ、利用者ニーズの状況や課題を検討し、次年度の事業計画に反映している。

提出された事業報告書に基づき、所管課が指定管理者制度活用事業評価シートを用い「年度評価」を実施し、民間活用推進委員会に諮った上で、評価結果を指定管理者に通知し、市ホームページで公開している。

(監査の結果 本 結 4)

月別の利用状況、事業実施状況などを把握し、前年度との比較等により成果を検証している。しかしながら、あらかじめ利用者数等について目標値が設定されていないため、運営方法の継続的な改善が図りづらくなっている。より良い事業とするためにも目標の設定が望まれる。

6. こんにちは赤ちゃん事業

所管	市民・こども局こども本部 こども支援部 こども家庭課					
根拠法令・要綱等	児童福祉法第6条の2 第4項					
予算費目	款：こども費		項：こども青少年費		目：子育て支援事業費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額		1,215	2,188	2,500	2,199
	決算額		178	1,985	2,244	2,002
H24年度決算額の使途内訳	訪問員謝礼					
事業の内容	<p>子育て家庭と地域の繋がりをつくるため、研修を受けた地域の方が訪問員として生後4か月までの赤ちゃんのいる御家庭に伺い、身近な子育て情報を提供する。</p> <p>1. 訪問対象 出生後から概ね4か月までの乳児がいる家庭のうち、新生児訪問指導他の事業による訪問の対象になっていない家庭</p> <p>2. 訪問実施時期 概ね3か月児健診を受けるまでの間に実施</p> <p>3. 訪問員について 民生委員・児童委員、主任児童委員 子育てボランティア、子育てグループリーダー等子育て支援活動経験者か</p>					

	ら公募。養成研修を受講。市長より委嘱。 4. 訪問の実際 訪問員が2人1組で、対象となる御家庭の玄関先に訪問し、祝意を伝えるとともに、育児に関する話題の傾聴や子育て情報を提供する。
事業を始めた経緯	(平成21年4月1日施行)児童福祉法施行規則の一部改正により、「乳児家庭全戸訪問事業」の市町村実施が位置づけられたことによる。
協働相手及び協働相手の選定方法	当事業は、子育て家庭と地域のつながりづくりを図っており、地域福祉の増進を図るための活動実績のある、民生児童委員および主任児童委員の理解や協力が必要であるため。 また同様に、子育て支援活動の実績のある子育てボランティアを選定。
協働する理由、メリット	当事業は、子育てしやすい地域づくりに向けて、子育て家庭と地域住民のつながりをつくることを図っているため、地域住民との協働により効果が期待できる。
業の効果、事業目的の達成度合	平成22年1月から当事業を開始し平成25年3月末までに、延べ6,473件の子育て家庭にこんにちは赤ちゃん訪問を実施した。当事業をきっかけとし、地域で声掛けのできる関係づくりや、地域で開催する子育てサロンの参加に繋がっている。
事業の効果の測定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こんにちは赤ちゃん訪問実施件数、登録訪問員数</li> <li>・訪問員連絡会やフォロー研修等の機会を通じ、活動状況等の振り返りを行う。</li> <li>・訪問員を対象とした訪問の実態や意識を把握するためのアンケート(今後実施予定)</li> </ul>

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

出生時の出生連絡票の提出時に、「こんにちは赤ちゃん訪問」または「新生児訪問」を選択する。新生児訪問は訪問指導員により体重の測定や相談を受けるものであり、こんにちは赤ちゃん訪問で配布する子育て情報誌も配布している。「こんにちは赤ちゃん訪問」または「新生児訪問」により、生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭に対して、全戸訪問を目標にしている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

こんにちは赤ちゃん訪問員として登録するためには、区が実施する養成研修の受講を条件とし、研修では、事業概要の説明や各区の子育てを取りまく現状等の講話、また訪問場面を体験する演習等を実施し、活動の目的の共有を図っている。また、活動を継続している訪問員についても、各区でフォロー研修等を実施し、目的の共有化を図っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

各区に子育て支援コーディネーター(非常勤職員)を設置し、訪問員との連絡調整を行い、訪問員の活動上の困難点や課題解決に向けた相談等に対応

しており、対等の関係となっている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

適時に事業担当職員や子育て支援コーディネーターが訪問員と連携を図りながら相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

「川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員の手引」を作成し、養成研修において手引きに基づきながら訪問員の役割について説明している。また、訪問員のフォロー研修や連絡会でも訪問員の役割について説明することで、理解を深めている。訪問の結果、専門的なフォローが必要な場合は、保健福祉センター等の職員に引き継ぐことが手引きに記載されている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

母子健康手帳や子育てガイドブック、市のホームページにおいて事業内容を案内している。また、出生届を提出した際に、事業案内のチラシを配布している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

訪問の都度、「川崎市こんにちは赤ちゃん訪問依頼書兼報告書」を作成し提出している。また、報告書を取りまとめたものとして「こんにちは赤ちゃん訪問実施件数票」を作成し、実施状況を管理している。また、各区で訪問宅へのアンケート及び訪問員へのアンケートを実施している。

これらの活動から事業の課題を把握し、連絡会の場で改善策等を検討している。各区において訪問を受けた保護者への聞き取りや訪問員に対する日頃の活動時の連絡・報告等を通じて事業の成果や課題を把握し、それらの内容を訪問員の連絡会や研修会等で報告し、共有している。

(3) 意見

類似事業との関係の整理(本意3)

新生児を訪問する事業として「新生児訪問」事業が実施されている。「こんにちは赤ちゃん」とは事業の目的は異なるものの「新生児訪問」においても「赤ちゃん訪問」と同様の情報提供を実施している。両者を合わせた訪問実施率は89%で、そのうちの約20%が赤ちゃん訪問であり、赤ちゃん訪問の利用率は新生児訪問に比べると低くなっている。赤ちゃん訪問事業と新生児訪問事業とは、事業の目的は類似しているが、それぞれの事業の目的の違いを明確にした上で、例えば、第1子出産後の家庭については赤ちゃん訪問を充実させるといったように、子育て家庭の実情に応じた訪問の実施に向けた検討を行うべきである。

目標の設定(本意4)

当事業では指標及び目標値の設定がされておらず、事業成果の把握が十分になさ

れていない。限られた訪問員で子育て家庭を訪問するとなると、子育て家庭の実情に応じて優先順位を付けるといったことも必要になる。そこで、赤ちゃん訪問の計画を策定するためにも、子育て家庭の実情別に訪問対象件数を検討するといったことが必要である。また、訪問実績や訪問対象件数といった情報は、区と訪問員とが共有することも必要である。

#### 7. 川崎市子育て支援センター事業

所管	市民・こども局こども本部 子育て施策部 子育て支援課					
根拠法令・要綱等	児童福祉法第6条の3第6項、安心こども基金運営要領別添6の9 川崎市地域子育て支援センター事業実施要綱					
予算費目	款：こども費		項：こども青少年費		目：子育て支援事業費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	86,394	114,936	148,316	155,373	174,741
	決算額	84,990	111,972	146,928	156,433	174,048
H24年度決算額の使途内訳	地域子育て支援事業費					
事業の内容	川崎市地域子育て支援センター事業実施要綱に基づき事業を実施する。 1 子育て親子(乳幼児とその保護者)の交流の場の提供と交流の促進 2 子育て等に関する相談、援助の実施 3 地域の子育て関連情報の提供 4 子育て及び子育て支援に関する講習の実施 5 地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関等と連携して、公共施設等に出向いて交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。					
事業を始めた経緯	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした地域子育て支援センター事業を平成10年度から開始した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：社会福祉法人 選定方法：川崎市保育基本計画及び川崎市保育緊急5か年計画に基づき特別保育事業を行う新設保育所の設置・運営法人の公募					
協働する理由、メリット	民間の知見、経験、ノウハウを活用した子育て支援ができる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	事業の振り返りをもとに、事業の効果、事業目的の達成度合いについて意見交換を行い、次年度の事業につなげている。					
事業の効果の測定方法	事業の効果の測定については、検討中である。					

(1) 概要

事業概要(補足)

川崎市保育基本計画等に基づき、新設保育所の設置・運営法人の公募に際し、保育所に子育て支援センターの併設・運営を条件としている。選定された保育所を地域子育て支援センター実施保育所として指定し、地域子育て支援センターの業務を委託している。平成24年5月現在で保育所併設型は19か所(公設3・民営15・指定管理1)である。

事業の全体調整は子育て支援課が実施し、事業実施にあたっての委託事務の調整、協議等は各区のこども支援室が実施している。

協働相手の概要

本監査では民営の15箇所を対象とした。

NO	支援センター名	実施場所	運営法人
1	あいいく	夜間保育所あいいく	社会福祉法人 母子育成会
2	あすなろ	ゆめいく日進町保育園	
3	かんがるー	どリーむ保育園	社会福祉法人 長尾福祉会
4	ぶるーべりー	ふくじゅ保育園	社会福祉法人 長寿福祉会
5	ゆずりは	かわの風保育園	社会福祉法人 多摩福祉会
6	かるがも	あさのみ保育園	社会福祉法人 長寿福祉会
7	虹・にじ	すみよしのはら保育園	社会福祉法人 大慈会
8	ちゃちゃ	茶々いまい保育園	社会福祉法人 あすみ福祉会
9	とも	田園調布学園大学 みらいこども園	学校法人 調布学園
10	そよかぜ	うめのき保育園	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
11	花の台	こどものいえもも保育園	社会福祉法人 すぎのこ福祉会
12	ペジューブル	さぎ沼なごみ保育園	社会福祉法人 なごみ福祉会
13	宙(そら)	星の子愛児園	社会福祉法人 厚生館福祉会
14	ゆりの音(ね)	至誠館ゆりがおか保育園	
15	トライアングル・ハグ	はるひ野保育園	社会福祉法人 春献美会

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

新設保育所の設置・運営法人公募の条件等として地域子育て支援センター事業の実施が付されており、また、業務委託仕様書において業務の目的が示されていることから、目的の共有が図られている。また、子育て支援課においてセンターの担当者向けの研修を開催し、目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

業務委託契約となっているが、契約条項及び仕様書に定めのない事項については、市と協議して定めるとしている。また、事業の実施内容の詳細は各



事業者の判断が尊重されており、対等の関係にある。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

各区単位で、こども支援室と地域子育て支援センターの担当者による担当者会議を開催している。また、区の担当者が地域子育て支援センターを視察する機会を設けており、相互の理解をはかっている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

契約書、仕様書において役割と責任の範囲を明確にし、事業を実施する中で発生する課題等については、担当者会議等で検討・協議しながら事業を実施している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

地域子育て支援センターの紹介パンフレットを作成し配布している。また、市のホームページ(子育て応援ナビ)で各センターのページを設け、活動を紹介している。また、各センターの年間の状況をまとめた事業報告書を作成し、活動状況を公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

月次での利用状況、事業実施状況の報告を受け実施状況を確認している。また、年度末には、事業実施報告書の提出を受け、年間の状況を確認している。年度末には、区こども支援室と各センターとが事業報告、視察結果などを踏まえ、次年度の運営の方向性を検討する機会を設けており、成果の振り返り結果を次年度に活用している。

(監査の結果 本 結5)

月次及び年次の報告により利用者数の推移を把握し事業の成果を検証している。しかし、いわゆるPDCAサイクルを回し、事業の改善を図るためには、あらかじめ目標値を設定することや、毎年度の利用者数の推移を分析することが望まれる。

また、実施している事業内容を検証するためには、子育てに関するイベントや講座の開催の際に利用者アンケートを実施することも効果的である。

(3) 意見

事業実施上の課題や取組事例の共有の強化(本 意5)

区こども支援室と地域子育て支援センターとで実施する連絡会議の場で各センターの抱える課題や取組事例を共有している。現状では、同一区内のセンターでの課題や事例の共有はなされているものの、他の区での状況については、年度末に作成される事業報告書などにより、各センターが他区での実施状況を参考にするなど、各事業者の取組に委ねられており、センター間で共有する仕組みがない。事業の効果を高めるためには、他区の状況を区こども支援室の担当者による連携会議で紹介

し、区の連絡会議で周知するなど積極的に共有する仕組みの構築が求められる。

#### 8. 川崎市ふれあい子育てサポート事業

所管	市民・こども局こども本部 子育て施策部 子育て支援課					
根拠法令・要綱等	安心こども基金管理運営要領別添6の7 川崎市ふれあい子育てサポート事業実施要綱					
予算費目	款：こども費		項：こども青少年費		目：子育て支援事業費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	13,622	13,189	14,427	14,516	14,516
	決算額	13,622	13,189	14,427	14,516	14,512
H24年度決算額の使途内訳	ふれあい子育てサポート事業に要する人件費、事務費及び事業費					
事業の内容	川崎市ふれあい子育てサポート事業実施要綱に基づき事業を行っている。 事業の内容は、次に定める事業を実施する。 (1) 子育てヘルパー会員及び利用会員の募集登録に関する事。 (2) 会員相互の援助活動の調整に関する事。 (3) 会員の研修及び指導に関する事。 (4) その他、この事業の目的達成に必要と認められる事。					
事業を始めた経緯	核家族化や都市化の進展に伴い、地域との関わりが希薄になっている中で、急な残業や通院、冠婚葬祭などで一時的に育児が困難になった時に、近くに子どもの世話を頼める人がいないことで、子育てに苦労している世帯が増えている。このため、市民同士で子育てを支援するシステムを構築することにより、子育て家庭への支援の充実を図るとともに、地域の子育ての支え合いの輪を広げ、子育てがしやすい環境づくりを進めることを目的としたふれあい子育てサポート事業を平成11年からモデル実施とし、平成14年から本実施とした。					
協働相手及び協働相手の選定方法	市があらかじめ所管区域を決め、保育所の設置等と合わせて事業化を進めてきたものであるため、本来、協働型事業には、あまり馴染まないものと思われるが、以下、協働型事業であったと仮定して回答する。 協働相手：社会福祉法人又は特定非営利活動法人 選定方法：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約、ただし、当初の保育所の設置自体は、公募等による。					
協働する理由、メリット	保育所等での保育のノウハウを活用し、活動の実施方法等について適切に会員に助言が行える。					
事業の効果、事業目的の達成度合	震災等により、一時的に援助活動回数が減ることもあったが、その後は、ヘルパー会員も増員され、援助活動回数も回復傾向にあるなど、当事業が地域において、子育ての支え合いの輪を広げ、子育てをしやすい環境づくりを進めるといった目的に果たしている効果は大きいと考えられる。					
事業の効果の測定方法	毎翌月のはじめに各センターより提出される前月の実施状況報告書を通じて会員の増減や援助活動回数の推移等を確認し、年度末に各センターより提出される実績報告書により、毎月の報告の総括と研修会等の実施状況の確認を行っている。					

(1) 概要

事業概要(補足)

新設保育所の設置・運営法人の公募等の際し、保育所等にふれあい子育てサポートセンターの併設・運営を条件としている。選定された保育園等の運営法人にサポートセンター事業を委託している。当初1箇所スタートし、平成14年には3箇所となり、平成22年に中原区を担当する法人を選定し、現在は4箇所設置している。地域の中での助け合いを目指しているため、居住区により利用できるセンターを指定している。利用会員とヘルパー会員との相対による相互援助活動を基本とするが、初回のみマッチングやサービスの利用ルールの説明等のためセンターのスタッフや地域リーダーが立ち会う。

協働相手の概要

現在4つのセンターが設置されており、それぞれの所在地、運営法人等は次のとおりである。中原区を所管するタックは保育所の新設がなかったため、介護施設に設置されている。運営法人は東京都大田区での運営実績を有している。

NO	担当区	施設名	保育所等	運営法人
1	川崎市・幸区	あいいく	夜間保育所あいいく 川崎市本町1-1	社会福祉法人 母子育成会
2	中原区	タック	川崎市中部地域福祉事業所 TACK 中原区宮内2 15 15	特定非営利活動 法人ワーカーズ コープ
3	高津区・宮前区	たまご	みぞのくち保育園 高津区溝口4-19-2	社会福祉法人 大慈会
4	多摩区・麻生区	宙(そら)	星の子愛児園 多摩区菅稲田堤1 17 25	社会福祉法人 厚生館福祉会

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

新設保育所の設置の条件等として、ふれあい子育てサポート事業の実施が付されており、また、業務委託仕様書において業務の目的が示されていることから、目的の共有が図られている。また、子育て支援課においてヘルパー会員養成研修を企画し、目的の共有をはかっている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

業務委託契約となっているが、契約条項に定めのない事項については、市と協議して定めるとしている。また、事業の実施内容の詳細は各事業者の判断が尊重されており、対等の関係にある。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

事業実施にあたり、定例的な担当者会議は実施していないものの、研修後の協議や年度末のセンター訪問時の意見交換により相互理解をはかっている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

契約書、仕様書において役割と責任の範囲を明確にしている。また、事故時や災害時の対応について、保育所における対応の例にならない、役割分担と責任範囲を明確にしている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

市のホームページや子育てガイドブック等で事業内容を紹介している。また、ヘルパー会員養成研修の開催前には市政だよりやホームページ上で周知を行っている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

月次の報告書、年度末の実績報告書および年度末のセンター訪問時の聞き取りにより状況を確認している。センターによっては利用会員との交流会を開催し、ニーズの充足状況等を確認している。

(監査の結果 本 結 6)

月次及び年次の報告により利用者数の推移を把握し事業の成果を検証している。これに加え、事業内容を検証し、より良い事業に改善を図るためには、例えば、利用会員との交流会等において利用会員にアンケートをとり、その結果を活用することなどが考えられる。

(3) 意見

新規利用の拡大に向けた取組の強化(本 意 6)

平成 24 年度の事業報告書から、各センターの初回顔合せ立ち会い回数を比較すると、中原区 183 回に対し、川崎市・幸区 110 回、多摩区・麻生区 68 回、高津区・宮前区 0 回とバラツキがある。各サポートセンターで初回顔合せの仕方が異なるため、その回数だけをもって一概に評価することはできないが、各サポートセンターでの回数に差があることは、新規の利用が多いところと少ないところがあるためと考えられる。事業の利用を進めるため、PR や新たなニーズへの対応を進めることが望まれる。

事業報告書の詳細化(本 意 7)

現状の事業報告書には、会員の状況、利用状況、研修会等の開催状況及び援助活動状況が記載されている。事業の質の向上を図るため、利用調整上の留意事項やマッチングの不成立件数など、ニーズの把握やサービスの提供状況に関する情報の報告を求めることが望まれる。

・経済労働局

1. 川崎市産業振興会館管理運営事業

所管	経済労働局 産業振興部 工業振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市産業振興会館条例、川崎市産業振興会館条例施行規則、川崎市産業振興会館管理運営要綱					
予算費目	款：経済労働費		項：中小企業支援費		目：中小企業支援費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	173,956	173,956	167,192	166,962	167,029
	決算額	173,956	167,199	168,453	168,931	167,029
H24 年度決算額の使途内訳	川崎市産業振興会館管理運営委託料（指定管理料）					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業振興に関する業務 企業間の情報交流の促進並びに産業情報の収集及び提供、情報の高度化に対応する企業の技術振興及び人材育成、市内企業の製品の展示及び販路開拓の相談、産業経済の調査研究</li> <li>・施設の管理に関する業務 施設及び設備を利用に供すること、施設及び設備の維持管理に関すること</li> <li>・その他、会館の設置目的を達成するために必要な業務</li> </ul>					
事業を始めた経緯	川崎市産業振興会館は、経済の国際化、高度情報化、技術革新等による産業構造の変化に対応するため、企業間における情報交流、企業の技術開発、販路開拓事業の推進等を図り、もって本市産業の発展と地域経済の活性化に寄与することを目的に設立された会館であるが、この設立目的をより効果的・効率的に達成するため、同会館を指定管理者制度により運営することとした。					
協働相手及び協働相手の選定方法	指定管理者は、公益財団法人 川崎市産業振興財団。 一般公募を行い、提案書に基づき外部委員のみで構成された民間活用推進委員会にて審査を行い、その結果を参考に、市長が指定管理予定者を最終決定し、議会の議決を受け指定管理者を承認する。					
協働する理由、メリット	競争意識が働くことにより、経費の縮減が図られるとともに、事業面及び施設管理面とも創意工夫がなされ、費用対効果が高まることが期待できる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	指定管理者制度を導入したことにより、より効率的な施設の管理運営が行われているとともに、仕様書に定めた各事業も利用者の高い満足度を得る形で実施されており、産業振興会館の設置目的を十分に達成している。 平成 24 年度の民間活用推進委員会の評価結果、評価点 82.6 点（100 点満点）、評価ランクは B（A から E）で好評価を得ている。					
事業の効果の測定方法	毎年度、民間活用推進委員会を開催し、前年度の事業計画書と報告書の対比に基づき、市が提出する評価シートの妥当性等を審議し、当該年度の指定管理者の評価を決定する。					

(1) 概要

事業概要（補足）

市の公の施設である「川崎市産業振興会館」（川崎市幸区堀川町 66 番地 20）の管理運営に対する指定管理料である。平成 21 年度から、公益財団法人川崎市産業振興財団（以下、「産業振興財団」という。）が指定管理者となっている。

## 協働相手の概要

産業振興財団は、当施設の機能を活用し、地域産業情報の交流促進、研究開発機構の創設による技術の高度化と企業交流、研修会等による創造性豊かな人材の育成、展示事業による販路拡大等の事業を推進し、地域経済の活性化に寄与することを目的として、昭和 63 年に設立された団体である。平成 23 年 7 月 19 日付で公益財団として認定され、平成 23 年 8 月 1 日から公益財団法人へ移行している。産業振興財団の行う事業は以下の 10 事業が定款に定められている。

新たな事業の創出に関する支援事業

中小企業の経営資源の効率的確保を図るための経営診断、相談及び助言等に関する事業

産業情報の提供及び交流の促進並びに人材育成に関する事業

市内企業の製品の展示及び販路開拓の支援に関する事業

技術振興事業及び産業経済に関する調査研究事業

高度情報化に関する事業

産学連携に関する事業

産業振興のための国際交流事業

ix 公の産業振興施設の管理運営に関する事業

その他この法人の目的を達成するために必要な事業

なお、平成 25 年 12 月 20 日付けで定款が変更されている。

当財団の設立目的は川崎市産業振興会館の機能を活用した地域産業情報の交流促進、技術の高度化と企業交流、研修会等による人材育成、販路拡大等の事業を推進し、地域経済の活性化に寄与するものであったが、現在では、それに加えかわさき新産業創造センター（KBIC）の運営事業や、中小企業経営支援事業、産学連携推進事業、海外展開支援事業、情報推進事業等、市の産業振興施策の担い手として、多様な事業を行っている。

## （２）監査の結果

協働の原則の遵守について

（ア）目的の共有

（事実確認）

当事業の目的の共有のために、市は産業振興財団との間で「川崎市産業振興会館の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）及び「川崎市産業振興会館の管理に関する年度協定書」（以下「年度協定書」という。）を取り交わしている。当事業は地方自治法第 244 条の 2 第 3 項で定める指定管理者による公の施設の管理であり、その目的は根拠法から明らかであるため、市と産業振興財団の間では、管理業務を明記することで目的の共有を図っている。

（イ）対等の関係

（事実確認）

当事業においては、市と産業振興財団は協議し合意の上で、指定管理期間全般において基本協定書を取り交わし、各年度において年度協定書を取り交わし、対等な関係で事業を実施している。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

基本協定書において、産業振興財団は、管理業務を円滑に実施するため、市との連絡調整を適宜行い、その他、必要に応じて関係機関との連絡調整を図ることとされている。具体的には、月 1 回、産業振興財団と市との間で定期ミーティングを開催し、事業等の進捗状況を確認するとともに、その時点ごとの課題について協議する中で、相互理解を深めている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

基本協定書及び年度協定書において、両者の役割分担が示されている。また、基本協定書別添の「管理業務に係るリスク分担表」において、法令などの変更、不可抗力、運営費の変動など、リスクの種類に応じてリスク負担先を規定している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

指定管理者の選定は公募により行い、応募書、仕様書等関係書類は市ホームページにより配布し、必要に応じ現地説明会を開催している。選定は、市経済労働局長、産業政策部長ほか市関係者、財務専門家、利用者代表、学識経験者により構成される「公の施設管理運営調整委員会」での選定を経て、最終的には議会による議決により決定される。選定結果は市ホームページで公表される。現指定管理期間の指定管理者の選定時は、当財団を含め 3 者が応募しており、一定の競争原理が働いている。

川崎市産業振興会館で実施されている事業の内容や指定管理者の評価結果は、川崎市のホームページで公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

毎月、「事業実績及び業務の履行状況に関するモニタリングシート」及び「サービスの質に関するモニタリングシート」を作成・提出し、指定管理者の成果確認を行っている。また、四半期毎に、「事業実績に関するチェックシート」、「業務の履行状況に関するチェックシート」、「事故・苦情対応に関するチェックシート」、「サービスの質に関するチェックシート」及び部門別予算実績表を作成・提出し、指定管理者の成果確認を行っている。さらに、年度毎に「指定管理者業務報告書」の提出を求めており、ここで、業務実施内容とその結果、決算の状況の作成・報告が行われている。あわせて、「指定管理者制度活用事業 評価シート」を作成し、市ホームページで公開している。

(3) 意見

貸館の利用率向上(本 意 1)

産業振興財団では、指定管理事業の中で貸館事業を実施しており、年度事業計画において、利用率目標を定めている。この利用率は、過去の実績に照らして設定していることから、概ね達成可能な目標値になっており、平成 24 年度においても、「多目的ホール」、「企画展示場」、「研修室」及び「会議室」のグループ毎の目標値

はすべて達成されている。

単に過去の実績から目標値を設定するのではなく、指定管理者に創意工夫を促しより高い利用率を達成するよう、目標値の設定方法につき検討することが望まれる。

## 2. 新川崎・創造のもり第1期管理・運営事業

所管	経済労働局 次世代産業推進室					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：経済労働費		項：産業経済費		目：産業経済総務費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	100,267	98,075	83,232	72,202	72,345
	決算額	99,681	97,573	76,294	69,658	70,227
H24年度決算額の使途内訳	<p>K<sup>2</sup>(ケイスクエア)タウンキャンパスの施設維持管理に係る経費 (川崎市と慶應義塾大学の負担項目を定めて支出) 【川崎市の負担する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設運営管理費</li> <li>・厚生棟維持管理費</li> <li>・外構管理費</li> <li>・建物保険料</li> <li>・公社事務・経費</li> <li>・管理室経費</li> <li>・修繕積立金 等</li> </ul>					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市は、産学公民の連携による創造的研究開発拠点の形成と次代を担う子どもたちが科学・技術への夢を育む場づくりを目指す「新川崎・創造のもり」地区において、川崎市、慶應義塾大学、川崎市まちづくり公社の3者で協定を締結し、「新川崎・創造のもり計画」の実現に向けた協働事業を推進している。</li> <li>・川崎市は、慶應義塾大学が「K<sup>2</sup>タウンキャンパス」で行う研究・開発活動に対し、良好な研究環境の提供等支援を行うため、施設の維持管理にかかる経費を「新川崎・創造のもり計画事業負担金」として、施設を維持管理する川崎市まちづくり公社に対し、支出している。</li> <li>・慶應義塾大学は、「K<sup>2</sup>タウンキャンパス」における最先端の理工学研究と産学共同研究開発及び大学院生への教育と活動により、その成果の市民への還元等、知的支援を通じて、地域社会、研究、教育、産業の振興に貢献している。</li> </ul>					
事業を始めた経緯	<p>平成10年度、「新川崎・創造のもり計画」に基づき、川崎市と慶應義塾大学で協定を締結し、創造のもり第1期事業として、慶應義塾大学の先端的研究開発拠点「K<sup>2</sup>(ケイスクエア)タウンキャンパス」を開設した。</p> <p>当初10年間の暫定利用により開始していたが、平成22年度以降も引き続き、慶應義塾大学と連携した事業を推進するための協定を締結し、当事業を推進している。</p>					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>慶應義塾大学 国内最先端の研究を行っている理工学系のキャンパスが川崎市に近接して立地しており、行政の課題解決となるパートナーシップが期待できると判断したため。</p> <p>一般財団法人 川崎市まちづくり公社 慶應義塾大学に良好な研究環境を提供するための知識と経験を有する本市関係団体であったため。</p>					



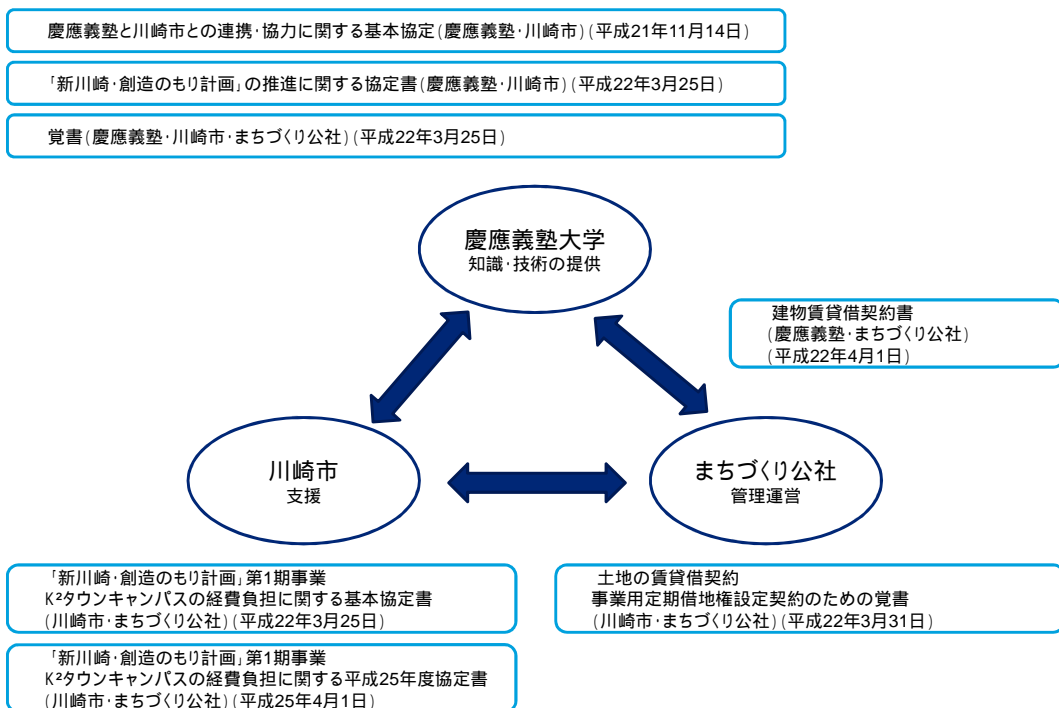
協働する理由、メリット	慶應義塾大学の「K <sup>2</sup> タウンキャンパス」における活動を通じて、知識・技術の提供等、知的支援を通じて、地域社会、研究、教育、産業の振興に貢献している。本市と慶應義塾が連携し、企業や市民を対象として研究成果を広く紹介するオープンセミナーやビジネスマッチング、子どもたちの科学・技術への関心を育むイベント「科学とあそぶ幸せな一日」等、大学の研究成果を社会に還元する機会を設けることにより、産学公民連携の促進が期待できる。
事業の効果、事業目的の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新川崎・創造のもりを拠点とした産学連携</li> <li>・市民が先端科学技術に触れ、学ぶ機会の開催</li> </ul>
事業の効果の測定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慶應義塾大学との定期的な情報交換</li> <li>・市内企業や市民を対象としたイベント等の参加者アンケート</li> </ul>

### (1) 概要

#### 事業概要(補足)

平成11年2月に策定した「新川崎・創造のもり計画」の第1期事業としてD地区を利用した慶應義塾大学の先導的研究施設「K<sup>2</sup>(ケイスクエア)タウンキャンパス」の管理運営事業である。事業スキームは下図のとおりであり、市は一般財団法人川崎市まちづくり公社(以下、「まちづくり公社」という。)に事業用地を賃貸し、まちづくり公社は設置した研究施設を慶應義塾大学に賃貸するとともに、市から負担金を受け、施設の維持管理を行っている。

#### 【事業スキーム図】



(市提供資料をもとに監査人作成)

## 協働相手の概要

### (ア) まちづくり公社

まちづくり公社は、第2次世界大戦による戦災復興の街づくりを側面から支援する目的と近代的な不燃都市の建設を目的として、昭和28年に川崎市耐火建築助成公社として設立された。以来、店舗、事務所、共同住宅等民間の耐火建築物の建設及び公共建築物の建設を行ってきたが、平成6年に川崎市のまちづくりに係る諸事業を推進し、効率的な運営を図るため、財団法人川崎市教育施設整備公社と財団法人道路整備事業団の業務を発展的に統合し、財団法人川崎市まちづくり公社に改組した。平成25年4月1日より一般財団法人に移行し、市における良好な都市環境の形成に関する調査・研究、都市環境に適した施設の整備等を行うことにより、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的として活動している。まちづくり公社の行う事業は以下の7つが定款に定められている。

良好な都市環境の形成に関する調査及び研究

都市環境に適した施設の整備等に関する相談及び情報提供

都市環境に適した施設の整備等に必要な資金の貸付け及びあっせん

良好な都市環境の形成のために必要な土地、施設等の取得、造成、建設、貸与、管理及び処分

良好な都市環境の形成のために必要な施設等の設計、工事監理、建設及び管理の受託並びに土地取得のあっせん

公共施設又は公共的な施設の設計、工事監理、建設及び管理の受託

その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### (イ) 慶應義塾大学

慶應義塾大学は、実学の精神に基づいた教育を行う、全10学部を擁する総合大学である。

K<sup>2</sup>(ケイスクエア)タウンキャンパスにおいては、理工学部を中心として、「グリーン社会ICTライフインフラプロジェクト(文部科学省 科学技術戦略推進費)」「アクセス空間支援基盤技術の高度国際連携プロジェクト」(同省グローバルCOEプログラム)、「世界最速プラスチック光ファイバーと高精細・大画面ディスプレイのためのフォトニクスポリマーが築くFace-to-Face コミュニケーション産業の創出プロジェクト」(平成21年度内閣府最先端研究開発支援プログラム事業(略称FIRST))など、未来社会を拓く先端的研究を推進している。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

当事業は平成11年2月の新川崎・創造のもり計画策定当初から戦略的に連携を図り、進められてきたものであり、「慶應義塾と川崎市との連携・協力に関する基本協定書」や「新川崎・創造のもり計画」第1期事業 K<sup>2</sup>タウンキャンパスの経費負担に関する基本協定書、川崎市、まちづくり公社、慶應義塾大学の3者で取り交わしている「覚書」などで目的の共有が図られている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

当事業の推進にあたっては、川崎市、まちづくり公社協議の上、年度協定書を取り交わすことで、対等な関係の確保を図っている。また、上記事業スキームによって3者の負担を明確にすることで、3者相互に実施メリットをもたらしている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

都度3者による打合せを行い、相互の役割を確認しながら進めている。特に、オープンセミナーや科学とあそぶ幸せな1日などのソフト事業については、市側も企画立案に参画して、相互理解の上で活動を進めている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

役割分担や責任範囲については、上記事業スキームで規定し、明確にしている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

当事業は、川崎市と慶應義塾大学との連携・協力に基づき戦略的に実施されており、その活動内容は慶應義塾大学の特設ホームページや、まちづくり公社のホームページで公表されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

イベント等の事業実施後に都度課題等の確認を行うとともに、年度末に年度事業の振り返り、次年度の計画等について、確認を行っている。

(監査の結果 本 結1)

当事業は、研究施設の提供が主たる目的の事業である。研究成果には様々な要因が影響するため一概に評価することは困難であるが、市としては、事業の状況については、目標設定を含め把握に努める必要がある。

現在は、イベントへの参加者数やアンケート結果等により成果を把握しているが、この他、産業界との連携を進めるために行うマッチング機会の提供回数やビジネス交流会への参加企業数なども、成果の把握には効果的である。また、地域住民への開放の観点からは、科学体験教室の開催回数や参加者数なども成果の把握に活用することが可能である。

### 3. 川崎市生活文化会館管理運営事業

所管	経済労働局 労働雇用部					
根拠法令・要綱等	川崎市生活文化会館条例、川崎市生活文化会館条例施行規則、川崎市生活文化会館管理運営要綱					
予算費目	款：経済労働費		項：労政費		目：雇用労働福祉費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	45,187	44,905	44,674	43,961	43,342
	決算額	45,187	44,905	44,933	43,961	43,342
H24 年度決算額の使途内訳	生活文化会館管理運営委託料(指定管理料)					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能に関する資料等の収集及び提供に関すること。</li> <li>・技能水準の向上を図るための研修会、講演会等の開催に関すること。</li> <li>・技能への理解を深めるための行事の開催に関すること。</li> <li>・施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>・その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。</li> </ul>					
事業を始めた経緯	<p>生活に根ざした文化である技能について、市民の理解を深め、技能職者相互の交流及び技能水準の向上を図り、もって技能を尊重する社会の形成及び技能の振興に寄与することを目的として建設された会館である。</p> <p>昭和 60 年に川崎市技能職団体連絡協議会から技能職者の後継者育成、技能の研鑽、市民との交流等を目的とした技能会館建設要望書が市に提出され、昭和 61 年に技能会館建設調査委員会が設置、昭和 62 年に「(仮称)川崎市技能会館の建設基本構想について」の答申が出された。平成 5 年に技能会館を建設する事が決定され、平成 8 年 4 月に開館した。</p>					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>一般公募を行い、提案書に基づき外部委員のみで構成された民間活用推進委員会にて審査を行い、その結果を参考に、市長が指定管理予定者を最終決定し、議会の議決を受け指定管理者を承認する。</p> <p>指定管理 1 期あたり 5 年間          今期指定管理期間は平成 23 年度から平成 27 年度</p>					
協働する理由、メリット	競争意識が働くことにより、経費の縮減が図られるとともに、事業面及び施設管理面とも創意工夫がなされ、費用対効果が高まることが期待できる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	指定管理者制度を導入したことにより、より効率的な施設の管理運営が行われている。また、柔軟且つ迅速な対応によりサービス向上が図られている。 平成 24 年度の民間活用推進委員会の評価結果・・・82.6 点 B 評価					
事業の効果の測定方法	毎年度、生活文化会館運営委員会の審議を経て、民間活用推進委員会を開催し、前年度の事業計画書と報告書の対比に基づき、市が提出する評価シートの妥当性等を審議し、当該年度の指定管理者の評価を決定する。					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

市の公の施設である「川崎市生活文化会館(てくのかわさき)」(川崎市高津区溝口 1 丁目 6 番 10 号)の管理運営に対する指定管理である。平成 18 年度からの第 1 期と同様、平成 23 年度からの第 2 期も公益財団法人神奈川県労働福祉協会(以下、

「県労働福祉協会」という。)が指定管理者となっている。

#### 協働相手の概要

県労働福祉協会は、日雇労働者その他の就業意欲のある者に対し、自主的、自立的な就労を支援するため無料の職業紹介事業その他の事業を行うとともに、勤労家庭の児童に対し、健全な育成を支援するため保育所における保育事業を行うことにより、労働者の福祉の充実及び雇用の安定に寄与することを目的として、昭和 35 年に設立された団体である。平成 22 年 12 月から公益財団法人へ移行している。県労働福祉協会の行う事業としては、日雇労働者等に対する無料の職業紹介事業などが定款に定められており、当会館の管理運営事業についても定款に含まれている。

### (2) 監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

当事業の目的の共有のために、市は県労働福祉協会との間で「川崎市生活文化会館の管理に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)及び「川崎市生活文化会館の管理に関する年度協定書」(以下「年度協定書」という。)を取り交わしている。当事業は地方自治法第 244 条の 2 第 3 項で定める指定管理者による公の施設の管理であり、その目的は根拠法から明らかであるため、市と県労働福祉協会の間では、管理業務を明記することで目的の共有を図っている。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

当事業においては、市と県労働福祉協会は協議し合意の上で、指定管理期間全般において基本協定書を取り交わし、各年度において年度協定書を取り交わし、対等な関係で事業を実施している。

##### (ウ) 相互理解

###### (事実確認)

基本協定書において、県労働福祉協会は、管理業務を円滑に実施するため、市との連絡調整会議を適宜行い、その他、必要に応じて関係機関との連絡調整を図ることとされている。具体的には、月 1 回、県労働福祉協会と市との間で定期ミーティングを開催し、事業等の進捗状況を確認するとともに、その時点ごとの課題について協議する中で、相互理解を深めている。市担当者は少なくとも週に 1 回程度、当会館に訪問しており、この機会を通じて対面でのやりとりが行われている。

##### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

###### (事実確認)

基本協定書及び年度協定書において、両者の役割分担が示されている。また、基本協定書別添の「川崎市生活文化会館指定管理者リスク分担表」において、法令等の変更、物価・金利変動、資金調達など、リスクの種類に応じてリスク負担先を規定している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

指定管理者の選定は公募により行い、応募書、仕様書等関係書類は市ホームページにより配布し、必要に応じて現地説明会を開催している。選定は、財務専門家、利用者代表、学識経験者の外部委員 3 名で構成される民間活用推進委員会での議論を経て、最終的には議会の議決により決定される。選定結果は市ホームページで公表される。現指定管理期間の指定管理者の選定時は、当財団のみが応募し、他の団体の応募はなかった。市所管課では、事業規模が小さいことが原因と考えている。指定管理者の評価結果については、毎年度、市ホームページで公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

毎月、「事業実績及び業務の履行状況に関するモニタリングシート」及び「サービスの質に関するモニタリングシート」を作成・提出し、指定管理者の成果確認を行っている。また、四半期毎に、「事業実績に関するチェックシート」、「業務の履行状況に関するチェックシート」、「事故・苦情対応に関するチェックシート」、「サービスの質に関するチェックシート」及び部門別予算実績表を作成・提出し、指定管理者の成果確認を行っている。さらに、年度毎に「川崎市生活文化会館事業報告書」の提出を求めており、ここで、業務実施内容とその結果、決算の状況の作成・報告が行われている。あわせて、「指定管理者制度活用事業 評価シート」を作成し、市ホームページで公開している。これらの評価に対しては、改善方法が示されるなど、改善に向けた検討が行われている。

(3) 意見

貸館の利用率向上(本意2)

県労働福祉協会では、指定管理事業の中で貸館事業を実施しており、年度事業計画において、利用率目標を定めている。この利用率は、過去の実績に照らして設定しているが、平成 24 年度においては、「会議室」、「和室」、「工作実習室」、「陶芸実習室」、「調理実習室」が目標値を下回っている。特に、陶芸実習室は利用率 28.9% (目標値 39.1%)、調理実習室は利用率 20.2% (目標値 23.8%) と、低稼働で目標値が低い貸館においても目標割れが生じている。

目標達成した理容美容実習室は、間仕切り等の工夫により利用率の向上に成功していることから、技能職者相互の交流及び技能水準の向上という目的は踏まえつつも、近隣の高津市民館の補完的機能を果たしているという現状に鑑み、高津市民館との連携を図りながら利用者ニーズにあった工夫を施すことにより、館全体の利用率の向上を図ることが望まれる。

#### 4. 川崎市立労働会館管理運営事業

所管	経済労働局 労働雇用部					
根拠法令・要綱等	川崎市立労働会館条例、川崎市立労働会館条例施行規則、川崎市立労働会館管理運営要綱					
予算費目	款：経済労働費		項：労政費		目：雇用労働福祉費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	163,148	160,603	159,451	156,388	154,089
	決算額	163,148	160,603	159,451	155,447	154,089
H24 年度決算額の使途内訳	労働会館管理運営委託料（指定管理料）					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者のための研修会、講演会等の開催に関すること。</li> <li>・施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>・その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</li> </ul>					
事業を始めた経緯	川崎市立労働会館は、労働組合その他諸団体における文化、慰楽、集会等の使用に供し、その健全なる発達を図り、及び労働者のための福利厚生施設を設け、その勤労意欲の向上に資することを目的として建設された会館である。					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>一般公募を行い、提案書に基づき外部委員のみで構成された民間活用推進委員会にて審査を行い、その結果を参考に、市長が指定管理予定者を最終決定し、議会の議決を受け指定管理者を承認する。</p> <p>指定管理 1 期あたり 5 年間          今期指定管理期間は平成 23 年度から平成 27 年度</p>					
協働する理由、メリット	競争意識が働くことにより、経費の縮減が図られるとともに、事業面及び施設管理面とも創意工夫がなされ、費用対効果が高まることが期待できる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	指定管理者制度を導入したことにより、より効率的な施設の管理運営が行われている。また、様々な事業に対し柔軟性を持つて的確に対応している。 平成 24 年度民間活用推進委員会の評価結果・・・78.2 点 C 評価					
事業の効果の測定方法	毎年度、労働会館運営委員会の審議を経て、民間活用推進委員会を開催し、前年度の事業計画書と報告書の対比に基づき、市が提出する評価シートの妥当性等を審議し、当該年度の指定管理者の評価を決定する。					

#### (1) 概要

##### 事業概要（補足）

市の公の施設である「川崎市立労働会館（サンピアンかわさき）」（川崎市川崎区富士見 2 丁目 5 番 2 号）の管理運営に対する指定管理である。平成 18 年度からの第 1 期に引き続き、平成 23 年度からの第 2 期もアゼリアプロジェクトが指定管理者となっている。

##### 協働相手の概要

アゼリアプロジェクトは、レストランなどの外食産業やコントラクトフードサービスを主たる事業とする西洋フード・コンパスグループ株式会社と、コンベンション事業や施設運営事業を主たる事業とする株式会社コングレによる共同事業体である。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

当事業の目的の共有のために、市はアゼリアプロジェクトとの間で「川崎市立労働会館の管理に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)及び「川崎市立労働会館の管理に関する年度協定書」(以下「年度協定書」という。)を取り交わしている。当事業は地方自治法第244条の2第3項で定める指定管理者による公の施設の管理であり、その目的は根拠法から明らかであるため、市とアゼリアプロジェクトの間では、管理業務を明記することで目的の共有を図っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

当事業においては、市とアゼリアプロジェクトは協議し合意の上で、指定管理期間全般において基本協定書を取り交わし、各年度において年度協定書を取り交わし、対等な関係で事業を実施している。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

基本協定書において、アゼリアプロジェクトは、管理業務を円滑に実施するため、市との連絡調整を適宜行い、その他、必要に応じて関係機関との連絡調整を図ることとされている。具体的には、月2回程度、アゼリアプロジェクトと市との間で館内会議を開催し、事業等の進捗状況を確認するとともに、その時点ごとの課題について協議する中で、相互理解を深めている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

基本協定書及び年度協定書において、両者の役割分担が示されている。また、基本協定書別添の「川崎市立労働会館指定管理者リスク分担表」において、法令等の変更、物価・金利変動、資金調達など、リスクの種類に応じてリスク負担先を規定している。

#### (オ) 公開性・透明性

##### (事実確認)

指定管理者の選定は公募により行い、応募書、仕様書等関係書類は市ホームページにより配布し、必要に応じて現地説明会を開催している。選定は、財務専門家、利用者代表、学識経験者の外部委員3名で構成される民間活用推進委員会での議論を経て、最終的には議会の議決により決定される。選定結果は市ホームページで公表される。現指定管理期間の指定管理者の選定時は、当共同事業体を含め4者が応募しており、一定の競争原理が働いている。

指定管理者の評価結果についても、毎年度、市ホームページで公開している。



(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

毎月、「事業実績及び業務の履行状況に関するモニタリングシート」及び「サービスの質に関するモニタリングシート」を作成・提出し、指定管理者の成果確認を行っている。

また、四半期毎に、「事業実績に関するチェックシート」、「業務の履行状況に関するチェックシート」、「事故・苦情対応に関するチェックシート」、「サービスの質に関するチェックシート」及び部門別予算実績表を作成・提出し、指定管理者の成果確認を行っている。

さらに、年度毎に「川崎市立労働会館事業報告書」の提出を求めており、ここで、業務実施内容とその結果、決算の状況の作成・報告が行われている。あわせて、「指定管理者制度活用事業 評価シート」を作成し、市ホームページで公開している。

これらの評価に対しては、改善方法が示されるなど、改善に向けた検討が行われている。

(3) 意見

施設の平等利用(本 意3)

川崎市立労働会館条例第11条では、「施設等の利用は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。」としており、この場合、指定管理者は、市の所管部署と協議して受付可否を検討することとしているが、平成24年度中に、引き続き3日を超える利用申請に対し、市の所管部署と協議をせずに受付を行う事案が見られた。これは、基本協定書第20条第1項に反するものである。これに関し、市は、指定管理者に対し書面による嚴重注意を行っている。

本件は、館内会議で確認されたものであり、指定管理者が業務繁忙につき報告を失念したことが原因となっている。施設の利用状況等については、連絡・報告事項に漏れが生じないよう市側でも一定程度のモニタリングを行うことが望まれる。

利用率の向上(本 意4)

アゼリアプロジェクトでは、指定管理事業の中で貸館事業を実施しており、年度事業計画において、利用率目標を定めている。この利用率は、過去の実績に照らして設定しているが、平成24年度においては、「ホール」、「会議室等」が目標値を下回っている。また、目標達成している「交流室」は利用率29.5%(目標値23.2%)と稼働率自体が他と比べて低い状況にある。

単に過去の実績から目標値を設定するのではなく、指定管理者に創意工夫を促しより高い利用率を達成するよう、目標値の設定方法につき検討することが望まれる。

## 5. コミュニティビジネス振興事業

所管	経済労働局 産業政策部 企画課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：経済労働費		項：産業経済費		目：産業経済総務費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	2,574	2,425	2,287	2,000	2,000
	決算額	2,538	2,377	2,195	1,997	1,992
H24年度決算額の使途内訳	コミュニティビジネス振興事業実施委託料 1,992千円					
事業の内容	市民生活を支援する新たな産業の育成の一環として次の事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティビジネス相談窓口の開設</li> <li>・ コミュニティビジネスに係る情報発信</li> <li>・ コミュニティビジネス支援セミナーの実施</li> <li>・ コミュニティビジネスに係るフォーラムの開催</li> </ul>					
事業を始めた経緯	振興を通じた地域活力の向上を目指し、平成16年度から「コミュニティビジネス振興事業」を実施している。					
協働相手及び協働相手の選定方法	平成23年度については、企画提案型公募により委託先を選定し、現事業者(NPO法人)に委託をして事業を実施した。平成24、25年度については中間支援組織の育成・ノウハウの蓄積という観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、特命随意契約により同事業者と契約を締結し事業を実施している。今後も概ね3年ごとに連携の相手方を公募し選定する予定である。					
協働する理由、メリット	コミュニティビジネス支援において、地域との関わりが重要であり、それを有する民間中間支援組織と本市とが協働で事業を実施することにより高い相乗効果が見込めるため。さらに、中間支援組織にコミュニティビジネスの相談・セミナーの開催等のノウハウを蓄積させ、中間支援機能の向上を図るため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	事業目的は「市民のコミュニティビジネス(以下、CB)・ソーシャルビジネス(以下、SB)に対する関心を高めるとともに、CB・SBへの就業・創業支援やCB・SB事業者への支援等を通じて、市域全体のCB・SB振興を図ること」としているが、相談事業を通じて就業・創業支援を行い、またセミナー全3回の参加者86名中61名が「満足・やや満足」と評価するなど有効なセミナーを実施し、CBの振興・普及に寄与したといえる。					
事業の効果の測定方法	セミナーの参加人数、参加者アンケート、相談内容の経過などにより事業効果の測定の判断材料にしている。					

### (1) 概要

#### 事業概要(補足)

特定非営利活動法人ぐらす・かわさき(以下、「ぐらす・かわさき」という。)に対する、コミュニティビジネス就業・起業相談窓口の開設や、コミュニティビジネス支援セミナー、フォーラムの開催やメールマガジンの発行の委託である。

## 協働相手の概要

ぐらす・かわさきは、平成13年1月に、《かわさがみえる / かわさきをつくる》をコンセプトに、以下の活動を行うことを設立趣意として設立し、同6月にNPO法人の認証を受けた団体である。

市民が集い、交流する場をつくり、講座・交流会やイベントなどの開催をします。

問題解決のために市民が必要な情報を集めます。その情報を市民が使いやすい情報にして発信します。

市民自身が主体的に問題を解決していくことをめざし、その活動を応援します。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

当事業の目的の共有のために、市はぐらす・かわさきとの間で「コミュニティビジネス振興事業に関する協働型事業協定書」(以下「協定書」という。)を取り交わしている。当該協定書は、「川崎市協働型事業のルール」を受けて締結されたものであり、当事業の目的は、地域課題の解決を目指すコミュニティビジネスの振興とされている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

協定書において、「協働型事業の内容を検討し、共通認識を形成する段階から対等に意見を交換し、その内容や条件が一方の不利にならないように双方が納得いくまで話し合うこととする。」とされている。具体的には、月1回程度の意見交換が行われており、当事者の一方が不利にならないよう配慮がなされている。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

協定書において、「双方の特性を理解・尊重し、価値観の押し付け合いとならないよう配慮して事業を推進する。事業実施段階で双方の考え方の違い等が生じた場合は、その都度十分な協議を行うことで相互理解を深めることとする。」とされている。具体的には、企画立案時点で双方で内容を協議し、メールマガジン作成時には双方で記載内容の選定を行うなどの取組を通じて、相互理解のもと事業を進めている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

協定書において、「市民活動団体と行政のそれぞれの特性がよく発揮できるよう、役割分担と責任範囲を確認する。ただし、事業実施の途中で齟齬を来たした場合または想定される場合は、その都度双方合意の上調整する。」とされている。具体的には、事業の企画はぐらす・かわさきが主導的に行い、その確認等を市が行う、といった形の役割分担が行われている。また、相談事業については、その回答についてはぐらす・かわさきが責任を負うこととな

っており、明文化されていないものの、委託仕様書に記載されている委託業務の内容の範囲においては受託者がその責任を負うという意味において、責任範囲は明確であるといえる。

#### (オ) 公開性・透明性

##### (事実確認)

協定書において、「公金を使用することを十分認識し、協働型事業における両者の関係、資金の流れ、進捗状況などの情報を公開する。」とされている。

当事業の事業者は、平成 23 年度に公募を行い選定し、以後 2 年間は当該事業者と随意契約としている。この目的は、行政と市民とをつなぐ中間支援組織としての役割を期待し、そのノウハウの蓄積、育成の観点から、一定期間継続して事業を担うことが望ましいと考えたためである。

平成 23 年度の公募時は、ぐらす・かわさきを含め 2 者が応募しており、一定の競争原理が働いている。

他方、資金の流れや事業の進捗状況などの情報は、十分に公開されているとは言い難く、市のホームページにおいて把握できるのは、当事業がぐらす・かわさきにより実施されているという事実にとどまっている。

##### (監査の結果 本 結 1)

「川崎市協働型事業のルール」を遵守し事業の公開性・透明性を確保するためには、資金の流れや事業の進捗状況については、決算書や下述する「川崎市コミュニティビジネス振興事業報告書」を公開するなどの手法により、広く市民に公開する必要がある。

#### (カ) 成果の振り返り

##### (事実確認)

事業実施後に協議の場を設け、事業の成果の振り返りを行っている。また、年 3 回の検討会議を開催するほか、年度終了後には「川崎市コミュニティビジネス振興事業報告書」の作成・提出を義務付けている。

##### (監査の結果 本 結 2)

当事業では、年度終了後に「川崎市コミュニティビジネス振興事業報告書」の作成・提出を義務付けているが、その内容は、年度当初に計画した事業の実施状況や、セミナー参加者へのアンケート等による成果把握にとどまっている。今後、コミュニティビジネス振興事業を推進するにあたっては、事業を実施した結果、どのような成果が実現したのかといった点にも着目し、可能な限り事業で支援した市民や事業者に対してフォローアップを実施することが望まれる。

#### (3) 意見

##### 受益者負担の必要性 (本 意 5)

当事業では、CB、SB に関する相談対応やセミナー開催を無料で行っているが、同一の方が複数回にわたり利用するなど、受益者に偏りが見られる。

相談については、無料対応の上限回数を設け、上限回数を超えた場合は有料化する、セミナーについては、一部有料化して参加費を講師謝金に充てるなどの工夫を

施す余地があると考えられるため、受益者負担の必要性について検討することが望まれる。

#### 他の相談事業との連携（本 意 6）

市では、様々な相談対応を実施しており、市ホームページでは、相談の内容により 16 の分類で、相談案内を行っている（平成 25 年 11 月 4 日最終アクセス）。コミュニティビジネスに関する相談については、当事業のほか、起業、創業等に関連した相談対応として、公益財団法人川崎市産業振興財団や公益財団法人かわさき市民活動センターなどが行っている。

また、類似の相談事業（例えば、川崎市男女共同参画センターが実施する女性のための起業家相談など）との連携を図り、他の実施主体が受けた CB、SB に関する相談を、当事業で柔軟に引き継ぐといった体制の構築が望まれる。

### 6 . 川崎市・専修大学共同市民ビジネス人材育成事業

所管	経済労働局 産業政策部 企画課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：経済労働費		項：産業経済費		目：産業経済総務費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額				3,000	3,000
	決算額				3,000	3,000
H24 年度決算額の使途内訳	コミュニティビジネス振興事業負担金 3,000 千円					
事業の内容	市民の社会ビジネスへの参画促進や、担い手を育成することを目的として、市民の 21 世紀型社会ビジネス参画のモデルとなる知識を系統的に提供する講座「KS ソーシャル・ビジネス・アカデミー」を専修大学と協働で開設する。 KS ソーシャル・ビジネス・アカデミーは、平成 23 年度から 25 年度までの 3 カ年、毎年後期（10 月～2 月）に約 5 ヶ月間実施（予定含む）しており、社会人を対象として、毎週火・木曜日夜間と土曜昼間の週 3 日開講、延べ 120 時間のプログラムとなっている。					
事業を始めた経緯	専修大学は 2008（H20）年度から、2 年半 5 期、文部科学省の補助事業を受託し、大学院経済学研究科特別教育プログラム「KS コミュニティ・ビジネス（以下、CB）・アカデミー」を実施し、合計で百数十名の修了生を輩出し、これらの受講生が川崎市内外で、産官学民の多方面にわたり活躍し始めるなどの成果を得、2010（H22）年度をもって終了した。 専修大学は KSCB アカデミーで培ったノウハウを活用・発展・継続実施していくため、また、本市も、施策との連携効果が期待されたため、名称を「KS（川崎・専修）ソーシャル・ビジネス・アカデミー」とし、協力し実施していくこととした。					
協働相手及び協働相手の選定方法	専修大学から提案があり、庁内で協議の上、事業実施を決定した。					

協働する理由、メリット	当事業は、大学の教育プログラムで、CBの担い手の人材発掘・育成の場としても非常に有効であり、また、本市は従来から大学と地域の連携、CB創出、地域人材育成などのプロジェクトを行っており、施策との連携効果が期待されたため。
事業の効果、事業目的の達成度合	事業目的は「市民の社会ビジネスへの参画促進や、担い手を育成すること」としているが、実際に、受講生が修了後、社会的活動に関わる団体を設立したり社会的活動に関わる団体へ就労・勤務するなどの実績が生まれており、人材育成の場として機能しているといえる。
事業の効果の測定方法	修了者アンケート、修了生に対する聞き取り（専修大学）などを実施し、事業効果の測定の判断材料にしている。

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

専修大学大学院経済学研究科特別プログラム「KS（川崎・専修）ソーシャル・ビジネス・アカデミー」の実施に係る事業費の一部を負担するとともに、広報や一部講座の実施に協力し、専修大学と共同で進める事業である。

### 協働相手の概要

専修大学は、青年を教育・指導することによって社会に「報恩奉仕」することを理念とする、全7学部を擁する総合大学である。

特に、社会・地域との貢献や地域社会への「知の発信」に力を入れており、当事業の前身である大学院経済学研究科特別教育プログラム「KS コミュニティ・ビジネス・アカデミー」を文部科学省から受託し一定の成果を上げるなどの実績を有している。多摩区にキャンパスを有する日本女子大学、明治大学と、多摩区・3大学連携協議会を設立するなど、地域貢献に関する積極的な活動を行っている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

当事業の目的の共有のために、市は専修大学との間で、「専修大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)及び「川崎市・専修大学共同市民ビジネス人材育成事業実施協定書」(以下「実施協定書」という。)を取り交わし、目的の共有を図っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

双方が協議の上で基本協定書及び実施協定書を取り交わしており、対等の関係を確保している。また、年2回開催する幹事会において、市側の要望を伝えるなどの方法により、大学主導でなく、市の要望を取り入れたカリキュラムの検討等を行っている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

専修大学幹部、川崎市幹部による「連携運営委員会」や、アカデミー長、アカデミー事務局(専修大学)外部講師、川崎市による「幹事会」を各年2回開催し、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

基本協定書及び実施協定書において、両者の役割と責務を明文化し確認している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

当事業は、平成22年度まで専修大学が文部科学省から受託していた大学院経済学研究科特別教育プログラム「KS コミュニティ・ビジネス・アカデミー」を契機として、川崎市と専修大学が連携・協力して戦略的に実施しているものである。カリキュラムなどの当事業の内容は、専修大学の特設ホームページや、市のホームページで公表されている。また、公開講座の実施や第3者機関として有識者からなるアドバイザー会議を設置するなど、公開性・透明性の確保に努めている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

担当講師、外部講師と事務局等による各種委員会において振り返りを行うほか、年度終了後に「事業報告書」を作成している。

(3) 意見

事業成果の定義(本意7)

当事業は、前身事業時を含めると修了生が200名を超え、受講者の満足度の高いプログラムとなっている。その一方で、当事業の成果がどのように市に還元しているのかわからない事業でもある。したがって、当事業を通して市が期待する成果を、より具体的に定義することが望まれる。

また、当事業は、中長期的な目標として、受講者が川崎市で事業を興すことや社会活動に参画することを目指していることから、可能な限り修了生のフォローアップを実施することが求められる。

事業成果の公表(本意8)

事業成果を広く市民と共有する観点から、修了生のその後の活動状況や、カリキュラムで使用した資料や映像を一部公開するなどの手法により、公開する情報を拡充することが望まれる。定員数が限られていることから、座学部分は e-Learning 化するなど、より多くの市民が当事業を利用できる方策を検討することが望まれる。

## 7. かわさき名産品認定事業

所管	経済労働局 産業振興部 商業観光課					
根拠法令・要綱等	かわさき名産品認定事業実行委員会規約					
予算費目	款：経済労働費		項：商工業費		目：商業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	6,187	2,700	2,700	1,200	1,200
	決算額	700	2,946	1,698	1,200	1,200
H24 年度決算額の使途内訳	実行委員会負担金、広報掲載費					
事業の内容	川崎市の生産品の中から名産品を選び認定し、広く市内外に紹介及び宣伝することにより、川崎のイメージアップや観光振興を推進する。 「かわさき名産品 2012」として 80 品（56 事業所）が認定されており、認定品の周知・広報の拡大、販促活動等を実施している。					
事業を始めた経緯	平成 14 年 5 月に、川崎市と商工会議所が連携を図り「都市・産業再生・経済雇用対策会議」が設置され、市民、産業界、労働界が一体となって地元での調達・買物・消費拡大に取り組む「Buy かわさきキャンペーン」が実施された。 その後、平成 16 年 6 月に川崎市、観光協会連合会、商工会議所が事務局を発足。同年 9 月に川崎市の観光振興及び Buy かわさきキャンペーンの一環として、川崎市の生産品の中から名産品を選び認定する「かわさき名産品認定事業実行委員会」を開催したもの。					
協働相手及び協働相手の選定方法	中小企業支援を担う商工会議所や御土産としての普及を支援する観光協会など事業目的に合致した団体等により実行委員会を組成した。					
協働する理由、メリット	豊富な中小企業支援メニューを持つ商工会議所や市内 11 の地区観光協会とのネットワークを持つ観光協会と協働する。					
事業の効果、事業目的の達成度合	ケーブルテレビ、ラジオ、広報誌等の活用、市民祭り、Buy かわさきフェスティバルを始めとした各種イベントへの参加などにより市内への宣伝・販売促進活動は進んでいるものと認識している。 今後も市内への販売促進活動を積極的に展開し、市外への周知につなげていくことが必要である。					
事業の効果の測定方法	平成 24 年度「かわさき名産品認定事業」事業報告のとおり。					

### (1) 概要

#### 事業概要（補足）

かわさき名産品認定事業実行委員会が主体となって実施する、市内の名産品の認定や名産品の広報・販売促進に係る諸活動である。

#### 協働相手の概要

かわさき名産品認定事業実行委員会は、市の観光振興及び Buy かわさきキャン



ペーンの一環として、市の生産品の中から名産品を選び認定し、広く市内外に紹介及び宣伝することにより、川崎のイメージアップや観光振興を推進することを目的として組織された団体である。

委員は、川崎商工会議所、市、一般社団法人川崎市観光協会（以下「市観光協会」という。）の代表のほか、川崎市菓子協議会、Buy かわさき出品者協議会等、関連団体の代表などが選出されている。

商品の PR などの販促活動は、川崎商工会議所、市、市観光協会の担当者が連携し実施しており、市観光協会のホームページでの商品の紹介やホームページからの購入が可能となっている。

## （２）監査の結果

協働の原則の遵守について

### （ア）目的の共有

（事実確認）

「かわさき名産品認定事業」実行委員会規約（以下「規約」という。）に目的が示されており、規約を通じて目的の共有がなされている。

### （イ）対等の関係

（事実確認）

規約第 3 条において、実行委員会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないこと、及び、実行委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる、とされていることから、対等の関係で意思決定を行えるものとしている。

### （ウ）相互理解

（事実確認）

川崎商工会議所、市、市観光協会の担当者間で、月に 1 回程度の協議機会を設け、相互理解を図っている。また、年に 1~2 回程度実行委員会を開催し、委員間での相互理解を図っている。

### （エ）役割分担と責任範囲の確認

（事実確認）

事業の中心的な担い手となる川崎商工会議所、市、市観光協会の 3 者間で、川崎商工会議所は資金管理及び市内事業者との連絡調整、市は川崎商工会議所と市観光協会との間の調整や庁内、関係機関との調整、市広報媒体の活用、市観光協会はイベント実施時の開催窓口、名産品 PR のためのホームページの作成・管理などを実施しており、役割分担のもと進めている。

### （オ）公開性・透明性

（事実確認）

市ホームページに、事業の目的のほか、名産品のパンフレット、募集基準等が記載されている。実行委員会の主たる構成団体についての記載もあり、一定の公開性・透明性が保たれている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

年度毎に、事業報告を作成し、実行委員会での承認を受けている。この中で、当該年度に実施した事項、かわさき市民祭りへの出店実績及び売上高等の報告を行っている。

しかしながら、本来の事業目的である川崎市のイメージアップや観光振興に関連する目標設定及び成果の把握は行っていない。

(監査の結果 本 結3)

限られた予算の中で多様な取組みが行われているが、定性的、定量的な成果の振り返りが十分でなく、事業を実施した結果の把握を行うことが困難な状況にある。事業目的である川崎市のイメージアップや観光振興につなげていくためには、ホームページのアクセス数やパンフレットの配布状況の確認や、現在実施している各店舗へのインタビューを拡充するなど、成果の把握に努めるべきである。

健康福祉局

1. いきいきセンターの運営

所管	健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課					
根拠法令・要綱等	川崎市老人福祉センター条例、川崎市老人福祉センター条例施行規則、川崎市老人福祉・地域交流センター条例、川崎市老人福祉・地域交流センター条例施行規則					
予算費目	款：健康福祉費		項：老人福祉費		目：老人福祉総務費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	261,232	320,270	318,654	319,982	323,365
	決算額	259,767	317,745	318,128	319,813	322,615
H24 年度決算額の使途内訳	日進町老人福祉センター、さいわい健康福祉プラザ、中原老人福祉センター、高津老人福祉・地域交流センター、宮前老人福祉センター、多摩老人福祉センター、及び麻生老人福祉センターに係る運営費 さいわい健康福祉プラザに係る警備、自家用電気工作物保守、清掃、及び総合管理業務の委託費					
事業の内容	老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与することを目的とした施設である。 地域交流センターは、市民相互の交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とした施設である。 老人福祉センター及び老人福祉・地域交流センターは、平成 18 年度より指定管理者制度を導入している。					
事業を始めた経緯	「老人福祉法」(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の規定に基づき、本市において条例及び条例施行規則を定め、老人福祉を増進するための施設対策として実施。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手 日進町老人福祉センター：川崎区社会福祉協議会 さいわい健康福祉プラザ：幸区社会福祉協議会 中原老人福祉センター：中原区社会福祉協議会 高津老人福祉・地域交流センター：高津区社会福祉協議会 宮前老人福祉センター：宮前区社会福祉協議会 多摩老人福祉センター：川崎市社会福祉事業団 麻生老人福祉センター：麻生区社会福祉協議会 選定方法 (1) 健康福祉局指定管理予定者選定等委員会 (2) 民間活用推進委員会					
協働する理由、メリット	多様化する住民のニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図ることを目的として、民間事業者等を含めた幅広い団体にも公の施設の管理を代行できるようにしたもの。					
事業の効果、事業目的の達成度合	指定管理者制度の活用により、利用者ニーズの把握や経費縮減が図られるなど、適正・適切な運営を通じて、市民サービスの向上を図ることができている。					

事業の効果の測定方法	指定管理者から毎年度提出を受ける「事業報告書」をもとに、事業実施の成果の確認を目的とした「事業評価」を実施。また、指定期間最終年度において、指定管理者制度の導入効果の検証を目的とした「総括評価」を実施。
------------	---

(1) 概要

事業概要(補足)

高齢者のために、身上や生活など各種の相談に応じるとともに、教養の向上やレクリエーションのための便宜の供与を行なっている。

協働相手の概要

社会福祉協議会とは民間の社会福祉活動を推進することを目的とする組織である。地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行なっている。市では各区で組織され活動を行なっている。

川崎市社会福祉事業団は、充実したサービスの提供、地域に根ざした施設運営、職員の資質・能力の向上及び法人の経営基盤の整備という4つの基本理念に基づき、市内の障害者施設、高齢者施設、児童施設を管理運営する社会福祉法人である。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

指定管理者の選定時に募集要項及び仕様書等を通じて目的を共有している。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

指定管理者制度は、契約ではなく議会の議決を経た指定による委任である。したがって、指定管理者は市からの委任契約に基づき業務を実施している。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

定期的に、指定管理者との会議を行い、お互いの相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

指定管理者は、施設の管理権限を有し、自らの判断で主体的に管理業務を行うことになり、市に代わって市の事務である公の施設の管理を行う機関として、管理権限を行使する。また、市は、指定管理者に委任した権限は行使できないが、施設の設置者及び事務の主体としての責任を果たす立場から、指定管理者に対して必要に応じて監督、指示等が行われている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

各区の老人福祉センターの運営状況は、各指定管理者や市のホームページ

において公表されている。各指定管理者のホームページでは、利用方法や提供されているサービスが説明されている。

(カ) 成果の振り返り

( 事実確認 )

実施計画書に基づく業務遂行にあたり、仕様書に定められた業務を確実に履行されているか確認するため、モニタリングチェックシート等の提出、年度評価及び総括評価（指定期間最終年度）を実施している。

( 監査の結果 本 結 1 )

成果の振り返りについては、平成 24 年度からアンケートが実施されている。アンケート等から得られた市民意見も踏まえ、今後の活動内容や課題について議論をするべきである。また、改善を進めるにあたっては、改善状況の顛末などもまとめることで組織的、計画的に対応することが望まれる。

2. いこいの家の運営

所管	健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課					
根拠法令・要綱等	川崎市老人いこいの家条例、川崎市老人いこいの家条例施行規則					
予算費目	款：健康福祉費		項：老人福祉費		目：老人福祉総務費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	144,157	146,203	146,123	148,767	152,888
	決算額	143,991	144,394	144,053	148,340	151,567
H24 年度決算額の使途内訳	いこいの家（49 館）に係る運営費 いこいの家に係る清掃、空調設備保守、消防設備保守、樹木管理、警備委託及び点検業務負担金					
事業の内容	地域の健康な高齢者のふれあいや生きがいの場としての機能に加え、虚弱な高齢者を地域で支え合い、助け合っていくための福祉活動の拠点機能を併せもつ施設である。平成 18 年度より指定管理者制度を導入している。					
事業を始めた経緯	「老人憩いの家の設置運営について（昭和 40 年 4 月 5 日社老第 88 号通知）」に基づき、本市において条例及び条例施行規則を定め、老人福祉を増進するための施設対策として実施。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手 (1) 川崎区内のいこいの家（10 館）：川崎区社会福祉協議会 (2) 幸区内のいこいの家（6 館）：幸区社会福祉協議会 (3) 中原区内のいこいの家（7 館）：中原区社会福祉協議会 (4) 高津区内のいこいの家（7 館）：高津区社会福祉協議会 (5) 宮前区内のいこいの家（5 館）：宮前区社会福祉協議会 (6) 多摩区内のいこいの家（7 館）：多摩区社会福祉協議会 (7) 麻生区内のいこいの家（7 館）：麻生区社会福祉協議会 選定方法					

	(1) 健康福祉局指定管理予定者選定等委員会 (2) 民間活用推進委員会
協働する理由、メリット	多様化する住民のニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図ることを目的として、民間事業者等を含めた幅広い団体にも公の施設の管理を代行できるようにしたもの。
事業の効果、事業目的の達成度合	指定管理者制度の活用により、利用者ニーズの把握や経費縮減が図られるなど、適正・適切な運営を通じて、市民サービスの向上を図ることができている。
事業の効果の測定方法	指定管理者から毎年度提出を受ける「事業報告書」をもとに、事業実施の成果の確認を目的とした「事業評価」を実施。また、指定期間最終年度において、指定管理者制度の導入効果の検証を目的とした「総括評価」を実施。

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

当事業は、老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ることを目的として市内 49 か所に設置されたいこいの家を、指定管理者である社会福祉協議会が運営を行うものである。

### 協働相手の概要

社会福祉協議会とは民間の社会福祉活動を推進することを目的とする組織である。地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行なっている。市では各区で組織され活動を行なっている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

指定管理者の選定時に募集要項及び仕様書等を通じて目的を共有している。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

指定管理者制度は、契約ではなく議会の議決を経た指定による委任である。したがって、指定管理者は市からの委任契約に基づき業務を実施している。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

定期的に、指定管理者との会議を行い、お互いの相互理解を図っている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

指定管理者は、施設の管理権限を有し、自らの判断で主体的に管理業務を

行うことになり、市に代わって市の事務である公の施設の管理を行う「機関」として、管理権限を行使する。

また、市は、指定管理者に委任した権限は行使できないが、施設の設置者及び事務の主体としての責任を果たす立場から、指定管理者に対して必要に応じて監督、指示等が行われている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

各社会福祉協議会や市のホームページにおいて、いこいの家の利用方法や各いこいの家の場所が公表されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

実施計画書に基づく業務遂行にあたり、仕様書に定められた業務を確実に履行されているか確認するため、モニタリングチェックシート等の提出、年度評価及び総括評価(指定期間最終年度)を実施している。

(監査の結果 本 結2)

成果の振り返りについては、民間活用推進委員会による総括評価、年度評価での指摘事項を対象に、改善状況の顛末などもまとめることで組織的、計画的に対応すべきである。

3. シニアパワーアップ推進事業

所管	健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課					
根拠法令・要綱等	川崎市シニアパワーアップ推進事業実施要綱					
予算費目	款：健康福祉費		項：老人福祉費		目：老人福祉総務費	
過去 5 年間の事業費の推移(千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額		993	1,785	1,825	1,910
	決算額		993	1,785	1,825	1,910
H24 年度決算額の使途内訳	各種講座開催費用。講師謝礼、会場借上代、消耗品等					
事業の内容	それぞれ 40 歳以上対象。KCP が運営。 ・シニア向け傾聴講座...25 名×1 コース(全 8 回)話を聴くことの講座。外部講師依頼。体験実習など。 ・シニア向けパソコン教室...20 名×3 コース(各 12 回)初心者向けパソコン教室。KCP 会員が指導。 ・シニアライフ講演会...年に 1 度。200 名対象。著名人による講演(シニアライフの過ごし方や、地域参加へのきっかけ)約 15 団体の NPO 法人の紹介等。					
事業を始めた経緯	・平成 10 年に、高齢者の生きがいと社会参加の促進のため、「生涯現役支援センター」を設置し、各種事業を実施。 ・平成 20 年度末にセンター廃止に伴い、平成 21 年度から事業を KCP へ委託。					

	協働事業とする。
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>NPO 法人 <u>かわさき創造プロジェクト (KCP)</u></p> <p>当法人は、「川崎市に居住するシニア、一般市民に対し有用な情報提供、人材活用に関する事業を行い、今後急増する定年退職者のスキルの活用に寄与すること」を目的としており (KCP 定款 3 条) これは、高齢者がそれぞれの能力や経験等を活かして、健康づくりや地域社会への積極的な参加を通じて、「生涯現役」を実現できるよう、いきがい・健康づくりに向けた取組を推進する当課と目的を共有している。</p> <p>また、本市総合企画局自治政策部と協働実施している「シニアレポート」等の実績があり、高齢者向け講演会や講座等の開催後、受講生に地域活動の場を提供する事業を、本市の協働型事業として効果的かつ効率的に運営できるのが、同法人のみであるため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約により選定する。</p>
協働する理由、メリット	<p>KCP が有するネットワーク (「かわさき NPO 法人連絡会」、「NPO 法人市民文化パートナーシップかわさき」等) を活用することにより、講座の受講者を地域活動へ繋げられるようサポートが可能な団体である。</p> <p>また、当事業の一環である、「シニアライフ講演会」でも、シニアを対象に自身の活動等を紹介することで、社会参加のきっかけを提供していく。</p>
事業の効果、事業目的の達成度合	<p>高齢化の進展が進む中、いつまでも元気で地域で暮らせるよう「生涯現役」推進する中で、傾聴講座の実施は、その後傾聴サークルへの参加や高齢者施設でのボランティア等に結びつき、高い効果を得ている。</p> <p>パソコンのスキルアップに繋がる講座は、その後の地域や家族とのコミュニケーションに活用されている。講座終了後も、自主講座である延長講座に繋がっている。</p> <p>地域活動への参加のきっかけづくりとなる講演会の実施は、講演内容による自己啓発や、活動発表のあった NPO 法人等への参加へ繋がるなど、アンケート結果でも高い満足度を残している。</p> <p>各講座とも毎回定員を超える申込みがあり、シニアのいきがいや健康づくりに繋がっている。</p>
事業の効果の測定方法	参加者にアンケート調査を実施。

## (1) 概要

### 事業概要 (補足)

シニア層が生きがいを持ち続け、地域社会に参加することを目的に、以下の事業を実施している。

シニア向けパソコン教室

シニアへの IT 技術の普及を促進することを目的として実施するパソコン教室

シニア向け傾聴講座

シニアの生きがいづくり又は社会参加を支援するために実施する傾聴講座

シニアライフ講演会

### 協働相手の概要

NPO 法人 かわさき創造プロジェクトは、地域におけるシニア層の活動の場を創



ることを目的に平成4年4月に設立されたNPO法人である。会員は65名（平成25年12月1日現在）で、男性が約6割、女性4割で、市が主催した「シニア地域活動モデル創造ワークショップ」にて専門家の指導・助言を得ながら地域活性化の手法や課題解決のノウハウを学んだシニアが中心として活動している。

## （2）監査の結果

協働の原則の遵守について

### （ア）目的の共有

（事実確認）

協定書には「地域社会の活性化及びシニア世代のいきがい・健康づくりのため、シニアが培ってきた様々な経験・能力を活かせるような機会と場を提供すること」と記載されており、高齢者の生きがい作りと社会参加に向けた講座の内容やその開催時期、場所等について双方で確認を行なっている。

### （イ）対等の関係

（事実確認）

協定書には「協働型事業の内容を検討し、共通認識を形成する段階から対等に意見を交換し、その内容や条件が一方の不利にならないように、双方が納得いくまで話し合うこととする。」と記載されており、どちらかの負担が大きくならないよう、随時連携を図っている。

### （ウ）相互理解

（事実確認）

協定書には「双方の特性を理解・尊重し、価値観の押し付け合いとならないよう十分に配慮して事業を推進する。事業実施段階で双方の考えの違い等が生じた場合は、その都度十分な協議を行うことで相互理解を深めることとする」と記載されており、NPOのメリットを生かせるよう随時、打ち合わせ、電話、メール等の連絡で相互に確認している。

### （エ）役割分担と責任範囲の確認

（事実確認）

協定書には「市民活動団体と行政のそれぞれの特性がよく発揮できるよう、役割分担と責任範囲を確認する。ただし、事業実施の途中で齟齬を来たした場合又は想定される場合は、その都度双方合意の上調整する。」と記載されており、これに基づいて行政は会場の確保を、NPO法人は当日の運営など、専門性に応じた役割分担を行っている。

### （オ）公開性・透明性

（事実確認）

協定書には「公金を使用することを十分認識し、協働型事業における両者の関係、資金の流れ、進捗状況などの情報を公開する。」と記載されており、市ホームページの「協働型事業の一覧」において、事業概要や予算額等を公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

協定書では「事業実施の過程でそれまでに得た途中結果を互いに評価し、計画と実績の乖離等の情報を共有しながら、実施方法又は事業の進行過程を調整する。事業終了後には、協働型事業の目的及び目標の達成などについて双方で確認し、改善点や課題を整理する。」と記載されており、これに基づき、アンケートを実施し、「振り返り様式」を作成した上で、事業終了後、課題等を確認している。

(監査の結果 本 結3)

「振り返り様式」には、会場運営についての振り返りはなされているが、各種イベントの構成等の内容面の振り返りについては不十分な面があると思われる。例えば、アンケートにおいてはシニアライフ講演会においてはアンケートについて「スピーチの時間が3分では短く5分与えるべき」という意見や外部の講師を呼ぶ「一部の講演会」と各NPO法人がそれぞれ活動を話す「二部の活動紹介と情報交流について」では外部講師を呼ぶ講演会のほうが人気が高く「一部、二部の活動紹介と情報交流の構成を変更して、より多くの人に参加できるようにすべき」といった意見があった。こういった運営に関する意見についても「振り返り様式」で取り上げ、翌年度に向けた見直しの検討対象とすべきである。

建設緑政局

1. かわさき多摩川博実施業務

所管	建設緑政局 緑政部 多摩川施策推進課					
根拠法令・要綱等	多摩川エコミュージアムプラン、多摩川プラン					
予算費目	款：建設緑政費		項：公園費		目：多摩川施策推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	3,696	4,996	4,379	4,295	4,295
	決算額	3,696	4,988	4,379	4,295	4,295
H24年度決算額の使途内訳	桜コンサート、源流まつり、河口干潟観察会、エコ カップいかだ下り、みずウオーク川崎大会、多摩川博シンポジウム、GPS植物調査の開催等					
事業の内容	総合的な情報発信・魅力発信を目的として、シンポジウムの開催のほか、いかだ下り大会の実施及び各種体験イベント、連携イベントの開催等、通年的な取組を行う。					
事業を始めた経緯	従来民間会社に委託して、多摩川エコミュージアムプランの推進を図る様々な事業を実施していたが、二ヶ領せせらぎ館の管理運営の実績を持ち、多摩川エコミュージアムプラン策定の時からその活動母体として推進事業を行政と協働してきたNPO法人多摩川エコミュージアムに、企画段階から実施まで参加できるよう多摩川博事業として通年的な取組を始めることとした。					
協働相手及び協働相手の選定方法	NPO法人多摩川エコミュージアム 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいた特命随意契約					
協働する理由、メリット	市民の提案や活力を十分に活かし、より市民の視点に立った企画や市民のネットワークを活かした事業展開を行うことができる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	企画段階からの協議により、市民団体の自主性、創意・工夫、多くのネットワークが活かされ、市民の目線に立ったイベントが開催された。 また、各イベントは認知度が高まっており、多くの市民へ様々なかたちで多摩川の魅力をPRできた。					
事業の効果の測定方法	イベントの参加者数等					

(1) 概要

事業概要(補足)

「多摩川エコミュージアムプラン」は、地域の自然・歴史・文化を再認識し、これら固有の資源を地域で守り・育み・継承し、さらにこのような活動から人々の新しい交流を生み、快適で豊かに生きいき暮らせるまちづくりを目指して策定されたものである。当事業はこのプランに沿って、多摩川の魅力を区民に発信していくために各種イベントを行う事業である。

協働相手の概要

「多摩川エコミュージアムプラン」は2001年に策定され、まちづくり、地域づくりの骨格を示すと共に、多様な市民活動による広域ネットワークの形成、市民と行政の協働による推進、二ヶ領せせらぎ館での環境教育実践や市民活動への支援な

どを具体的に提示した。このような運動を推進する組織として、せせらぎ館運営委員会に始まり、多摩川エコミュージアム推進委員会へと発展し、2002年7月にNPO法人多摩川エコミュージアムが成立した。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

協定書に目的が明記されており、またイベントを実施するにあたって、職員と委託者で会議を実施する中で、目的は共有されている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

協定書において、疑義が生じた際には、両者が協議して定めるとの記載があり、一義的には対等である。また定期的に行われる会議やイベントごとの協議で、意見交換が行われており、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされていた。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

定期的に行われる会議やイベントごとの協議で、双方の意見を交換することで相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

協定書において、役割及び責任範囲が明確に記載されており、役割分担と責任範囲は明確である。

(監査の結果 本 結1)

かわさき多摩川博の実施も概ね10年が経過し、多摩川の魅力についても、ある程度市民への浸透が図られている。これまで、かわさき多摩川博は市とNPO法人多摩川エコミュージアムとの協働で実施されてきたが、今後は実行委員会を設置するなど、市民主体での取組にシフトすることも検討すべきである。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

事業に関する事項を広報誌やホームページで公表しているのに加え、イベントの告知については、ラジオや川崎駅の掲示板なども活用しており、広く公開されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

一部のイベントでは、参加者を対象にアンケートを実施し来場者の意見を聴取している。また、多くのイベントでは実施後に反省会を行っている。

契約書では、委託期間終了後に受託者は川崎市に事業報告書を提出することになっており、事業報告書ではイベントの名称・開催日・概算での参加者数が記載されているが、イベントの内容やどのような効果があったか等までは記載されていない。

(監査の結果 本 結 2)

多摩川を活用することで、川崎市の活性化を図る取り組みは、この10年間で市民にも浸透するなど様々な効果を実現している。成果の振り返りについても、来場者数等は把握されているが、協働の担い手である市民団体の参加数など、協働の推進状況に着目した振り返りを実施すべきである。

## 2. ニヶ領せせらぎ館管理運営等業務

所管	建設緑政局 緑政部 多摩川施策推進課					
根拠法令・要綱等	多摩川エコミュージアムプラン、多摩川プラン					
予算費目	款：建設緑政費		項：公園費		目：多摩川施策推進費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	5,040	5,040	4,830	4,820	4,862
	決算額	5,040	5,040	4,830	4,820	4,862
H24年度決算額の使途内訳	ニヶ領せせらぎ館の管理運営に当たるボランティア報償費、備品、消耗品、図書費等					
事業の内容	ニヶ領せせらぎ館の施設及び設備の維持管理及び運営を行う。また、市と協働し、多摩川エコミュージアムプラン及び多摩川プランを推進するための事業の企画及び広報を行う。					
事業を始めた経緯	多摩川エコミュージアム構想実現のため、平成11年、拠点となるニヶ領せせらぎ館が完成し、多摩川やニヶ領用水を代表する「水」や多摩丘陵や市街地の「緑」、市内に点在する「歴史」資源等に係る市民主体のプロジェクトチームから成るせせらぎ館運営委員会が発足した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	NPO 法人多摩川エコミュージアム 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいた特命随意契約					
協働する理由、メリット	市内各地での様々な市民活動を統合化し、技術面や専門的な視点を計画に取り込み、行政や企業が具体化への道筋や方策を考え、ともに活動し、必要な支援を行うという市民主体の分権型地域社会に相応しい計画策定手法を実践し、多摩川から多摩丘陵及び多摩川流域全体へ展開することができる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	市民主体の運営を行うことで、多摩川やその流域に関する環境教育・研究活動(生物調査や水質講座等)の充実、多摩川や丘陵部等で活動する市民活動の支援や情報発信、流域の歴史や文化等の調査・研究を行い、それらを広く情報発信する等、行政だけではできない成果を多くあげている。					
事業の効果の測定方法	ニヶ領せせらぎ館の来館者数、環境学習の開催回数等					

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

多摩川エコミュージアム構想実現のための拠点として、多摩川沿いに設立したニヶ領せせらぎ館の管理運営を委託するものである。また、多摩川エコミュージアムプラン推進のための事業を企画、実施することも委託内容に含んでいる。

### 協働相手の概要

「多摩川エコミュージアムプラン」を推進する組織として、せせらぎ館運営委員会に始まり、多摩川エコミュージアム推進委員会へと発展し、2002年7月にNPO法人多摩川エコミュージアムが設立された。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

目的はせせらぎ館の管理であり、その内容は契約書にも明記されており、目的の共有はなされている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

協定書では、疑義が生じた際には両者が協議して定めるとの記載があり、対等の関係が確保されている。また定期的に行われる会議やイベントごとの協議が行われており、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされていた。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

定期的に行われる会議やイベントごとの協議で、双方の意見交換をすることで相互理解を図っている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

協定書において、役割及び責任範囲が明確に記載されており、役割分担と責任範囲は明確である。

#### (オ) 公開性・透明性

##### (事実確認)

事業に関する事項をホームページ等で広く公開している。

#### (カ) 成果の振り返り

##### (事実確認)

日々のせせらぎ館の来館者数や活動内容については、日報で川崎市に報告している。成果の振り返りは、毎月の定例会での意見交換及び情報共有をもって、振り返りとしている。また、事業の効果の測定方法としてせせらぎ館の来館者数、環境学習の開催回数としているが、来館者数や開催回数の実数

を把握はしているものの、それを利用して効果を測定するには至っていないように見受けられる。また契約書では、受託者が委託期間終了後事業報告書を提出することになっており、受託者は活動報告書を提出しているが、来館者数の推移やせせらぎ館の展示については報告されているものの、環境学習については報告書に記載されていない。

(3) 意見

二ヶ領せせらぎ館における多摩川の歴史紹介(本意1)

多摩川はかつての公害の川から、現在では市民の憩いの場へと変化した。このような経緯は、環境問題を考える上でも貴重なモデルケースといえる。現在、二ヶ領せせらぎ館で実施されている事業は、主に多摩川の自然環境の紹介等であるが、公害の川から市民の憩いの場へと転換を図った貴重な多摩川の歴史についても二ヶ領せせらぎ館で紹介する意義は大きいと考えられる。

3. 大師河原水防センター管理運営等業務

所管	建設緑政局 緑政部 多摩川施策推進課					
根拠法令・要綱等	多摩川エコミュージアムプラン、多摩川プラン					
予算費目	款：建設緑政費		項：公園費		目：多摩川施策推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	1,957	1,737	2,465	2,205	2,305
	決算額	1,953	1,733	2,457	2,205	2,305
H24年度決算額の使途内訳	大師河原水防センターの管理運営に当たるボランティア報償費、備品、消耗品、印刷費等					
事業の内容	大師河原水防センターの施設及び設備の維持管理及び運営を行う。また、市と協働し、多摩川エコミュージアムプラン及び多摩川プランを推進するための事業の企画及び広報を行う。その他、水防訓練等の場を提供し、来館者説明資料作成も行う。					
事業を始めた経緯	国土交通省と川崎市が、洪水時及び災害発生時における円滑かつ効果的な河川管理施設保全活動及び緊急復旧活動と水防活動を円滑に行う屋内拠点として使用し、平常時には多摩川エコミュージアムプラン及び多摩川プランの運営及び情報発信の拠点として活用するため、平成19年に開設した。運営については、地元町会と市民活動団体を中心とした大師河原水防センター運営委員会を結成し、業務に当たった。					
協働相手及び協働相手の選定方法	NPO法人多摩川干潟ネットワーク (平成25年7月に大師河原水防センター運営委員会がNPO法人格を取得) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいた特命随意契約					
協働する理由、メリット	NPO法人干潟ネットワークは、地元の町内会、消防団、学校のPTA、こども会等で構成された組織として設立しているため、地元ならではの展示や館内イベントを行う、地元に必要な愛される施設となってきた。また、多摩川での環境教育等の市民活動を実践しており、干潟の情報を広く発信する市内外から注目される施設となっている。					

事業の効果、事業目的の達成度合	地元市民主体の運営を行うことで、干潟や多摩川流域に関する環境教育・研究活動（生物調査や観察会等）の充実、「だいし水辺の楽校」の活動拠点として流域で活動する市民活動団体との連携、流域の歴史や文化等の調査・研究を行い、それらを広く情報発信する等、行政だけではできない成果を多くあげている。また、地元に必要な施設として、年々来館者数も環境学習の要望も増えている。
事業の効果の測定方法	大師河原水防センターの来館者数、環境学習の開催回数等

## （１）概要

### 事業概要（補足）

「大師河原水防センター」は「大師河原河川防災ステーション」の一画にある。「大師河原河川防災ステーション」は、水防活動や災害復旧時の最前線基地となり、ヘリポートなどを備えた多摩川で初めての施設として、平成 19 年 12 月に国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所と川崎市が共同で建設した。「大師河原水防センター」は、災害時には応急復旧の最前線基地となるが、一方で、平常時はその一部を多摩川の防災、環境、歴史、文化に関する学習などの情報発信拠点「大師河原干潟館」としても活用しており、その施設の管理を委託する事業である。

### 協働相手の概要

協働相手である NPO 法人多摩川干潟ネットワークは、従来から大師河原水防センターの維持管理を行っていた大師河原水防センター運営委員会が平成 25 年 7 月に NPO 法人格を取得したものである。

## （２）監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### （ア）目的の共有

##### （事実確認）

目的は水防センターの管理であり、その内容は協定書及び契約書に明記されていることから、目的は共有されている。

#### （イ）対等の関係

##### （事実確認）

協定書及び契約書では、疑義が生じた際には、両者が協議して定めるとされていることから、対等の関係は確保されている。また月次で行われる会議で意見交換が行われており、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされていた。

#### （ウ）相互理解

##### （事実確認）

月次で行われる会議で意見交換をする中で、相互の理解を図っている。



(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

協定書において、役割及び責任範囲が明確に記載されており、役割分担と責任範囲は明確である。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

事業に関する事項をホームページ等で広く公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

毎月の定例会を行うことを成果の振り返りとしている。また、事業の効果の測定方法を大師河原水防センターの来館者数、環境学習の開催回数としており、来館者数や開催回数の実数を把握はしている。

(3) 意見

二ヶ領せせらぎ館管理運営等業務との関係(本意2)

多摩川を広く市民に紹介し、川崎市の活性化につなげる事業としては、当事業のほか、二ヶ領せせらぎ館管理運営等業務が行われている。当事業は干潟の生態等を紹介するのに対し、二ヶ領せせらぎ館管理運営等業務では中流域の生態等の紹介といった展示内容に違いはあるが、多摩川を活用した川崎市の魅力アップとしては共通している。

協働の担い手は、それぞれの専門性の違いから別個のNPO法人となっているが、目的が類似していることから、両NPO法人、川崎市の3者で定期的に協議会を開催すべきである。

4. 街路樹等愛護会報奨金

所管	建設緑政局 緑政部 公園管理課・各区役所道路公園センター					
根拠法令・要綱等	川崎市街路樹等愛護会要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：区政総務費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	11,191	12,080	12,480	12,759	12,620
	決算額	11,892	12,019	12,084	12,138	12,171
H24年度決算額の使途内訳	報償費 12,171千円					
事業の内容	街路樹・グリーンベルトの除草・清掃等の日常的な維持管理を地域住民が自発的に行う「街路樹等愛護会」は、良好な街路樹の環境を維持することを目的としている。上記事業費では、街路樹等愛護会の活動支援(助成)として、報償費の支給を行っている。					
事業を始めた経緯	日常的な維持管理を行う街路樹等愛護会が、発足から30年を経過し、事業を始めた経緯は不明。					

協働相手及び協働相手の選定方法	街路樹等愛護会の主な母体は、街路樹を区域に抱える町内会・自治会である。行政から町内会や自治会に街路樹等愛護会の結成をお願いすることもあるが、その多くは町内会や自治会が自主的に結成したものである。
協働する理由、メリット	日常的に街路樹等の維持管理が図られる。 街路樹等の愛護精神の醸成が図られる。
事業の効果、事業目的の達成度合	街路樹及びグリーンベルトの周辺住民等が、清掃や除草といった維持管理作業を日常的に行うことで、街路樹及びグリーンベルトの美化が良好に保たれている。
事業の効果の測定方法	毎年度、団体から一度提出される「街路樹愛護会活動実績及び計画報告書」により活動状況を確認している。

### (1) 概要

#### 事業概要（補足）

街路樹(高木)・グリーンベルト(低木)の除草・清掃等の日常的な維持管理を自主的に実施する団体(街路樹等愛護会)に報奨金を交付し、公共施設愛護思想の普及向上を図る事業である。

#### 協働相手の概要

街路樹等愛護会の多くは、町内会や自治会単位で地域ごとに結成され、平成 25 年 3 月末時点で 250 の街路樹等愛護会が存在する。

### (2) 監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

愛護会の結成時に事業の趣旨について説明を実施している。なお、要綱の内容が変わった際には、その内容に応じ愛護会への周知が必要な場合は、変更した旨を記載した書面を各愛護会へ郵送し通知している。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

愛護会からの活動上の問題などに関する要望・陳情については、川崎市にて対応を図っている。

##### (ウ) 相互理解

###### (事実確認)

愛護会からの活動上の問題などに関する要望・陳情については、川崎市にて対応を図っている。

##### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

###### (事実確認)

各街路樹等愛護会が地域の街路樹等の除草・清掃を行い、川崎市が各街路樹等愛護会に報奨金を支給するという明確な役割分担ができています。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

町内会の助成制度の1つとして、町内会に周知している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

愛護会は、年に1回9月に街路樹等愛護会活動実績及び計画報告書を川崎市に提出する。報奨金の支給が10月であることから、活動実績及び計画報告書には、前年10月～9月までの実績と10月～3月の計画を記載している。ただし、あくまで報奨金は当年度の4月～3月分を期の途中の10月に支払うものであり、報奨金の支給後、下期の活動実績の評価は翌年度に繰り越される。活動の実績を当年度中に確認できるように、平成26年度より活動期間を4月～3月で区切り、活動実績を年度末に提出するように変更する予定である。

(監査の結果 本 結3)

川崎市街路樹等愛護会要綱には、愛護会が行う活動の1つとして、街路樹等の周辺の清掃を月2回以上と定めている。しかしながら、活動実績及び計画報告書の記載様式は、毎月の活動内容と参加人数を記載するものであるため、ほとんどの団体が月2回の清掃を実施しているかは不明であった。また清掃日を記載しており、月1回しか実施していない団体もあった。

要綱で活動内容を詳細に定めるのであれば、要綱に記載した活動が、実施されているか川崎市が活動状況を確認し、必要に応じ指導を行うべきである。もし、月に1回の清掃で足りる地区があるのであれば、団体の活動状況や、団体からの意見も聴取した上で、実情に応じて要綱を見直すべきである。

5. 公園緑地愛護会報奨金

所管	建設緑政局 緑政部 公園管理課・各区役所道路公園センター					
根拠法令・要綱等	川崎市公園緑地報奨金交付要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：区政総務費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	5,064	3,564	2,231	6,822	6,850
	決算額	8,934	8,222	7,086	6,750	6,567
H24年度決算額の使途内訳	報償費 6,567千円					
事業の内容	公園等の除草・清掃等の日常的な維持管理を地域住民が自発的に行う「公園緑地愛護会」は、良好な公園の環境を維持することを目的としている。上記事業費では、公園緑地愛護会の活動支援(助成)として、報償費の支給を行っている。					
事業を始めた経緯	日常的な維持管理を行う公園緑地愛護会が、発足から30年を経過し、事業を始めた経緯は不明。					
協働相手及び協働相手の選	公園緑地愛護会の子体は、公園を区域に抱える町内会・自治会である。行政から町内会や自治会に公園緑地愛護会の結成をお願いすることもあるが、					

定方法	その多くは町内会や自治会が自主的に結成したものである。
協働する理由、メリット	日常的に公園の維持管理が図られる。 公園緑地の愛護精神の醸成が図られる。
事業の効果、事業目的の達成度合	公園、緑道及び緑地の周辺住民等が、清掃や除草といった維持管理作業を日常的に行うことで、公園、緑道及び緑地の美化が良好に保たれている。
事業の効果の測定方法	毎年度、団体から一度提出される「愛護作業実績・計画報告書」により、活動状況を確認している。

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

公園等の除草・清掃等の日常的な維持管理を自発的に行う公園緑地愛護会に報奨金を交付し、公共施設愛護の普及向上を図る事業である。

### 協働相手の概要

公園緑地愛護会の多くは、町内会や自治会単位で地域ごとに結成され、現在 300 程度の公園緑地愛護会が存在する。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

年に 1 回各区において総会を実施し、制度の説明を行っている。ただし、平成 24 年度については、愛護会の母体である町内会等地縁団体の多くで役員改選が行われ、それに伴い愛護団体も役員が変更となることから、開催時期見直しの要望が公園緑地愛護団体側からあったため、開催時期を年度末から平成 25 年 8 月に変更した。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

年に 1 回の総会において意見交換の場を設け、当事者の一方が不利にならないように配慮がなされている。公園の維持補修にあたっては必ず意見を聴取しており、また愛護会からの活動上の問題などに関する要望については、川崎市にて対応を図っている。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

年に 1 回の総会で意見交換をすることで、各団体と川崎市及び各団体間での相互理解を図っている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

各公園緑地愛護会が地域の公園等の除草・清掃を行い、川崎市が各公園緑地愛護会に報奨金を支給するという役割分担となっている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

当事業については町内会の助成制度の1つとして、町内会に周知している。ただし、公園緑地愛護会は発足から30年経過し、この間、社会環境も大きく変化したことから、新たに公園緑地愛護会に変わる管理運営協議会の制度を導入した。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

愛護会は、年に1回9月に街路樹等愛護会活動実績及び計画報告書を川崎市に提出する。報奨金の支給が10月であることから、活動実績及び計画報告書には、前年10月～9月までの実績と10月～3月の計画を記載している。ただし、あくまで報奨金は当年度の4月～3月分を期の途中の10月に支払うものであり、報奨金の支給後、下期の活動実績の評価は翌年度に繰り越されていた。活動の実績を当年度中に確認できるように、平成26年度より活動期間を4月～3月で区切り、活動実績を年度末に提出するように変更する予定である。

6. 管理運営協議会報奨金

所管	建設緑政局 緑政部 公園管理課・各区役所道路公園センター					
根拠法令・要綱等	街区公園等の管理運営に関する要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：区政総務費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	47,106	49,315	47,562	41,721	41,612
	決算額	44,104	45,002	43,748	39,240	36,331
H24年度決算額の使途内訳	報償費30,921千円 需用費279千円 委託料1,335千円 工事請負費3,307千円 備品購入費414千円					
事業の内容	「管理運営協議会」の制度は、公園等の除草・清掃等の日常的な維持管理に加え、中低木の剪定や利用調整を行っていただき、公園緑地等の管理運営を地域住民が自発的に行うことで、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的としている。上記事業費では、管理運営協議会への活動支援(助成)として、報償費や活動用ベストの支給、貸出用刈払機やプロアの購入、管理運営協議会から要望があった補修工事を行っている。					
事業を始めた経緯	日常的な維持管理を行う公園緑地愛護会が、発足から30年を経過し、母体となる町内会・自治会の活性化が進まないことなどにより、活動の停滞が生じており、市民との協働の取組みを進めるため、平成18年度から新たに導入したものである。					
協働相手及び協働相手の選定方法	管理運営協議会の業務として、利用調整があることから、管理運営協議会の主な母体は、公園を区域に抱える町内会・自治会である。 行政から町内会や自治会に管理運営協議会の結成をお願いすることもあるが、その多くは町内会や自治会が自主的に管理運営協議会を結成したものである。					

協働する理由、メリット	「地域の庭」として公園で地域行事が円滑に実施されることで、コミュニティの活性化や公園の利用活性化が図られる。 日常的に公園の維持管理が図られ、公園の愛護精神の醸成が図れる。
事業の効果、事業目的の達成度合	公園、緑道及び緑地の周辺住民等が、清掃、除草及び剪定といった維持管理作業を日常的に行うことで、公園、緑道及び緑地の美化が良好に保たれている。また自主的な利用調整により、地域コミュニティの活性化につながる公園の利活用が図られている。
事業の効果の測定方法	毎年度、団体から一度提出される「活動状況報告書」及び「活動計画書」により年2回、愛護団体活動状況を確認している。また利用調整の状況については、「利用調整報告書」により年2回確認をしている。

### (1) 概要

#### 事業概要(補足)

公園緑地愛護会の報奨金事業発足から30年程度経過し、この間、社会環境も大きく変化したことから、さらなる町内会、自治会の活性化に向けて、平成18年度から新たに管理運営協議会の制度を導入した。

公園緑地愛護会の活動内容である除草や清掃に加え、地表から2メートル程度までの下枝落とし及び低木の刈り込みや砂場内のごみの撤去を実施する。また、町内会等が主催する行事や公園利用者から公園の利用申し入れがあった場合の利用調整を行う。このため報奨金は公園緑地愛護会より若干高額である。

#### 協働相手の概要

管理運営協議会の多くは、町内会や自治会単位で地域ごとに結成され、現在510程度の管理運営協議会が存在する。

### (2) 監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

年に1回各区において総会を実施し、制度の説明を行っている。ただし、平成24年度については、愛護会の母体である町内会等地縁団体の多くで役員改選が行われ、それに伴い愛護団体も役員が変更となることから、開催時期見直しの要望が公園緑地愛護団体側からあったため、開催時期を年度末から年度開始後早期の開催となるよう見直しを行った。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

年に1回の総会において意見交換の場が設けられており、当事者の一方が不利にならないよう配慮がなされている。公園の維持補修にあたっては必ず意見を聴取しており、また愛護会からの活動上の問題などに関する要望については、川崎市にて対応を図っている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

年に 1 回の総会で意見交換をすることで、各団体と川崎市及び各団体間での相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

街区公園等の管理運営に関する要綱では、管理運営協議会と市の役割が明記されている。要綱では管理運営協議会の役割は、「地元管理運営マニュアル」に基づくとされており、「地元管理運営マニュアル」には、管理運営協議会の実施事項が詳細に記載されており、役割分担及び責任範囲は明確になっている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

当事業については、町内会の助成制度の 1 つとして、町内会に周知している。また市のホームページで活動内容について周知している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

管理運営協議会への報奨金の支給は 4 月と 10 月の年 2 回であり、各団体は年に 2 回 3 月と 9 月に活動状況報告書を川崎市に提出している。

(3) 意見

事業の活性化について(本意3)

地域コミュニティの活性化や、市民協働による管理運営を促進するため、公園緑地愛護会に加え、新たに管理運営協議会報奨金事業を導入した。

活動状況報告書によれば、団体によっては毎月 2~3 名程度の少人数で作業を行っていることも多く、地域の施設を地域コミュニティで管理するといった段階には至っていない。高齢化の影響もあり参加者は減少しているが、団体からの意見も聴取し、より幅広い参加が進み、活動の活性化が図られるように事業の見直しを検討する必要がある。

7. 地域緑化推進地区制度事業

所管	建設緑政局 緑政部 緑政課					
根拠法令・要綱等	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第 26 条 地域緑化推進地区の緑化活動に関する支援実施要綱					
予算費目	款：建設緑政費		項：緑化費		目：緑化推進費	
過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額		500	1,000	1,000	2,923
	決算額		494	714	714	1,976
H24 年度決算	地域緑化推進地区計画補助 714 千円 原材料 976 千円					

額の使途内訳	看板作成業務委託 280 千円 郵送料 6 千円
事業の内容	民有地緑化の推進を図るため、町内会・自治会を単位として、平成 21 年度から公共性の高い民有地へ緑化資材の提供や技術的な支援を実施している。
事業を始めた経緯	緑の基本計画に基づき、市域の大部分を占めている民有地の緑化を推進するために、実施した。
協働相手及び協働相手の選定方法	〔相手方〕 町内会・自治会 〔選定方法〕 美化活動や緑化活動に熱心に取り組んでいる町内会・自治会を選定
協働する理由、メリット	民有地内の緑化の普及・啓発 地域の緑化の推進
事業の効果、事業目的の達成度合	平成 24 年度末現在で 16 地区において、地域緑化推進地区計画が定められている。
事業の効果の測定方法	地域緑化推進計画どおりに事業が実施されているか、現地確認等により行っている。

#### (1) 概要

##### 事業概要（補足）

川崎市内の民有地の緑化の推進を図るため、緑の基本計画に位置付けられた丘陵地などのみどり軸や緑化推進重点地区内の町内会・自治会のうち、自主的に緑化に取り組む団体に対して、緑化資材等を支援する事業である。

##### 協働相手の概要

緑化活動に熱心な町内会が協働相手であり、現在 16 の町内会に補助を行っている。

#### (2) 監査の結果

##### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

各町内会から年 2 回、地域緑化推進地区計画の提出を受けており、各町内会で実施する事項は川崎市と町内会で共有されている。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

対象区域の緑化計画は町内会が策定しており、申請時に意見交換を行っている。

##### (ウ) 相互理解

###### (事実確認)

現地確認を行う際の意見交換に加え、年に 2 回の緑化資材の希望調査を実施しており、町内会の希望を反映している。



(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

条例は緑化の推進に関するものであり、当該補助事業についての具体的な記載はない。要綱には市が予算の範囲内で苗木等の物資を支援すること及び支援の決定を行うことが記載されている。一方、地域緑化推進地区計画には各町内会の実施事項が記載されているため、要綱と地域緑化推進地区計画で、およそその役割分担は把握できる。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

この事業の目的は、緑の基本計画に位置付けられた丘陵地などのみどりの軸や緑化推進重点地区に広く緑化を推進することが目的である。対象となる町内会の選定は公募ではなく、緑化に熱心な団体に対し川崎市から声をかけている。選定された町内会は、3年～10年の緑化計画を策定し、補助を受けることになる。なお、新たに対象となる町内会は、毎年、2団体程度である。

(監査の結果 本 結4)

上記の選定方法では、結果的に対象となる町内会が固定化し限られた町内会が継続的に支援を受けることになる。協働の担い手選定の公平性を確保するとともに、より多くの団体が選定され、幅広く緑化が推進されるように選定方法を見直すべきである。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

作業内容や支援物資の内容及び数量を記載した完了報告書を入手している。また実際に植栽をしている現場に職員が立会い、現地確認を実施している。

(監査の結果 本 結5)

完了報告書は具体的に植栽した内容を報告するものである。一方で、町内会が提出する緑化推進地区計画は抽象的な記載が多く、完了報告書をもって緑化推進計画が適切に行われているかの判断はできない。具体的な事例として、計画では、個人宅の植栽が適切に管理されるように緑に関する情報を地域で共有するといった項目や、緑化活動への参加を呼びかけて地域ぐるみで景観の向上を図るといった項目と記載されているが、そういった地域全体での取り組みが実施されているかは、完了報告書では確認できない。緑化推進地区計画と完了報告書との内容に整合性をとることで、成果の振り返りを行いやすいように見直すべきである。

また、活動報告書によれば、自宅前道路沿いにプランターを利用して植栽している事例があるが、当事業では、より公共性の高い場所を、重点的に対象とするなど、植栽場所が支援物資提供に妥当か判断することが必要である。

## 第4 区役所

### 川崎区

#### 1. 川崎区まちづくりクラブ

所管	川崎区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	川崎区まちづくりクラブ設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：川崎区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	5,535	6,067	4,623	5,285	4,482
	決算額	6,214	5,788	4,456	4,464	4,085
H24年度決算額の使途内訳	委託料 3,689,694円(川崎西部・渡田・小田・臨港・大師事業委託ほか) 需用費 127,570円(再生紙・宛名ラベル等) 役務費 210,000円					
事業の内容	区内中学校区単位に組織し、地域の課題解決に向けた取組を行う。これらの取組に対し、住民の合意形成のためのワークショップや事例の調査研究等を通じ、区民による自発的な地域活動を推進する。					
事業の目的、事業を始めた経緯	平成9年3月に区民主体のまちづくりを目指すため、「川崎区区づくり白書」が策定され、これらの白書に盛り込まれた提案の実現を目指す「区民の、区民による、区民のための」まちづくり組織として、10中学校区に「まちづくりクラブ」が組織され、各地域ごとの活動が開始された。					
協働相手及び協働相手の選定方法	川崎西部・小田・渡田地区については、各まちづくりクラブと契約している。大師・臨港地区については、委託業務を担える体制ができていないため、コンサルティング会社等に運営を委託している。(見積合わせ)					
協働する理由、メリット	区づくり白書の理念である「区民の、区民による、区民のための」まちづくり組織の最終的な目標は、行政組織から完全に独立した別機構として自立することであるが、現実的な対応として、当面は行政との協働を基本としている。					
事業の効果、事業目的の達成度合	「川崎西部」地域の公園魅力アップ事業の実施 「小田」 夏休み・新春お楽しみ大会、小田公園花壇管理活動の実施 「渡田」 防犯・防災・環境・交通安全・地域交流イベント活動の実施 「大師」 かわさき大師サマーフェスタ、大師公園管理活動の実施 「臨港」 桜川公園の樹木プレート活用事業の実施					
事業の効果の測定方法	・区民参加型事業の際のアンケートの実施 ・事業参加者の意見の聴取(定例会等で実施)					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

区民が身近な地域課題の解決に向けて、主体的にまちづくりに関する実践活動を推進することを目的に実施する事業である。

##### 協働相手の概要

まちづくりクラブは、区内の中学校区ごとに設置されている。10のクラブがあるが、3つのクラブは現在活動休止中である。現在活動している7つのクラブのう

ち、大師第 1、大師第 2、大師第 3 の 3 つのクラブは合同で活動しており、活動単位は 5 つであるが、うち 3 つのクラブは区と委託契約を締結しており、残り 2 つのクラブは委託業務を担える体制にないため、外部の業者に運営を委託している。

なお、川崎市まちづくりクラブ設置要綱では以下の活動を行うものと定められている。

- ・まちづくりに関する活動の情報交換
- ・まちづくりに関する活動の調査・研究
- ・まちづくりに関する活動の協議・検討
- ・その他、まちづくりに関する活動に必要なもの

## (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

### (ア) 目的の共有

(事実確認)

5 つのクラブのうち、委託契約を締結する 3 つのクラブは各地区の計画書を策定し、協定書にて計画書を目的とすると明記している。また単年度の事業計画を策定しており、この事業計画には当年度に実施するイベントや調査・研究対象とする事項について、詳細に記載している。

残りの 2 つのクラブについては、単発でのイベントの実施にとどまっており、事業計画は策定していない。定例会での意見交換で目的の共有は図られている。

(監査の結果 区 結 1)

委託契約を締結する 3 つのクラブが策定した計画書に記載された計画の中には実行が難しい項目も含まれており、結果的に計画書が各年度の事業計画に十分に反映されているとはいいがたい。協定書で計画書を地域の課題として取り組むと定めていることから、計画書で提案した事項について、他の事業で実施しているもの・まちづくりクラブだけでは実行が困難で提言にとどまるもの・時間をかけても必ず実施したいものなどの区分を設け、事業の優先順位を定める必要があると思われる。また、計画書は、策定期間が平成 15 年、16 年、18 年と策定してから時間が経過しており、実行が難しい項目が記載されているケースや、近年の実施している活動内容の実態と乖離していることから、計画書自体を見直す時期に来ていると思われる。

### (イ) 対等の関係

(事実確認)

協定書では、委託契約を締結したクラブとの間では定例会を実施し、定期的な意見交換の機会を設けるとされている。実際にも定期的に意見交換が行われており、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされていた。委託契約を締結していないクラブについても定例会は適宜実施されており、議論がなされている。

### (ウ) 相互理解

(事実確認)

定例会での意見交換で、各クラブと区との相互理解が図られている。また、

各クラブの代表者と副代表者が集まる代表者会議を年に 3 回実施しており、活動中の全てのクラブの代表者・副代表者が参加している。この会議では各クラブの活動内容の情報共有や年度末に行う合同での活動発表会についての打ち合わせを実施することで、各クラブ間の相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

この事業はクラブが主体となるものであり、実施するイベントの企画や実務はクラブが行う。区の役割は、定例会等の会議にオブザーバーとして参加し、意見を述べることで、資金面での援助である。他には、交渉等について区が行う場合もあるが、区の役割は限定的である。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

活動内容や実施事業について、市のホームページで公表されている。実施報告書は市の窓口には据え置いておらず、主として関係者に配布している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

定例会で活動の終了時に活動状況についての報告がなされている。クラブが主体となって行う事業であることから、成果の振り返りはクラブが主体となって行っている。区は会議にオブザーバーとして出席し、会議の内容の共有を行っている。

(監査の結果 区 結 2)

事業責任や成果をクラブに帰属させるということであれば、委託ではなく補助や助成の形態を取ることが望まれる。当事業はあくまでクラブが主体となって企画や運営を行うものであるため、補助・助成の事業形態をとることが協働の実態と整合している。

(3) 意見

クラブの当初の設置目的と現状について(区 意 1)

まちづくりクラブは、平成 9 年に策定された「川崎区区づくり白書」の提案を実現するため、設置された経緯がある。このため、まちづくりクラブが設置された当初は、クラブ毎にごみ問題や防災、高齢化社会での課題など、地域で生活するうえでの重要な課題があり、その解決に向けた活動を行っていた。しかしながら、それぞれの重要な課題については、その課題に対応した組織や会議体・事業などが設置され、まちづくりクラブでの取組は限られたものとなっており、その結果、イベントがメインとなっているようなクラブもあるのが現状である。設置当初の目的と現在の取組内容が乖離しているクラブもある。現在の活動内容がまちづくりクラブでできる取組として妥当なのであれば、まちづくりクラブの当初の目的や活動内容等を見直し、設置要綱等を実態にあわせる時期に来ていると思われる。

## 2. 川崎区企業市民交流事業

所管	川崎区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	川崎区企業市民交流事業実施要綱 川崎区企業市民交流事業推進委員会設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：川崎区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	6,406	4,950	6,157	6,369	4,154
	決算額	4,313	5,121	5,354	4,471	2,635
H24 年度決算額の使途内訳	委託料 2,200,385 円（宝物クラフト、フォーラム、委員会事業委託） 需用費 148,912 円（情報誌印刷用紙等） 役務費 285,000 円					
事業の内容	企業の地域社会への貢献活動の機運を高め、企業・市民・行政の三者が連携して、生活市民と企業市民の交流の場作りに取り組み、個性と魅力が輝くまちづくりを進める。					
事業の目的、事業を始めた経緯	川崎区は、臨海部を中心に区域の半分が企業用地であり、地域住民だけでなく企業やそこで働いている方々を「企業市民」と位置づけ、「生活市民」と一緒になって問題解決に取り組んでいくことで、地域の発展につなげようということから、平成 7 年度から始まる。					
協働相手及び協働相手の選定方法	川崎区企業市民交流事業推進委員会 要綱設置の組織であり、区民に関しては、公募で募集している。 企業や市民活動団体については、区長が選定し、その組織より推薦いただいている。宝物バスツアーや会議開催についてのみ、この組織に委託している。					
協働する理由、メリット	事業の企画や実施方法等について、定例的に会議を開催し、意見をいただいている。こうした会議の開催により、事業の実施にあたっての企業や市民活動団体の具体的な協力や参加に結びついている。					
事業の効果、事業目的の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かわさき区の宝物バスツアーの実施</li> <li>・かわさき産業ミュージアム講座の実施</li> <li>・川崎区企業市民交流事業フォーラムの実施</li> <li>・かわさき区宝物ガイドマップの配布 など</li> </ul>					
事業の効果の測定方法	・区民参加型事業の際のアンケートの実施					

### (1) 概要

#### 事業概要（補足）

区には企業用地が多いという特徴があり、企業・市民・行政の交流の場をつくり、双方を理解すると共に、共通の問題の解決に取り組むことで、地域の発展につなげようとした事業である。

#### 協働相手の概要

川崎区企業市民交流事業推進委員会は要綱設置の組織であり、40 名弱で構成され、半数程度は区の企業から選出されている。委員会と随意契約を締結している。なお、平成 24 年度までは推進委員会の決定した事業計画の具板的な活動主体としてインタラクティブかわさきネットワークを別に設けていたが、平成 25 年度より組織は推進委員会に一本化され、組織の下に 3 つの部会を設ける体制に変更した。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

川崎区企業市民交流事業推進委員会で事業計画を共有することで、目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

推進委員会及びその下に設けられた3部会(平成24年度まではインタラクティブかわさきネットワーク)で年3回程度の意見交換が行われており、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされていた。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

推進委員会や部会での意見交換で、各委員や区の考えについて相互理解が図られている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

区が事務局として主導し、企画の提案も区が行う。ただし、区が提案するのはどのようなイベントを行うかという大枠の部分で、イベントの詳細な内容の検討は、推進委員会の意見を踏まえて行っている。フォーラムのテーマ選定などは、推進委員会等において、企業、市民、行政の相互理解のもと進められている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

活動内容や実施事業については、市のホームページで公開されている。また実施報告書は区の窓口においており、自由に閲覧することが出来る。また一般市民も参加可能なフォーラムを開催している。

(監査の結果 区 結3)

市のホームページで活動内容や実施事業について公開されているが、事業そのものを説明している箇所、監査を実施した時点で一部情報が更新されていなかった。ホームページは不特定多数に情報を発信できる重要なツールであり、情報は適時にアップデートする必要がある。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

推進委員会や部会の中で、イベントの終了時に活動報告がなされている。バスツアーや産業ミュージアム、フォーラムについて参加者にアンケートを取っており、フォーラムのアンケート結果は実施報告書にも記載している。なお、平成25年度からは、事業への参加者に対して実施したアンケートの結

果を推進委員会に報告をするとともに、実施報告書により公表する予定である。

### 3. 東海道川崎宿を活かした地域活性化推進事業

所管	川崎区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	東海道川崎宿を活かした地域活性化推進組織設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：川崎区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	5,393	8,538	7,395	6,994	3,968
	決算額	6,217	8,104	6,883	5,763	3,510
H24年度決算額の使途内訳	委託料 1,762,920円(閻魔寺寄席、狂言教室、田中休愚生誕350周年、シャッター浮世絵) 需用費 696,690円(コピー代・トナー代) 助成金 1,000,000円(大師駅前観光案内所)					
事業の内容	町内会・商店街・企業・かわさき歴史ガイド協会等との協働により、東海道川崎宿に関連した歴史や文化など川崎ならではの地域資源を活かした回遊性に富む賑わいのあるまちづくりを推進する。					
事業の目的、事業を始めた経緯	平成13年(2001年)に、東海道宿駅制度発足(1601年)400周年を記念して、神奈川県が「東海道ルネッサンス事業」を実施した。この際、川崎においても、「大川崎宿まつり」が行われた。これを契機に、歴史を活かした地域活性化の機運が高まり、平成16年に東海道川崎宿を活かした地域活性化推進組織が設立され、歴史資源を活かしたまちづくり事業を実施することとなった。					
協働相手及び協働相手の選定方法	東海道川崎宿を活かした地域活性化推進組織 要綱設置の組織であり、活動に参加可能な市民が参加することができる。 委託の相手方は、事業ごとに選定しており(見積あわせ等)、この組織には、委託していない。					
協働する理由、メリット	事業の企画や実施方法等について、定例的に会議を開催し、意見をいただいている。史跡ガイドを行う等、川崎区の歴史に造詣の深い参加者が多く、また、品川宿や保土ヶ谷宿といった他の宿場とのネットワークを持つ方等もあり、参考になる意見も多い。歴史案内標示や史跡ガイド等でも協力いただいている。					
事業の効果、事業目的の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海道かわさき宿交流館の開館</li> <li>・浮世絵ギャラリーの整備</li> <li>・江戸風案内看板等の設置</li> <li>・川崎宿めぐり・大師・田島すぐろくの配布</li> <li>・狂言教室の実施</li> <li>・かわさき宿寄席の実施</li> </ul>					
事業の効果の測定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民参加型事業の際のアンケートの実施</li> </ul>					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

川崎宿起立400年となる2023年に向けて、東海道川崎宿の歴史と文化を地域活

性化に活かすため、様々な取り組みを行う事業である。

#### 協働相手の概要

東海道川崎宿の歴史を生かした地域の活性化を実現するため、地域住民を主体に平成 16 年に設置された組織である。

### ( 2 ) 監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### ( 事実確認 )

市民目線での活動の方向性を示す市民提案書を参考に、各年度のイベントや事業内容を区と推進組織で協議し、推進組織が事業計画を策定する。事業計画では、イベントの内容や実施時期を定めている。

##### (イ) 対等の関係

###### ( 事実確認 )

推進組織に委託料や報奨金は支払っていないため、推進組織との契約書や協定書等の締結はないが、年に 6~7 回程度の定例会でお互いに意見を交換することで対等の関係を保っている。

##### (ウ) 相互理解

###### ( 事実確認 )

定例会で意見を交換する中で、双方の要望や考え方などを相互に理解している。

##### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

###### ( 事実確認 )

各々のイベントによって役割分担は異なるため、事業計画には役割分担や責任範囲までは記載していない。定例会で都度協議しながら役割分担を決定している。定例会の摘録を残している。

##### (オ) 公開性・透明性

###### ( 事実確認 )

活動内容や実施するイベントについては、ホームページで公開している。また推進組織については、お祭りなどで PR し周知を図っている。

##### (カ) 成果の振り返り

###### ( 事実確認 )

定例会で各イベントの終了時に成果の振り返りを実施しているほか、年度末の定例会で 1 年間の活動の振り返りを実施している。区民参加型事業の一部について、アンケートを実施している。

#### ( 監査の結果 区 結 4 )

平成 24 年度の定例会摘録を含む事業報告書を確認したところ、事業計画に記載があるものの報告書には記載がないイベントがあった。成果の振り返り



では、事業計画に沿った事業の実施を確認することがポイントであることから、事業計画の顛末が明らかになるよう、事業報告書及びその他報告書では記載の方法を改める必要がある。

#### 4. 安全・安心まちづくり推進事業

所管	川崎区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎区安全・安心まちづくり推進協議会要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：川崎区区づくり推進費	
過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	3,275	1,725	683	632	1,434
	決算額	3,282	1,586	632	606	1,400
H24 年度決算 額の使途内訳	啓発物品購入費、地域安全リーフレット改訂に係る委託料等					
事業の内容	区民、地域団体、事業者、行政機関等を構成団体とする「川崎区安全・安心まちづくり推進協議会」を中心に、防犯・防火・交通安全について、総合的に対策を推進していくため、防犯パトロール、防犯教室、各種キャンペーン等に取り組んでいる。					
事業を始めた 経緯	区民、地域団体、事業者、行政機関等の連携・協働により、防犯・防火・交通安全などの推進を図り、暮らしやすい地域環境を整備するため。					
協働相手及び 協働相手の選 定方法	別紙「川崎区安全・安心まちづくり推進協議会要綱」参照					
協働する理 由、メリット	自主的な防犯・防火・交通安全意識の高揚を図ることができる。 安全・安心まちづくりに関する情報を共有することで参加団体相互の連携を強化することができる。					
事業の効果、 事業目的の達 成度合	当事業の直接的な効果、達成度を図る指標はない。					
事業の効果の 測定方法	当事業の直接的な効果を測定することは困難である。					

##### (1) 概要

###### 事業概要(補足)

区民、地域団体、事業者、行政機関等の連携・協働により、防犯・防火・交通安全などの推進を図り、暮らしやすい地域生活環境づくりのために導入された事業である。

###### 協働相手の概要

川崎区安全・安心まちづくり推進協議会は、連合町内会・防犯協会・防火協会・交通安全協会・交通安全対策協議会・交通安全母の会・社会福祉協議会・PTA 協議会・商店街連合会・防犯指導員協議会・少年補導員連絡会・警察署・消防署等から

選出された委員で構成されている。川崎区長、警察署長、消防署長を顧問に置いている。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

年に1回行われる全体会議において、推進協議会が策定した当該年度の推進計画を説明し、目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

防犯・防火・交通安全に関係する団体等との連携による活動が主な事業であるため、特定の団体に主導権が偏ることはない。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

会議での意見交換で相互理解を図っている。また、全体会議では推進協議会の活動報告に加え、推進協議会に委員を選出している団体の各種啓発活動等の紹介も行っており、各団体の特性や活動内容についても相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

各種啓発活動を行うにあたっては、構成団体の特性を踏まえて役割を決定している。区は、各団体間が連携を取るための調整役の役割や、備品の貸出などの役割を担う。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

川崎区安全・安心まちづくり推進協議会の事業内容等については、ホームページで公開されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

全体会議において、1年間の活動内容の報告を行っている。また、犯罪件数の報告等も併せて行っている。なお、推進協議会では犯罪件数の増減等を勘案しながら、翌年度の事業計画の策定や啓発物の作成等を行っている。

## 5. 自主防災組織活動助成金

所管	川崎区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額					2,160
	決算額					1,345
H24 年度決算額の使途内訳	自主防災組織の訓練等に対する助成金交付(支出業務に関して平成 24 年度から区に業務移管)					
事業の内容	防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進するため、予算の範囲内で、活動助成金を交付する。					
事業を始めた経緯	自主防災組織の主体的な活動(防災訓練等)を促進するため。					
協働相手及び協働相手の選定方法	自主防災組織					
協働する理由、メリット	地域社会を災害から守るためには、その地域の住民が自らのいのちとくらしを自らの力で守るという考えに立って行動しなければならず、一方で市は災害から住民を守るための諸対策の推進とあわせて住民の自主性を助長して行く必要があるため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	当事業の直接的な効果、達成度を測る指標はないが、補助金の交付により、地域の自主防災組織活動が促進されており、結果として地域防災力の向上に寄与していると考えられる。					
事業の効果の測定方法	防災訓練はその性質上、効果測定が困難な事業ではあるが、今後も当事業等の活用により地域の防災活動を促進していく必要がある。					

### (1) 概要

#### 事業概要(補足)

防災活動を自主的に行う団体に助成金を支給する事業。助成金交付事業は総務局危機管理室が所管する事業であったが、平成 24 年より川崎各区の危機管理担当の所管となった。

#### 協働相手の概要

自主防災組織の多くが町内会であり、自治会も一部含まれる。区には現在 104 の自主防災組織がある。

## (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

### (ア) 目的の共有

(事実確認)

災害の発生に備え、平時から地域での防災訓練等の活動が重要となることについて各種啓発活動を通し、共有が図られている。

### (イ) 対等の関係

(事実確認)

防災活動はあくまで自主的に行われるものであり、区から強制されるものではない。このような地域の自主的な活動に対し、要綱にもとづく一定の条件を満たした場合に区から助成金が支給されるもので、双方に実施メリットがあり、対等の関係が築かれている。

### (ウ) 相互理解

(事実確認)

年に1回の総会や役員会において区は事業計画等の説明を行っている。また区は自主防災組織が実施する訓練当日に立ち合い、相互の理解が図られている。

### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

防災活動の実施主体は自主防災組織であり、また自主防災組織の手引きにおいて自主防災組織の役割が明記されている。行政はこうした活動を補助すると共に、普及させ育成していく役割を担っている。

### (オ) 公開性・透明性

(事実確認)

市のホームページに事業内容が公開されている。また新しいマンションが建った場合には、区の職員が自主防災組織について説明を行い、加入を促している。

### (カ) 成果の振り返り

(事実確認)

自主防災組織の役員会や総会で前年度の活動状況について、報告がなされている。なお、平成23年度の訓練実施組織数は45団体、平成24年度の訓練実施組織数は60団体となっている。

## (3) 意見

組織への働きかけ(区 意2)

現状、成果の振り返りは、活動を実施した団体の活動内容、訓練実施組織数や訓練回数等の把握により行われている。しかし、自主防災組織の中には1年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1年間訓練を実施していない団体もある。この活動の目的は防災活動を市民が自主的に行い有事に備えることであり、加入団体が万遍なく防災活動に取り組むことが重要である。

この防災組織はあくまでも自主的な取り組みであり、強制するものではないが、活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要であるとする。その際には、他の防災組織におけるベストプラクティスを紹介したり、あるいは他の防災組織と合同で実施するなどの提案といった形での働きかけを行っていくことが重要であるとする。

#### 6. 自主防災組織防災資器材購入補助金交付事業

所管	川崎区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額					2,770
	決算額					2,435
H24年度決算額の使途内訳	自主防災組織の防災資器材購入に対する補助金交付(支出業務に関して平成24年度から区に業務移管)					
事業の内容	自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行ううえで必要な防災資器材の購入に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。					
事業を始めた経緯	自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため。					
協働相手及び協働相手の選定方法	自主防災組織					
協働する理由、メリット	市は、自主防災組織を育成し、地域防災力を向上させる責務を担っており、自主防災組織がその活動に必要な資器材を購入するための補助金を交付することは市・自主防災組織、双方にメリットがあるため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	当事業の直接的な効果、達成度を測る指標はないが、補助金の交付によって自主防災組織の資器材の整備が促進されており、結果として地域防災力の向上に寄与していると考えられる。					
事業の効果の測定方法	当事業はその性質上、効果測定が困難な事業ではあるが、今後も当事業等の活用により地域の防災体制を充実させていく必要がある。					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資器材の購入に際し、予算の範囲内で、自主防災組織に対して、補助金を交付する事業である。

##### 協働相手の概要

当該助成金の交付対象は、「川崎市自主防災組織育成指導要綱」第3条に基づき認定された自主防災組織である。

## (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

### (ア) 目的の共有

(事実確認)

平時から防災活動に必要な資器材等を備えることの重要性について各種啓発活動を通し、共有が図られている。

### (イ) 対等の関係

(事実確認)

災害時に自主防災組織が地域で防災活動をするためには資器材の整備が不可欠であり、補助金の交付により購入を支援することは行政・地域双方にメリットがあり、対等な関係性が築かれている。

### (ウ) 相互理解

(事実確認)

行政は当事業について、自主防災組織の新規結成の際に説明するほか、毎年自主防災組織の役員会や総会の場で、資器材の購入手続きについて説明したうえで事業を進めている。一方、自主防災組織は、補助金の交付申請にあたって見積書を提出するとともに購入後は領収証等添付して報告書を提出することになっており、内容の相互理解が図られている。

### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

自主防災組織が防災活動を行ううえで必要となる資器材は自主防災組織自らが購入するものであり、行政は地域全体の防災力向上のためこれを補助する立場である旨、確認がなされている。

### (オ) 公開性・透明性

(事実確認)

当事業内容はHP その他で公開されている。

### (カ) 成果の振り返り

(事実確認)

自主防災組織の役員会や総会等で前年度の購入状況について報告、確認がなされている。

## (3) 意見

組織への働きかけ(区 意3)

現状、区では資器材の購入状況の把握にとどまり、各組織の防災資器材の整備状況把握が徹底されていない。

本庁総務局危機管理室では5年に1度の現物調査の実施を求めており、最低限その要求に基づき現物調査を実施した上で、各組織における必要な資器材の整備状況を把握し、整備の助言を行うことや、資器材の購入・整備が進んでいない団体に対しては、区から補助制度の利用を促すといった働きかけを行うなどの取組が望まれる。

## 7. 川崎区危機管理地域協議会事業

所管	川崎区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎区危機管理地域協議会設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：川崎区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額					
	決算額					2,499
H24 年度決算額の使途内訳	協議会運営補助委託(平成 24 年度当初予算はなし。年度途中で 3,150 千円を流用)					
事業の内容	協議会(全体会、部会)を開催し、区民、事業者、行政の連携のもと地域防災力向上に向けた情報共有、課題の検討、協議を行う。					
事業を始めた経緯	東日本大震災時に、帰宅困難者問題等これまでの災害想定にとどまらない事象が発生したことを踏まえ、区民や事業者を含めた地域ぐるみの防災対策検討の必要が生じたため。					
協働相手及び協働相手の選定方法	区民、区内事業者等					
協働する理由、メリット	地域防災力の向上を考えるにあたり、課題の抽出や解決策の協議など、行政の視点のみでは不十分であり、実際に区内で生活し、働いている人とともに検討する必要があるため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	平成 24 年度は初年度のため、全体会・部会の開催により、課題の抽出・整理を行った。当事業による直接的な効果、達成度を測る指標はないが、こうした中で地域と行政の顔の見える関係性が築かれている。					
事業の効果の測定方法	当事業の直接的な効果を測定することは困難である。					

### (1) 概要

#### 事業概要(補足)

東日本大震災において、区でも帰宅困難者の大量発生や通信手段の幅狭など災害時の課題が浮き彫りになり、喫緊の課題に対応すると共に、災害に強いまちづくりに取り組むための事業である。

#### 協働相手の概要

川崎区危機管理地域協議会は、平成 24 年 6 月に区民、事業者、行政等の連携により設置された。

### (2) 監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

第 1 回全体会議において、当該協議会の設置について説明している。また

帰宅困難者対策部会、自主防災部会、医療・緊急部会、特別支援部会、臨海部対策部会、ライフライン部会と具体的な課題ごとに部会を設けており、それぞれの部会において課題を洗い出し、改善策を模索するという目的を共有している。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

部会では参加団体が対等で自由に意見交換できるよう「口の字」型に席を配置し、少なくとも一団体一回は発言できるよう適宜意見をうかがうなど配慮している。部会の議事録を確認したところでは、限られた団体ではなく多くの団体から意見が出されており、特定の団体に主導権が偏るような状況はみられなかった。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

全体会議や各部会での意見交換を通じて、各団体間及び行政と団体との相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

行政が事務局として主導しているが、各団体から出た課題ごとに参加団体の特性を踏まえて、役割分担を検討している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

協議会の設置についてホームページに公表されている。区の地域防災計画は、市の防災計画の更新に基づいて改訂される。

(監査の結果 区 結5)

地域の危機管理対策は喫緊の課題であり、協議会での決定事項は防災計画に適時に反映することが望まれる。検討課題によっては地域防災計画に織り込むまでに時間を要する場合もあると考えられるが、その場合は協議会での検討過程について開示するなど、より積極的な情報開示が望まれる。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

年度の最後に全体会議で年間の協議内容の振り返りを行っている。部会ごとの報告資料を確認したところ、多くの課題が出され、また今後の対応を協議している。一部の項目については、既に新しい事業や組織を立ち上げているケースもあり、着実に進めている。



8. かわさき区いきいき健康づくり・子育てフェスタ事業

所管	川崎区役所 こども支援室					
根拠法令・要綱等	かわさき区いきいき健康づくり・子育てフェスタの実施要領					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：川崎区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	351	461	410	656	459
	決算額	351	451	349	443	432
H24 年度決算額の使途内訳	講師等謝礼金 58、ボランティア謝礼 40 一般消耗品費 116 複写品費 10 ポスターチラシ 123、郵便料 45、行事保険料 40 （千円）					
事業の内容	川崎区の幅広い世代の健康づくりの意識の高揚を図り、世代を超えた交流により暮らしやすく、子育てしやすい地域づくりを目的として、健康づくりのつどいと子育てフェスタを実施する。					
事業を始めた経緯	子育て関係機関の連絡会議である「川崎区子育て支援関係機関連絡会」において、子育て中の保護者との交流の機会、各機関の活動の紹介や広報の場を求める意見があり、平成 13 年より地域全体で子育てを支援する環境づくりとして子育てフェスタを開始、平成 20 年度からは健康づくりのつどいも併せて開催している。					
協働相手及び協働相手の選定方法	市民グループ、市民ボランティア、民生委員児童委員、主任児童委員、地域子育て支援センター、こども文化センター、民営保育園 平成 24 年度までは、地域人材の発掘と育成を主眼に公募により選定。平成 25 年度は、事業所管が児童家庭課からこども支援室に移管されたことに伴い、ネットワークの活用として、関係機関に参加を募り、賛同者とともに実施した。					
協働する理由、メリット	関係機関と交流を図ることで、情報を交換し、課題の共有化や相互理解を深め、ネットワークを強化する機会となる。 市民活動団体等は、活動の紹介や広報の機会によって、モチベーションの向上や活性化、運営力の向上を図れる。 行政側は、市民や民間機関等の多角的視点・意見を得られる。地域人材の発掘や育成の機会となる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	フェスタの開催を通じ、ネットワークの強化、市民活動団体等の活性化、市民同士の交流、関係機関と行政との交流が図れ、また、来場者にとっても楽しいイベントであると好評であり、目的を充分達成している。					
事業の効果の測定方法	実行委員へのアンケートやフェスタ来場者の参加時の様子等より評価している。					

(1) 概要

事業概要（補足）

健康づくりの意識の高揚を図り、世代間のネットワークを強化するとともに、暮らしやすく子育てしやすい地域づくりを目的として、年 1 回フェスタを実施する事業である。

協働相手の概要

フェスタの実施主体は、かわさき区いきいき健康づくり・子育てフェスタ実行委

員会である。市民グループや市民ボランティア、民生委員児童委員、主任児童委員などから選出され、15～20名程度で構成される。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

事業の目的は、かわさき区いきいき健康づくり・子育てフェスタの実施要領に記載されている。またフェスタ実施前に4回、フェスタ実施後に1回開催される実行委員会でもフェスタの目的を共有している。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

実行委員会において、各委員が対等の立場で協議しており、特定の者に権限が集中するような状況にはない。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

実行委員会において十分な話し合いの機会を持ち、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

実行委員会において役割分担や各ブース・フロア責任者を決めている。フェスタ当日の事故・問題等発生時の最終責任については、こども支援室が受け持ち、傷害保険に加入している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

フェスタの実施内容については、チラシや市政だよりで広報している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

フェスタ実施後にも実行委員会を開き、反省会を行っている。また実行委員にアンケートをとり、課題があれば来年度のフェスタに活かすこととしている。またフェスタ内の一部のブースでは、イベントの参加者に対しても、イベントに対する感想、要望等のアンケートを行っている。

．幸区

1．幸区学校跡地施設管理運営

所管	幸区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	河原町グラウンド及び河原町体育館の施設利用に関する要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：区政総務費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額					6,891
	決算額					6,293
H24 年度決算額の使途内訳	需用費 2,572 千円、役務費 50 千円、委託料 2,834 千円、備品購入費 838 千円					
事業の内容	河原町小学校跡地における管理運営 地域の自治会長、利用団体等からなる運営協議会を中心として施設の維持管理及び運営を実施していく。					
事業を始めた経緯	学校統合に伴う、河原町小学校跡地の有効活用					
協働相手及び協働相手の選定方法	河原町小学校跡地施設周辺自治会長、既存の施設利用団体					
協働する理由、メリット	地域の実情を把握しているため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	学校跡地施設の有効活用に向けて、運営協議会方式を導入することによって施設の管理運営や利用調整などが円滑になされている。					
事業の効果の測定方法	該当なし					

(1) 概要

事業概要（補足）

学校跡地のグラウンド及び体育館の施設利用を円滑に進めるため、市が施設の維持管理を実施し、河原町グラウンド及び河原町体育館の施設利用に関する運営協議会が施設利用のルール策定、利用団体の登録等を行う事業である。

協働相手の概要

河原町グラウンド及び河原町体育館の施設利用に関する運営協議会は、旧河原町小学校周辺の自治会長及び既存の施設利用団体が、学校跡地施設利用を円滑に進めるために結成した団体である。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

市と河原町グラウンド及び河原町体育館の施設利用に関する運営協議会と

の間で締結している、「河原町グラウンド及び河原町体育館の施設利用に関する協定書」に目的を示し共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

市と河原町グラウンド及び河原町体育館の施設利用に関する運営協議会は協議し合意の上で、「河原町グラウンド及び河原町体育館の施設利用に関する協定書」を取り交わしている。また、定めのない事項や解釈について疑義が生じた場合には協議することとし、対等な関係で事業を実施している。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

事業の実施にあたり、必要に応じて情報交換、情報共有、意見交換を行い、相互理解を図り事業を推進するように努めている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

協定書において、市と河原町グラウンド及び河原町体育館の施設利用に関する運営協議会管理の役割分担を明確にしている。また、施設利用団体に配布される「河原町グラウンド・体育館の施設利用について」にも役割分担を示している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

利用団体の新規登録の審査は運営協議会が実施し、登録を承認しない場合は、理由を説明することとしている。

また、施設の利用については、河原町周辺地域の住民が中心となって組織されている団体(A団体)については、3,6,9,12月に利用調整会議を行い利用時間枠を調整し、A団体以外の団体(B団体)については、区に利用申請を行い、A団体の利用調整後に利用の時間調整を区が実施し、利用表を作成している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

施設利後に施設利用報告書を作成・提出を義務付けており、報告書により利用状況を把握している。

(3) 意見

利用調整の公平性と地域への還元性のバランスの再検討(区 意1)

現状では、A団体の利用が優先され、B団体についてはA団体の利用調整後に空きがあれば利用できる状況にあり、市の所有する施設にもかかわらず、利用団体間で差がある。この点については、当施設は市のものであることから広く市民に開放するのが公平であるという考えもあれば、地域の施設であることからサービスは地域住民に還元するのが公平という考えも成り立つ。監査上、どちらが正しいということはないが、施設のあり方、利用方法について、協働の担い手である周辺自治会

とも協議を行うことが望まれる。

## 2. 交通安全普及啓発事業

所管	幸区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：幸区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	1,934	1,119	1,266	1,253	1,247
	決算額	1,802	1,119	1,266	1,109	1,071
H24 年度決算額の使途内訳	需用費 1,071 千円					
事業の内容	区内小学生 1・3 年生を対象とした交通安全教室の開催 区内在住親子等を対象とした交通安全講座の開催					
事業を始めた経緯	昭和 46 年に市交通安全計画策定、また同年に交通安全指導員設置要綱が策定される。 特に交通事故の被害者となることの多い小学生やまたその保護者を対象として、横断歩道における歩行訓練や自転車教室の開催することにより、交通事故防止と交通秩序維持の推進を図り、区内から悲惨な交通事故の撲滅を目指す。					
協働相手及び協働相手の選定方法	一般財団法人川崎市交通安全協会（交通安全指導員） （市民・こども局（地域安全推進課）が選定					
協働する理由、メリット	交通安全法規の専門的知識に基づく交通安全指導を行うことのできる人材を小学校等で実施される交通安全教室で活用し、交通ルール・マナーについて講義することで、受講者の交通安全意識の高揚を図ることができる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	地域（小学生やその保護者）と行政が一体となった交通安全教育・啓発活動の継続した取組みがなされることにより、事業の目的である交通安全を推進することができた。					
事業の効果の測定方法	24・25 年度上半期の幸区の小学生に係る交通事故発生件数 25 年度は 24 年度に比較して 11 件減少					

### (1) 概要

#### 事業概要（補足）

一般財団法人川崎市交通安全協会から交通安全指導員の派遣を受け、交通安全教室及び交通安全講座を開催する事業である。（市民・こども局 地域安全推進課が一般財団法人川崎市交通安全協会と契約を結び派遣している。）

#### 協働相手の概要

一般財団法人川崎市交通安全協会は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを呼びかけ、交通事故のない安全で快適な車社会の実現を目的として、昭和 48 年 4 月に設立され以来、川崎市内の交通安全に取り組んでいる団体である。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

事業実施前に協議等を行っており、協議の場で目的を共有している。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

一般財団法人川崎市交通安全協会と市担当者との間で意見交換を実施し、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

日ごろの活動の中で、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

区が交通安全教室及び交通安全講座の開催に係る学校との連絡調整、必要な資器材の準備等を行い、一般財団法人川崎市交通安全協会は交通安全教室及び交通安全講座の開催日に交通安全指導員を派遣し講師を務めている。

ただし、役割分担について明文化した文書等は存在しない。

(監査の結果 区 結1)

法令等の改正により、事業の内容も毎年変わってくることが想定される。そういった点から、一般財団法人川崎市交通安全協会と区との間で、事業を実施する上で認識の齟齬をなくすため、役割分担やその年の重点項目について文書化し、文書による連絡を取り合うといった対応が望ましい。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

教室等の実施にあたり、ホームページやチラシを作成し、参加者を募っており、事業内容は公表されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

教室等の開催後に意見交換を行い、次回以降の教室等の運営する上での改善点等を共有している。意見交換結果を踏まえ、小中学生を対象としたスクエアストレートの開催を検討している。

(3) 意見

成果の振り返り(区 意2)

現状では、平成24年と平成25年の上半期の小学生が関係する交通事故発生件数を把握しているが、その他の期間については把握しておらず、成果の振り返りは、教室等の開催後の意見交換のみで行われている状況である。

今後の成果の振り返りにあたっては、事業効果を高めるため、定量的な目標指標を設定し、事後検証を行うことが望まれる。例えば、安全教室の開催前後における児童、生徒の行動の変化について、小中学校の教員や交通安全指導員に対するアンケート調査などを行い、安全教室での指導内容が児童、生徒の行動の変化につながっているかという点を調査、分析することが考えられる。

### 3. 総合的な子ども支援ネットワーク事業

所管	幸区役所 こども支援室					
根拠法令・要綱等	幸区こども総合支援ネットワーク会議設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：幸区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	5,345	5,369	6,892	8,323	3,868
	決算額	5,911	5,049	5,838	7,381	3,492
H24年度決算額の使途内訳	報償費477千円 需用費130千円 役務費101千円 委託料2,783千円 使用料及び賃借料3千円					
事業の内容	幸区における子ども支援関係機関等による情報交換、相互協力、区内における子ども支援策の検討・推進を行うために幸区こども総合支援ネットワーク会議及び4つの部会を開催する。また、子どもの虐待予防や要保護、要支援、特定妊婦の早期発見等に地域で取り組むため関係機関が学習会や事例検討を通じて共通理解を持ち、連携を図るために要保護児童対策地域協議会幸区実務者会議を開催する。					
事業を始めた経緯	平成18年5月に幸区における子ども支援関係機関等による情報交換、相互協力、区内における子ども支援策の検討・推進を行うために31の団体からなる「幸区こども総合支援ネットワーク会議」を立ち上げた(平成19年度から35団体、平成23年度から36団体、平成24年度から38団体)。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：民間保育園、私立幼稚園、しゃんぐりらベビーホーム、幸区子育て支援サークル、幸区町内会連合会、幸区社会福祉協議会、幸区民生委員児童委員協議会、幸区青少年指導員連絡協議会、幸区スポーツ推進委員連絡協議会、幸区PTA連絡協議会、幸区子ども会連合会、幸警察署、神奈川県警察本部少年育成課少年相談・保護センター、幸少年補導員連絡会、幸区保護司会、人権擁護委員協議会、幸区地域教育会議、幸地区更生保護女性会、幸区赤十字奉仕団、ヘルスマイト・幸、ヘルスパートナーさいわい (その他川崎市行政関係機関として、川崎市発達相談支援センター、川崎市立看護短期大学、川崎市こども家庭センター、南部療育センター、区内市立小学校、区内市立中学校、区内市立高等学校、総合教育センター、公立保育園、幸区こども文化センター、幸区地域子育て支援センター、区役所内各課が構成員として参画) 選定方法：幸区における子ども支援にかかる団体及び関係機関を網羅。					
協働する理由、メリット	会議メンバーである各団体やグループが日常の活動を通じて得た地域の子どもの情報や意見を交換・共有し、顔の見える関係を構築して連携することにより、地域の子ども・子育て支援策の検討・推進に資する。					

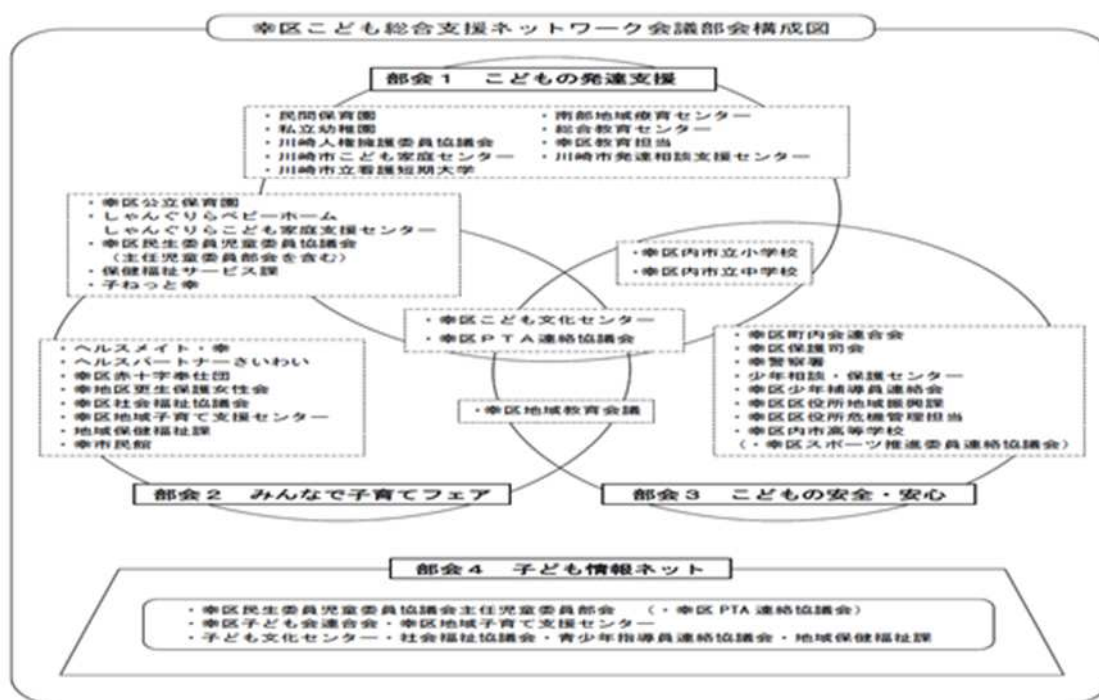
事業の効果、事業目的の達成度合	会議メンバーである各団体やグループが日常の活動を通じて得た地域の子どもの情報や意見を交換・共有し、問題解決に向けて協議・検討を行うことによつて、互いに理解を深めると共に、部会による活動で子ども支援事業を推進した。
事業の効果の測定方法	個別事業毎に実施するアンケート調査

(1) 概要

事業概要(補足)

幸区における子ども支援関係機関等の情報交換、相互協力を図るため、平成 18 年 5 月に子ども支援関係機関 31 団体からなる「幸区子ども総合支援ネットワーク会議」を立ち上げた。(平成 24 年度は 38 団体)

「幸区子ども総合支援ネットワーク会議」は、全体会と安全安心や広報など 4 つの部会を開催している。加入団体の活動内容などから所属する部会を決定し、部会ごとにイベント開催などの活動を実施している。全体会では、部会の活動状況の共有、連携方法の検討などを協議・検討している。



協働相手の概要

区内の民間保育園、私立幼稚園、子育て支援サークルなど子ども支援関係機関 38 団体が参加している。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

幸区子ども総合支援ネットワーク会議設置要綱の第 1 条にネットワーク会議の目的を示している。また、年度当初に開催するネットワーク会議の全体



会において目的を説明し共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

ネットワーク会議での活動にあたっては、会議と事務局との間で意見交換を行いながら実施することで対等な関係の実現に努めている。

また、ネットワーク会議の会員相互も部会運営等で自由に意見を述べており、対等な関係を築いている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

全体会、部会の運営にあたり、十分な協議を行うことで、関係機関及び事務局が相互の考えを理解し尊重できるよう努めている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

ネットワーク会議と事務局との役割分担を明確に示した文書等は存在しない。実際の活動では、活動の企画・実施をネットワーク会議が担い、事務局は関係機関との調整や広報などネットワーク会議の活動を支援する役割を担っている。

(監査の結果 区 結2)

上述のとおり、幸区こども総合支援ネットワーク会議には4つの部会が組織されている。各部会の構成員と区とが、事業実施の中でお互いが何を実施する必要があるかの認識を明確にしておくことが望まれる。すなわち、子ども支援事業全体における各構成員の持ち場、役割分担を一覧にまとめるなどすることで再確認し、一貫した子ども支援事業の中で、ある部分に関する支援について漏れがない(だれも担当者がいないということがない)ようにすることが重要である。多くの構成員で組織されていることから、構成員間の連携、相互共通認識は事業実施の前提条件として非常に重要である。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

ネットワーク会議及び部会の内容及び実施事業等について、市政だよりや区のホームページに掲載し、また、ネットワーク会議の情報発信機能を担う「こども情報ネット」部会が年3回の広報誌を発行し、活動内容を公表している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

10月に開催した第2回全体会議で各部会の進捗状況を報告し進捗管理を実施している。また、年度末の第3回の全体会を開催する前に、各部会で振り返りの会議を開催し、課題点等を明らかにした上で、第3回全体会議で報告し、次年度の活動に反映させている。また、会議及び部会の活動状況及び各部会での次年度に向けた課題整理結果について報告書を作成している。

#### 4. おこさまっぷさいわい発行業務

所管	幸区役所 子育て支援室					
根拠法令・要綱等	幸区子育て情報誌編集委員会設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：幸区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	698	3,004		1,146	1,255
	決算額	698	2,636		855	1,136
H24 年度決算額の使途内訳	報償費 290 千円 需用費 814 千円 役務費 32 千円					
事業の内容	子育て中の世帯が孤立することなく、安心して子育てができるよう幸区内を中心とした地域の子育て情報を掲載した冊子「おこさまっぷさいわい」を発行する。子育て情報誌編集委員会を開催(年 10 回)及び 24 年度版を印刷発行。					
事業を始めた経緯	平成 12 年 3 月幸市民館の子育て交流企画として「おこさまっぷさいわい」初版発行 平成 16 年 3 月幸区役所保健福祉センター地域保健福祉課で改訂版を発行 平成 18 年 10 月幸区役所保健福祉センター保健福祉サービス課で改訂第 2 版を発行 平成 20 年度より子育て支援室にて所管、平成 22 年 3 月全面改訂、平成 25 年度改訂第 2 版発行に向けて平成 24 年度編集委員会にて内容検討。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：子育て支援関係機関・団体及び子育て支援グループからの推薦及び市民公募の個人 選定方法：「幸区子育て情報誌編集委員会設置要綱」、「幸区子育て情報誌編集委員会委員公募要綱」、「幸区子育て情報誌編集委員会公募委員選考会設置要綱」に基づき選定					
協働する理由、メリット	「おこさまっぷさいわい」を活用している現役の母親本人もしくはより近い立場の方に編集委員として参加していただくことで、子育て中の方が必要としている情報等のニーズを把握でき、掲載内容に直接反映させることができる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	編集委員会を通じて「おこさまっぷさいわい」を活用する現役の母親のニーズを把握し、そのニーズに応える情報を掲載することができたことから、実際に活用している保護者から使いやすいとの評価を得ることができた。					
事業の効果の測定方法	幸区民アンケート(子育て世帯向け)において「おこさまっぷさいわい」が役立っているかどうかの項目について、回答者の 95%が役立っていると回答。					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

子育て情報を掲載した情報冊子「おこさまっぷさいわい」(平成 22 年 3 月)の内容の全面的な見直しを行う事業。

##### 協働相手の概要

昼間の会議への参加が可能であること、子育てへの関心があること、区内在住であることを満たす方を編集委員としている。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

「幸区子育て情報誌編集委員会設置要綱」を策定し、目的を明確にしている。編集委員会の初期段階において、区から目的を説明することで共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

編集の方針の決定段階から編集委員が関与し、掲載情報の選定、掲載方法についても編集委員会で検討・決定している。また、区は予算の執行管理や特定のサービスの紹介などになっていないかなど、最低限の関与としている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

様々な立場からの意見が出され、編集委員内で意見が分かれることもあるが、編集委員会で意見の背景などを踏まえ検討することで、相互理解を図り、調整を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

編集委員会の際に編集委員会と区の役割及び責任範囲について協議する時間を設けている。

(監査の結果 区 結3)

編集委員会と区との間で、事業を実施する上で認識の齟齬をなくすため、役割分担について文書化することが望ましい。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

編集委員の公募情報はホームページ、広報で行われている。また、選定は、「子育て情報誌編集委員会委員公募要綱」及び「幸区子育て情報誌編集委員会公募委員選考会設置要綱」に基づき実施されており、要綱は区のホームページで公表されている。選定結果は公表されていないが、「おこさまっぷ」の編集後記に編集委員が紹介されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

改訂版の「おこさまっぷさいわい」の発行後、情報誌の内容についての意見を把握するよう努めている。また、アンケート(幸区子育て世代アンケート調査)で、情報誌の利用状況及び有効性を確認している。

5. こども・子育て支援事業

所管	幸区役所 こども支援室					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：幸区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	5,345	5,369	6,892	8,323	3,414
	決算額	5,911	5,049	5,838	7,381	3,074
H24 年度決算額の使途内訳	報償費 1,072 千円 需用費 627 千円 役務費 298 千円 委託料 1,076 千円 使用料及び賃借料 3 千円					
事業の内容	<p>子育て家庭の育児不安を解消し、安心して子どもを育てることができる地域をめざして、総合的な子育て支援体制を整備し、地域全体で子育て支援を推進している。当事業において、複数の事業を展開しているが、市民と協働で行っている事業は以下の4つ。</p> <p>みゆきでプレパ～出張・夢見ヶ崎プレーパーク 日吉地区限定で開催している「夢見ヶ崎プレーパーク」を御幸地区でも開催することにより多くの子ども達がのびのびと遊べる機会や場所を提供するとともに、子どもの遊び環境を整え、豊かにすることの大切さについて考える機会を提供する。</p> <p>おでかけ“ぼかぼか”～お外でもっと遊ぼうよ！出張青空子育て広場～ 野外型の子育て広場を身近な公園で開催することで、親子の交流の場の提供につなげ、この乳幼児の野外遊びを豊かにしていく活動を通じて、孤立しがちな乳幼児期の子育てを支援する。</p> <p>楽しく子育て@ふるいちば 土曜日に子育て世帯が親子で楽しめるイベント（移動動物園）を開催する。</p> <p>土曜日の父親参加促進・子育て支援事業（パパッとサタデー広場） 土曜日の親子の遊びの場の提供と、父親の育児参加を支援するためのイベントを開催する。</p>					
事業を始めた経緯	<p>みゆきでプレパ～出張・夢見ヶ崎プレーパーク 平成 24 年度幸区提案型協働推進事業として実施。</p> <p>おでかけ“ぼかぼか”～お外でもっと遊ぼうよ！出張青空子育て広場～ 平成 21 年度幸区提案型協働推進事業として実施。</p> <p>楽しく子育て@ふるいちば 平成 20 年度幸区提案型協働推進事業として実施。</p> <p>土曜日の父親参加促進・子育て支援事業（パパッとサタデー広場） 地域子育て支援センターのない日吉地区・下平間地区で、土曜日に父親が参加できるイベントの定期的な開催についての要望があり、それぞれの地区で活動していた子育て支援団体に働きかけ、平成 23 年度から南加瀬こども文化センターで、また平成 24 年度から下平間こども文化センターで、季節の行事や親子で参加できるイベントの定期的な開催を実施。</p>					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>みゆきでプレパ～出張・夢見ヶ崎プレーパーク 夢見ヶ崎プレーパークをつくる会 平成 24 年度幸区提案型協働推進事業として選定。</p>					

	<p>おでかけ“ぼかぼか”～お外でもっと遊ぼうよ！出張青空子育て広場～夢見ヶ崎プレーパークをつくる会 平成 21 年度幸区提案型協働推進事業として選定。</p> <p>楽しく子育て@ふるいちば 地域子育て支援センターふるいちばボランティア交流会 平成 20 年度幸区提案型協働推進事業として選定。</p> <p>土曜日の父親参加促進・子育て支援事業（パパッとサタデー広場） 子ねっと幸（平成 23 年度～）、グループふわふわ（平成 24 年度～） 上記 2 団体は、市民館の保育ボランティア養成講座を終了後、それぞれの地区において、保育ボランティア活動や独自の支援活動を行っており、その中で母親の育児相談や子育てアドバイス等も行う等、地域に密着した活動を行っていたため、行政の構想に沿った形での企画提案を働きかけたもの。</p>
協働する理由、メリット	<p>子育て家庭の親子にとって、地域の子育て支援団体は、行政よりも身近な立場であり、またこれまでの地域での活動の積み重ねがあることから、地域の事情・状況に精通しているため、地域の実態・参加者のニーズに即した内容で事業を実施できる。また、父親が参加しやすい土曜日等に開催できる。</p>
事業の効果、事業目的の達成度合	<p>子育て家庭の育児不安を解消し、安心して子どもを育てることができる地域をめざして、地域全体で子育て支援を推進している中で、地域の貴重な資源ともいえる子育て支援団体の主体性、創意工夫を活かしながら地域の実態・ニーズに即した内容で実施できた。</p> <p>また、協働相手には、子育て中の現役の保護者や子育ての先輩がスタッフとして参加していることから、相談者でありイベントの参加者である保護者と同じ目線で話を聞いて受け止めたり、参加者同士をつなぐ橋渡しをしたりすることができ、市民が参加しやすい事業内容とすることができた。</p>
事業の効果の測定方法	<p>個別事業毎に実施する利用者アンケート調査等 各イベントへの参加者の増減</p>

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

地域課題の解決に向け、公益性の高い事業を実施できる市民活動団体等から事業提案を募集し、行政と提案団体との協働により行う事業。夢見ヶ崎プレーパーク、おでかけ“ぼかぼか”及び楽しく子育て@ふるいちばは、幸区提案型協働推進事業に採択される以前から地域で同様の活動を実施していた団体が区に対して事業提案を行ったもの。パパッとサタデー広場は、地域に密着して同様の活動を実施していた団体に対し市が提案を働きかけ、団体が応じたもの。

### 協働相手の概要

夢見ヶ崎プレーパークをつくる会は、子ども達のがびのび主体的に遊べる場作りをしていくため、地域の子どもの遊び環境について考えることを目的に設立された団体で、小倉わんぱく広場、幸市民館日吉分館を中心に活動している。

地域子育て支援センターふるいちばボランティア交流会は、子育て世代の人たちが、親子で楽しめるイベントを通して、家族の絆を深めるとともに、地域のボランティアとの交流により、地域社会に支えられた子育てを感じとってもらうことを目的に活動している。

子ねっと幸及びグループふわふわは、地域に住んでいる子育て中の人、小さい子どもが好きな人、地域の子どもが気になる人がボランティアスタッフとして、地域で子育てする環境づくりを手伝うグループで、市民館の自主企画を活用し、地域に密着した活動を行っている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

幸区提案型協働推進事業については、市が示したテーマに対し団体が事業を提案し、選考過程でのプレゼンテーション等で目的の共有が図られている。また、各事業では、事業の実施前に区と十分に協議を行い、目的の共有を進めている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

契約書の内容を対等な立場となるよう心がけ、市民活動団体に確認しながら、契約書を作成した。また、実施過程においては常に相手方の意向を確認し、尊重しながら進めるように配慮している。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

事業実施前、事業実施中に十分な協議の機会を意識して持ち、相互理解を図り、双方の特性を理解した上での事業実施方法を検討、確認している。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

事業実施前に役割分担及び責任範囲について十分に協議し、双方合意の上で仕様書を作成し、役割分担を明確にしている。疑義があれば都度協議して確認している。

#### (オ) 公開性・透明性

##### (事実確認)

幸区提案型協働推進事業募集要項では、「事業は単年度を原則としますが、翌年度も継続して実施を希望する場合は、毎年度提案していただき、審査を行います。この場合、同一事業の実施は3か年間を限度とします。」と記載されている。

また、事業者の選定の際に公開プレゼンテーションを実施し公開性・透明性の確保に努めている。選定された事業者、事業概要を広報、市のホームページに掲載するとともに事業紹介のパンフレットを作成・配布し事業を紹介している。

みゆきでプレパ～出張・夢見ヶ崎プレーパークは、平成24年度の幸区提案型協働推進事業に応募し選定され、平成25年度も引き続き選定されている。

おでかけ“ばかぽか”～お外でもっと遊ぼうよ！出張青空子育て広場～は、平成21年度の幸区提案型協働推進事業として選定され、平成22年度も引き

続き選定された。平成 23 年度以降は、前年度までの実績から継続実施が有効との判断から随意契約を締結し、協働型事業として実施している。

楽しく子育て@ふるいちばは、平成 20 年度の幸区提案型協働推進事業に応募し選定され、平成 22 年度まで選定された、平成 23 年度以降は前年度までの実績から継続実施が有効との判断から随意契約を締結し、協働型事業として実施している。

土曜日の父親参加促進・子育て支援事業（パパっとサタデー広場）は、平成 23 年度からこれまでの自主的な取組の効果等から区との協働により事業効果が向上するとの判断から随意契約を締結し、協働型事業として実施している。

### （カ）成果の振り返り

#### （事実確認）

事業実施後の定例会において参加者数等の実施結果について確認し、改善点等の検討、共有を図っている。また、事業終了後に事業報告書の提出を受け、事業の年間実施内容を確認している。さらに、振り返りシートを作成することで課題等に関し協議する機会を設け、次年度の事業内容に反映している。また、事業ごとに利用者アンケートを実施し、ニーズ等の把握に努めている。

パパっとサタデー広場については、年度の活動状況の振り返りの仕組みが未整備であり団体任せになっていた部分があった。このため、区では平成 25 年度から振り返りの仕組みを構築し、振り返りを確実に実施している。

#### （監査の結果 区 結 4）

現状ではパパっとサタデー広場については、仕様書上、業務の実施状況の報告を求めているものの年度末に事業報告書の提出を求めている。委託事業の実施状況を確認し検収を実施するためには事業報告書が必要である。また、平成 25 年度から振り返りの仕組みを構築しているが、振り返りを効果的に実施するためには、年度の実施状況をとりまとめ団体において課題の抽出等を行うことが有効であり、年度末に事業報告を作成し提出を求めることが必要である。

### （ 3 ）意見

#### アンケートの有効活用（区 意 3）

現状では、アンケートでの意見・要望について報告書に意見・要望の内容が羅列されているのみである。意見・要望を有効に活用するため、内容をたとえば、対応がすぐできるもの、継続的な対応が必要なもののように類型化することが望まれる。

また、継続的な対応が必要な事項については、チェックリスト化することなどで対応に漏れがないようにすることが望まれる。

## 6. 花と緑のさいわい事業

所管	幸区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	さいわい花クラブ実行委員会設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：幸区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	4,745	3,290	3,482	3,524	3,482
	決算額	4,091	3,113	3,052	3,451	3,117
H24 年度決算額の使途内訳	需用費 248 千円 委託料 2,869 千円					
事業の内容	区内の緑化推進と緑化意識の高揚を図るとともに、区民間の交流を促進するため、花と緑の潤いあるまちづくりを推進する。「区庁舎前庭での花いっぱい事業」、「公共花壇花植え事業」、団体へ花苗等を配付する緑化活動団体支援事業を年 2 回ずつ実施するほか、講演会等をそれぞれ開催する。					
事業を始めた経緯	新たなマンション建設や再開発等が行われる中で、幸区は緑化比率が低く、緑化推進を図ることは重要な課題である。					
協働相手及び協働相手の選定方法	区民ボランティアで構成された「さいわい花クラブ実行委員会」					
協働する理由、メリット	事業推進に当たっては、区民ボランティアで構成する「さいわい花クラブ実行委員会」が主体的な役割を担うことにより、区民の有するノウハウを活用するとともに、新たな担い手の育成を図るなど、効率的かつ効果的な取組を行うことが可能となる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	事業全体の効率的な再編、見直しを行いながら、効果的に区内の緑化推進及び区民の緑化意識の高揚、花と緑の潤いあるまちづくりの推進という目的に沿った成果を得ることができている。					
事業の効果の測定方法	さいわい花クラブ実行委員会で講習会を実施するにあたって、アンケート調査などを実施している。					

### (1) 概要

#### 事業概要（補足）

実行委員会が中心となり、「区庁舎前庭での花いっぱい事業」、「公共花壇花植え事業」、団体へ花苗等を配付する緑化活動団体支援事業、講演会等を企画する事業。

#### 協働相手の概要

さいわい花クラブ実行委員会は、区内の公共花壇、緑地等への植栽及び維持管理に携わるボランティアの中から、公募等で委員を募り、植栽やイベントの機会区を行っている。



(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

毎月1~2回の定例会を開催し、事業の目的等について協議することで、目的の共有をはかっている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

定例会等で、お互いの立場で相互に意見を忌憚なく出し合える関係の構築に努めている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

毎月の会議以外にもメール・電話等で情報交換を行い、事業を進めながらお互いの意思疎通を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

植栽のレイアウトや配色の決定など事業の企画を実行委員会が決定し、実施にかかる経費は区が負担している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

活動内容、告知などをインターネット(ホームページ等)、紙媒体、イベント等で周知公開を図っている。実行委員会委員は公募で募集している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

実行委員会で花壇管理方法について議論を行うほか、イベント終了後にイベント内容について反省会を開催し、今後の活動の参考としている。また、イベント後には参加者へのアンケートを実施し、参加者のニーズや改善点の検証に活用している。

7. さいわいものづくり体験事業

所管	幸区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：幸区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	2,803	2,383	1,827	1,904	1,701
	決算額	1,100	1,766	1,540	1,490	1,128

H24 年度決算額の使途内訳	需用費 36 千円 委託料 1,092 千円
事業の内容	<p>【さいわいテクノ塾】 東芝科学館との協働により、幸区在住の小学生を対象にした科学を楽しくより身近に感じてもらう教室を開催。</p> <p>【科学とあそぶ幸せな一日】 慶應義塾大学新川崎タウンキャンパスにおいて、主に小学生を対象とした科学体験イベントを実施（東芝科学館等の企業・大学とも連携して実施する。）</p> <p>【さいわいトライサイエンス実験教室】 「新川崎・創造のもり」の「NANOBIK（ナノビック）」において、小学生を対象にした科学体験教室を開催。同施設に入居している日本アイ・ピー・エム株式会社と連携し、同社の研究者が講師となって身近なものを使った科学体験プログラムを実施。2つのプログラムの他、エンジニアの仕事について学ぶ、キャリア教育のプログラムも開催</p>
事業を始めた経緯	科学技術関係機関やものづくり関連施設が集積した幸区の特徴を活かし、新川崎地区の研究施設や区内企業など、区内の施設を活用して、科学技術体験教室を開催することにより、青少年がものづくりの基礎となる科学技術を体験的に学ぶとともに、地域と施設との結びつきを図るきっかけとするため。
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>【さいわいテクノ塾】 東芝科学館</p> <p>【科学とあそぶ幸せな一日】 慶應義塾大学 新川崎タウンキャンパス</p> <p>【さいわいトライサイエンス実験教室】 日本アイ・ピー・エム</p>
協働する理由、メリット	<p>青少年に科学技術体験させるにあたり、専門的知識と技術が必要とされる。そのため、専門的知識・技術を保有する幸区内に立地する各企業・大学に協力を依頼し、協働で事業を開催。</p> <p>また、メリットとして、専門的知識・技術を有する講師を各企業・大学が提供することにより、低額予算での開催が可能。</p>
事業の効果、事業目的の達成度合	<p>【さいわいテクノ塾】 アンケート結果で「楽しかった」が100%の回答となり、効果があると思われる。</p> <p>【科学とあそぶ幸せな一日】 アンケート結果で「満足した」が99%の回答となり、効果があると思われる。</p> <p>【さいわいトライサイエンス実験教室】 アンケート結果で「満足した」が89%の回答となり、一定以上の効果があると思われる。</p>
事業の効果の測定方法	アンケート結果や応募者数の推移等

### (1) 概要

#### 事業概要（補足）

幸区内に立地する企業及び大学との連携により、区内の小学生に科学に親しむ貴機会を提供する事業である。

#### 協働相手の概要

東芝科学館（さいわいテクノ塾）とは平成 20 年度以前から、慶応義塾大学（科学とあそぶ幸せな一日）とは平成 21 年度から、日本 IBM（さいわいトライサイエンス実験教室）とは平成 24 年度から連携し、事業を実施している。

#### （２）監査の結果

##### 協働の原則の遵守について

##### （ア）目的の共有

###### （事実確認）

区との様々な協議の場で意見交換、相談することで、目的の共有を図っている。また、慶應義塾大学とは委託仕様書の中で目的を明確にしている。

##### （イ）対等の関係

###### （事実確認）

会議において、お互いの意見を尊重しながら、意見交換や情報共有を図っている。また、協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

##### （ウ）相互理解

###### （事実確認）

事業を実施していくうえで協議の場を設け相互理解を深めている。また、課題等が生じた場合、その都度、十分に協議を行い、相互理解を深めて、解決している。

##### （エ）役割分担と責任範囲の確認

###### （事実確認）

慶応義塾大学とは仕様書に基づき役割分担し、責任の範囲を明確にしている。また、東芝科学館及び日本 IBM とは、プログラムの選定、企画及広報を区が担い、企業は実際のプログラム提供を実施しており、役割分担は明確である。

##### （オ）公開性・透明性

###### （事実確認）

事業内容の案内を、市立小学校にはチラシの配布で周知し、その他ホームページや広報に掲載し周知している。参加人数に限りあり、厳正な抽選により参加者を決定している。

##### （カ）成果の振り返り

###### （事実確認）

各事業で事業終了後にアンケートを実施し、参加者の満足度を測定し、次年度以降の企画、プログラム内容の検討に反映している。さいわいトライサイエンスについては、満足度が 89% と他事業よりも 10 ポイント低かったため、平成 25 年度からは対象を中学生に拡大する見直しをおこなっている。

(3) 意見

目標値の設定について(区 意4)

現状の成果の振り返りは、企業のプログラム等についてのものであり、市として事業の成果を把握しているとは言い難い状況である。継続的に事業内容を改善し、より高い成果を実現するためには、例えば、各事業の目標参加者数といったものを設定し、事業終了後に実績値と比較して差異要因について分析するといった、具体的な目標数値を設定した上での事後評価を行うことが望まれる。

8. 音楽のまち推進事業

所管	幸区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	【夢こんさぁと】幸区役所夢こんさぁと実行委員会設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：幸区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	3,947	3,534	4,031	5,484	3,695
	決算額	3,042	3,008	3,312	5,150	4,123
H24年度決算額の使途内訳	委託料 3,977千円 使用料及び賃借料 147千円					
事業の内容	<p>【夢こんさぁと】年8回、お昼に身近な公共施設で良質な音楽を提供する無料のコンサートを開催。</p> <p>【さいわい街かどコンサート】年3回音楽愛好家に演奏機会を提供するコンサートを開催。</p> <p>【さいわい区民音楽祭】年1回、区民や企業内の音楽サークル等、区内の音楽愛好家に演奏の機会を提供し、併せて区民に気軽に音楽に親しむ機会を提供するためのコンサートを開催。</p>					
事業を始めた経緯	<p>【夢こんさぁと】平成8年度に区民懇話会の有志で実施したロビーコンサートを契機に、平成9年度から区で事業化。</p> <p>【さいわい街かどコンサート】【さいわい区民音楽祭】「夢こんさぁと」とは異なる観点(演奏機会の提供)による事業展開を行うため。</p>					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>【夢こんさぁと】</p> <p>協働相手：幸区役所夢こんさぁと実行委員会</p> <p>選定方法：「幸区役所夢こんさぁと実行委員会設置要綱」を根拠に特命随意契約</p> <p>【さいわい区民音楽祭】</p> <p>協働相手：さいわい区民音楽祭運営委員会</p> <p>選定方法：公募</p>					
協働する理由、メリット	<p>【夢こんさぁと】</p> <p>長年地域で音楽活動に関わっている委員が多く、専門的な見地による意見や地域のニーズ等を事業に反映させやすい。また、無償ボランティアの区民により構成されている団体であり、低予算で事業実施が可能。</p> <p>【さいわい区民音楽祭】</p> <p>公募委員が企画・広報に関わることにより、地域のニーズ等を事業に反映させやすい。また、当日の運営スタッフをボランティアにより行ってもらうことで</p>					

	より低予算で事業実施が可能。
事業の効果、 事業目的の達成度合	<p>【夢こんさぁと】 開催回数 100 回以上、開催 15 周年を迎え、来場者数も微増傾向にある。地域にも十分周知されてきており、アンケート結果も毎回 95%以上が「よかった」と回答をしてもらえるなど、一定以上の効果があると思われる。</p> <p>【さいわい区民音楽祭】 アンケート結果等から、一定以上の効果があると思われる。</p>
事業の効果の 測定方法	アンケート結果や来場者数の推移等

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

区民が良質な音楽に区内の身近な場所で気軽に触れることができるよう、平成 8 年度に区民懇話会の有志で実施したロビーコンサートを契機とし、夢コンサートの実施を委託しているものである。

また、区内の音楽愛好家に演奏の機会を提供するとともに、区民に気軽に音楽に親しむ機会を提供するため「さいわい区民音楽祭」を開催するもの。

### 協働相手の概要

「夢こんさぁと実行委員会」は、地域で長年音楽活動に従事している者を中心として構成されている団体である。開催 15 周年を迎え、長年開催に関わっている。

「さいわい区民音楽祭運営委員会」は、公募区民と「夢こんさぁと実行委員会」の推薦を受けた夢こんさぁと実行委員会委員から構成されている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

「夢こんさぁと」について、実行委員会設置要綱には目的が示されている。

「さいわい区民音楽祭」については、区民音楽祭運営委員会設置要綱に目的が明記されている。各事業とも、事業実施にあたり、相談、協議を行うことで目的の共有を図っている。

#### (イ) 対等の関係

事業実施に向けた打ち合わせ等において、委員会と市担当者との間で意見交換を実施し、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされている。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

委員会等の場で、課題や問題点について協議・調整する場を設け、相互理解が図られるようにしている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

「夢こんさあと」では、実行委員会設置要綱では所掌事務から役割分担は明確には確認できないが、委託仕様書で業務内容が示されており、役割分担は明確である。

「さいわい区民音楽祭」については、「さいわい区民音楽祭運営委員会」と区との役割分担を明確にした文書等を確認できなかった。

(監査の結果 区 結5)

音楽祭の実施には、会場の手配から演奏まで、多くに方が携わる必要がある。そこで、さいわい区民音楽祭運営委員会と区とが、事業実施の中で、互いに、どのような役割を果たす必要があるかを整理するためにも、役割分担を明確にすべきである。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

委員の募集時(夢こんさあとの場合は欠員が生じた場合)には、公募により委員を募集し、公募の案内はホームページや広報により実施した。また、事業の実施にあたっては、広報やホームページ、案内チラシを作成し、周知した。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

コンサート終了後の委員会において、反省事項を共有し、都度改善方法について検討している。また、コンサート時にアンケートを実施し、意見や音楽のニーズを把握し、次の開催に活用している。

(3) 意見

成果の設定(区 意5)

現状の成果の振り返りは、来場者数などコンサート内容に関するものが中心であり、事業の本来の目的である地域の活性化にどのように役立っているのかは検証されていない。今後、事業の目的の達成に向け、事業内容を改善し、より高い成果を実現するためには、事業目的の達成状況の判断に資する指標及び具体的な目標値を設定し、事業終了後に評価することが望まれる。そこで、目標値としてコンサートの来場者数に加えて、出演者数(あるいは出演応募者数)を指標とすることが望ましい。そうすることで、コンサートの運営に参加するという、協働の浸透度合いを測定することにつながる。

アンケート結果の有効活用(区 意6)

さいわい区民音楽祭のアンケートでの意見・要望について、現状では意見・要望の内容が羅列されているのみである。意見・要望を有効に活用するため、内容をたとえば、対応がすぐできるもの、継続的な対応が必要なもののように類型化することが望まれる。また、継続的な対応が必要な事項については、チェックリスト化することなどで対応に漏れがないようにすることが望まれる。

9. 地域資源を活かしたまちづくり事業

所管	幸区役所 まちづくり推進部 生涯学習支援課					
根拠法令・要綱等	自治基本条例					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：幸区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	1,449	966	1,638	1,575	964
	決算額	1,449	966	1,362	1,341	852
H24年度決算額の使途内訳	委託料 852 千円					
事業の内容	<p>日吉のタカラモノを次世代につなげる地域ネットワーク推進事業          自然・環境・歴史・文化・子育ての分野において活動する団体がネットワークをつくり、関係行政機関・地域団体等と連携を図りながら、地域固有のまちの資源を活かした身近なまちづくり事業に取り組む。</p> <p>郷土の歴史と文化を活かしたまちづくり事業          日吉地区の歴史や史跡・文化遺産を活かして歴史と文化の漂う地域性を最大限に引き出したまちづくりを奏で、歴史的文化遺産等についての情報の発信や保存・継承・活用を基本とした日吉地区らしい個性豊かな魅力ある地域景観の形成とまちの活性化を図る。</p>					
事業を始めた経緯	平成20年協働型事業実施により開始。 市民自主学級を経て平成22年度から実施。					
協働相手及び協働相手の選定方法	日吉地区の地域資源を活用した事業を実施するにあたり、その地域に応じた特性や専門的な知識・経験を有した地元の市民のネットワークに委託することにより、様々な情報をいち早く収集することができ、臨機応変な対応や迅速で効率のよい事業執行が期待できるため。 地域の市民団体に委託することで、地元に着した歴史や風土に関する情報を詳しく収集することができ、地域ならではの情報や地域活性への貢献がタイムリーに可能であり、その潤沢で精通したノウハウにより地域資源を十分に活用した活気あるまちづくりが期待できるため。					
協働する理由、メリット	地域資源を有効に活用するため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	<p>事業の効果          分館を拠点に、地域資源を活かした事業を開催することで、地域住民間のつながりを育み、活性化を図ることができる。</p> <p>事業目的の達成度合          報告書による。</p>					
事業の効果の測定方法	担当者による委託業務を評価し、報告書を作成する					

(1) 概要

事業概要(補足)

日吉地区の自然、環境、歴史、文化といった地域固有の資源を、日吉地区らしい個性豊かな魅力ある地域景観の形成などに有効に活用し、まちの活性化を目指す事

業である。

#### 協働相手の概要

日吉の「わっ」～日吉のタカラモノを次世代につなげるネットワーク～実行委員会は、日吉地域で、自然・環境・歴史・文化・子育ての分野において活動する団体がネットワークを形成し、地域資源を活かしたまちづくりを行う団体である。

日吉郷土史会は、日吉地区の歴史や風土を研究する郷土史家の集まりで、地元に着目した研究を行っている。

### (2) 監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

事業実施前、実施中に協議、意見交換等を行うことにより目的を共有している。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

委託契約ではあるものの、事業実施前の協議の場で意見交換を実施するなど、委当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされている。

##### (ウ) 相互理解

###### (事実確認)

日ごろの活動の中で、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

##### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

###### (事実確認)

委託事業として契約を結び、委託する事業内容について仕様書に役割分担を記載し、明確にしている。

##### (オ) 公開性・透明性

###### (事実確認)

委託は随意契約で実施されている。地域の理解、地域密着団体ならではのネットワークを活用することで効果的・効率的な事業実施が期待できることを随意契約の理由としており、委託金額、委託内容から妥当と考えられる。

また、郷土史発見講座、夏休み自由研究講座など、実施イベントについてチラシの作成やホームページに内容を掲載することで、周知をはかっている。また、事業の進捗状況や委託金については問合せがあれば公表することとしている。

##### (カ) 成果の振り返り

###### (事実確認)

日吉のタカラモノを次世代につなげる地域ネットワーク推進事業については、月1回の実施状況の協議および年度末に年間総括の協議を行い、実施状



況の確認と次年度に向けた改善点等を検討している。

日吉郷土史会については、毎月の講座後の協議及び年度末の総括協議を行い、実施状況の確認と次年度に向けた改善点等を検討している。

(3) 意見

事業目標の設定(区 意7)

参加者数の推移を把握し事業の成果を検証している。しかしながら、定量的な目標値は設定しておらず、事業効果を高めるための改善につながりにくい状況にある。成果の振り返りにあたっては、測定可能な成果の目標を事前設定し、事後検証を行うことが望まれる。

事後検証にあたっては、一次的には参加者数について目標値を設定するという考え方もあるが、当事業の事後評価という観点からすると、そこからさらに二次的な波及効果も評価の対象とする必要がある。二次的な評価としては、参加者の満足度調査といったサービス水準の評価や当事業を行うことによって、地域資源を活かしたまちづくりに関する事業を行う市民活動団体の新規発足や具体の事業の実施状況といった点についても検証・評価することが必要と考える。

10. 市民活動等支援事業

所管	幸区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：幸区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	3,398	4,006	3,861	3,336	1,840
	決算額	1,803	3,321	2,309	1,910	1,198
H24年度決算額の使途内訳	需用費 516千円 役務費 134千円 委託料 373千円 使用料及び賃借料 177千円					
事業の内容	幸区内で自主的かつ非営利の社会貢献活動をしている個人・団体を支援する「市民活動支援事業」に取り組んでいる。 幸区役所1階ロビーに設置した「スペース Cha-Cha-Cha」では、市民活動団体が打合せや作業、広報紙の配布や掲示に利用できる「交流コーナー」と、広報紙等の印刷などができる「印刷作業コーナー」を整備して、利用を図っている。また、「展示スペース」も併設しており、区民が作製した作品を広く来庁者に展示できる場となっている。					
事業を始めた経緯	幸区内には、市民活動団体が自由に打合せや作業等ができる無料スペースが少なく、活動が制限されていた。そのため、区役所のスペースを利用し、市民活動が盛んになるよう事業を開始した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	該当なし					
協働する理由、メリット	該当なし					

事業の効果、事業目的の達成度合	「スペース Cha-Cha-Cha」の「交流コーナー」や「印刷作業コーナー」では、幅広い登録団体に利用されている。また、「展示スペース」は、市民活動団体の展示等の催し物が年中行われている。
事業の効果の測定方法	登録団体数は 83 団体と多くの活動団体に活動スペースとして浸透している。展示スペースについては、使用されていない期間はほとんどなく、年中展示を行っている。

(1) 概要

事業概要（補足）

幸区内で自主的かつ非営利の社会貢献活動を行っている個人・団体に対し、区役所 1 階ロビーに打合せスペース、印刷等の作業ができるスペース及び活動状況を紹介するスペースを提供している。

(2) 監査の結果（区 結 6）

類似事業について、他区では、スペースを区が提供し、運営は市民活動団体が自主的に行っているケースが多いが、幸区では、施設の運営も区が行っている。市民活動団体による自主的な運営を行えるように、市民活動団体の育成といった観点からの取り組みが望まれる。

(3) 意見

スペース提供による効果の説明（区 意 8）

現状では、区役所の一部を無償で優先的に利用できる状況になっている。区として市民活動を支援する姿勢をあらわした事業と考えられるが、区民や他の団体からの理解を得るためには、スペースの利用状況だけでなく、当該スペースを利用することによって、登録団体の活動の充実や成果につながっていることを区民に対して十分に説明することが、区役所スペースの無償利用の合理性の説明という観点から必要であると考えられる。

11. まちづくり推進事業

所管	幸区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	幸区まちづくり推進委員会要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：幸区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	4,523	3,917	3,917	3,951	3,951
	決算額	4,503	3,839	3,864	3,820	3,946
H24 年度決算額の使途内訳	委託料 3,946 千円					

事業の内容	幸区内における様々な課題を把握して、その解決方法について合意形成を図り、課題解決を実現する場としての「幸区まちづくり推進委員会」を組織する。区の地域特性を生かした区民協働の実践型組織としての役割を確立するとともに、委員会活動を通じて、個性豊かな魅力あるまちづくりを推進する。 第6期まちづくり推進委員会では、活動期間を3年間（平成23年度から平成25年度）とするとともに、2つの協議会を設置し、次の内容の調査・検討・実践活動等を行う。 地域課題解決協議会：区内の地域課題を発掘し、その課題解決に向けて実践活動を行う。 市民活動支援組織設立協議会：幸区の市民活動団体のニーズや課題を把握しながら、市民活動支援組織のあり方を検討し、提案する。
事業を始めた経緯	平成9年3月に、幸区のまちづくりの課題や将来像を「区民提案」としてまとめた「幸区区づくり白書」を実現させるため、平成12年3月に地域団体からの推薦委員と公募委員で構成された「幸区まちづくり推進委員会」が結成され、まちづくりの推進役として、事業を展開することになった。
協働相手及び協働相手の選定方法	当事業は、「幸区まちづくり推進委員会」と行政（区役所）との協働で進めている。 構成メンバーについて、当初は、町内会連合会、PTAなど各種地域団体からの推薦委員と公募委員とで構成されていたが、第6期から推薦方式を廃止し、公募委員のみで構成されている。
協働する理由、メリット	幸区をより良い街にするため、区の課題解決に向けて実践活動を行うためには、区民と行政が、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することが大切であると考えられる。
事業の効果、事業目的の達成度合	まちづくり推進委員会の活発な活動を通じて、個性豊かな魅力的なまちづくりを推進することができ、事業目的に沿った成果があげることができた。
事業の効果の測定方法	まちづくり推進委員会で事業を展開するにあたって、アンケート調査などを実施している。

## （1）概要

### 事業概要（補足）

定例会を月1回開催し、各協議外でワーキングを月1~2回開催している。委員がテーマを選定し、委員会として実施可能な活動を自ら考え、次のような事項を実行している。

- ・活動フォーラムの実施
- ・区民祭等の場での意見募集
- ・区民だよりの発行
- ・町内会への周知

事業の推進にあたって、議論の進め方や報告のまとめ方等について助言・指導をコンサルタントに委託している。

### 協働相手の概要

幸区まちづくり推進委員会委員は、区内在住の20歳以上または区内で市民活動を実施している20歳以上の方で、地域団体または市民活動からの推薦及び公募により選出している。委員の任期は3年で再任可能であり、第6期委員（平成25年4月1日現在）の中で33人中12人が前期以前からの継続委員である。

## (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

### (ア) 目的の共有

(事実確認)

幸区まちづくり推進委員会要綱に目的を定めている。また、年度当初に開催される定例会や会議の場での意見交換により目的の共有をはかっている。

### (イ) 対等の関係

(事実確認)

当事業は、幸区まちづくり推進委員会(以下、「推進委員会」という。)において検討する事項及び検討内容の実行方法を決定している。また、事業の実施にあたり、適宜協議、議論により対等の関係を保っている。

### (ウ) 相互理解

(事実確認)

区が事務局として意見交換や様々な相談に乗ることにより、相互の理解を図っている。

### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

検討テーマの決定、検討方法等については推進委員会が決定し、区は、議論を円滑に進めるための助言指導を行う業務をコンサルタントに委託し活動をサポートする体制となっている。

(監査の結果 区 結7)

幸区まちづくり推進委員会と区とが、事業実施の中でお互いが何を実施する必要があるかの認識を明確にするため、役割分担について文書化する必要がある。

### (オ) 公開性・透明性

(事実確認)

事業での検討内容な実施状況について、まちづくりだよりを作成し、配布している。また、区役所、市民館等において活動内容をパネル化し展示し、活動内容を公表している。

### (カ) 成果の振り返り

(事実確認)

各プロジェクトチームからの年度の報告を受け、全体会の中で検証・分析し、次年度の活動内容へのフィードバックを行っている。また、年度ごとの事業実施内容及び翌年度の取組内容について、年度版の報告書としてとりまとめている。

## (3) 意見

事業成果の検証(区 意9)

当事業について、まちづくり推進委員会報告書は、あくまで推進委員会が実施し

た取組みの内容を報告の形でとりまとめたものであり、事業目的の達成度を評価する成果が記載されたものではない。事業実施の結果、市や市民がどのような状態になっていることが望ましいかといった観点から事業の成果を定義し、市（区）として、推進委員会の取組結果が事業目的の達成に寄与しているかを評価できるよう指標化した上で進捗管理をしていくことが望まれる。

## 12. さいわい夢保育事業

所管	幸区役所 こども支援室					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：幸区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移（千円）	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	6,043	5,369	6,892	8,323	1,182
	決算額	5,912	5,049	5,838	7,381	967
H24年度決算額の使途内訳	報償費 223千円 需用費 730千円 役務費 15千円					
事業の内容	<p>「地域の子ども・子育て支援機能の強化」及び「民間保育所への支援と適切な指導・助言の実施に向けた人材育成」を目的として、事業を実施している。当事業において、複数の事業を展開しているが、市民と協働で行っている事業は以下の事業である。</p> <p>絵本読み語り事業・・・地域の乳幼児を持つ家庭の親子を対象とした絵本読み語り及び年齢にあった絵本の読み方の助言、絵本の貸し出し等を行う。</p>					
事業を始めた経緯	平成19年度の区民会議の提言「読み聞かせや音楽の親子体験など子どもの豊かな心を培う機会を増やす」を受けて、絵本読み語り事業を開始。平成24年度より、絵本読み語りも含めて、さいわい夢保育事業を実施。					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>・ 民営認可保育園 ・ 地域子育て支援センター ・ こども文化センター</p> <p>未就学の子どもを対象としている地域の施設を選定。</p>					
協働する理由、メリット	地域のこども関係施設を活用することで、子育て親子が気軽に利用することができ、読み語り機会の増加に繋げることが出来る。協働相手にとっても、読み聞かせ講座の実施等により、職員の人材育成や絵本のある環境づくりを図ることができる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	読み語り講座実施後のアンケート調査、協働相手先からの報告書により事業の効果、事業目的の達成度合を把握している。					
事業の効果の測定方法	絵本読み語りの参加者数の推移。					

### (1) 概要

#### 事業概要（補足）

平成23年度までは総合的なこども支援事業として絵本読み語り事業として開始された。平成24年度からは組織改編に伴い、さいわい夢保育事業として実施して

いる。

#### 協働相手の概要

区内の民営認可保育所、地域子育て支援センター、こども文化センターなど、未就学の子どもを対象としている地域の施設と協議を行い実施している。

### (2) 監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

6月に支援者向けの研修会を実施し、目的の共有を図っている。また、研修会の終了後や園長会等の機会を利用し、協議を行い目的の共有を図っている。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

読み語りの実施については、各事業者等に委ねられている。また、事業の実施にあたっては、協議や相談を実施し、一方が不利にならないよう取り組んでいる。

##### (ウ) 相互理解

###### (事実確認)

園長会や研修会の場での協議、事業実施に向けた相談等で相互に意見を出し、相互理解を図っている。

##### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

###### (事実確認)

協働の相手先が場の提供や読み語りを実施し、市が研修会の実施、絵本の購入等を行っているが、役割分担を明文化したものはない。

##### (オ) 公開性・透明性

###### (事実確認)

毎月1回、絵本の読み語りの開催情報をチラシやホームページに掲載し周知している。

##### (カ) 成果の振り返り

###### (事実確認)

読み語りの参加者数及び実施施設数を把握し、前年からの推移により事業の振り返りを行っている。また、読み語りの参加者からの感想の把握、読み語り実施者の意見の把握により、事業の振り返りを行っている。

### (3) 意見

#### 事業目標の設定(区 意10)

利用者数及び実施施設数の推移を把握し事業の成果を検証している。このように定量的な情報は入手しているが、目標値は設定されていないため、事業効果を高めるための改善につなげにくい状況にある。成果の振り返りにあたっては、目標を

事前に設定し、事後検証を行うことが望まれる。その際、単に目標値と実績値との比較だけに終わらず、実績値についての原因分析も併せて行うことが望まれる。

### 13. 幸アーカイブ事業

所管	幸区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	幸区ふるさと編集委員会設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：幸区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額		964	853	5,588	2,163
	決算額		873	778	5,513	2,280
H24年度決算額の使途内訳	委託料 2,280千円 使用料及び賃借料 1千円					
事業の内容	平成23年度に作成した「幸区誕生40周年記念誌」の配布・活用とともに、「幸区誕生40周年記念DVD」を作成し、その周知・活用促進を目的としたイベント(学校への出前事業、幸区民祭での記念コーナーの設置、各種イベントでのDVD上映など)を実施した。また、区制40周年記念イベントとして、幸区在住の小学生を対象として幸区の好きな場所を撮影した写真を募集し、その展示会を行う「さいわい子ども写真展」を開催した。					
事業を始めた経緯	幸区が現在の都市として発展する前の当時の町並みや人々の姿を伝える写真や公文書、資料等を収集しデジタルで保存、紹介することにより、現在の幸区の魅力の再発見や、旧来から居住する区民と新しく転入してきた住民との結びつきの契機とするため。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：幸区ふるさと編集委員会 選定方法：平成21年度からの継続実施 (平成24年度以前の幸アーカイブ事業と非常に関連性が深いため)					
協働する理由、メリット	「幸区ふるさと編集委員会」は、公募委員の他、区内の歴史関係団体、文化協会、各地区町連からの推薦委員によって構成されており、地域住民が所持する資料や語り継いでいる情報の収集において、効率的に作業を行うことができる。また、それらの情報を広く正確に記録媒体に反映させるために、地域住民が作成過程に携わり、適切な助言を行う必要があるため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	記念誌やDVDの配布・活用によって、あらゆる世代に対して幸区の情報・魅力を提供することができた。また、イベント実施時には、各世代が相互に交流できる機会を提供することができ、目的に沿った事業実施ができた。 事業実施時に比べ、様々な世代・団体に対して、多様な方法で幸区の情報提供・記録媒体の活用を促進することができ、当初の想定を超える度合いで目的を達成することができた。					
事業の効果の測定方法	主に記念誌・DVDの配布・活用時の反応、実施イベントへの参加人数とアンケート結果による測定。					

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

平成 24 年 4 月 1 日に区制 40 周年を迎えることを記念し、平成 21 年度から「幸区ふるさと編集委員会」を設置し、平成 23 年度末に「幸区誕生 40 周年記念誌」を作成した。平成 24 年度には、各種イベントの際に記念誌及び記念 DVD を活用し、区制 40 周年の周知や区の紹介などを実施している。

### 協働相手の概要

幸区ふるさと編集委員会は、平成 21 年 7 月に設置され、委員は、区内の歴史・文化等に関わる活動を行う団体からの推薦者及び公募委員等 14 名から構成されている。郷土情報の収集や地域との調整などを行う。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

記念誌の作成にあたり、月 1～2 回の委員会を開催し目的の説明や意見交換を行うとともに、事業の実施にあたり適宜連絡調整の機会を設けることで目的の共有が図られている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

会議において、お互いの意見を尊重しながら、意見交換や情報共有を図っている。また、事業実施に当たっては、運営協議会等で協議しながら進めており、対等の関係にある。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

事業を実施していくうえで月 1 回の委員会など協議の場を設け相互理解を深めている。また、課題等が生じた場合、その都度、十分に協議を行い、相互理解を深めて、解決している。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

幸区ふるさと編集委員会設置要綱の第 2 条で、編集委員会の所掌事務を規定しているが、役割分担は明確ではない。実際には、編集委員会が資料収集及び編集、イベント時の説明・誘導を担い、市では、関係機関との連絡調整、広報の実施を役割として担っている。

#### (オ) 公開性・透明性

##### (事実確認)

編集委員会委員は公募により選定されている。公募情報はホームページや広報に掲載することで周知を行った。完成した記念誌や記念 DVD は区内で配布・公表し、編集委員会の活動内容は、市政だよりやホームページによりイベ



ント情報等を周知している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

記念誌、記念 DVD の配布、活用時の区民の反応を記念誌等の有効性の判断に活用している。また、イベント等の参加人数の把握、イベント時のアンケート結果の把握により、周知方法や活用方法の検討の参考としている。

14. 地域防災活動の推進事業

所管	幸区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：幸区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	5,426	659	793	650	2,962
	決算額	4,067	483	585	485	3,190
H24 年度決算額の使途内訳	委託料 3,190 千円					
事業の内容	平成 21 年 2 月発行の「幸区防災マップ」の修正					
事業を始めた経緯	日頃からの災害に対する備えや防災知識を習得し、自助・共助の意識を持つことが大切であり、災害時の避難所・給水拠点等を広く周知することが必要なことから防災マップを作成しました。					
協働相手及び協働相手の選定方法	区民向けの防災マップのため幸区民が対象。					
協働する理由、メリット	防災知識の習得及び防災意識の高揚を図る事により、地域の防災力の向上に取り組んでいる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	一人でも多くの区民が防災意識の高揚が図れば良いと考える。					
事業の効果の測定方法	該当なし					

(1) 概要

事業概要(補足)

平成 21 年 2 月に発行した「幸区防災マップ」の修正を行う事業である。

(2) 監査の結果

当事業は、区民の参加等を求めることなく、区が修正を行っており、協働の原則からの検討は行えない。

(3) 意見

防災マップの周知の徹底(区 意11)

防災マップは区民が、災害発生時の避難場所の把握や給水地点を把握し、日ごろからの備えや、災害発生時に活用するためのものであり、行政、区民双方にとってとても重要なものである。そのため、防災マップの区民への周知度を高めていくことが重要であり、単にマップを配布して終わりということだけでは必ずしも十分ではない。特に高齢者に対しては、マップの配布だけにとどまらず、直接説明する機会を設けるなどの対応が必要であると考え。そういった点では、防災マップ説明会のような場の開催も検討されたい。

15. 自主防災組織活動助成金

所管	幸区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織活動助成金要綱					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	600	460	460	518	1,450
	決算額	949	530	386	764	1,123
H24年度決算額の使途内訳	負担金補助及び交付金 1,123千円					
事業の内容	自主防災組織が実施する防災訓練・防災知識の啓発活動に対して、活動助成金を交付する。					
事業を始めた経緯	自主防災組織が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通じて、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進するため。					
協働相手及び協働相手の選定方法	川崎市自主防災組織育成指導要綱第3条に基づき認定された自主防災組織					
協働する理由、メリット	自主防災組織の活動を促進することにより、災害発生時の際にその機能を十分果たすことにより、地域防災力の向上を図る。					
事業の効果、事業目的の達成度合	防災訓練等を実施する自主防災組織及び参加者が増加することにより、防災意識の高揚が図れば良いと考える。					
事業の効果の測定方法	訓練等における効果については、災害時に効果が発揮できるか否かによるので、明確な効果の測定は不可能である。					

(1) 概要

事業概要(補足)

自主防災組織が、防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるよう、平常時における計画的な組織活動を促進することを目的として、予算の範囲内で、自主防災組織に対して、活動助成金を交付する事業である。

#### 協働相手の概要

当該助成金の交付対象は、「川崎市自主防災組織育成指導要綱」第3条に基づき認定された自主防災組織である。幸区には72の自主防災組織がある。

### (2) 監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

活動助成金の目的は、川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱において明確にしており、目的の共有を図っている。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

活動助成金は、自主防災組織の自主的な活動に対し、交付要綱に基づく一定の条件を満たした場合に区から支給されるものである。自主防災組織が実施する活動は、あくまで自主的に行われるものであり、区から強制されるものではなく、対等の関係が築かれている。

##### (ウ) 相互理解

###### (事実確認)

日ごろの活動の中で、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

##### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

###### (事実確認)

交付要綱において、助成対象となる活動が明記されており、助成対象活動は明らかになっている。また、市が作成する自主防災組織の手引きにおいて、自主防災組織の目的、役割が明記されており、自主防災組織の役割を明らかにしている。

##### (オ) 公開性・透明性

###### (事実確認)

活動助成金交付制度についての説明等が市ホームページで公開されている。また、交付要綱において交付基準(参加人数や助成額など)をあらかじめ設定しており、透明性を確保している。

##### (カ) 成果の振り返り

###### (事実確認)

助成金交付申請書により自主防災組織の活動状況を把握している。

### (3) 意見

#### 組織への働きかけ(区 意12)

現状、成果の振り返りは、訓練実施組織数や訓練回数等の把握により行っている。当事業の目的は、防災活動を市民が自主的に行い有事に備えることであり、自主防

災組織が万遍なく防災活動に取り組むことが重要である。しかし、自主防災組織の中には1年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1年間訓練を実施していない団体もあるのが現状である。

この防災組織はあくまでも自主的な取組であり、強制するものではないが、活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要である。その際には、他の防災組織におけるベストプラクティスを紹介したり、あるいは他の防災組織と合同で実施するなどの提案といった形での働きかけを行っていくことが重要である。

#### 16. 自主防災組織防災資器材購入補助金

所管	幸区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額					1,860
	決算額					1,745
H24年度決算額の使途内訳	負担金補助及び交付金 1,745千円					
事業の内容	自主防災組織の育成と体制充実を図るため、防災活動に必要な防災資器材の購入に対し予算の範囲内で補助金を交付する。					
事業を始めた経緯	自主防災組織の育成と体制充実を図るため、防災活動に必要な防災資器材の購入に対し予算の範囲内で補助金を交付するため「川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱」を制定					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手は該当なし。助成金の交付先は川崎市幸区内の自主防災組織を対象とする。					
協働する理由、メリット	該当なし					
事業の効果、事業目的の達成度合	自主防災組織が各組織の状況に応じて主体的に防災体制の強化を図ることができる。					
事業の効果の測定方法	申請状況から防災資器材の購入内容を把握している。					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資器材の購入に際し、予算の範囲内で、自主防災組織に対して、補助金を交付する事業である。

#### 協働相手の概要

当該助成金の交付対象は、「川崎市自主防災組織育成指導要綱」第 3 条に基づき認定された自主防災組織である。

#### ( 2 ) 監査の結果

##### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### ( 事実確認 )

補助金の目的は、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱において明確にしており、目的の共有を図っている。

##### (イ) 対等の関係

###### ( 事実確認 )

資器材購入補助金は、自主防災組織が防災体制を強化するための資器材購入に対し、交付要綱に基づく一定の条件を満たした場合に区から支給されるものである。自主防災組織の資器材購入活動は、あくまで自主的に行われるものであり、区から強制されるものではなく、対等の関係が築かれている。

##### (ウ) 相互理解

###### ( 事実確認 )

日ごろの活動の中で、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

##### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

###### ( 事実確認 )

交付要綱において、助成対象となる防災資器材購入品目一覧表が明記されており、補助対象となる防災資器材は明らかになっている。また、市が作成する自主防災組織の手引きにおいて、自主防災組織の目的、役割が明記されており、自主防災組織の役割を明らかにしている。

##### (オ) 公開性・透明性

###### ( 事実確認 )

防災資器材購入補助制度についての説明等が市ホームページで公開されている。また、交付要綱において補助基準（補助額の上限など）をあらかじめ設定しており、透明性を確保している。

##### (カ) 成果の振り返り

###### ( 事実確認 )

補助金交付申請書により自主防災組織の防災資器材の購入状況を把握している。また、各防災組織が保有する資器材については、平成 23 年度に調査を実施し、保有状況を把握している。

・中原区

1. 地域防災推進事業（自主防災組織活動助成金）

所管	中原区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額					2,270
	決算額					1,478
H24 年度決算額の使途内訳	自主防災組織が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動に対する助成金交付					
事業の内容	自主防災組織が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動について、助成金を交付する。					
事業を始めた経緯	防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進するため要綱を制定					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：自主防災組織 選定方法：川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱の規定による。					
協働する理由、メリット	地域社会を災害から守るためには、公助のみならず地域における防災の備え、いわゆる自助・共助の充実が必要であり、地域における防災力を向上させるために、自主防災組織が防災訓練や防災知識の啓発に努めるよう支援することが重要であるため					
事業の効果、事業目的の達成度合	防災訓練の実施：のべ 72 件（平成 24 年度） （自主防災組織数：102 件 平成 25 年 3 月末時点）					
事業の効果の測定方法	自主防災組織の訓練回数、啓発活動の実施回数等による。					

（1）概要

事業概要（補足）

川崎市自主防災組織育成指導要綱第 3 条に基づき認定された自主防災組織に対して、各自主防災組織が実施した自主防災活動に応じて、川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱に基づき助成金を支給するものである。

協働相手の概要

自主防災組織は、川崎市自主防災組織育成指導要綱第 3 条に基づき認定される組織である。中原区には 102 の自主防災組織が組成されている。

## (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

### (ア) 目的の共有

(事実確認)

地域社会を災害から守るという共通の目的を持って事業を行っている。

### (イ) 対等の関係

(事実確認)

防災訓練については、自主防災組織が計画を立案・実施し、区が実施に向けた支援を行っている。

### (ウ) 相互理解

(事実確認)

地域社会を災害から守るために「自助・共助・公助」が必要であるという共通認識のもと、事業を行っている。

### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

自主防災組織が防災訓練の計画立案及び実施主体を担い、区役所等の行政関係機関が訓練の指導、助言や資器材等の貸与を行っている。

### (オ) 公開性・透明性

(事実確認)

川崎市自主防災組織連絡協議会総会にて事業報告を行っている。市のホームページに事業内容が公開されている。また新しいマンションが建った場合には、区の職員が自主防災組織について説明を行い、加入を促している。

### (カ) 成果の振り返り

(事実確認)

中原区自主防災組織連絡協議会総会等の場において、課題や改善点等について協議している。なお、自主防災組織数 102 団体に対して、防災訓練の実施回数は 72 回となっている。

## (3) 意見

組織への働きかけ(区 意1)

現状、成果の振り返りは、訓練実施組織数や訓練回数等の把握により行っている。当事業の目的は、防災活動を市民が自主的に行い有事に備えることであり、自主防災組織が万遍なく防災活動に取り組むことが重要である。しかし、自主防災組織の中には1年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1年間訓練を実施していない団体もあるのが現状である。

この防災組織はあくまでも自主的な取り組みであり、強制するものではないが、活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要であると考え。その際には、他の防災組織におけるベストプラクティスを紹介したり、あるいは他の防災組織と合同で実施するなどの提案といった形での働きかけを行っていくことが重要であると考え。

## 2. 地域防災推進事業（自主防災組織防災資器材購入補助金）

所管	中原区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金 中原区申請事前調整実施内規					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額					2,900
	決算額					2,371
H24 年度決算額の使途内訳	自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入に対する補助金の交付					
事業の内容	自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入に対し、補助金を交付する。					
事業を始めた経緯	自主防災組織の育成と、防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入に対し、補助金を交付し整備を推進させるため要綱を制定					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：自主防災組織 選定方法：川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱の規定による。					
協働する理由、メリット	地域社会を災害から守るためには、公助のみならず地域における防災の備え、いわゆる自助・共助の充実が必要であり、地域における防災力を向上させるために、自主防災組織の育成及び防災資器材の整備が重要であるため					
事業の効果、事業目的の達成度合	助成金交付団体：22 団体（平成 24 年度） （自主防災組織数：102 件 平成 25 年 3 月末時点）					
事業の効果の測定方法	資器材補助金交付は申請団体数による。					

### （1）概要

#### 事業概要（補足）

川崎市自主防災組織育成指導要綱第 3 条に基づき認定された自主防災組織の育成と、防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行ううえに必要な防災資器材の購入に対し補助金を支給するものである。

#### 協働相手の概要

自主防災組織は、川崎市自主防災組織育成指導要綱第 3 条に基づき認定される組織である。

### （2）監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### （ア）目的の共有

##### （事実確認）

地域社会を災害から守るといった共通の目的を持って事業を行っている。



(イ) 対等の関係

(事実確認)

防災資器材の購入については、自主防災組織が購入計画を立案・実施し、行政関係機関が支援を行っている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

地域社会を災害から守るために「自助・共助・公助」が必要であるという共通認識のもと、事業を行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

自主防災組織が防災資器材の購入の計画立案及び実施主体を担い、区役所等の行政関係機関が補助金申請の審査、補助金支給事務を行っている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

中原区自主防災組織連絡協議会総会にて事業報告を行っている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

中原区自主防災組織連絡協議会総会等の場で当該年度の制度等に関する周知を行い、購入計画書の集約後、中原区防災資器材購入補助金審査・調整委員会及び中原区自主防災組織連絡協議会役員会により補助金の確定を行っている。総会等において意見、課題の提示があれば、それを受けて事務の見直しに反映している。しかし、これまで総会等の議事録の作成は行っていない。

(監査の結果 区 結1)

協働の原則では、成果の振り返りとして、なるべく客観的な指標で行い、今後の改善につながるような評価・検証を心がける旨が記載されている。しかし、当事業では総会の議事録の作成を行っておらず、客観的に成果の振り返りが実施されているか確認することができない。そのため、今後は総会等の議事録等を作成し、今後の改善につながるような評価・検証を実施していることを確認できるようにすることが望まれる。

(3) 意見

資器材保有状況の確認(区 意2)

現状では、成果の振り返りは、防災資器材の購入状況の把握により行っている。当事業の目的は、自主防災組織が有事に備えて事前に防災資器材の購入により防災体制を整備することであり、団体が活動に必要な資器材を確実に整備することが重要である。現状では、区では補助金申請時に「防災資器材整備計画書」の提出を求め、当該計画書に資器材整備状況について記載する欄が設けられており、防災組織が保有する資器材の状況について確認ができていない。しかし、この方法では補助金申請をしない組織の資器材整備状況については確認ができないことになる。

各団体における財政負担もあることから、防災資器材の購入を申請しない団体に

対して、区から改めて積極的に申請するように求めることには議論の余地があると考えられるが、本庁総務局危機管理室では5年に1度の整備状況調査を実施し、その結果は区でも把握を行っている。区では、その調査結果に基づき、各組織における必要な資器材の整備状況を把握し、整備の助言を行うことや、資器材の購入・整備が進んでいない団体に対しては、区から補助制度の利用を促すといった働きかけを行うなどの取組が望まれる。

### 3. 地域防災推進事業（地域防災活動促進助成金）

所管	中原区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去5年間の事業費の推移（千円）	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	1,428	1,410	1,420	1,446	1,465
	決算額	1,433	1,411	1,411	1,439	1,431
H24年度決算額の使途内訳	事務費（会議費、印刷費、通信費、事務用品費）：298千円 活動費（訓練活動費、活動用品費）：1,134千円 千円未満は切上げ					
事業の内容	中原区自主防災組織連絡協議会が行う事業及び運営に要する経費を助成する。					
事業を始めた経緯	地域における防災活動を推進するため、自主防災組織連絡協議会の行う事業及び運営の促進に向け、平成9年6月に要綱を制定し事業を開始した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：中原区自主防災組織連絡協議会 選定方法：川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱の規定による。					
協働する理由、メリット	地域社会を災害から守るためには、公助のみならず地域における防災の備え、いわゆる自助・共助の充実が必要であり、地域における防災力を向上させるために、自主防災組織連絡協議会の行う事業が推進するよう、支援することが重要であるため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	中原区自主防災組織連絡協議会総会にて承認された事業計画について、次年度の総会にて事業報告している。					
事業の効果の測定方法	中原区自主防災組織連絡協議会総会等の場において、課題や改善点等について協議している。					

#### （1）概要

##### 事業概要（補足）

地域における防災活動を強力に推進するため、市及び区の自主防災組織連絡協議会の行う事業及び運営に要する経費について、川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱に基づき自主防災組織連絡協議会に交付するものである。

##### 協働相手の概要

中原区自主防災組織連絡協議会は、川崎市内各区の自主防災組織連絡協議会相互の連携を密にし、自主防災体制を充実、強化することを目的として『川崎市自主

防災組織連絡協議会」設置に関する要綱』に基づき設立された組織である。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

地域社会を災害から守るという共通の目的を持って事業を行っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

中原区自主防災組織連絡協議会総会等の場において、事業の実施に係る必要な事項についての協議を行いながら事業を推進している。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

地域社会を災害から守るために「自助・共助・公助」が必要であるという共通認識のもと、事業を行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

中原区自主防災組織連絡協議会総会等の場において、事業の実施方法等について協議を行っている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

中原区自主防災組織連絡協議会総会において決算報告及び会計監査を実施している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

中原区自主防災組織連絡協議会総会等の場において、前年度の事業報告を行っている。総会において意見、課題の提示があれば、それを受けて当該年度の事業計画に反映している。しかし、これまで総会の議事録の作成は行っていない。

(監査の結果 区 結2)

協働の原則では、成果の振り返りとして、なるべく客観的な指標で行い、今後の改善につながるような評価・検証を心がける旨が記載されている。しかし、当事業では総会の議事録の作成を行っておらず、客観的に成果の振り返りが実施されているか確認することができない。そのため、今後は総会等の議事録等を作成し、今後の改善につながるような評価・検証を実施していることを確認できるようにすることが望まれる。

#### 4. 自転車と共生するまちづくり事業

所管	中原区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	自転車と共生するまちづくり委員会要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政推進費		目：中原区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	2,484	1,485	1,632	1,485	1,463
	決算額	2,357	1,485	1,597	953	431
H24 年度決算額の使途内訳	食糧飲料代、区民祭経費、交通パレード経費、クリーニング代、委員交通費、物品代、啓発物、チラシ、収入印紙代、通信費(資料郵送等)					
事業の内容	自転車利用者のマナー向上による自転車と共生したまちづくりを目的に、地域住民、町内会、商店街、地元企業等と行政が協働で、地域の実態を踏まえ、自転車利用者の立場も考慮し、呼掛け活動を始めとする自転車利用のマナー啓発活動などの実践活動を行う。					
事業を始めた経緯	武蔵小杉駅周辺で違法駐輪の件数が多く、深刻であったため、区民発意により平成 13 年度に委員会を立ち上げ、武蔵小杉駅周辺をモデル地区とし、すぐにできることから活動を始めた。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：自転車と共生するまちづくり委員会 選定方法：特命随意契約					
協働する理由、メリット	区民の生活に密着した市民活動団体ならではの手法で地域の実態を把握した上で様々な提案や実践活動等を行うことができるため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	武蔵小杉駅周辺の駐輪に係る課題については、駐輪場の整備、取り締まりの強化等の結果、当初の目的はほぼ達成している。 しかし、いまだ区内他地域の駐輪問題は解消には至っていない。					
事業の効果の測定方法	委員会等での情報交換を行い、改善状況を把握する。 啓発活動時間帯を変更する等して、違法駐輪の状況を検証して効果を測っている。					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

中原区内の放置自転車問題を解決するために、呼掛けや各種イベントでの啓発活動等を実施する自転車と共生するまちづくり委員会に対して業務を委託するものである。

##### 協働相手の概要

自転車と共生するまちづくり委員会(以下、「委員会」という。)は、武蔵小杉駅周辺での放置自転車の件数多く、深刻であったことから、平成 13 年に区民の発意によって発足した組織である。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

各種イベントの際に委員会で慎重な検討を行うことで目的を共有している。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

委員会内では自由な議論を行い対等の関係を確保している。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

区民、町内会、商店街、地域企業等それぞれの立場で意見交換を行い、偏った関係にならないよう理解に努めている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

委託契約を締結し、契約書に基づき役割分担と責任範囲を確定している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

広報物等で活動状況を周知している。また、年度末においては、活動報告をまとめるとともに、市民向けに事業報告会を開催し、公開性、透明性を確保している。なお、地域課題対応事業(旧協働推進事業)として区ホームページで報告している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

委員会を開催して活動を振り返り、次年度の方向性を検討、精査している。そして、翌年度の初回の委員会で前年度の課題についての当年度の対応を検討している。

(監査の結果 区 結3)

委員会等での情報交換を行い改善状況を把握することで振り返りを行っているため、定量的に事業の効果を測定することはできていないのが現状である。協働の原則では、なるべく客観的な指標で成果の振り返りを行い、今後の改善につながるような評価・検証を心がけることが記載されていることから、可能な限り客観的に事業を評価すべきである。

武蔵小杉駅周辺は駐輪場の整備も進んできているため、放置自転車の件数の測定や周辺住民へのアンケート等を実施することで、武蔵小杉駅周辺での事業の継続の可否を判断することができると考えられることから、より客観的に事業の評価をすべきである。

(監査の結果 区 結4)

委員会での活動の振り返りだけでなく、今年一年間の活動状況が当事業全

体の観点からみてどうであったのか、今後どういった方向に展開させていくべきか、というような市としての総括を行い、次年度以降の取り組みへとつなげていくことが必要と考える。

(3) 意見

目的の明確化(区 意3)

事業開始当初は、武蔵小杉駅周辺の放置自転車問題を解決することが目的であったが、現在ではこの目的はほぼ達成されつつある。その一方で、新たに中原区内の他の駅の放置自転車についても同様の問題が発生していることから、それらを対象とした活動を新たに開始している。事業の対象範囲が広がっており、協働型事業にもとめられる目標(なにを、どのくらい、いつまでに)が不明確になっている。そのため、いまいちど事業の目的について検討し、事業の目標を再確認することが必要である。

課題の管理方法について(区 意4)

振り返り時に認識した課題について、翌年度の初回の委員会で検討しているが、それぞれの課題に対して個々には対応されているが、対応状況を一覧でまとめられたものは作成されていない。課題に対する対応状況を把握するためにも課題とその対応方法を取りまとめた一覧表を作成する必要がある。

5. 区民の手で花いっぱい中原事業

所管	中原区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	花クラブ実行委員会設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：中原区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	2,100	2,152	1,932	1,590	1,624
	決算額	1,793	1,581	1,262	1,585	1,457
H24年度決算額の使途内訳	花壇の管理を行うための消耗品、会議開催の通信費、イベントを開催するための消耗品等					
事業の内容	<p>公募した区民で組織された花クラブ実行委員会が、花による潤いのまちづくりのため、公用地である武蔵小杉駅周辺、旧中原図書館裏、中原区役所正面、中原区役所周辺、武蔵中原駅周辺の8箇所にて年2回の植栽と日々の管理作業を行う。</p> <p>また、年2回一般参加者を募集し中原区役所花壇で行う花植体験では、花植えの体験だけでなく地域企業から提供されたリサイクル肥料も配布、家庭で環境について考えるきっかけづくりも創出している。</p>					
事業を始めた経緯	武蔵小杉駅北口の花の植栽による街角の景観向上を目指し、地元町内会並びに商店街に対し、維持管理に協力してくれる区民の推薦を依頼した。その後、公募により委員を構成する現状の形に変更し、管理する花壇も増加した。					
協働相手及び協働相手の選	<p>協働相手：花クラブ実行委員会</p> <p>選定方法：特命随意契約</p>					

定方法	
協働する理由、メリット	まちに潤いを与える植栽や花植体験などを継続的に行っていくことで、区民に安らぎと憩いの空間を提供している。また、花によるまちなかのイメージ向上にもつながっている。
事業の効果、事業目的の達成度合	事業計画と照らし合わせ、概ね達成されていると思われる。
事業の効果の測定方法	全体会議中に管理方法の検討を行っているほか、より華やかな花壇をデザインするため川崎市建設緑政局主催の「わがまち花と緑のコンクール」に応募し、第三者的な評価を確認しながら、技術向上に努めている。

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

武蔵小杉駅周辺及び武蔵中原駅周辺の8箇所の花壇の維持管理を行い、街角の景観を維持することを目的として花クラブ実行委員会に対して業務を委託するものである。

### 協働相手の概要

花クラブ実行委員会（以下、「委員会」という。）は、公募で集まった区民で構成したボランティアグループであり、現在は、武蔵小杉駅周辺6箇所、武蔵中原駅周辺2箇所の花壇の維持管理を行っている。また、毎年春と秋にはデザイン含め植栽を行っている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

具体的な事業の実施内容や方向性について、ほぼ毎月全体会議を開催し、現状分析と課題について話し合い、目的の共有化を図っている。また、全員で行う全体会議終了後に班長会議を開催し、全体の課題だけではなく各班の課題や目標等のより詳細な情報の共有化も図っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

事業展開に関しては、役割分担を明確にして取り組み、お互いの立場で相互に意見を出し合える関係の構築に努めている。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

毎月の会議以外にもメール・電話等で情報交換を行い、事業を進めながらお互いの意思疎通を図っている。また月1回の全体作業では、行政も各班の管理花壇を回り、共通の作業に関わることで、問題点や実際の作業に必要なことを互いに確認しながら行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

委託契約を締結し、契約書に基づき役割分担と責任範囲を確定している。基本的には、行政が連絡調整等の事務局機能を担当し、事業の実施は委員会が行っている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

活動内容、告知などをインターネット(ホームページ等)、紙媒体、イベント等で周知公開を図っている。委員は公募により募集し、参加は誰でも可能である。なお、地域課題対応事業(旧協働推進事業)として区ホームページで公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

全体会議で花壇管理方法について議論を行うほか、視察研修会では花の管理技術の向上に向け、花に関係する施設を訪問し、視察した結果を各班の代表者がまとめて報告し、今後の花壇の管理に活かしている。

(監査の結果 区 結5)

花の管理技術向上のための視察研修会の結果について、視察した結果を各班の代表者が報告をしているが、A4サイズ1枚から2枚程度の報告であり、具体的にどのような技術を学び、今後の活動ではどのような点に注意すべきであるか等の情報が不十分である。報告書は視察研修会に参加しなかった者でも理解し実践できる程度に詳細さが求められる。

(監査の結果 区 結6)

委員会での活動の振り返りだけでなく、今年一年間の活動状況が当事業全体の観点からみてどうであったのか、今後どういった方向に展開させていくべきか、というような市としての総括を行い、次年度以降の取り組みへとつなげていくことが必要と考える。

6. 中原区役所コンサート開催事業

所管	中原区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政推進費		目：中原区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	1,896	2,044	1,897	1,843	2,450
	決算額	1,894	1,999	1,838	1,839	2,450
H24年度決算額の使途内訳	委託料 企画・運営、ポスター・プログラム作成、保育・会場設営・撤収委託					



事業の内容	ランチタイムにクラシック等の本格的な音楽を気軽に楽しんでもらい、親しまれる区役所を目指すとともに中原区内における「音楽のまちづくり」を推進する。
事業を始めた経緯	平成5年スタート。 親しまれる区役所を目指すため。
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：公益財団法人東京交響楽団 選定方法：特命随意契約
協働する理由、メリット	東京交響楽団は、平成14年に川崎市とフランチャイズ提携をしており、本市を個性と魅力にあふれた「音楽のまち」に築き上げていくために、将来にわたり協力しあうことを合意しており、中原区内における音楽のまちづくりを推進するためにも同楽団と協働で事業を運営することは有用であると考えている。
事業の効果、事業目的の達成度合	平成25年度末までの開催回数は128回を数え、毎回300名を超える来場者がある。
事業の効果の測定方法	来場者からのアンケート 来場者数

#### (1) 概要

##### 事業概要（補足）

ランチタイムにクラシック等様々なジャンルの本格的な音楽を気軽に楽しんでもらい、親しまれる区役所を目指すと共に中原区内における「音楽のまちづくり」を推進するために、年間6回（平成24年度は区制40周年記念コンサートを含め7回）のコンサートを東京交響楽団に対して業務委託するものである。

##### 協働相手の概要

公益財団法人東京交響楽団は、1946年に設立された交響楽団であり、2004年から川崎市のフランチャイズ・オーケストラとして活動をしている。

#### (2) 監査の結果

##### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

協働相手との打合せを行い、事業の目的を共有している。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

双方に実施メリットがあり、対等な立場での意見交換を行っている。

##### (ウ) 相互理解

###### (事実確認)

企画段階・準備、実施、振り返りそれぞれの段階を通じ、情報を共有し、相互理解に努めている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

委託契約を締結し、契約書に基づき役割分担と責任範囲を確定している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

事業について、市政だより、ホームページ等を通じて周知している。地域課題対応事業(旧協働推進事業)として区ホームページで公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

アンケート結果を共有し、振り返りを行っている。

(監査の結果 区 結7)

アンケートの様式が自由書式欄が多いため、住民の満足度を定量的に把握することができていない。協働の原則では、なるべく客観的な指標で成果の振り返りを行い、今後の改善につながるような評価・検証を心がけることが記載されていることから、可能な限り客観的に事業を評価すべきである。

特に、当事業は平成23年度までは見積り合わせによる契約を行っていたが、平成24年度からは随意契約により契約を締結しているため、従来よりもより厳格に委託先の業務について評価することが求められていると考えられる。そのため、アンケートの様式をより満足度を図れるようなものに変更し、改善点についても記載する様式にして、より客観的で定量的な評価を実施する必要がある。

(監査の結果 区 結8)

当事業は、120回を超えるコンサートを積み重ねることで、地域の音楽によるまちづくりの核として定着している。協働の観点から、市民がボランティアなどを通して積極的に関わることが今後も期待されるため、アンケート結果なども参考に、どういった方向に展開させていくべきかについて、市としての検討を引き続き行い、次年度以降の取り組みへとつなげていくことが必要と考える。

7. In Unity 開催事業

所管	中原区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	中原区音楽ライブ実行委員会設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：中原区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	1,800	1,800	1,893	1,911	1,911
	決算額	1,800	1,800	1,852	1,906	1,908
H24年度決算	In Unity2013 開催経費、事務用品、消耗品、通信費等					

額の使途内訳	
事業の内容	主に中原区内のアマチュアバンドやダンスユニットが、大舞台で日頃の活動の成果を発表し、音楽を通じて「幅広い年齢層の人々が交流することを目的として区民の手作りによる音楽ライブ「In Unity」を開催する。 また、In UnityのPRイベントとして、中原区と関わりのあるミュージシャン等による音楽ライブを開催することで、地域の活性化と音楽を通じたまちづくりを行う。
事業を始めた経緯	区民自らの手により音楽ライブを企画・制作・運営等を行うことにより、区民相互の交流を図るとともに、多様な地域文化の形成を目指して、公募の区民により実行委員会を組織して始まった。
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：中原区音楽ライブ実行委員会 選定方法：特命随意契約
協働する理由、メリット	地域密着型の音楽ライブを若者中心の委員会が準備から企画、当日までの運営を自主的に行うことは協働の観点から非常に有意義なものである。また、区内の商店街や公共施設の特性を活かしたオープンカフェ等を行うことで、音楽をきっかけとした地域の憩いの場や賑わいを創出するだけでなく、その場に集まった人たちの世代間交流を図り、地域コミュニティの活性化にもつなげることができる。
事業の効果、事業目的の達成度合	事業計画と照らし合わせ、概ね達成されていると思われる。
事業の効果の測定方法	事業実施後に反省会を開催し、アンケート集計結果を元に協働相手と今後の問題点や良かった点などについて話し合っている。

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

中原区内のアマチュアバンドやダンスユニットに発表の場を提供し、音楽を通じて区内の幅広い地域・世代間の交流を図るために、中原区音楽ライブ実行委員会に対して「In Unity」開催に係る業務を委託するものである。2000年から開始しており、年4回のPRイベントを実施し、3月第1日曜日にエポック中原で「In Unity」を開催している。なお、幼児から70歳代まで幅広い区民が参加しており、平成24年度は16組の参加者に対して約3倍の応募がある状況である。

### 協働相手の概要

中原区音楽ライブ実行委員会は、区内のアマチュアバンドやダンスユニットが大舞台で日ごろの成果を発表し、音楽を通じて幅広い年齢層の区民が交流することを目的に実施する、中原区音楽ライブ「In Unity」を、区民の手作りによる企画・運営で開催するために設立された組織である。

## (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

### (ア) 目的の共有

(事実確認)

In Unity 本番に向けて、具体的な事業の実施内容や方向性について、ほぼ毎月打合せを行っている。また、PR イベントやフラッグ作成などの作業を通して、事業に対する理解を深めることで目的の共有化を図っている。

### (イ) 対等の関係

(事実確認)

事業展開に関しては、役割分担を明確にして取り組み、お互いの立場で相互に意見を出し合える関係の構築に努めている。

### (ウ) 相互理解

(事実確認)

毎月の会議以外にもメール・電話等で情報交換を行い、事業を進めながらお互いの意思疎通を図っている。

### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

委託契約を締結し、契約書に基づき役割分担と責任範囲を確定している。基本的には、行政が連絡調整等の事務局機能を担当し、事業の実施は委員会が行っている。

### (オ) 公開性・透明性

(事実確認)

活動内容、告知などをインターネット(ホームページ、ツイッター、Ustream等)、紙媒体、イベント等で周知公開を図っている。地域課題対応事業(旧協働推進事業)として区ホームページで報告している。

### (カ) 成果の振り返り

(事実確認)

In Unity 本番等のイベントでアンケートを配布し、出演者や観客からの意見を回収し、集約している。

### (監査の結果 区 結9)

観客からのアンケートの回収枚数が50枚程度と、観客人数が延べ1,000人程度であることを考えると明らかに少なくなっている。途中参加・途中退席が多いことも原因のひとつであるが、アンケートの回収枚数が少ないため、観客の満足度を把握することが困難になっている。協働の原則では、なるべく客観的な指標で成果の振り返りを行い、今後の改善につながるような評価・検証を心がけることが記載されていることから、可能な限り客観的に事業を評価すべきである。特に、当事業は過去から継続して随意契約により契約を締結しているため、従来よりもより厳格に委託先の業務について評価することが求められていると考えられる。そのためにも、紙媒体だけではなく

電磁媒体のアンケートも行うなどのアンケートの回収枚数を増やす対策の検討が必要である。

( 監査の結果 区 結 1 0 )

当事業はアマチュアバンドやダンスユニットに日ごろの成果を発表する場を提供することで、地域の活性化や市民の交流を促進することを目的としている。したがって、来場者を対象とした成果の振り返りに加えて、アマチュアバンド等の実施者側を対象とした成果の振り返りも重要であり、実施者側の応募組数の増減なども検証する必要がある。

( 3 ) 意見

課題の管理方法について ( 区 意 5 )

振り返り時に認識した課題について、翌年度の初回の委員会で検討しているが、課題については個別に対応しており、一覧で対応状況できるようにはなっていない。そのため、認識した課題について対応状況を視覚的に確認できる一覧表を作成する必要がある。

## 8 . 歴史シンポジウム事業

所管	中原区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政推進費		目：中原区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 ( 千円 )	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	700	1,100	1,100	1,100	1,100
	決算額	700	1,100	1,100	1,100	1,100
H24 年度決算額の使途内訳	講演会講師謝礼、チラシ・パンフレット作成、舞台横看板作成、運営費、放鷹術実演謝礼、事務用品					
事業の内容	大学教授等の歴史研究者による中原街道を中心とした地域の歴史についての講演会と中原街道時代まつりに併せて実施する放鷹術 ( 鷹狩り ) の実演					
事業を始めた経緯	協働相手からの提案					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：特定非営利活動法人日本伝統文化福祉振興協会 選定方法：特命随意契約					
協働する理由、メリット	協働相手の事業実績や人材のネットワークを利用して効果的に事業が実施できる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	会場での来場者の様子から、おおむね達成していると思われる。					
事業の効果の測定方法	事業実施後に実施状況について協働相手と話し合った。					

( 1 ) 概要

事業概要( 補足 )

郷土史研究者による中原街道を始めとする区内の歴史についてのシンポジウムを開催し、併せて現在あまり触れる事のない伝統文化である放鷹術を実演することで、当時の生活や文化などの歴史を学ぶ機会を創出し、区民の郷土意識の醸成を図ることとし、特定非営利活動法人日本伝統文化福祉振興協会に業務委託をするものである。

協働相手の概要

特定非営利活動法人日本伝統文化福祉振興協会は、不特定多数の人たちを対象に、日本の民族衣装及び伝統舞踊の現代における美しい装いと舞踊の研究、実践をとおして、伝統芸術の普及活動と高齢者の健康及び生きがいに関する事業を行い、日本の伝統芸術文化の振興と健康福祉の増進を図ることを目的として平成 14 年に設立された団体である。

( 2 ) 監査の結果

協働の原則の遵守について

( ア ) 目的の共有

( 事実確認 )

協働相手の代表者との打合せを行い、事業の目的を共有している。

( 監査の結果 区 結 1 1 )

協働相手の代表者との打合せを行い、事業の目的を共有しているが、議事録等は残しておらず、左記事実を確認することができない。そのため、当事業の目的を共有し、達成すべき目標を客観的に明確にするためにも、議事録等を残すことが望まれる。

( イ ) 対等の関係

( 事実確認 )

単に委託事業における指示・監督ということだけでなく、対等な立場での意見交換を行っている。

( ウ ) 相互理解

( 事実確認 )

代表者、その他メンバーとの意見交換により相互理解を図っている。また、行政職員も事業に積極的に参加することで協働相手との相互理解に努めた。

( エ ) 役割分担と責任範囲の確認

( 事実確認 )

委託契約を締結し、契約書に基づき役割分担と責任範囲を確定している。

( オ ) 公開性・透明性

( 事実確認 )

事業実施について、市政だより、ホームページ、報道発表を行い周知した。

地域課題対応事業(旧協働推進事業)として区ホームページで報告している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

歴史シンポジウム報告書が提出された際に協働相手の代表者と当日の状況等について話し合いを行うことで成果の振り返りを実施している。しかし、話し合いの際の議事録等は作成していない。なお、報告書記載の来場者数は、講演会については用意した資料の残部から、放鷹術については目視により概数を数えている。

(監査の結果 区 結12)

歴史シンポジウム事業については、アンケートは実施していない。協働の原則では、なるべく客観的な指標で成果の振り返りを行い、今後の改善につながるような評価・検証を心がけることが記載されていることから、可能な限り客観的に事業を評価すべきである。特に、当事業は過去から継続して随意契約により契約を締結しているため、従来よりもより厳格に委託先の業務について評価することが求められていると考えられる。そのためにも、委託先からの事業報告のみで成果の振り返りを行うのではなく、アンケート等を実施して、より客観的に評価できるようにする必要がある。また、成果の振り返りとして協働相手の代表者と打ち合わせが実施されているが、当事業では打ち合わせの際の議事録の作成を行っておらず、客観的に成果の振り返りが実施されているか確認することができない。そのため、今後は打ち合わせの議事録等を作成し、今後の改善につながるような評価・検証を実施していることを確認できるようにすることが望まれる。

(3) 意見

目標数値の設定(区 意6)

アンケート等によって、観客数や観客の満足度、出演者の満足度を把握できることから、これらの目標数値を設定して事業の評価を行うことが望まれる。

若い参加者を増やすための対策の実施(区 意7)

当事業は区民の郷土意識の醸成を図ることが目的であるが、シンポジウムについては、現状では区民のうち高齢者の出席が多数を占めている状況である。区民の郷土意識の醸成し、将来の世代に郷土の歴史と伝統を伝えていくためには、より若い参加者を増やすための対策が必要である。

9. まちづくり推進実践活動事業

所管	中原区役所 まちづくり推進部 地域振興課		
根拠法令・要綱等	中原区まちづくり推進委員会要綱		
予算費目	款：区役所費	項：区政推進費	目：中原区区づくり推進費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	4,200	3,048	1,720	1,720	1,720
	決算額	4,068	3,026	1,640	1,719	1,701
H24 年度決算 額の使途内訳	まちづくり講座開催経費、事務用品、消耗品、通信費等					
事業の内容	中原区民及び市民活動の目線から、地域課題について調査・検討し、実践することにより、地域の課題や問題点の解決を図る。また、中原区内で活動を行う市民活動団体に対し、中間支援組織としての支援を行う。					
事業を始めた 経緯	平成 10 年 3 月に策定された区づくり白書の具現化のため、平成 11 年 8 月、区づくり白書の多様な要望や提案を受け、区民と区民、区民と行政が協働で課題の解決にあたることを目的に公募の区民、地域団体等を代表する委員を組織化し、事業を始めた。					
協働相手及び 協働相手の選 定方法	協働相手：中原区まちづくり推進委員会 選定方法：特命随意契約					
協働する理 由、メリット	一般公募で集まった地域課題解決に意欲のある区民と、各地区の町内会や商店街等の団体から推薦された者によって構成されており、区内の様々な地域や立場からの視点で地域課題について考察及び実践活動を行うことができる。					
事業の効果、 事業目的の達 成度合	事業計画と照らし合わせ、概ね達成されていると思われる。					
事業の効果の 測定方法	事業実施後に実施状況について協働相手と話し合った。					

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

まちづくり推進実践活動事業では、区民と行政による協働で以下の2点を実施することを主たる目的として、中原区まちづくり推進委員会に委託するものである。

- ・地域の課題や問題点に対する解決法を検討し、自ら実践的に取り組むことで、解決に結びつける。

- ・中原区を拠点とする各種団体同士の交流を図り、また、区内のまちづくり情報を一般区民に積極的に発信することで、中原区におけるまちづくり活動を活性化させる。

また、上記目的を達成するために委員会では課題発見・解決部会と支援・広報部会の2つの部会を設置し、それぞれ以下の事業を実施している。

#### (ア)課題発見・解決部会

- ・マナー・モラルアップ
- ・公園井戸端会議
- ・プロジェクト 808
- ・もっと知ろう中原
- ・ミッションは落書消し

#### (イ)支援・広報部会

- ・まちづくりサロン



- ・まちづくり通信
- ・なかまちブログ
- ・まちふぉと倶楽部

#### 協働相手の概要

中原区まちづくり推進委員会は、区づくり白書「もっとすてきになかはら」の実現を目指して、平成 11 年 8 月に発足した団体である。主にマナーモラルアッププロジェクト、公園井戸端会議プロジェクト、まちづくりサロンなどの活動をとおして、区の課題や問題点を区民自らが調査・検討するほか、市民活動団体の支援・広報活動等実践活動を行っている。また、区民交流センター（なかはらっぱ）及び区民交流サイト（Web なかはらっぱ）の運営も行っている。

### （２）監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### （ア）目的の共有

###### （事実確認）

各事業について、運営会議を 2 ヶ月に 1 回程度実施しており、その際に課題を明確化し、具体的な事業実施内容、事業の方向性、将来性について打合せを行っている。また、事業に対する共通の認識を持ち、目的の共有を図っている。

##### （イ）対等の関係

###### （事実確認）

事業展開に関しては、十分に意見交換を行うとともに、相互に相手方の目的、特性の理解につとめ、一方に過度の負担がかからないように行っている。

##### （ウ）相互理解

###### （事実確認）

双方の特性を理解・尊重し、準備・実施・振り返りのそれぞれの段階を通じ、十分に協議を行うことで相互理解に努めている。

##### （エ）役割分担と責任範囲の確認

###### （事実確認）

委託契約を締結し、契約書に基づき役割分担と責任範囲を確定している。なお、行政が関係機関・団体との連絡調整、事務局機能を担い、委員会が事業企画・運営全般を担当している。

##### （オ）公開性・透明性

###### （事実確認）

活動内容、告知などをホームページ、紙媒体、イベントなどで周知公開を図っている。市民向けに事業報告会を開催し、公開性、透明性を確保している。また、地域課題対応事業（旧協働推進事業）として区ホームページで報告している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

事業実施の過程等で途中経過を、進捗状況を確認、評価している。また各自振り返りを提出するとともに、活動報告書にまとめ上げている。活動報告書において振り返りという項目があり、活動報告書を作成することによって振り返りが実施されていると考えられる。

(3) 意見

まちづくり推進委員会から外部コンサルティング会社への委託について(区 意 8)

当事業への区からの支出 172 万円のうち 105 万円が外部コンサルティング会社への委託費となっている。左記委託の内容は、住民がまちづくりに興味を持ち、まちづくり委員会の活動に積極的に参加してもらうことを目的として、住民参加型のワークショップ等を実施するというものである。

そもそも当事業の目的は、地域の課題や問題点に対する解決法を検討し、自ら実践的に取り組むことで、解決に結びつけるということと、中原区を拠点とする各種団体同士の交流を図り、また、区内のまちづくり情報を一般区民に積極的に発信することで、中原区におけるまちづくり活動を活性化させるという2点で構成されている。この目的に照らすと、まちづくり委員会に参加してもらうことを目的とする上記外部コンサルティング会社への委託業務は必要ではあるが、それが事業費の大半を占めるという状況は適切ではないと考えられる。また、外部コンサルティング会社が実施するワークショップの参加者 1 回あたり平均 19 名と少数参加に留まっており、100 万円を投じて実施する必要がある事業であるとは考え難い。

よって、まちづくり推進委員会から外部コンサルティング会社への委託については規模の縮小及び参加者の増員を図ることが必要ではないかと考えられる。

10. 親子サッカードリーム教室開催事業

所管	中原区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：中原区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移(千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額				2,552	2,297
	決算額				2,552	2,292
H24 年度決算額の使途内訳	委託料(運営費、広報物作成費、会場設営費、会場使用料、受付事務費、放送業務関連費、看板等作成費、用具代等)					
事業の内容	区内在住在学の小学生を対象に、憧れの場所「等々力陸上競技場」で、憧れのチーム「川崎フロンターレ」と、サッカー教室や選手との交流会等に参加する機会を提供することで、親子ともに中原区の魅力を体験し、子どもたちに将来への夢を持ってもらう。					
事業を始めた経緯	中原区を本拠地とする川崎フロンターレとの連携・協力による事業を、スポーツ資源を活用したコミュニティづくりの一環として捉え、若い世代の流入著し					

	い中原区の特性を活かし、親子ともに中原区の魅力を体験できるようなイベントとして「親子サッカードリム教室」を開催することとした。
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：(株)川崎フロンターレ (川崎フロンターレ中原アシストクラブ、川崎フロンターレ後援会) 選定方法：特命随意契約
協働する理由、メリット	市内随一のスポーツ資源であり中原区を本拠地とする市民クラブ川崎フロンターレを有効に活用し、地域の個性や特性を活かして地域交流の機会をつくることによって地域の活性化を図り、元気のあるまちづくりを推進することを目的とする。
事業の効果、事業目的の達成度合	多くの参加者があり、地元のスポーツ資源のPR、親子の思い出作り等、大きな効果があった。 同様に、事業目的もほぼ達成された。
事業の効果の測定方法	川崎フロンターレとの反省会、参加者宛のアンケートの実施等

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

当事業は、中原区内小学生を対象に、憧れの場所「等々力陸上競技場」で、憧れのチーム「川崎フロンターレ」と、サッカーを通じた交流フェスティバルの性質を有するものである。具体的には、新たな住民の流入が著しく、子育て世代が多い中原区の現状を踏まえ、親子の交流の機会とすることをはじめ、新たな住民が多く集まる大型集合住宅の住民への参加を呼びかけ、新たな住民と既存住民の交流の機会を創出するとともに、子どもが夢を持つことの大切さについて、こどもが憧れ、影響力のあるプロのサッカー選手から、メッセージを直接届ける交流を図る場の提供を行うものである。

### 協働相手の概要

川崎フロンターレは、等々力陸上競技場を本拠地として活動しているプロサッカーチームである。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

前年度から開催に至るまで、随時、川崎フロンターと入念な打合せ・情報交換を行っており、その際に目的の共有を行っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

事業委託者(市)と受託者(川崎フロンターレ)という関係であるため、必ずしも対等の関係であるとは言えないが、「スポーツを通じてのよりよいまちづくり」を掲げる市と、「地域に根ざした活動」をモットーとする川崎フロンターレの目指すものが合致した事業であるため、それぞれ可能な役割を担っている。

- (ウ) 相互理解  
(事実確認)  
業務の関係上、普段から川崎フロンターレと頻繁に連絡を取り合っているため、十分相互理解がなされている。
- (エ) 役割分担と責任範囲の確認  
(事実確認)  
事業委託者(市)と受託者(川崎フロンターレ)という関係であるため、基本的に仕様書に基づいて役割分担と責任範囲が判断される。
- (オ) 公開性・透明性  
(事実確認)  
市政だより、区ホームページ、ポスター掲示等での広報のほか、区内全小学生へチラシを配布している
- (カ) 成果の振り返り  
(事実確認)  
川崎フロンターレとの反省会(担当者レベルでの打合せ)を実施し、その結果を「親子サッカードリム教室の実施結果について」という報告書でとりまとめている。

#### 11. なかはらパンジーボウル開催事業

所管	中原区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：中原区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額					2,768
	決算額					2,793
H24年度決算額の使途内訳	委託料(運営費、広報物作成費、会場設営費、放送業務関連費 他)					
事業の内容	中原区を本拠地とする強豪アメリカンフットボールチームである「法政トマホークス」と「富士通フロンティアーズ」が対戦するエキシビジョンゲームをメインイベントとする総合型アメリカンフットボールイベント。 メインイベントの他、アメフト普及啓発コーナー(法政・富士通両選手との交流イベント)・フラッグフットボール体験教室・チアダンス体験教室等。					
事業を始めた経緯	第3回アメリカンフットボールワールドカップ2007川崎大会を機に、アメリカンフットボールを活用したまちづくりを進めている市の方針と、中原区内スポーツ資源の有効活用、市民へのPR、地域交流の機会創出を同時に行えることもあり、区制40周年記念として単発型事業として開催が決定した。					
協働相手及び協働相手の選	協働相手：川崎市アメリカンフットボール協会 選定方法：特命随意契約					

定方法	
協働する理由、メリット	アメリカンフットボールの普及啓発を掲げる川崎市アメリカンフットボール協会と川崎市の目指す方向性が一致しているため。
事業の効果、事業目的の達成度合	多くの参加者があり、地元のスポーツ資源のPR等、大きな効果があった。同様に、事業目的もほぼ達成された。
事業の効果の測定方法	所管課での反省会

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

当事業は、中原区内のスポーツ資源を有効に活用し、地域交流の機会をつくることで地域の活性化を図り、元気のあるまちづくりを推進するとともに、アメリカンフットボール及びフラッグフットボールの普及啓発を図ることを目的として開催されるスポーツイベントである。

### 協働相手の概要

川崎市アメリカンフットボール協会は、法政大学体育会アメリカンフットボール部をはじめとする全7団体で構成される組織であり、主に以下の7つの事業を実施している。

- (ア) 川崎市アメリカンフットボール協会主催の春季川崎シリーズ
- (イ) 川崎市市民・こども局市民スポーツ室による「アメリカンフットボールを活用したまちづくり」の一環として小中学生アメリカンフットボール選手育成を目的にジュニア・リトルチーム結成及びクリニック開催
- (ウ) 川崎市スポーツ協会支援による小中学生を対象としたフラッグフットボール川崎市民体育大会開催
- (エ) 中原区長杯フラッグフットボール大会開催
- (オ) 川崎市内の小中学校へフラッグフットボールの指導者派遣
- (カ) 各団体による近隣地域住民との親睦を目的としたアメリカンフットボール及びフラッグフットボールの大会、クリニック開催
- (キ) 各団体への用具の提供及び支援、指導者派遣等

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

開催1年以上前から、随時、アメリカンフットボール協会等との打合せ・情報交換を行うことで目的を共有した。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

事業委託者(市)と受託者(川崎市アメリカンフットボール協会)という関係であるため、必ずしも対等の関係であるとは言えないが、上記でも述べたように双方の目指すものが合致した事業であるため、それぞれ可能な役割

を担っている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

入念な事前打合せを行い、相互理解を行った。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

事業委託者(市)と受託者(川崎市アメリカンフットボール協会)という関係であるため、基本的に仕様書に基づいて役割分担と責任範囲が判断される。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

市政だより、区ホームページ、ポスター掲示、区内小学校へのチラシ配布等を通じて広く公開するとともに、報道機関への情報提供を行った。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

所管課での反省(打合せ)等を行った。

12. 商店街と連携した地域のまちづくり推進事業

所管	中原区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：中原区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	900	1,200	1,172	1,106	1,187
	決算額	876	1,126	985	1,102	1,182
H24年度決算額の使途内訳	材料費、報償費、事業運営費、使用料及び賃借料、製作事業費、事務費、雑費					
事業の内容	商店街を地域の情報交換や交流機能など地域コミュニティの場として活用し、地域の活性化に向けた取組を進める。					
事業を始めた経緯	武蔵小杉駅周辺など大型集合住宅の建設に伴う人口の増加により、新旧住民の交流促進など地域への愛着を育む取組みとして、商店街を情報交換や交流機能などの場として活用し、地域の活性化に向けた取組みを進める事業の一つとして、実行計画の中で位置づけ、平成20年度から区役所と商店街が連携して行うモデル事業を開始させた。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：中原区商店街連合会 選定方法：特命随意契約					

協働する理由、メリット	商店街をはじめとした地域の住民の立場に立った企画や事業の展開が期待できる。また、中原区内の商店街を取りまとめている中原区商店街連合会に委託することにより、事業運営がスムーズに進む。
事業の効果、事業目的の達成度合	商店街をはじめとした地域のにぎわい創出に寄与している。また、地域の商店街を区民に知ってもらうことで、再度足を運んでもらうきっかけになることから商店街としてもメリットがある。年度当初の事業計画と照らし合わせても、事業目的は概ね達成されている。
事業の効果の測定方法	事業実施後に実施状況について協働相手と話し合っている。

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

当事業は、中原区内の商店街を地域の情報交換や交流機能等地域コミュニティの場として活用し、地域の活性化に向けた取組を推進することを目的として、以下の5つの事業を実施するものである。

#### (ア)ポスター・写真展の開催（年1回実施）

中原区内の小中学生等の作品も積極的に活用し、若い世代も含んだ賑わいのあるポスター・写真展を開催する。

#### (イ)教室シリーズの開催（年8回実施）

商店街の店舗を利用した体験教室を開催する。

#### (ウ)軒先たまり場事業の実施（年1回実施）

神奈川県立川崎工科高校にベンチの製作を依頼し、商店街に設置することで、あらゆる世代が集い、情報交換ができる場を創出する。

#### (エ)「にぎわい物産展」の開催（年2回）

JA セレサ川崎と連携した地場野菜の販売、東北被災地域を支援する物産品の販売、音楽のまち・かわさきアーティストによる音楽コンサートなどを行う「にぎわい物産展」の開催により、地元商店街や地域の活性化を推進する。

#### (オ)商店街イメージアップ事業の実施

広報誌（中原区商店街連合会たより）を年1回刊行し、よりいっそう事業の周知を図る。

### 協働相手の概要

中原区商店街連合会は、中原区内の商店街の取りまとめを行っており、昭和25年7月に設立された組織である。平成20年度から25年度までの6年間継続して同事業を受託している。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア)目的の共有

##### (事実確認)

中原区商店街連合会の理事会等において、事業の計画や方向性、実施手法について協議を行い、武蔵小杉地駅周辺地区の再開発などによる、まちの急激な変化に対応するため、商店街を情報交換や交流機能など地域コミュニティの場として活用するという目的意識の共有を図った。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

企画や事業の押し付けではなく、商店街からの自発的な協力のもと、協働で計画を立て、その展開を図った。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

中原区商店街連合会の理事会における意見交換のほか、適宜、商店街に足を運んで協議を行うなど、相互理解を深めるよう努めた。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

委託契約を締結し、契約書に基づき役割分担と責任範囲を確定している。なお、取り組む内容によって、それぞれの役割分担と責任範囲が異なってくるので、実施の都度、協議し決めるように努めた。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

タウンニュース、中原区商店街連合会たよりなどの広報媒体を利用し、区と商店街連合会の協働の成果を区民に広く周知した。

地域課題対応事業(旧協働推進事業)として区ホームページで報告している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

事業報告書を作成し、中原区商店街連合会の理事会で報告するとともに、課題や改善点などについて話し合った。

(監査の結果 区 結13)

成果の振り返りとして「事業報告書」を作成しているが、これは事業の実施結果をまとめているのみであり、改善点や課題が整理されているとはいえない。また、平成25年度に過年度の事業を評価した結果、軒先たまり場事業については平成26年度から実施しない方向としているが、その検討過程が不明確である。

協働の原則では、成果の振り返りについて、なるべく客観的な指標で行い、今後の改善につながるような評価・検証をすることが求められているため、当事業についても上記原則を意識して、成果の振り返りを実施することが望まれる。



### 13. 中原区青少年吹奏楽コンサート事業

所管	中原区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	中原区青少年吹奏楽コンサート実行委員会設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：中原区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	2,100	2,495	2,100	1,910	1,910
	決算額	2,062	2,425	1,838	1,730	1,693
H24年度決算額の使途内訳	報償費、使用料及び賃借料、事務費等					
事業の内容	中原区内の中学校及び高等学校の吹奏楽部を対象として、川崎市総合福祉センター大ホール(予定)にて吹奏楽コンサートを開催。企画・運営については中原区青少年吹奏楽コンサート実行委員会が主体となり行う。					
事業を始めた経緯	青少年の健全育成を推進するにあたり、当時、文化的なイベントが無いこともあり、平成元年に中原区の青少年指導員主導で他都市のコンサートを参考に始めたのがきっかけになり、平成2年からは区の事業として実施している。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：中原区青少年吹奏楽コンサート実行委員会 選定方法：特命随意契約					
協働する理由、メリット	日頃から青少年の健全育成とその愛護活動を行っている青少年指導員などで構成されている中原区青少年吹奏楽コンサート実行委員会に委託することが、区民との協働の観点からもその開催目的に合致しているため					
事業の効果、事業目的の達成度合	音楽を通じたまちづくりの推進のほか、広報用ポスターのイラスト制作や、司会・受付・場内整理・舞台変更等など、準備段階から当日まで演奏者である中学生・高校生が運営に参加し、実行委員と一緒にすることにより青少年の健全育成や社会参加の機会に寄与している。					
事業の効果の測定方法	参加校の教員、生徒及び来場者から回収したアンケート結果について分析し実行委員会と意見交換している。					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

当事業は、音楽を通じ、情操豊かで、創造性あふれる青少年の育成を図り、もって文化の香りの高いまちづくりを推進することを目的として、中学生・高校生を主体として吹奏楽コンサートを開催するものである。

##### 協働相手の概要

中原区青少年吹奏楽コンサート実行委員会は、中原区青少年吹奏楽コンサートを、区民の手作りによる企画・運営で開催するために設置された組織である。委員会では主に以下の4つの事業を実施する。

- (ア) 青少年吹奏楽コンサートの企画
- (イ) 青少年吹奏楽コンサートの運営
- (ウ) 青少年吹奏楽コンサートの広報

(工)その他事業実施に関する業務

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

計画的な会議の開催を行い、事業の計画、方向性を議論することで目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

企画案についても実行委員会の中で相互に意見を出し合い、役割分担も明確にするなど対等な関係を築いている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

会議の開催を通じ、意見交換等、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

委託契約を締結し、契約書に基づき役割分担と責任範囲を確定している。  
なお、適宜会議の中で、実行委員会と綿密に調整している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

ポスター、チラシ、ホームページで開催告知しているほか、中原区青少年指導員連絡協議会広報誌「ふれあい中原」等広報媒体を広く利用し、区と実行委員会の協働の成果を区民に周知している。

地域課題対応事業(旧協働推進事業)として区ホームページで報告している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

コンサート終了後には、来場者、生徒からのアンケートを集計し、回答結果について実行委員会で意見交換し、次年度以降の事業実施に反映することによりよいコンサートを実施している。

(3) 意見

課題管理方法について(区 意9)

成果の振り返りにおいて、コンサートの来場者及び出演者からのアンケートを集計して実施しているが、翌年度のコンサートに活かしていくための仕掛けとして、アンケート結果の中でも特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

#### 14. 大型集合住宅住民組織支援事業

所管	中原区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：中原区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額			2,130	5,232	3,401
	決算額			1,722	5,230	3,125
H24年度決算額の使途内訳	コミュニティ形成講座、地域コミュニティを考える講演会、ふるさと交流フェスティバルの企画・運営、講演会講師謝礼、広報チラシの作成、事務用品等					
事業の内容	大型集合住宅住民の地域への関心の向上、地域課題に対する主体的な役割意識及び参画の機会の提供、地域住民との交流促進などを目的として、当事業を実施する。					
事業を始めた経緯	第2期中原区区民会議において、マンションにおける地域コミュニティづくりに関する課題について指摘を受け、平成22年度から当事業の実施につながった。当事業では、区内大型マンションの住民に対して、マンション内のコミュニティづくり、マンション間同士のコミュニティづくり、マンションと周辺地域のコミュニティづくりを実施することになった。					
協働相手及び協働相手の選定方法	NPO 法人小杉駅周辺エリアマネジメント(以下「エリアマネジメント」という。) 支援業務委託は、有限会社大久手計画工房と契約している。					
協働する理由、メリット	エリアマネジメントが保有する高層マンションの人的ネットワークや地域活動の実績、ノウハウ等を活用することで、武蔵小杉駅周辺高層マンションの参加者促進につなげながら、地域コミュニティの題材の選定をはじめ企画開催は区役所が実施する。					
事業の効果、事業目的の達成度合	参加者からは、当事業へ出席したことで地域課題や対応策について共有できたとの意見や、近隣の大型集合住宅と顔の見える関係になったとの意見も多く、地域におけるマンション間の交流につながりつつあるが、コミュニティ形成には時間がかかるものであることから、当事業については、時間をかけて取り組む必要がある。					
事業の効果の測定方法	事業開催後、参加住民からアンケート(感想シート)を提出させ、事業に関する要望やニーズを確認しながら、当事業の改善方法を検討している。					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

武蔵小杉駅周辺をはじめとする区内各所の再開発地域に建設された大型集合住宅への入居を中心に近年大幅に人口が増加している。そして、その多くは30代から40代の若い子育て世代が中心である。大型集合住宅の多くは、そのセキュリティの高さにより、周辺地域との関係のみならず、同一住宅内においても人の行き来が容易でないことから、ともすれば人的交流が希薄となり、コミュニティが成立しづらいという状況にある。

そこで、当事業では、武蔵小杉駅に隣接する7棟のマンションが会員として加入しているNPO法人小杉駅周辺エリアマネジメントと協働することによって、上記

の課題を解消し、効率的に新たな地域コミュニティの形成を図っている。

また、市民参加のコミュニティ作りに精通している事業者である有限会社大久手計画工房（以下、「大久手計画工房」という。）による「コミュニティ形成講座」などの講座や「ふるさと交流フェスティバル」等のイベント等を開催し、新たな地域コミュニティの形成を効果的に促進させている。

なお、当事業で使用される中原区区づくり推進費は、主に大久手計画工房に対する委託費である。

#### 協働相手の概要

NPO 法人小杉駅周辺エリアマネジメントは、武蔵小杉駅周辺の住民を対象に、まちづくりに関する事業を行い、広く公益に寄与することを目的として平成 19 年に設立された NPO 法人である。主に以下の 7 つの事業を実施している。

- まちづくりにおける都市環境の維持・保全に関する事業
- まちづくりにおけるコミュニティ形成・育成に関する事業
- まちづくりにおける地域の安全に関する事業
- 生活情報・サービスの提供に関する事業
- 地域の商業活動の促進・経済活性化に関する事業
- 会員相互のコミュニティ形成・育成に関する事業
- 会員相互の身近な生活課題の解決に関する事業

#### (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

(事実確認)

エリアマネジメントが開催する月 1 回の連絡会議等に参加しているマンション関係者に対して、事業目的、開催テーマ、実施手法について、区から報告し、参加募集の協力を募ることにより目的の共有を図られている。

(監査の結果 区 結 14)

当事業は、急速に人口が増加する武蔵小杉駅周辺の地域コミュニティを作る上でも注目すべき事業である。

地域コミュニティ作りには、事業目的を共有することが重要である。エリアマネジメントという観点からは、単に直面する課題に随時対応していく課題対応型ではなく、今後のまちづくりに大きく貢献していく地域創造型の機能が期待される。そのためには、今後のまちづくりに関するビジョンを策定し、エリアマネジメントを考えていく上での基礎概念として、協働の担い手間で共有することが望まれる。

##### (イ) 対等の関係

(事実確認)

エリアマネジメントとは、月 1 回の連絡会議で意見交換を実施することで、一方的な事業企画をするのではなく、互いの価値観を認めながら、共通認識を持って双方が納得する事業を実施することにより対等の関係を築いている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

エリアマネジメントは大型集合住宅の現状や課題、ニーズを十分に把握している。エリアマネジメントと区とは、事業のテーマ性を確認しあいながら、地域の課題にあった行政の事業としてふさわしい題材となるよう、相互の理解・尊重しあいながら事業を進めることで相互の理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

エリアマネジメントは、事業実施に当たってのテーマ設定に関する意見をいただき、かつ武蔵小杉駅周辺の高層マンションに対して、当事業への参加を呼びかけている。

区役所では、事業の企画開催を担い、公的な信用と広報力を活用し、中原全域のマンションに対して参加を募集している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

事業の開催について報告書としてまとめ、実施状況を近隣の大型集合住宅へ周知している。地域課題対応事業(旧協働推進事業)として区のホームページで報告している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

事業報告書を作成し、エリアマネジメント及びマンション参加者に対して報告するとともに、次回のテーマや改善点についての意見出しを行っている。

(3) 意見

エリアマネジメント組織の育成について(区 意10)

当事業は、NPO 法人であるエリアマネジメントと協働で実施されている。今後マンション開発が進展していく中で、マンションにおける地域コミュニティの創造は非常に重要である。その手法として、このようなNPO 法人と協働で実施していくことは意義のある取組である。そういった趣旨から、このような市民活動団体を他の地域でも育成していくことが望まれる。

15. 中原区子育てネットワーク事業

所管	中原区役所 こども支援室					
根拠法令・要綱等	中原区子育てネットワーク設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：中原区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	2,336	2,894	3,232	3,148	3,764
	決算額	2,335	2,600	3,231	3,146	3,764
H24年度決算額の使途内訳	ネットワーク会議の開催(消耗品・通信費・保険料等)51,985円 子育てネットワーク通信の発行(委託料・通信費等)933,964円 子育て自主グループ支援(委託料・通信費等)167,560円 子ども未来フェスタの開催(消耗品費・委託料・謝礼等)542,497円 マタニティ&ファミリーコンサート、親子講座の開催(委託料)1,915,501円 ボランティア支援(通信費・消耗品費・謝礼等)152,712円					
事業の内容	情報誌「子ネット通信」の発行やなかはら子ども未来フェスタの実施、子育て自主グループ及びボランティアの支援等、総合的な子育て支援を行う。					
事業を始めた経緯	中原区における総合的な子育て支援事業を展開するとともに、子育て支援に関わる関連施設・団体・個人(以下「関係機関等」という。)による情報交換及び相互協力等を行うために、関係機関等の協力の下、平成18年度から当事業を実施した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	当事業を実施するために、関係機関等により組織された中原区子育てネットワークと共同して事業を実施する。					
協働する理由、メリット	地域のマンパワー、専門性を活かすことができるとともに、関係機関等との連携及び広域的な事業展開を図ることができるため					
事業の効果、事業目的の達成度合	全体事業及び各部会における事業において、年度当初の計画どおり、事業が実施されており、子育て中の世帯と地域との交流を目的とした「なかはら子ども未来フェスタ」には、毎年約2,000名の参加があるなど、事業目的の達成度合も良好である。					
事業の効果の測定方法	子育てネットワーク会議において、ネットワークの全体事業及び各部会における事業の実施状況を報告してもらい、その内容を精査する。					

(1) 概要

事業概要(補足)

当事業は、中原区における乳幼児を対象とした子育て支援を推進するとともに、関係団体・機関による情報交換や相互協力を行うことを目的として実施される。具体的には、以下の7つの事業を実施する。

- (ア) 中原区子育てネットワーク会議の開催
- (イ) なかはら子ネット通信の発行
- (ウ) 子育てグループ支援
- (エ) 音楽事業
- (オ) 交流事業(なかはら子供未来フェスタ)の実施
- (カ) 親子講座事業

(キ)子育て支援に関わる研修・交流事業

協働相手の概要

中原区内における乳幼児を対象とした子育て支援を推進するとともに、関係団体・機関による情報交換、相互協力を行うために設置された組織であり、業務として主に以下の3つを実施するものである。

(ア)子育てネットワーク会議の開催

(イ)中原区における子育て支援の検討及び推進

(ウ)関係団体・機関による情報交換及び相互協力

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

ネットワークに参加している関係機関等の代表者による子育てネットワーク会議(年3~4回)を開催することで、協働の担い手間の目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

子育てネットワーク会議及び4つの部会での打合せを通じて、当該年度及び次年度の実施内容について検討を行い、双方が対等に意見を交換する機会を設けている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

子育てネットワーク会議及び4つの部会を通じて、行政と地域とが当事業の円滑な実施に向けた検討を行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

委託契約を締結し、契約書に基づき役割分担と責任範囲を確定している。なお、中原区子育てネットワークが事業を実施し、行政が必要な経費の負担、広報等を行うという役割分担の体制が確立されている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

年度ごとの会計に関して、中原区子育てネットワークを組織する地域住民が、会計・会計監査を担当しており、その結果に関しては、毎年度、子育てネットワーク会議で報告し、承認を得ている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

子育てネットワーク会議において、ネットワークの全体事業及び各部会における事業の実施状況を報告してもらい、課題や改善点について議論してい

る。

( 監査の結果 区 結 1 5 )

当事業をさらに、より良いものとするためには、事業の実施状況についての報告を受けるだけでなく、今年一年間の活動状況における課題を把握し、その課題の解決に向けて今後どういった方向に展開させていくべきかの検討を行い次年度以降の取り組みへとつなげていくことが必要と考える。

( 3 ) 意見

課題管理方法について ( 区 意 1 1 )

成果の振り返りにおいて、子育てネットワーク会議で実施状況の報告が行われているが、翌年度の事業に活かしていくための仕掛けとして、特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

1 6 . 中原区子育て支援推進事業

所管	中原区役所 こども支援室					
根拠法令・要綱等	中原区子育て支援推進実行委員会設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：中原区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 ( 千円 )	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	2,100	2,100	2,140	2,452	3,267
	決算額	2,061	2,081	2,126	2,446	3,261
H24 年度決算額の使途内訳	区内 7 地区の子育て支援推進委員会の活動支援 会場使用料 ( 340,300 円 )、通信費 ( 40,919 円 ) 保険料 ( 375,599 円 )、印刷製本費 ( 863,280 円 ) 研修費 ( 290,466 円 )、備品消耗品費 ( 792,496 円 ) 自主サロンへの活動助成 ( 4 団体、189,808 円 ) 子育てサロン 10 周年事業 ( コンサート ) の実施 ( 368,340 円 )					
事業の内容	地域における親子の集いの場「子育てサロン」の推進、日常的な見守り声かけ活動の基盤整備、ボランティア等の人材の育成、子育て支援の必要性等の普及啓発を行う。					
事業を始めた経緯	育児不安や育児困難、児童虐待等の子育てに関する課題に対して、地域社会が世代間の交流を促進させ、近隣との支援関係を構築することにより、課題を解消し、安心して子育てのできる基盤を整備することができるため、平成 15 年度から当事業を開始した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	当事業を実施するために、社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会等、子育て支援に関わる団体により組織された中原区子育て支援推進実行委員会と共同して事業を実施する。					
協働する理由、メリット	地域のマンパワー、専門性を活かすことができるとともに、地域における世代間交流、近隣住民との交流を促進することができるため					
事業の効果、事業目的の達成度合	当事業において実施する子育てサロンは、平成 24 年度で区内 16 か所 221 回実施され、年間延べ 1 万人以上の親子が参加するなど、地域との交流が進められている。					



	また、子育てサロンに従事するスタッフは延べ 2,844 名で、人材の育成も並行して進められている。
事業の効果の測定方法	各地区におけるサロンの実施状況の報告書を提出してもらい、その内容を精査する。

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

当事業は、地域に根ざした支援者が子育てサロンの運営や声かけ運動などを展開することにより、子育てが困難な状況の親を支え、乳幼児とその親の孤立を地域の中で防ぎ、ひいては世代間の交流を促進させ地域との支援関係を構築し、安心して子育てのできる基盤を整備することを目的として実施され、主に以下の5つの事業を実施している。

(ア) 中原区内7地区16箇所での子育てサロンの運営実施

(イ) 子育てふれあい広場への活動支援の実施

(ウ) 子育てサロンスタッフ研修会の実施

(エ) 子育て支援活動の普及啓発及び見守り声掛け活動の実施

(オ) 中原区子育て支援推進実行委員会、中原区子育て支援推進実行委員会運営部会の開催

### 協働相手の概要

近年子育て中の親に育児不安、育児困難、児童虐待などの急増が問題となっており、地域社会がこれらの課題に関心を持ち、子育て中の親に愛情を持って接し、世代間の交流を促進させ、近隣との支援関係を構築することにより、安心して子育ての出来る基盤を中原区に整備することを目的として設置された組織である。主に以下の5つの事業を実施する。

(ア) 日常的な見守り声かけ活動の基盤整備をする。

(イ) 人材の育成を図る。

(ウ) 活動拠点づくり(子育てサロン)を推進する。

(エ) 啓発及び普及する。

(オ) 他地域への波及を図る。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

区内各地区における代表者による全体会議(年2回)及び実務担当者による運営部会を開催し、官民及び各地区間の情報共有を図っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

全体会議及び運営部会を通じて、当該年度及び次年度の実施内容について検討を行い、双方が対等に意見を交換する機会を設けている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

全体会議及び運営部会を通じて、行政と地域とが当事業の円滑な実施に向けた検討を行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

中原区子育て支援推進実行委員会が事業を実施し、行政が必要な経費の負担、広報を行うという役割分担の体制が確立されている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

年度ごとの会計に関して、中原区子育て支援推進実行委員会を組織する地域住民が、会計・会計監査を担当しており、その結果に関しては、毎年度、全体会議及び運営部会で報告し、承認を得ている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

全体会議及び運営部会を通じて、各地区における事業の実施状況を報告してもらい、課題や改善点について議論している。

(監査の結果 区 結16)

推進委員会のメンバーには、日々、子育てに悩まれる父兄の意見などが寄せられるものと考えられる。子育てに悩まれる父兄に対応するためには、区は実施状況の報告を受けるだけでなく、今後どういった方向に展開させていくべきかといった点を検討し、次年度以降の事業の改善につなげていくことが必要と考える。

(3) 意見

課題管理方法について(区 意12)

成果の振り返りにおいて、全体会議及び運営部会で実施状況の報告が行われているが、翌年度の事業に活かしていくための仕掛けとして、特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

・高津区

1. 高津区音楽のまち推進事業

所管	高津区役所 まちづくり推進部 地域振興課、生涯学習支援課					
根拠法令・要綱等	川崎市自治基本条例第3条(3)					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：高津区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	3,791	4,488	4,717	5,106	5,086
	決算額	3,548	3,950	3,457	4,631	4,523
H24年度決算額の使途内訳	委託料 2,743千円 報償費 1,780千円					
事業の内容	区内の多様な音楽資源を活用し、個性と魅力があふれ、愛着が持てるまちづくりを推進することを目的とし、区民や地域の多様な主体との協働により、様々な音楽イベントを開催する。					
事業を始めた経緯	区民音楽祭など地域で行われていた音楽活動を、全市で推進する「音楽のまち・かわさき」の活動との連動や公共施設の活用等を通じて一段と発展させ、区民への音楽鑑賞機会の提供や区民同士の交流促進等による魅力あるまちづくりを実現するために、区の事業として総合的な調整を行いながら事業展開している。					
協働相手及び協働相手の選定方法	花コンサート運営委員会、区民音楽祭運営委員会、子どもの音楽文化体験事業実行委員会、サロンDE・ホールDEコンサート実行委員会、246クラシックコンサート実行委員会、ファミリーコンサート実行委員会、高津区親と子のコンサート実行委員会、「プラザ橘みんなで楽しむ音楽事業」実行委員会 特命随意契約による選定					
協働する理由、メリット	地域の意見や専門家による指導を事業運営に活用し、区の広報、場所、資金の提供など、行政と地域が相互に足りないものを補完しあうことにより、円滑に業務を遂行できる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	年度当初の計画に沿って予定のコンサートやイベントを開催し、参加者へのアンケートでは、回答者の8割程度から「満足」の回答が得られており、区民が気軽に音楽を楽しめる機会を提供できていると言える。また、区民音楽祭等を通じた区民団体同士の交流や、地域の大学の協力による出演者の開拓など、協働による地域資源の活用やコミュニティの形成等が実現できている。以上のことから、事業目的は達成できていると考えている。					
事業の効果の測定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサートやイベントの実施回数や内容</li> <li>・来場者に対する満足度調査(アンケートの実施)</li> <li>・応募者数や来場者数の推移</li> </ul>					

(1) 概要

事業概要(補足)

音楽のまち・かわさきの活動として、様々な音楽イベントを開催することを目的とする事業である。区役所ロビーでの花コンサート、高津区民音楽祭等のイベントを行っている。コンサートを開催して区民に音楽鑑賞をする機会を提供するのみならず、高津区民音楽祭のように出演者を募集する区民参加型のイベントも行っている。

## 協働相手の概要

協働相手は法人組織ではなく、ボランティアで構成される実行委員会や運営委員会である。これらの委員会には、地元住民や音楽の専門家といったメンバーで構成されている。市はこれら委員会と委託契約を締結し、各種音楽イベントを協働で開催している。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

課題認識や事業内容について委託業務仕様書に明記しているほか、定期的に委員会を開催し、事業実施にあたって双方の認識に齟齬がないか確認しながら事業を実施している。花コンサートの仕様書を確認したが、事業目的が明記されていた。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

委員長を中心とした委員会において区役所が事務局を務めており、情報の伝達や意思決定がどちらか一方に権限や負担が偏ることなく行われ、対等な協議により事業を推進できる関係を構築している。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

定期的な委員会の開催に加え、メールや電話等を活用して疑問点や改善点を相互に出し合い、双方の考えを十分に共有・調整したうえで事業を実施している。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

各委員会の設置要綱において委員会の役割を規定しているほか、年度毎の委託業務仕様書においても業務内容を明記し、相互に確認している。

#### (オ) 公開性・透明性

##### (事実確認)

イベントの実施にあたり、告知チラシやホームページ等に主催者として協働主体者名を明示している。

#### (カ) 成果の振り返り

##### (事実確認)

委員会や必要に応じた反省会の開催を通じて、コンサート・イベント参加者へのアンケートを活用した内容の振り返りや、運営方法に関する意見交換等を行い、今後に向けた課題の抽出及び解決策の検討等を行っている。

(3) 意見

委託形式の見直しについて(区 意1)

当事業は地域で音楽活動を行う市民を中心にコンサート等を実施することにより地域の活性化に結びつけることを目的としている。事業の性質は、市民主体の協働の取組であり、したがって実行委員会方式が採用されている。現在、区と各実行委員会とは委託契約を締結しているが、実行委員会がより主体的に事業を実施するためにも補助形式で行うことを検討されたい。

2. 「たちばな農のあるまちづくり」推進事業

所管	高津区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市自治基本条例第3条(3)					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：高津区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	3,500	2,000	2,000	2,000	2,000
	決算額	3,465	2,000	2,000	2,000	1,995
H24年度決算額の使途内訳	委託費：1,995,000円					
事業の内容	「たちばな農のあるまちづくり」推進方針に基づき、推進会議での検討を踏まえプロジェクトに取り込み、橘地区の魅力向上に向けた取組を市民協働で行う。					
事業を始めた経緯	高津区、特に橘地区における地域資源を活用した地域レベルからの地元意識・ふるさと意識の醸成ならびに地域活性化につなげる取組として「たちばな農のあるまちづくり」推進方針を策定し、平成20年度からその実行期間として区民と協働で行うことになった。					
協働相手及び協働相手の選定方法	【協働相手】NPO法人 ぐらす・かわさき 【選定方法】特命随契					
協働する理由、メリット	橘地区の農地・緑地・歴史遺産等の地域資源の紹介や、事業に協力的な生産者の開拓・ネットワークづくりや地域交流拠点機能を有した店舗の開設など、専門性を有した者の存在や地域に密着した活動など行政では出来ない部分を補完する役割が不可欠であるため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	区内の様々な市民活動団体、生産者、一般住民や学生など、多様な委員で構成される推進会議で活発な意見交換がなされ、「たちばな農のあるまちづくり」推進事業そのものが区民交流・地域交流の場として機能している。 農の紹介イベント「さんの市」への出店や農業体験イベントへの協力において、橘地区の生産者の協力を得られており、良好な関係を構築している。 地域交流拠点機能を持った店舗が開設され、新たな取組が予定されている。					
事業の効果の測定方法	「たちばな農のあるまちづくり」推進方針に照らし事業の進捗を管理している。また、イベント参加者からのアンケート等により効果を測定している。					

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

高津区、特に橘地区における地域資源を活用したふるさと意識の醸成や地域活性化を図ることを目的とする事業である。市は当事業を進めるため、2009(平成21)年3月に基本的な指針としての『「たちばな農のあるまちづくり」推進方針』(以下、「推進方針」という。)を定めた。推進方針の計画期間は2009(平成21)年度から2018(平成30)年度までの10年間となっている。推進方針には基本目標と行動計画が記載されている。内容は以下のとおりである。

### 基本目標

地域の魅力を再発見し、食と農を通じた区民の交流を促す  
地産地消を進め、地場農産物を地元で食する機会を拡充する  
農のある風景と暮らしを、次代に伝えるための活動を創出・拡大する

### 「たちばな農のあるまちづくり」の実現に向けた行動計画

農業者と区民が協働し、食と農の地域資源を発見する活動の推進  
地場農産物の購入や食事が地元でできる仕組みづくり  
食と農の交流拠点機能の整備  
地産地消と子どもの食材を結び、次代に伝える活動づくり  
市民パワーによる地域資源の活性化、ネットワーク化の推進

### 協働相手の概要

協働相手であるNPO法人ぐらす・かわさき(以下、「ぐらす・かわさき」という。)は、平成13年に設立されたNPO法人である。ぐらす・かわさきのホームページによると、ぐらす・かわさきは、《かわさきがみえる/かわさきをつくる》をコンセプトにして、以下の活動に取り組んでいる。

市民が集い、交流する場をつくり、講座・交流会やイベントなどの開催をします。

問題解決のために市民が必要な情報を集めます。その情報を市民が使いやすい情報にして発信します。

市民自身が主体的に問題を解決していくことをめざし、その活動を応援します。

具体的には、地域の交流の場の運営(遊友ひろば、寺子屋、地域の子育て支援等)及び市民活動・コミュニティ・ビジネスの応援(コミュニティビジネス相談窓口、かわさきサポート基金設立準備、市民活動支援等)といった活動を行なっている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

年3回の推進会議や各イベントの開催を通じ、目的や進捗状況等を確認しながら進めている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

事業の実施にあたっては、対等な関係性のもと綿密な打ち合わせを行い、一方に負担がかからないように取り組んでいる。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

推進会議の今後の運営について、生産者や地域住民からの意向や考え方を把握し、それらを踏まえ事業を推進している。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

市の役割は、予算の確保、市政だより等による広報、会議・イベント会場等の確保、会議・イベントへの参加、事業運営全般への助言であり、協働相手の役割は、委員の募集、農家との調整、会議・イベントの実施、チラシ作成・広報、HPの作成・公開、おさんぼマップの情報収集・作成、情報発信拠点の確立というように、市と協働相手との役割分担がなされている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

事業者選定にあたっては、指名業者等選定委員会に諮っている。ホームページ等で活動や成果を公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

実施したイベントの終了後、課題・反省点を話し合った。また、各委員会の開催後に議事録を回付し、計画に対する進捗を確認した。

(監査の結果 区 結 1)

上述のとおり、推進方針には、「たちばな農のあるまちづくり」の3つの基本目標及び5つの行動計画が掲げられている。これらを踏まえて様々な事業が実施されていくことになるが、基本目標に関して具体の基準が定められていないことから、各事業を実施することで基本目標に対してどれだけの成果・進捗があったのかについて検証、評価をすることが十分に行えない状況となっている。PDCAサイクルを適切に回していくためにも、具体的な基準を設定することが必要と考える。

### 3. 高津区まちづくり推進事業

所管	高津区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市自治基本条例第3条(3)					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：高津区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	5,717	6,149	5,154	5,130	4,636
	決算額	5,635	4,862	4,238	4,053	3,940
H24年度決算額の使途内訳	需用費：145,637円 役務費：61,418円 委託費：3,482,402円 使用料及び賃貸料：249,732円					
事業の内容	区内の市民活動団体を始めとしたまちづくり活動に関わる人々に対し、活動に必要な知識等の勉強会、活動場所の提供、活動に必要な情報の発信等を行うことにより、区内の市民活動・まちづくり活動を活性化させ、参加と協働によるまちづくりの推進を図る。					
事業を始めた経緯	平成11年、市民と行政のパートナーシップによるまちづくり推進が提案されたことによる。					
協働相手及び協働相手の選定方法	【協働相手】高津区まちづくり協議会 【選定方法】特命随意契約					
協働する理由、メリット	コンサルタント事業者を入れず、住民ならではの視点から、まちづくり活動に関わる中間支援が出来るため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	区民の主体的な参加により、中間支援及び区民の主体的な活動支援の観点から、市民活動見本市の実施による情報発信や支援ルームの運営を適切に行った。また福祉分野での講座開催など、活動の幅が広がった。					
事業の効果の測定方法	市民活動見本市等後のアンケート、支援ルーム登録団体数の月次把握などで測定している。					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

高津区市民活動見本市や高津学(まちづくり講座)といった、高津区独自のイベントや講座の企画及び運営を行う事業である。これらのイベントの企画、運営を市が直接行うのではなく、協働事業として高津区まちづくり協議会に委託契約を締結して行っている。

##### 協働相手の概要

協働相手である高津区まちづくり協議会は、公募により委員が選任され、町内会からの推薦や、市民活動団体の代表、一般市民から選出される。現在34名の委員で構成されており、委員は1期2年の任期で務めることとされている。



(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

事業により解決したい課題やプロセスについて共有のもと、年度当初に年間スケジュールを立て、各委員会を毎月開催し目的を共有している。委託契約の仕様書にも目的は明記されている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

事業の実施にあたっては、綿密な打ち合わせを行い、一方に負担がかからないように取り組んでいる。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

打ち合わせを綿密に行い、活動の方向性や市民活動団体に係る中間支援組織の在り方について意見交換を行うことに努めた。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

市の役割は、予算の確保、市政だより等による広報、会議・イベント会場等の確保、会議・イベントへの参加、事業運営全般への助言であり、協働相手の役割は、人材の発掘、会議・イベントの企画と実施、チラシ作成・広報、市民活動団体の交流機会の提供、まちづくりに関する情報発信というように、市と協働相手との役割分担がなされている。

(監査の結果 区 結2)

所管担当者へのヒアリング時には上記のとおり説明を受けたが、委託契約の仕様書には上記のような役割分担が明記されていない。協働事業の際には、特に原則に遵守する観点からも相手方の役割分担を仕様書に明記しておくことが必要と考える。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

事業者選定にあたっては、指名業者等選定委員会に諮っている。事業実施については、市政だより、チラシ配布・設置等により広く広報を行っている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

実施した講座やイベントの終了後、課題・反省点を話し合った。また、各委員会の開催後に議事録を回付し、計画に対する進捗を確認した。

(監査の結果 区 結3)

講座やイベントの終了後に課題・反省点についての話し合いが行われているが、講座やイベントの良し悪しだけでなく、講座やイベントを開催するこ

とで何を達成しようとしていたのかという、そもそもの事業目的に照らした振り返りが必要と考える。

(3) 意見

中長期計画等の策定の必要性(区 意2)

監査の結果でも述べたが、このまちづくり推進事業を実施することで何を達成あるいは解決しようとしているのかという目的、目標を設定することが必要である。そして、それら目的、目標を達成するために中長期の事業計画を策定し、それに基づいて実施していくことが必要と考える。例えば、今後5年間の事業実施計画を策定し、5年経過後の最終目標とそれを年度毎に落とし込んだ年度目標を設定し、各年度における事業実施後に年度目標と当該年度の結果とを比較することで計画の進捗状況や成果を客観的に測定、評価することが可能となる。あるいは、まちづくり推進協議会の委員の任期が2年ということから、まず任期中の2年間で何をやるかという目標を設定し、それを踏まえて1年目、2年目にそれぞれどういったことを実施するかということを決めておくことが望ましい。こうすることで、事業を効果的に実施していくことが可能となり、振り返りも行いやすくなる。PDCAサイクルを適切に回すという観点からは、振り返りの結果を次の行動につなげること、すなわち、CheckとActionが重要である。

4. 大山街道周辺整備活性化事業

所管	高津区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市自治基本条例第3条(3)					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：高津区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	3,500	10,000	9,692	8,918	5,543
	決算額	3,495	7,304	8,762	8,452	5,355
H24年度決算額の使途内訳	委託料(事業実施委託料)3,682千円、役務費(郵便料)14千円、工事費(キラリスポット整備工事費)1,659千円					
事業の内容	区の課題の一つとして、高津大山街道及びその周辺に残っている歴史的・文化的な資源を保全・活用するため、行政計画として策定した「高津大山街道マスタープラン」を推進し、魅力的な空間創造と、計画的・総合的な地域活性化のための取組みを推進する。					
事業を始めた経緯	大山街道沿道住民を中心に平成15年に地域活性化に関する協議会が組成される等、地域におけるまちづくり活動への機運が高まったことを受けて、平成21年度に街道の景観や歩行環境の整備、歴史資源の活用、地域コミュニティの連携強化等を目的とする「高津大山街道マスタープラン」を策定した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	株式会社石塚計画デザイン事務所 東京事務所(コンサルタント) 特定非営利活動法人 多摩川エコミュージアム いずれも特命随意契約による選定					
協働する理由、メリット	会議やイベント等の事業実施に関し、ノウハウを有する事業者やNPO法人を活用することにより、区役所が直接事業を実施するより効果的に業務を遂行で					

	きる。
事業の効果、事業目的の達成度合	アクションフォーラムの開催は平成 21 年度から通算で 10 回を超え、地域活性化に関する意見交換、アイデア実現の場として定着してきた。平成 24 年には地域住民等によるアクションフォーラム運営委員会が組織され、地域主体で活性化策を検討・実施する体制が整いつつある。 また、キラリスポット整備工事はマスタープランで計画した 5 箇所の道路舗装工事を予定どおり完了している等、ソフト・ハード両面においてほぼマスタープランの計画どおりに進捗しており、当年度までの事業目的は達成できていると考える。
事業の効果の測定方法	量的には会議・イベントの開催回数や参加人数により、質的にはマスタープランと比較した事業の進捗により、効果を測定している。

### (1) 概要

#### 事業概要(補足)

歴史的・文化的な資源を残されている高津大山街道及びその周辺の活性化等を目指して、「高津大山街道マスタープラン」(以下、「マスタープラン」という。)を策定して行う事業で本庁まちづくり局と連携して行う事業である。マスタープランは 2009(平成 21)年 3 月に策定され、2009(平成 21)～2018(平成 30)年度の 10 年間で計画期間として運用されている。マスタープランは、

- 高津大山街道の特徴と課題
- 大山街道の将来像
- 基本方針
- 推進方策(アクションプログラム)
- 推進体制

という項目で構成されている。それぞれの主な内容は以下のとおりである。

#### 高津大山街道の特徴と課題

##### 大山街道の特徴

- ・ 大山参拝の信仰の道
- ・ 江戸と神奈川を結ぶ物流の道
- ・ 文人が集う文化交流の道
- ・ 高津区のシンボルの道
- ・ 蔵づくりの建物が現存

##### 大山街道の課題

- ・ 消え行く歴史的な資源
- ・ 商店街の衰退とマンション建設
- ・ 交通混雑・歩行の危険が増大

#### 大山街道の将来像

暮らして安心 訪ねて楽しい 大山街道

#### 基本方針

- 1 誰もが安心・安全に歩ける道づくり
- 2 大山街道らしい景観をつくる

- 3 歴史的な建造物等の地域資源を活かし、人が集える賑わいの場をつくる
- 4 街道や周辺の資源を結び、回遊性のある魅力的なまちにする
- 5 コミュニティの新たな担い手を育てる

推進方策（アクションプログラム）

大山街道都市景観形成地区の景観形成の推進  
高津大山街道資源活用事業  
大山街道フェスタの継続的開催 等

推進体制

市民協働による計画の推進  
計画の進行管理と評価

協働相手の概要

協働相手は、株式会社石塚計画デザイン事務所（以下、「石塚計画」という。）と特定非営利活動法人多摩川エコミュージアム（以下、「エコミュージアム」という。）石塚計画は、札幌市と東京都渋谷区に拠点を有し、まちづくりの現場で、まちづくりワークショップやコンピュータグラフィックなど様々な手法で、都市デザイン、住民と行政のコミュニケーション、地域合意形成、住民まちづくり活動の支援などを実践している。当事業においては、アクションプログラムを推進するためのアクションフォーラムの企画・運営及び高津区民祭実行委員会のサポートという形で関与している。

エコミュージアムは、多摩川水系とその流域を含む地域を対象に、市民が生活する地域と環境そのものを生きた総合博物館として創造し、その優れた自然遺産と歴史・文化遺産を保全・継承して、だれもがいこい、楽しく学び、活動できる環境づくりに寄与することを目的として設立された NPO 法人である。当事業においては、二子の渡し体験事業という形で関与している。

（２）監査の結果

協働の原則の遵守について

（ア）目的の共有

（事実確認）

委託業務仕様書に当事業の目的を明記し、事業により解決したい課題やそのプロセスについて、相手先と相互に確認している。また、契約期間中随時、目的や進捗状況等を確認しながら会議進行計画の作成等を行っている。

（イ）対等の関係

（事実確認）

年間の事業計画や各会議の内容・進行計画等は、目的を共有したうえで相手先から区が提案を受け、意見交換を経て決定している。区または相手先のいずれかが極端に主導することなく、対等な協議による意思決定が為されている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

事業計画や目標を相手先に伝えるだけでなく、相手先を通じて収集した地域住民の意向や考えや、それを踏まえた相手先の助言等を参考にしながら事業を推進している。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

会議運営やイベント企画実施等を相手先が、費用を区役所が負担している。また、保険の加入等に関する責任範囲に関する内容を委託業務仕様書に明記している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

相手先の選考にあたって、当年度の特命随意契約は前年度からの事業の継続性を重視したものであり、前年度はプロポーザル形式により選定している。また、地域住民の参加による会議(年3回以上開催)を通じて市民に対し事業の進捗状況を報告しているほか、事業内容についてホームページでの報告、広報紙の配布も行っている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

当年度の事業内容、目標の達成度、今後の課題等の報告を盛り込んだ事業実施報告書の提出を受けている。

(監査の結果 区 結4)

協働相手先であるエコミュージアムの報告書を閲覧したが、目標の達成度や今後の課題等の記述はなく、単に実施した事業の結果だけが記載されているだけであった。また、資源活用事業の業務報告書についても同様で、目標の達成度や今後の課題等の記述は見られなかった。これでは十分な振り返りとは言い難い。業務報告では、実施した事業内容はもちろんのことだが、当初の目標の達成度、今後の課題及びそれに向けた具体の対応案まで記載するのが本来であるとする。今後の報告書では、こういった点まで記載するように指導すべきである。

(監査の結果 区 結5)

当事業には上述のとおり、マスタープランが策定されている。そこには、大山街道の課題、大山街道の将来像、将来像に向けた5つの基本方針、10余のアクションプログラム等が記載されている。基本方針の実現に向けて、経年による環境変化や地域の意向等を受けたアクションプログラムの見直しを行いつつ事業を推進していくにあたり、その進捗について確認・検証を行うには、基本方針の達成度を客観的に計る手法の構築が求められる。

また、マスタープランには、計画の進行管理と評価として、「川崎再生ACTIONシステム(事務事業総点検施策評価)等の活用ということが記載されている。ACTIONシステムによる評価を確認したところ、こちらの事業目

標も事業を実施することが目標となっており、その結果、現状維持以上の評価結果とされていた。今回の監査テーマから外れるため、ACTION システム制度についての指摘は控えるが、いずれにしても、実施することが目標ではなく、当事業のもともとの目標である「暮らして安心 訪ねて楽しい 大山街道」という大山街道の将来像及びそれを受けた 5 つの基本方針の達成・進捗が図られているのかということについて振り返ることが必要である。

#### 5 . 高津地区親子運動会開催事業

所管	高津区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市自治基本条例第 3 条 ( 3 )					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：高津区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 ( 千円 )	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	940	940	940	940	882
	決算額	940	940	940	940	882
H24 年度決算額の使途内訳	委託料 ( 事業実施委託料 ) 賞品代、賞状代、用具代、通信費、消耗品費、印刷代、会場設営費、傷害保険料					
事業の内容	地域、地元への愛着心を育み、町会等への加入を促進するため、10 月第 3 日曜日に高津地区内の親子を対象に運動会を実施。 参加者数は例年 4,000 名程度で、町会対抗のリレーやむかで競争等の種目のほか、当日自由に参加できる種目を多数用意している。					
事業を始めた経緯	大型マンションの建設や都市化の進行に伴い地縁意識が希薄になる中、地域コミュニティ活性化に向けて、コミュニティ形成の場を提供することが求められていたことから、当事業の実施となった。					
協働相手及び協働相手の選定方法	高津地区親子運動会実行委員会 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約					
協働する理由、メリット	日頃から地域において様々な活動を行っている団体から構成される高津地区親子運動会実行委員会と協働し、大人から子どもまで誰もが楽しめる運動会を実施することにより、課題である都市化進行に伴い地縁意識が希薄となった地域の活性化や、地域交流を深める場の提供、参加人数・規模を維持した伝統的な行事の開催が効率的に実施できる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	これまでの開催を経て、伝統ある地域の交流イベントとして定着している。実行委員会を構成する各団体の働きかけにより、4,000 名の参加者を得る事ができた。また、各団体の連絡を密に取り円滑に大会運営を行うことができた。今後も実行委員会を通し、プログラム内容、町内会・自治会未加入者の積極的な加入促進やより多くの区民の参加促進など、事業手法を検討しながら実施して行く。					
事業の効果の測定方法	参加団体数、参加人数による測定。 定期的開催される各団体会議における意見交換。 高津区協働事業外部評価委員会による評価の実施。					

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

親子運動会は平成24年度までに47回開催されており、伝統ある行事として、地域に定着している。

### 協働相手の概要

高津地区親子運動会実行委員会は、高津地区連合町内会や高津地区青少年指導委員会等の地域団体が集まって結成された親子運動会を開催するための団体である。区は事務局を担っている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

当事業の目的は、地域コミュニティの活性化を主な目的としている。その共有方法は、実行委員会が各会議の中で適宜伝達することとしている。実行委員会構成団体(高津地区連合町内会、高津地区青少年指導委員会、高津地区スポーツ推進委員会、子ども会連合会高津地区、交通部長会高津支部)と、正副大会長会議2回、プログラム委員会1回、町会長会議2回、各種団体合同会議2回、その他団体毎の会議を適宜運動会開催までに行い共通の認識を確認している。

#### (監査の結果 区 結果6)

実行委員会の開催資料を閲覧し、運動会開催の目的である地域コミュニティの活性化について言及がなされているかを確認したが、運動会の内容に関するものに限られ、そのような共有が実施されていることを具体的に確認することができなかった。また、協定書の締結も行っておらず、地域コミュニティの活性化について言及がなされていたのは、区の内部資料のみであり、実行委員会の構成団体との間で課題の共有が明示的になされていない。

平成25年度の「高津区地域課題対応事業外部評価」において外部評価者から当事業について、スポーツ事業等の位置づけの中で見直しを行うべきであるとの指摘を受けていた。このようなことから地域課題の検討とその解決策としての事業という位置づけも再考が求められている。

以上より、地域課題について今一度見直しを行い、そこから導かれる事業の目的や方法を整理したうえで、実行委員会及び地域住民に対して共有を図っていく必要があると考えられる。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

各会議等を通じ、必要な情報を共有している。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

日常業務中での接点や、各会議等を通じ、十分話し合いの機会を持っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

行政、実行委員会を形成する各団体が、広報や用具準備、当日の進行や審判等、それぞれの特性を發揮できる役割を各会議等で確認し受け持っている。具体的な役割について契約時の具体的な取決めは行っていないが、実行委員会開催時に当日の役割分担について確認を行っている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

外部へ向けてはチラシ、ポスター等で広く広報を行っている。  
会計については親子運動会実行委員長から市長あてに報告されている。  
高津区協働事業外部評価委員会による評価の実施を行っている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

例年親子運動会実施後には振り返り会議を行っている。但し、その方法は、区役所の 5 階の食堂スペースにてアルコール等の飲食を交えながら行っているものであり、その内容も代表者の挨拶に留まり、具体的な見直しの検討がされた事実は確認できなかった。また、参加者数の統計は取っているが、その他項目については、定量的な目標や指標の管理は行っていない。

(監査の結果 区 結 7)

上記のような事実より、成果の振り返りの場が適切に設けられていなかったため、事業の効果、反省を踏まえた会を設定すべきである。

また、成果の振り返りのためには、定量的な指標を設定することが求められる。現状では参加者数の統計のみに留まっている。そもそもの事業の目的が自治会・町内会加入率の低下等の地域コミュニティの希薄化という課題から生じていることから、例えば運動会を通じて自治会・町内会の加入勧誘を図り、その窓口を通じた加入実績を設けるといったより具体的な指標を設けるべきである。

前述の目的の共有における監査の結果の通り、目的の設定について整理検討が必要であると考えられるため、検討の結果、目的に応じた目標管理及び成果の振り返りが望まれる。

(3) 意見

実行委員会の資金の使途の適切性(区 意 3)

実行委員会合同会議資料によると平成 24 年度の親子運動会の実行委員会全体の決算は 370 万円の支出の内、賞品代が 75 万円、賞状・記念品代 14 万円、反省会費用 18 万円、福引き抽選会 35 万円となっており、全体の支出の内 40%近くを占めている。その金額は当事業に対する区の支出金額 88 万円を上回っている。

賞品を提供することは参加者を増やす狙いがあるため、一概に否定しうるものではないが、公金を支出する以上はそれが賞品の旅行券や反省会の飲食費用の一部に使用されていないことが確認できるよう、契約や協定書を見直すことが望まれる。



## 6. 花と緑のたかつ推進事業

所管	高津区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市自治基本条例第3条(3)					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：高津区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	1,928	1,928	1,830	1,936	1,700
	決算額	1,783	1,781	1,609	1,675	1,268
H24年度決算額の使途内訳	委託費：1,141千円 需用費：127千円					
事業の内容	花と緑の潤いあるまちづくりを推進することを目的に、区内に設置されたコンテナや花壇に係る植栽・日常管理を行う。					
事業を始めた経緯	平成11年度から区で実施してきた区民ミニ・ガーデン事業と、平成10年～13年にかけて行われた区民有志による「たかつ花街道ワークショップ」から発足した「たかつ花街道花壇運営委員会」を、事務の簡素化やメンバー同士の交流促進等を目的に平成17年に統合し、推進体制や事業内容を見直しつつ現在に至る。					
協働相手及び協働相手の選定方法	【協働相手】区民ミニ・ガーデン連絡会 【選定方法】特命随契					
協働する理由、メリット	植栽に高い関心を持ち、その知識や技術を活用する場を求める区民と、花と緑の活用により住みよいまちづくりを目指す行政の、双方の利益が一致している。					
事業の効果、事業目的の達成度合	区民ボランティアによる植栽によりコンテナ・花壇を良好な状態に維持し、区内に潤いのある空間を創出できた。また、小学生親子を対象としたキラリデッキ植栽体験により、花と緑に触れてもらう機会を区民に提供できた。さらに、区の他事業と連携(コンサート会場の装花)する等、活動の場が広がっている。					
事業の効果の測定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進組織へのメンバー募集に予定の人数が集まっているか。</li> <li>・各コンテナ・花壇が良好な状態に維持されているか。</li> <li>・イベントの参加者が集まっているか。</li> </ul>					

### (1) 概要

#### 事業概要(補足)

区内の花壇、コンテナへの植栽及び日常管理を協働相手に委託して実施する事業である。事業費は植栽に使う球根や植栽道具等に関するものである。

区内を花と緑の潤いのあるまちにしていくために、区民が主体となったシステムづくりや、ネットワーク化を図ることを目的として実施されている。

#### 協働相手の概要

区民ミニ・ガーデン連絡会(以下、「連絡会」という。)は公募により結成されたものである。区内を10の班に分けて、それぞれ担当箇所の花壇等への植栽、管理を行う。連絡会のメンバーは、市から募集がかけられ、区民または区内で活動しているグループであれば、申し込みが可能である。

( 2 ) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

( 事実確認 )

委託業務仕様書への明記、オリエンテーションの開催により、目的を相互に確認している。

(イ) 対等の関係

( 事実確認 )

オリエンテーションの資料には、活動内容や施設紹介だけでなく協働による委託のイメージも明示し、対等な関係であることをメンバー全員が認識できるようにしている。

(ウ) 相互理解

( 事実確認 )

各施設に対する区民からの要望や意見は、随時メール・電話・来訪等の手段を問わず対応しており、双方が納得して事業を進められるよう心がけている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

( 事実確認 )

区役所が活動場所・資金補助・広報を担い、日常管理に必要な労働力や知識を区民が提供することを、委託業務仕様書やオリエンテーションの資料に明記している。

(オ) 公開性・透明性

( 事実確認 )

メンバー募集や植栽イベント等の実施にあたっては、告知チラシに協働主体を明示している。

(カ) 成果の振り返り

( 事実確認 )

推進組織の各班が担当するコンテナや花壇について、デザインシートや写真により報告を受けた。また、数ヶ月おきに連絡会を開催し、進捗状況や問題点の共有、情報交換等を行った。

( 監査の結果 区 結 8 )

上記のとおり、成果の振り返りとして、進捗状況や問題点の共有、情報交換等を行っているが、当事業の目的である、区内を花と緑の潤いのあるまちにしていくために、区民が主体となったシステムづくりや、ネットワーク化を図るという点については振り返りが十分になされていない。この事業をとおして、システムづくりやネットワーク化がどの程度図られたのか検証・評価を行うことが必要と考える。

(3) 意見

連絡会の自立化へ向けた取り組み(区 意4)

現在は、連絡会と委託契約形式で当事業を実施しているが、当事業の趣旨が、地域住民による緑化活動であることを考えると、連絡会のより自立を促す取り組みも必要である。事業形態についても、委託形式から補助形式に変更することも検討されたい。

7. 高津市民館総合管理運営業務委託

所管	高津区役所 まちづくり推進部 生涯学習支援課					
根拠法令・要綱等	川崎市市民館条例					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		項：区政総務費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	35,217	35,217	34,293	34,335	35,532
	決算額	35,217	35,217	34,230	34,335	35,133
H24年度決算額の使途内訳	1：統括管理・日常運営・窓口受付業務 2：施設・設備機器運転業務 3：電気主任技術者業務 4：建築物環境衛生管理技術者業務 5：設備の保守委託業務(大ホールの諸設備含む) 支払方法：2,927,750円×12ヶ月=35,133,000円					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付及び案内業務</li> <li>・施設予約業務</li> <li>・施設及び備品・機材等管理業務</li> <li>・設備の保守委託業務</li> <li>・ふれあいネット等に関する業務</li> <li>・視聴覚ライブラリーに関する業務</li> <li>・学校施設有効活用事業に関する業務(教育委員会より久本小学校夜間校庭開放抽選業務)</li> <li>・大会議室直接抽選会実施(毎月1回)</li> </ul>					
事業を始めた経緯	平成17年11月に川崎市教育委員会から「教育文化会館・市民館の施設管理業務の委託化に伴う管理係執行体制の見直し」の提案があり、18年度から20年度までに段階的に導入を行なった。高津市民館・多摩市民館とともに18年度にこの制度導入が行われた。					
協働相手及び協働相手の選定方法						
協働する理由、メリット						
事業の効果、事業目的の達成	事業の効果 民間業者に委託することによる経費削減。					

成度合	<p>設備保守業務に伴う機動的・効率的処理等の対応が早いなど柔軟性が高い。受付業務については、他館と比較して部屋数が多く、利用団体件数も高い中で、他館と同数に近い人数で対応している。</p> <p>事業目的の達成度合</p> <p>24年度の会議室・教養室の利用団体件数が各市民館中1番多い。</p> <p>他館では行っていない大会議室直接抽選の実施については評価を受けている。</p>
事業の効果の測定方法	<p>管理運営業務日誌での確認</p> <p>会議室等の利用件数(11,520)</p>

当事業は協働の考え方には該当しないものとして、担当課の生涯学習支援課では記載を省略している。

### (1) 概要

#### 事業概要(補足)

当事業は教育文化会館・市民館・分館運営管理体制検討委員会が平成17年10月に作成した教育文化会館・市民館・分館運営管理体制検討委員会報告書(以下、「検討委員会報告書」という。)の中で「市民館等の今後の運営管理体制」として、「市民館等の受付業務及び施設管理業務等について総合管理委託を行う」とされたことを受けて、平成18年度から実施された業務である。

他区の市民館でも同様の総合管理委託業務が行われているが、高津市民館独自の試みとして大会議室の抽選を直接行っている関係で、当該抽選業務も委託契約の中に含まれていることが、他区と異なる事業の特色である。

#### 協働相手の概要

当事業は、株式会社マルイファシリティーズ(以下、「マルイファシリティーズ」という。)に対して随意契約により委託を行っている。高津市民館は商業施設であるノクティプラザ2(以下、「ノクティ2」という。)内にあり、他の商業施設・金融機関等と建物、設備等を広く共有している。それら施設の警備・管理・運営・設備保守及びその他、ビルの維持管理に関する全ての委託業務については管理会社であるみぞのくち新都市株式会社がマルイファシリティーズに委託して行っており、当事業についても管理会社であるマルイファシリティーズに委託している。

なお、本契約は随意契約となっている。共有部分及び他の専用部分と同じ業者に行わせることにより、ビル全体としてもっとも効率的な維持管理業務となり、高津市民館についても、容易で確実、廉価で実施することができるとの考えにより随意契約となっている。

#### 高津市民館について

##### (ア) 施設概要

高津市民館は、社会教育法に基づいて設置された公民館で実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、市民の教養を図ることを目的とする教育施設である。JR 武蔵溝ノ口駅北口前の再開発事業に伴い平成9年に完成したノクティ2の11階から13階にある。

700名収容可能の大ホールその他、7つの会議室、和室や料理室等の各種教養室、写真等の展示を行うギャラリーがあり、市民活動を行う様々な個人・団体が利用し

ている。

市や区主催の事業等で使われる場合を除いては利用が可能である。施設の予約は川崎市公共施設利用システムの「ふれあいネット」を通じて行われ、予約段階で複数団体から希望利用がある場合は抽選が行われる。なお、大ホールや大会議室については抽選日に市民館で抽選会を実施する形式で行われている。

所在地	川崎市高津区溝口1丁目4番1号 ノクティ2(11~13階)
規模	建築延床面積 8,373.38 m <sup>2</sup> (市民館)
設立	平成9年9月
総事業費	約 89 億 5 千万円

(出典:高津市民館案内より監査人作成)

施設分類	施設名称	定員数	稼働率( ) (平成24年度)
ホール	大ホール、リハーサル室、第1~第4楽屋	700名(大ホール)	77%
会議室	大会議室、第1~第6会議室	16名~300名	78%
教養室	和室、実習室、視聴覚室、第1・第2音楽室、料理室、体育室、児童室	20名~60名	72%
ギャラリー	市民ギャラリー		72%

(出典:高津市民館案内、2012年活動報告書より監査人作成)

朝・昼・晩での利用件数を1件として算定

## (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

### (ア) 目的の共有

(事実確認)

仕様書の基本事項において、管理運営に関する基本的な考え方を定めている。

### (イ) 対等の関係

(事実確認)

専門的なビル管理ノウハウを持つ業者に委託を行うことにより、区単独で実施するよりも事務が効率的になることが期待される一方で事業者としても事業領域が拡大することから、区・事業者双方にメリットがある。

### (ウ) 相互理解

(事実確認)

当業務を行う市民館には、高津区生涯学習支援課の職員が常駐しており、双方での連絡は密に行えているものといえる。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

業務内容については、委託業務仕様書において詳細な記述が行われている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

市民館全体の事業内容については、教育委員会が発行する活動報告書で公開が行われている。運営収支の情報については、各区役所にある市政情報コーナーで確認することができる。ただし、個々の内容については把握ができないため、その場合は一般的な文書開示請求か問い合わせによる対応としている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

平成 17 年 11 月に川崎市教育委員会から「教育文化会館・市民館の施設管理業務の委託化に伴う管理係執行体制の見直し」の提案があり、これを受けて高津市民館では 18 年度に当事業が開始された。当事業の目的は、当時職員で行っていた業務を民間に委託することにより、市民サービスの向上、効率的な運営、職員の労働環境の改善を図ることである。

(3) 意見

利用者負担の見直し(区 意 5)

(ア) 市民館の財務状況

高津市民館にまつわる平成 24 年度の歳出状況は以下の通りである。

内訳	金額	備考
需用費	5,285,588 円	
役務費	791,471 円	
委託料	83,679,750 円	当事業、高津市民館舞台運営管理業務委託及び清掃委託を含む金額
使用料及び賃借料	1,121,910 円	共有ビルで使用する駐車場の使用料等
負担金補助及び交付金	100,688,840 円	共有スペース等の維持管理を行うために共有ビルの管理組合に対して支給する負担金
総額	191,567,559 円	

(出典：高津区生涯学習支援課提出資料より監査人作成)

一方、高津市民館の施設使用者から徴収する平成 24 年度の使用料収入は以下の通りである。

内容	金額	上記歳出総額に対する 使用料の割合(パーセント、小数 点第 2 位以下四捨五入)
高津市民館使用料	33,848,790 円	17.67%

(出典：高津区生涯学習支援課提出資料より監査人作成)

#### (イ) 市民館の使用料

高津市民館の使用料は条例により定められている。

高津市民館は地方自治法第 244 条第 1 項に規定される公の施設であり、その使用料は川崎市市民館条例第 11 条で「使用者は、市民館の施設及び設備の使用について別表に定める使用料を納付しなければならない。」と定められており、別表によってどの区においても統一的な金額が設定されている。

当該別表に基づき算出される高津市民館の使用料の一例を挙げると以下の通りである。

施設名称	9:00 ~ 12:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	17:30 ~ 21:00	09:00 ~ 21:00
	午前	午前 + 午後	午後	午後 + 夜間	夜間	全日
大会議室(300 名)	3,500	8,400	4,900	11,200	6,300	14,700
第 1 会議室(30 名)	1,100	2,700	1,600	3,600	2,000	4,700
体育室(60 名)	400	1,100	700	1,900	1,200	2,300

(出典：高津市民館案内より監査人作成)

大会議室の人数は椅子席のみの場合。料金の単位は円で平日のもの。土日祝日は平日の 20% 割増の料金になる。

#### (ウ) 施設利用者の負担割合の見直しと利用率の向上

高津市民館の使用料については、当事業の協働相手である委託業者との関係において直接関わるものではないが、施設を提供する区と施設の利用を通じて市民の教養を図る市民団体等との関係において協働が図られているものと整理し、その観点から施設使用料の状況について監査を行った。

施設利用者の維持経費に対する負担額は非常に低い。高津市民館の運営管理にかかる支出は上記(ア)で記述した通り約 1 億 9 千万円である。平成 9 年に開業した際の総事業費が約 89 億 5 千万円であったことを鑑みると、減価償却費等の厳密なコスト計算を行った場合の負担はより重く、高津区の市民館に関しては非常に高額な費用を投じていることがわかる。

一方で、実際の施設利用者からの使用料はおよそ 3 千万円で、歳出総額に対する使用料の割合は 17.67%と市民館の運営経費の大半が施設利用者以外から賄われている。

このように歳出総額に対する使用料の割合は低くなっているが、当該要因としては使用料単価の低さと維持管理費用の高さが挙げられる。

使用料単価の低さについては、第一会議室(定員 30 名)の利用を例にとると、

会議室を一日利用した場合の使用料は上記(イ)表で示したように4,700円である。一方、同様の規模の民間ホテル(川崎市にあるホテルケイエスピー(JR武蔵溝ノ口駅徒歩15分)のホームページに記載されている会議室702(座席28席)の一日利用料金を比較対象とした)で会議室を利用した場合の料金を調査した所57,750円とおよそ10倍の価格差があった。インターネット回線等の設備に違いがあり、単純比較はできないが、同規模の会議室が民間施設よりも非常に安価で利用できることは明らかである。

また、施設使用料がその施設の立地、運営経費に関わらず、条例により全て画一的に定められていることも使用料の低さをもたらす一因である。各地の市民館に立地条件等の違いがあるにも関わらず、使用料が条例で画一的に定められている。そのため、仮に他地区と比べ高い維持管理費用が生じている場合でも使用料に差をつけられないため、その負担を利用者以外の地域住民が被る状況となっている。

また、維持管理費用の高さについては、高津区は駅前のノクティ2の中に立地しており、ビルの共用スペースに関する維持管理を目的として、負担金をビル管理組合に年間7千万円支出していること等からも他地区と比較し、維持管理費用は相当程度高い。

市民館は生涯学習に資する施設として公益性が認められるものであり、施設の意義は十分に認められる。ただし、実際の利用状況を見ると、平成24年度における高津市民館主催事業の事業規模は5百万円ほどとその維持運営費に比して非常に少額であり、高津区学校関係・市教育委員会・高津区による会議室の利用率は全体の利用件数の11%にとどまり、残りを各種団体に貸し付けており、貸館業務の割合が高くなっている。

以上の点から、生涯学習活動を行う団体間の連携を密にする等により、本来の目的である生涯学習のための利用率の向上を図ることが求められる。そのためには、生涯学習を目的とした利用と、それ以外を目的とした利用とで申込方法や使用料を区分するなどの対応策を検討することが望まれる。

#### 8. 子ども・子育て情報発信事業 「あったかつうしん」

所管	高津区役所 こども支援室					
根拠法令・要綱等	川崎市自治基本条例第3条3項、第32条					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：高津区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	決算額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
H24年度決算額の使途内訳	編集費として480千円、印刷製本費として320千円、その他事業費として200千円					
事業の内容	子育て中の親の視点からニーズにあった子育て情報発信を行うため、また、子育て中の親が支援する機会として区役所との協働により子育て情報紙「あったかつうしん」を年間10回各2,500部発行。区内公共施設や子育て関連施設をはじめ、金融機関、スーパー等約100か所に配架する。					



事業の目的、事業を始めた経緯	(目的) 子育て中の親の視点からニーズにあった子育て情報発信を行うため、また、子育て中の親を支援する機会を創出すること。 (経緯) 平成 19 年度に高津区協働事業提案事業制度に基づき市民団体から提案されたことにより開始。平成 20 年度、21 年度から協働事業展開事業、また、平成 22 年度から協働推進事業として実施。
協働相手及び協働相手の選定方法	(協働相手) NPO 法人 子育て支えあいネットワーク満 (選定方法) 特命随意契約
協働する理由、メリット	地域でのネットワークが確立されておりそのネットワークと、団体の持っているスキル及び今までの実績を活かし、親のニーズに合った子育て情報を発信できる。編集委員は公募しており新たなメンバーが加わりながら実施している。
事業の効果、事業目的の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の視点から事業の実施ができ、ニーズにあった事業の展開ができた。</li> <li>・子育て中の親の身近な話題や、行政側だけでは把握しきれない分野においても広く情報収集ができ内容の充実が図ることができた。</li> <li>・子育て中の親が、子育て支援の受け手から担い手へと育つことができた。</li> </ul>
事業の効果の測定方法	高津区協働事業外部評価委員会による評価の実施。

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

区が子育て支えあいネットワーク満(以下、「ネットワーク満」という。)に対して委託により事業を実施しており、当事業は平成 25 年度で 7 年目を迎える。

### 協働相手の概要

ネットワーク満は平成 12 年に設立された市民団体で、平成 25 年に NPO 法人に移行している。高津区・中原区を中心に活動しており、主な構成員は地域で子育てを行う保護者らである。活動内容は、当事業の他にも高津区内 4 箇所の地域子育て支援センターの受託運営や各種イベントの企画運営等であり、子育てに関する幅広い活動を行っている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

当事業は、子育て中の親の視点からニーズにあった子育て情報発信を行うことを目的としており、その背景には年間の出生数と転出入数が多いという高津区の地域的な課題がある。この課題認識のもと、当事業は平成 19 年に高津区協働事業提案事業制度に基づき市民団体から提案されたという経緯があり、目的は明確になっている。

また、実際に情報誌の作成を行う際には課の担当者が編集会議に出席しており内容の共有を行っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

編集会議には課の担当者が出席しており、編集会議を通じて意見交換を行いながら事業を進めている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

編集会議を通じて、定期的に情報交換を行っているほか、電子メール等を活用して、連絡、相談などを行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

当事業の委託契約を締結する際の仕様書に役割分担に関する項目が設けられており、業務内容毎にそれぞれの役割が明記されている。また、責任範囲についても契約書の中で記載がされており、文書化が図られている。

それぞれの役割は以下の通りである。

【ネットワーク満】の役割

- ・編集会議への呼びかけ
- ・編集会議コーディネート
- ・子育て情報紙の掲載情報収集、校正、版下作成、印刷発注
- ・仕分け、配架
- ・保育の手配

【高津区役所】の役割

- ・情報の提供、掲載情報収集の協力
- ・関係機関等の連絡調整
- ・ホームページでの広報
- ・編集会議への出席、会議室の確保
- ・原稿の校正
- ・仕分け、配架の協力

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

当事業により発行される「あったかつうしん」は、高津区役所をはじめとする各種機関に配架されている。発行部数は一号あたり2,500部ではあるが、区ホームページとネットワーク満ホームページ双方でも公開されているほか、一部追加印刷を行うこともある。

また、7年目の事業ではあるものの、ネットワーク満の編集委員は公募が行われており、毎年新たな委員が加わるなど、人の入れ替わりが頻繁に行われており、実際の子育て世代が編集委員に加わって活動を行っている。

さらに、平成24年度においては高津区の地域課題対応事業として事業評価結果をホームページで公開している。

ただ、契約方法はネットワーク満との間で随意契約を事業開始のH19年度当初から継続して行っている。随意契約としている理由について担当課に確認したところ他団体への打診は行っているものの反応が芳しくないため、公募はせず随意契約を行っているとのことである。

また、予算については毎年 100 万円で一律に推移しており、決算についても全て同額となっている。

( 監査の結果 区 結 9 )

当事業により作成される「あったかつうしん」は情報量が多く、また地域の情報を掲載している。また、事業を受託しているネットワーク満の運営体制も人員の交代を定期的に行っているなど地域課題に対応するに十分なものであると考えられる。

しかしながら、その契約方法については、事業開始当初より随意契約で締結されており、また、事業開始前に公募が行われていない。事業の担い手として結果的にネットワーク満が妥当とするにしても、事業開始 7 年間に渡って随意契約が継続している状態は、地域の他団体の協働の機会を狭める恐れがある。

これらの点から、公開性の観点から契約方法の見直しを定期的に検討することが必要であるとともに、地域団体への事業参入への機会を十分に確保することが求められる。

また、当事業は概算払により支払いが行われており、提出先からの決算報告に基づき支出がなされているが、決算の額は過去 7 年間でいずれも 100 万円で変動が無かった。区では委託料として支払いを行った支出については、委託先に対して領収書等の原始証憑の提出を求める必要はないとされているが、使途の内容の合理性を確認するためにも当事業に要する総費用額を把握しておくことも必要であると考え。可能な限り、総費用額の把握に努めるべきと考える。

( カ ) 成果の振り返り

( 事実確認 )

課の担当者が参加する各号の編集会議において、これまでの号の振り返りを行っている。また、事業終了後に最終報告を提出するとともに、平成 24 年度では「高津区地域課題対応事業評価書」で当事業についての評価を行っている。

( 3 ) 意見

協働形態の見直し ( 区 意 6 )

協働型事業のルールでは、協働型の事業として主に委託、共催、事業協力、補助・助成が挙げられており、事業の目的や実施方法などによってどの形で協働を行っていくのがよいか検討することとされている。その中では、行政が主体的に活動を行う領域として委託が挙げられている。同様に行政と市民活動団体が同等の役割分担で行う領域として共催・事業協力が、市民活動団体が主体的に行う領域として補助・助成が挙げられている。

ネットワーク満は長期に渡って紙面の作成や情報発信を担っている。活動団体としての意欲も高く、自主性を持って取り組んでいる。また、上記「役割分担と責任の範囲」の通り紙面発行のノウハウも持ち合わせており、取材からレイアウト、印刷作業、配送といった一連の発行作業を行っている。区の関与としては、発行に関する広報や校正作業や編集会議への参加等である。平成 25 年度には NPO 法人の法人格も取得しており、自立性の高い組織といえる。

一方で、契約形態については委託契約となっている。委託は上記の通り行政が主導すべき事業領域の場合に用いられる手法とされている。

このようなことから、実態としてネットワーク満が主体的に活動しているのであれば、委託という手法ではなく、事業協力や補助・助成といった手法を活用することが、市の定める協働の考え方から適切であると考えられる。

編集会議への参加及び毎年事業評価では、情報誌の内容に関する振り返りは実施されている。しかしながら、例えば地域課題の担い手の観点からしたら委託ではなく事業協力とすべきではないかといったような、協働の観点からの事業のあり方に関する話し合いの事実は確認できなかった。

また、成果の振り返りとして、中長期的な協働のあり方についても議論がなされることが望ましい。

## 9. 地域防災力推進事業

所管	高津区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織育成指導要綱、川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	2,480	2,230	2,270	2,390	4,950
	決算額	2,176	2,277	2,031	2,254	3,846
H24年度決算額の使途内訳	川崎市自主防災組織活動助成金		1,163千円			
	川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金		2,682千円			
事業の内容	自主防災組織がおこなう防災訓練や防災に関する資料の作成、防災に関する映像の上映会などを行った場合に助成金を交付する。 また、自主防災組織が地域での自主防災活動を目的とした防災資器材を購入しようとする場合に、限度額の範囲内で補助金を交付する。					
事業を始めた経緯	市は、災害から住民を守る為の諸対策の推進とあわせて、地域住民が自らの生命財産を自らの力で守るという自主性を助長し、災害対策活動において両者一体の実をあげるための呼びかけをおこなってきた。 そこで川崎市自主防災組織育成指導要綱第3条に基づき認定された自主防災組織を育成し、また防災活動を促進し体制の充実を図るため、予算の範囲内で助成金・補助金を交付することとした。					
協働相手及び協働相手の選定方法	川崎市自主防災組織育成指導要綱第3条の基準に適合し、認定された自主防災組織					
協働する理由、メリット	地域住民の自主性をもとに運営される自主防災組織と協働し、その活動が活性化されることで、地域の実情に応じたきめ細やかな防災対策を講じることができる。また自主防災組織にとっても、活動を活性化することで住民同士の交流の機会が増え、より多くの住民に「共助」の意識が醸成される。					
事業の効果、事業目的の達成度合	自主防災組織毎に開催する訓練等の防災活動の回数や資器材購入をおこなう組織の数が増加傾向にあり、そのことは各組織がそれぞれの防災活動を活性化させている証しであり、当事業における効果はあるといえる。					

事業の効果の 測定方法	当事業における両制度の申請件数の年度毎の推移により測定。			
	【制度】	【H22 件数】	【H23 件数】	【H24 件数】
	活動助成金	28 件	35 件	46 件
	資器材購入補助金	16 件	20 件	29 件

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

各制度については、「第3本庁 総務局」の章の「1. 自主防災活動防災資器材購入補助金」及び「2. 自主防災組織活動助成金」を参照のこと。

### 協働相手の概要

「第3本庁 総務局」の章の「1. 自主防災活動防災資器材購入補助金」を参照のこと。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

高津区において自主防災組織連絡協議会を設置し、会議等で区内の自主防災組織に対して当事業の制度に対する周知を図り、積極的な活用を推進している。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

自主防災組織連絡協議会などの場を通じて、地域防災力の強化という共通の目標に対して、行政と自主防災組織の課題を定期的に共有し、それぞれの取組内容に適宜反映している。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

自主防災組織がおこなう防災活動や、その活動のために必要な資器材の購入に関する相談に対応し助言をおこなうことで、行政と住民が一体となり推し進める防災対策についての理解を得る。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

補助に対しては要綱に定められており、それに基づき支給対象及び支給額が決定されている。

#### (オ) 公開性・透明性

##### (事実確認)

助成金、補助金制度についての説明等が市ホームページで公開されている。また、交付要綱において交付基準（参加人数や助成、補助額など）をあらかじめ設定しており、透明性を確保している。さらに、高津区自主防災組織連絡協議会の総会において報告がなされている。

( 監査の結果 区 結 1 0 )

自主防災組織を構成している多くが自治会・町内会によるものであるが、高津区における自治会・町内会の加入率(高津区内の総世帯に対する自治会・町内会の割合)は、平成 24 年度 4 月 1 日現在で、約 63.8%である。約 4 割弱の世帯は自治会・町内会に加入しておらず、この割合は、川崎市の平均値 66.0%を下回っている。

このような状況の中、当事業における補助金の支給額及び在庫状況は、自主防連の総会で公開されているに留まり、その他の場所において公開はされていない。川崎市が防災情報についてインターネット上で情報提供を行っている「川崎市防災ポータルサイト」では、防災マップや地域防災計画といったものは入手可能であるが、各地区の自主防災組織の活動状況や、避難所運営会議の開催日程といった地域の活動主体の状況については、公開はされていない。

当事業の助成交付を受けていない自主防災組織は、平成 24 年度において 59 団体あり、高津区の全組織の 55.1%にのぼる。半数以上の自主防災組織が助成の対象となる訓練活動等を行っていないか、助成の交付の申請を行っていない。また、避難所運営会議も年に複数回行っている地域もあれば、活動を行っていない地域もある。

このように一つに防災と言っても地域の活動状況には差があり、活動が十分でない地域においては、非常時における体制が十分ではないと考えられ、地域住民の自発的な取組を喚起する必要性が高い。しかしながら、どの地域が活動が行えていないかといった情報の公開範囲が限られており、地域住民、特に自治会・町内会に未加入の住民が自分の地域の活動状況を知ることが難しくなっている。このことは、自治会・町内会への関心の低下をもたらし、地域課題の担い手不足の一つの要因になっていると推察される。

以上より、当事業等の地域における状況については、インターネット等により周知がなされる必要があると考えられる。その際には、どの地域の活動が足りていないのかについて、地域住民に理解できるよう、地域を色分け等で図示する等の工夫が必要である。

(カ) 成果の振り返り

( 事実確認 )

高津区自主防災組織連絡協議会の総会時に、当該年度内に自主防災組織単位で行った訓練等の防災活動の回数や内容を報告している。

また 5 年に 1 度、各自主防災組織単位で保有している防災活動に使用する資器材の保有調査を区内全組織を対象に実施し、組織毎の対策の現状を把握している。

・宮前区

1. みやまえスポーツふえすていばる開催事業

所管	宮前区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	みやまえスポーツふえすていばる実行委員会設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政推進費		目：宮前区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	2,282	2,282	2,282	1,969	1,872
	決算額	1,858	1,771	1,543	1,707	2,176
H24年度決算額の使途内訳	委託料：1,282千円 需用費：894千円					
事業の内容	<p>地域で行われているスポーツの大会を企画し、実施することで競技レベルの向上を図るとともにチームを越えた区民同士の親睦の場を創造する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女子バレーボール大会(区大会・宮前地区・向丘地区)</li> <li>・ソフトボール大会(宮前地区・向丘地区)</li> <li>・ドッジビー大会</li> <li>・歩こう会(宮前地区・向丘地区)</li> <li>・ディスカバーウォークみやまえ(宮前地区・向丘地区)</li> <li>・ジュニアフットサル大会</li> </ul>					
事業を始めた経緯	子どもから高齢者まで様々な世代が年齢に応じたスポーツや運動に触れる機会を創造し、地域スポーツの活性化を図るために平成3年度から事業を開始。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：みやまえスポーツふえすていばる実行委員会 選定方法：随意契約					
協働する理由、メリット	宮前区全町内・自治会連合会、宮前区青少年指導員連絡協議会、宮前区スポーツ推進委員会、宮前区子ども会連合会の役員で構成されるみやまえスポーツふえすていばる実行委員会に委託することにより、それぞれの団体の経験や人材を活かし、より効率的で効果的な事業目的の達成を期待することができる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	各事業において、毎年たくさんの参加者を集めており、区民の健康増進・地域スポーツの活性化に寄与することができている。					
事業の効果の測定方法	各事業への参加人数、当日の様子等					

(1) 概要

事業概要(補足)

みやまえスポーツふえすていばる実行委員会(以下、「実行委員会」という。)に委託し、ソフトボール大会、バレーボール大会、歩こう会等の各種スポーツ大会・イベントを実施する事業である。

協働相手の概要

実行委員会は、区内の各種スポーツを通じて、区民の健康増進を図り、宮前区をふるさととする誇りを創造するための一助として開催する「みやまえスポーツふえ

すていばる」を区民自らの手で企画・運営を行い円滑に実施するために設置された組織である。

実行委員会は、宮前区全町内会・自治会連合会、宮前区青少年指導員連絡協議会、宮前区スポーツ推進委員会及び宮前区子ども会連合会代表から構成されている。

## (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

みやまえスポーツふえすていばる実行委員会設置要綱(以下、「設置要綱」という。)において、実行委員会の設置目的を明確にすることで、目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

設置要綱において、実行委員会の位置付けを明確にし、市から自立した存在であることを前提としている。

会議等において、実行委員会と市担当者との間で定期的な意見交換を実施し、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

会議や大会・イベント開催中、開催後の反省会等を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

設置要綱において、実行委員会の役割は「宮前区から委託された「みやまえスポーツふえすていばる」の企画・運営の一切を統括管理する」とされている。また、みやまえスポーツふえすていばる開催業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)において、業務の内容は以下の2つが明記されている。

- ・みやまえスポーツふえすていばるの開催予定に定める事業の企画・運営に関すること。
- ・その他、業務に関し必要なこと。

(監査の結果 区 結1)

設置要綱及び仕様書に記載された実行委員会の役割は概括的なものであり、実際の市と実行委員会との役割分担が不明確である。事務局として、備品購入や保険加入手続等、市側が対応している事項も少なくなく、市と実行委員会の役割分担と責任範囲を明確にすることが望まれる。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

実行委員会は、特定の団体でなく、区に広く関係する各団体で構成されていることから、一定の透明性が確保されている。また、大会・イベント情報



は宮前区観光協会やポータルサイト「みやまえぼーたろう」などのホームページで公開しているほか、チラシの作成・配布を行っている。チラシには、主催者名を明記し、実行委員会の関与を明らかにしている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

年度毎に事業報告を作成し、参加団体数、参加者数を把握している。また、大会・イベントの開催後に反省会を実施し、次年度の企画・運営に役立てている。

(監査の結果 区 結2)

参加団体数、参加者数は把握しているものの、参加者属性までは事業報告に求めておらず、新規参加者が多いかリピーターが多いか、参加年代はどのような分布となっているか、満足度は得られたか等の情報の収集及び分析が十分になされているとは言い難い。大会・イベントをつつがなく開催し相当数の参加団体、参加者を得ることが成果のひとつではあるものの、本来の行政目的である区民の健康増進や誇りの創造、地域スポーツ及び地域コミュニティの活性化といった観点からの成果把握もあわせて行うことが望まれる。例えば、このスポーツふえすていばるへの参加に備え、地域の仲間が集まって定期的に練習を行う、また、そこからスポーツ以外の区民同士の相互交流につながったなど、本来の目的がどの程度達成できたのかについて振り返ることが、当事業の振り返りでは必要であると考えます。

(3) 意見

実施する大会・イベントによる世代間交流の活性化(区 意1)

現在実施している大会・イベントは定番化しており、参加者にとっては一定程度の満足が得られているものと思われる。また、開催されるイベントについても、子どもから老年層まで幅広い世代が参加できるものが揃えられている。しかし、イベントによって参加する年代が固定化し、地域の活性化において重要な点である世代間交流が十分に行われていないように見受けられる。例えば、イベントの一つに「歩こう会」があるが、このイベントへの参加者の実に90%が60歳代の老年層である。歩くイベントであるため、老若男女問わず幅広い世代が参加できるイベントである。このイベントの区の意向としては老年層をターゲットとしたものであり、そういった意味では区の意向通りと言えるが、世代間交流の活性化という点では改善の余地がある。若年層へ参加の呼びかけを行い、一つのイベントで幅広い世代層の参加による世代間交流の活性化ということも念頭においた取り組みが必要であると考えます。

2. 宮前区スポーツ推進事業

所管	宮前区役所 まちづくり推進部 地域振興課		
根拠法令・要綱等	該当なし		
予算費目	款：区役所費	項：区政振興費	目：宮前区区づくり推進費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額				64	2,193
	決算額			359	60	2,013
H24 年度決算 額の使途内訳	報償費：50 千円 需用費：18 千円 委託料：1,945 千円					
事業の内容	スポーツ講演会（講師へ個別に依頼） トップアスリート活用事業（業者委託） フロントウンスギぬま連携事業（協定締結先へ委託） 鷲ヶ峰けやき公園隣接地基本計画策定（業者委託）					
事業を始めた 経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年 12 月にフロントウンスギぬまと「まちづくり連携協定」を締結し、スポーツ以外でも広範囲にわたる連携を行うこととした。</li> <li>平成 23 年 6 月にスポーツ基本法が施行され、地域のアスリートを活用することが盛り込まれた。</li> </ul>					
協働相手及び 協働相手の選 定方法	<p>と は見積合わせによる。</p> <p>はフロントウンスギぬまへの特命随意契約による。</p>					
協働する理 由、メリット	宮前区は地形上、山坂が多く平地が少ない。また多摩川河川敷に面していないため、他区に較べてもスポーツをする場が少ない。そのため、既存施設であるフロントウンスギぬまと協働することで、区民にスポーツをする場を提供することが可能となる。また、民間のノウハウを活用することで効率的な運営が望まれる。					
事業の効果、 事業目的の達 成度合	事業報告書を作成し、成果を検証する。					
事業の効果の 測定方法	事業参加者の人数を把握する。					

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

宮前区スポーツ推進事業として、平成 24 年度はスポーツ講演会、トップアスリート活用事業、フロントウンスギぬま連携事業、鷲ヶ峰けやき公園隣接地基本計画策定の 4 事業を実施しているが、監査テーマに照らし、以下ではフロントウンスギぬま連携事業を対象とする。

フロントウンスギぬま連携事業は、株式会社川崎フロンターレ（以下、「川崎フロンターレ」という。）が区内で運営するフットサルコート「フロントウンスギぬま」と連携し、区民がスポーツに親しめる環境作りのための事業を実施するものである。

### 協働相手の概要

フロントウンスギぬまは、川崎市にホームを置き、日本プロサッカーリーグに加盟しているプロサッカークラブである川崎フロンターレが、区内で運営する 6 面フットサルコートである。平成 18 年 3 月に旧鷲沼プール跡地に設立したものである。

「ホームタウンである川崎市に、家族や地域で気軽に楽しみ、より身近に感じて頂けるフットサル場や機会を設けることで、フロンターレの"街"を広げていきたい」との思いから、設立したものであり、スポーツ振興の一環として、川崎を「日本一フットサルが普及した街」にすることを目指して、フットサルの普及に精力的に取り組んでいる。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

区とフロンタウンさぎぬまの間で、宮前区役所とフロンタウンさぎぬまとの連携に関する協定書(以下、「協定書」という。)を取り交わしており、協定書第1条において、市とフロンタウンさぎぬま「それぞれが有する施設、人材、事業、広報媒体、その他の資源を、相互の連携と協力により有効に活用し、活力ある個性豊かな地域社会の形成とコミュニティの活性化に寄与すること」を目的として明確化し、共有を図っている。

また、仕様書において、「宮前区は多摩川に面していない、坂が多く平地が少ないなどの理由で区内スポーツ施設が他区と比べて少ない。施設が少ない分を区とまちづくり連携協定を締結したフロンタウンさぎぬま等の既存施設の有効活用や地域でスポーツに関わる人材育成に取り組むことで、より多くの宮前区民がスポーツに親しめる環境作りを目的とする。」としており、目的を明確にした上で共有を図っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

協定書において、相互の連携・協力を図ることや、連携・協力事項の具体化及び円滑な推進を図るため、連携推進協議会を設置することを明記し、対等の関係で活動を推進することが示されている。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

企画段階から市とフロンタウンさぎぬまの間で協議を行い、事業実施にあたっては随時連絡調整を行うことで、相互理解を図っている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

仕様書において、業務内容は以下の3つが示されている。

- ・宮前区誕生30周年記念グラウンドゴルフ大会の企画調整・運営業務
- ・ポールウォーキング観戦ツアーの企画調整・運営業務
- ・少年サッカー指導者育成事業の企画調整・運営業務

また、この仕様書の中で、予約受付業務、スポーツ保険等への加入、広報・PRの実施、事業に必要な資料、機材等の準備など、事業の運営に当たって生じる事務についての記載もあり、フロンタウンさぎぬまの役割を明確にしている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

イベント等はフロントウんさぎぬまのホームページやチラシ等で確認をすることができる。また、相互のまちづくり連携協定についても、フロントウんさぎぬまのホームページなどで紹介されており、一定の公開性・透明性が保たれている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

仕様書において、業務完了後に事業及び会計に関する報告書の作成・提出を求めている。

3. みやまえ太鼓ミーティング開催事業

所管	宮前区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	「響け！みやまえ太鼓ミーティング実行委員会」設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：宮前区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	3,108	1,677	1,744	1,980	1,932
	決算額	2,773	1,590	1,744	1,690	1,865
H24 年度決算額の使途内訳	委託料：1,843 千円 (ゲスト報償費、会場使用料、設備費、広報費 等) 需用費：22 千円					
事業の内容	和太鼓や民俗芸能等の演奏を通じて、地域の文化・伝統を再認識し、地域への関心や愛着・誇りを深めるとともに、個性豊かで魅力あるまちづくりの創造につなげていくイベント。 2 部構成とし、第 1 部は市民館大ホールで、第 2 部は市民広場で開催。区内の和太鼓団体による演奏のほか、地域に伝わる民俗芸能の舞台、ゲスト奏者による演奏や地元保育園児による荒馬おどりも実施。入場は無料。 こども向けワークショップの開催、来場者向け太鼓体験コーナー、浴衣着付けコーナーなどを設置。 その他、地元中学校の協力による「宮前ねぶた」の披露や提灯作成のほか、地域団体によるかがり火の演出等					
事業を始めた経緯	平成 11 年度の宮前区文化シンポジウム開催事業 (区政推進事業) において、和太鼓の演奏を通じて地域の文化・伝統に触れ合う機会を創出し、地域に根ざした個性豊かで魅力ある文化を創造するまちづくりを目的として第 1 回を開催。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：響け！みやまえ太鼓ミーティング実行委員会 (公募区民、出演団体及び地域団体からの推薦委員で構成。平成 24 年度は 24 名)。開催年度毎に設置。 選定方法：随意契約					
協働する理由、メリット	区民で構成される実行委員会との協働により開催とすることで、イベントの企画から事前準備、当日の運営、演出に至るまで、区民が一体となったイベントとすることができる。					

	また、出演団体や来場者、学校、世代間等の交流を通して、地域への誇りや愛着を深め、地域の活性化につなげていく。
事業の効果、事業目的の達成度合	実行委員が積極的に企画、運営、演出及び広報等を行うとともに、ボランティアの区民や出演団体、地域団体、学校、保育園、大学等の参加、協力により、地域や世代が一体となったイベントとすることができている。
事業の効果の測定方法	会議進行、企画提案、事前準備、当日運営のほか、会場の反応、来場者数、アンケート結果等

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

響け！みやまえ太鼓ミーティング実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が毎年8月に開催する、太鼓のイベントを通じた地域のまちづくりに関する事業である。

### 協働相手の概要

実行委員会は、公募区民、出演団体及び地域団体からの推薦委員で構成される組織である。年度毎に設置要綱が作成され、平成24年度の「第14回 響け！みやまえ太鼓ミーティング実行委員会」設置要綱（以下、「設置要綱」という。）において、「地域の伝統文化に根ざした、個性豊かで魅力ある文化を創造する区民主体の宮前区のまちづくりの契機とすること」を目的として当事業を実施するための組織である。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

設置要綱において事業の目的を明確化することで、目的の共有を図っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

開催年度ごとに実行委員会の設置要綱を制定し、実行委員会の位置づけを明確にしている。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

月1回程度行われる実行委員会会議等を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行うことで、相互理解を図っている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

第14回響け！みやまえ太鼓ミーティング開催業務委託仕様書において、委託内容を下記のとおり明記している。

- ・ステージ出演者に関すること

- ・広報に関すること
- ・会場に関すること
- ・その他

これらの各項目については、それぞれ詳細な内容が記載されており、実行委員会の役割を明確にしている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

太鼓ミーティングの開催は、市ホームページへの掲載、チラシの作成・配布により広く周知している。また、太鼓ミーティングのパンフレットに、主催者として実行委員会の名称が記載されている。

出演団体や実行委員の募集は実施の前年度2月ごろに、広く公募しており、公開性、透明性が保たれている。

実行委員会とは随意契約を結んでいるが、「区民が主体となって企画運営に携わることを目的として設置された組織であり、また、宮前区まちづくり協議会、宮前区青少年指導員連絡協議会の代表、関連団体も参加している」ことを理由とした随意契約理由書が作成されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

来場者に対してアンケートを配布しており、イベントを知った媒体、感想、要望点等を把握し、次年度の太鼓ミーティングの企画・運営に役立てている。

(監査の結果 区 結3)

平成24年度は回収したアンケートの数が30枚(前年度40枚)と少なく、一定の傾向は把握できるものの、アンケート結果を活用する観点からは、回収率を高める工夫をすることが望まれる。

4. まちづくり推進事業

所管	宮前区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	宮前区まちづくり協議会設置要綱 宮前区まちづくり協議会規約					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：宮前区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	4,889	4,819	4,369	3,953	3,835
	決算額	4,002	4,750	4,288	3,952	3,702
H24年度決算額の使途内訳	委託料：3,682千円(区民活動支援金、広報紙発行経費、HP維持管理費等) 需用費：20千円					
事業の内容	宮前区区づくりプランに基づき、区民で構成される宮前区まちづくり協議会によるプランの推進及び実現を目指すとともに、中間支援機能を持った組織としての機能強化を図る。また、区民主体のまちづくりを推進し、市民活動団体の活性化や団体間の交流促進を図るとともに、地域が抱える課題について、区民					

	<p>自身が主体的にその解決に向け、行政と協働で取り組んでいく。実際の活動は、各委員会、部門ごとに情報共有、連携を図りながら行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回広報紙「まちづくり広場」を7,000部発行。活動団体紹介や地域の情報等を掲載。区内全町内会・自治会で回覧するほか、区内行政施設等で配布する。</li> <li>・年1回、これから活動を始める市民活動団体や自立を目指している市民活動団体に対して、活動資金の一部を支援する。活動計画説明会、活動支援金交付時や活動結果報告会等の機会を通して交流会を開催し、団体間の交流・連携促進や活動活性化の相乗効果を図る。</li> <li>・まちづくり協議会のホームページやウェブマガジン「みやまえ@まち協」を通して、協議会や市民活動団体、まちづくりに関する情報を発信する。また、情報発信等に関する講座を開催し、活動団体の活性化や広報活動のスキルアップを支援する。</li> <li>・市民活動の活性化を図るため、行政と連携・協働した事業の展開を行う。</li> <li>・区役所主催事業等への参画により市民との協働のまちづくりを推進する。</li> <li>・地域に対する意識向上や魅力発見、まちづくりへの理解を深めるため、フォトコンテスト及び関連講座を開催する。</li> <li>・市民活動団体の紹介や地域の魅力発見、地域資源の情報発信等のためのウォーキングイベントを開催する。</li> <li>・市民活動団体の交流や区民のまちづくりに対する意識向上を図るため、まちづくりフォーラム「まちづくり広場ラブみやまえ」を開催する。</li> </ul>
事業を始めた経緯	宮前区区づくりプラン推進のため、「宮前区区づくりプラン推進委員会」(平成9年(1997)設立)を組織改変させ、平成17年(2005)に「宮前区まちづくり協議会」を設立。
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>協働相手：宮前区まちづくり協議会(公募区民、地域の団体・地元企業からの推薦者及び学識経験者で構成)。任期2年。第7期(平成23・24年度の委員数は69名)</p> <p>選定方法：随意契約</p>
協働する理由、メリット	区民主体のまちづくりを推進するとともに、市民活動団体を情報面、資金面等から支援し、市民活動団体間の交流や連携を促進することで、地域の活性化を図ることができる。
事業の効果、事業目的の達成度合	区民自らがまちづくりに関わることで、住民意識の向上につながるのと同時に、地域や市民活動団体の実態に即した取組みや課題解決を図ることができる。また、様々な分野での経験や知識のある区民が関わることで、効率的、効果的に事業を推進することができる。
事業の効果の測定方法	会議進行、企画提案、申請者数、応募者数、受講者数、来場者数、アンケート結果等

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

幅広い区民の参加のもと、市民意見の集約や合意形成を図り、区民と行政との協働による魅力あるまちづくりを推進する事業である。

## 協働相手の概要

宮前区まちづくり協議会（以下、「まち協」という。）は、区民と行政との協働による魅力あるまちづくりを推進するため、また、「宮前区区づくりプラン」（平成9年3月31日策定）の推進及び実現を目的として設置された中間支援機能を持った組織である。

まち協は、区内在住・在勤・在学又は区内を主な活動拠点とする各種住民組織や団体、企業等に所属する個人（公募による個人を含む）により構成されており、公募区民37名、学識経験者3名、各種団体18名、企業5名、行政6名の委員が活動している。

## （2）監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### （ア）目的の共有

##### （事実確認）

宮前区まちづくり協議会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）や宮前区まちづくり協議会規約（以下、「規約」という。）において、まち協の設置目的を明確にすることで、目的の共有を図っている。

#### （イ）対等の関係

##### （事実確認）

設置要綱及び規約において、まち協の位置づけを明確にしている。また、設置要綱第5条において、事務局である宮前区役所まちづくり推進部地域振興課は協議会の活動が円滑に進むよう支援を行うこととしており、また、規約第4条において、協議会は宮前区役所と連携をとりながら活動をすすめるものとしている。

#### （ウ）相互理解

##### （事実確認）

会議等を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

#### （エ）役割分担と責任範囲の確認

##### （事実確認）

設置要綱において、まちづくり協議会の活動として、以下の4つが明記されている。

- ・宮前区のまちづくりの課題に対応した市民によるまちづくり活動が広がる基盤の整備を行う活動
- ・行政と連携して行う協働事業への市民参加の企画及び推進する活動
- ・市民活動を支援するための環境を整備する活動
- ・その他魅力あるまちづくりに必要な活動

また、委託業務仕様書において、業務内容は以下の6つが明記されている。

- ・まちづくりに関わる市民活動やイベントの情報を提供すること
- ・「宮前区区づくりプラン」の推進に寄与し、区内で活動する非営利の区民団体及びこれから活動を始める区民団体の活動資金を一部援助すること。
- ・団体活動がより活性化するための情報支援を行い、また、活動団体の活動



情報及び活動場所に関するデータベースを作成すること。

- ・他の事業局が所管して宮前区内で実施する事業の一部について、区民参加支援を行うこと。
  - ・まちづくりイベント等の企画・運営を行うこと。
  - ・区づくりプランの推進のため、市民参加によるまちづくりに寄与する計画の企画・運営を行うこと。
- これらの内容により、まち協の役割を明確にしている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

まち協については、市ホームページからまち協の専用ホームページへリンクする形で情報公開を行なっている。まち協のホームページでは、まち協の組織図や規約のほか、実施事業の内容が詳細に記載されており、区での市民活動に関するプラットフォームとなっている。

また、ホームページだけでなく、カタログや広報紙を作成、公開することで、事業の公開性・透明性の確保に努めている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

各事業やイベントの終了後は会議や反省会において事業の検証を行い、課題や問題点及びその改善方法、次回に向けた取組み等について協議している。また、年 1 回総会を開催し、年間を通した事業報告、会計報告等を行い、まち協全体で年間の活動の検証等を行っている。

(監査の結果 区 結 4)

まち協が主体となってさまざまな事業を行なっているが、市とまち協は契約関係にあり、委託の形態をとっていることから、事業の成果や責任は行政に帰属する。そのため、市はまち協の活動報告内容を共有するのみならず、市として委託事業の成果の振り返りを行う仕組みを導入する必要がある。単にまち協からの事業報告を確認するだけでなく、今年一年間の活動状況がまちづくり推進事業全体の観点からみてどうであったのか、今後どういった方向に展開させていくべきか、というような点についても区としての総括を行い、次年度以降の取組みへとつなげていくことが必要と考える。

5. まちづくり支援事業

所管	宮前区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：宮前区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	3,539	3,185	3,181	2,816	2,789
	決算額	3,539	3,180	3,180	2,815	2,789

H24 年度決算額の使途内訳	委託料：2,789 千円
事業の内容	宮前区まちづくり協議会の運営支援や効果的・効率的なまちづくりのためにコンサルティング業務を委託（協議会運営支援、会議運営支援、イベント運営支援、企画提案、講座企画、講座講師、制度設計、情報提供、事例紹介、会議資料作成、会議録作成、事業報告書作成、ポスター・チラシデザイン 等）
事業を始めた経緯	区民自らが地域の将来像を明らかにすべく策定した「宮前区区づくりプラン」の実現のためにコンサルティングその他必要な支援を行うことを目的とする。
協働相手及び協働相手の選定方法	協働の相手先：委託業者 選定方法：指名型企画提案方式による業者選定
協働する理由、メリット	区民主体のまちづくりを的確かつ効率的、効果的に進めていくため、また、円滑な組織運営や会議進行等を行っていくためには、客観的な視点や専門的見地から、地域の特性や課題・問題点等を分析し、助言・提案等を受けることが必要不可欠であるため。
事業の効果、事業目的の達成度合	区役所とまちづくり協議会に、コンサル業者が加わることで、3者が密接に連携し、それぞれの立場や特性をまちづくりに反映させることができている。
事業の効果の測定方法	会議進行、企画提案、申請者数、応募者数、受講者数、来場者数、アンケート結果等

## （１）概要

### 事業概要（補足）

区民が中心となって行うまち協の活動を的確かつ効率的、効果的に進めていくため、また、円滑な組織運営や会議進行等を行っていくために、まちづくりに関するコンサルティング会社に委託を行い、客観的視点や専門的見地から、地域の特性や課題・問題点等を分析し、助言・提案等を行う事業である。

### 協働相手の概要

協働相手は、プロポーザル方式による提案審査を実施の上決定し、まち協の委員の任期２年にあわせて、２年目は随意契約としている。プロポーザル選定委員会の委員は、宮前区役所副区長、同企画課長、同地域振興課長のほか、まち協理事長、副理事長２名の計６名で構成されている。平成２３年度及び２４年度に選定された委託業者は、札幌市と東京都渋谷区に拠点を有し、まちづくりの現場で、まちづくりワークショップやコンピュータグラフィックスなど様々な手法で、都市デザイン、住民と行政のコミュニケーション、地域合意形成、住民まちづくり活動の支援などを行っている。

## （２）監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### （ア）目的の共有

##### （事実確認）

委託仕様書において、業務の目的を記載し明確にすることで、目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

打ち合わせ等において、委託業者と市担当者及びまち協との間で意見交換を実施し、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

区と委託業者は、月 1 回程度の打ち合わせ等を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

委託仕様書において、業務の内容は以下の 5 つが明記されており、個々の項目について詳細な記載がなされている。

- ・協議会へのコンサルティング
- ・会議等の運営に関すること
- ・活動報告書の作成
- ・(仮称)まちづくり広場への企画提案及び実行委員会への支援
- ・まちづくりの支援に対する助言及び提案

宮前区まちづくり協議会と区とによる協働に、委託業務が加わることで、専門的な見地からアドバイスが行われている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

宮前区まちづくり協議会、区、委託業者による協働の活動は、市のホームページなどで公表されている。なお、委託業者の名称はまち協が発行している冊子等の製作者として公表されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

委託事業の成果品として、まちづくり支援事業報告書を作成、提出している。当該報告書では、各委託事業の実施状況や成果品を掲載することにより、実施した取組みの報告を行なっている。

(監査の結果 区 結 5)

まちづくり支援事業報告書は、あくまで委託事業者である委託業者が実施した取組みの内容を報告の形でとりまとめたものであり、事業目的の達成度を評価する成果が記載されたものではない。

委託の形態をとっていることから、事業の成果や責任は行政に帰属する。そのため、区は委託業者の活動報告内容を共有するのみならず、市として委託事業の成果の振り返りを行う仕組みを導入する必要がある。

当事業は、地域課題の解決に向けたまちづくり協議会の取組を、専門家の

立場から助言するものである。したがって、当事業の成果は、委託業者からの提案や、その提案を踏まえたまちづくり協議会の取組内容の活性化にある。成果の振り返りは、委託業者からの事業報告を確認するだけでなく、今年一年間の活動状況がまちづくり推進事業全体の観点からみて効果的であったのかどうかを区として検証し、次年度以降の取り組みへとつなげていくことが必要である。

#### 6. 宮前区ガイドブック改訂事業

所管	宮前区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	宮前区ガイドブック改訂構想委員会設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：宮前区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	1,313			300	3,234
	決算額	1,260			274	2,026
H24 年度決算額の使途内訳	委託料：1,942 千円（印刷費、校正費 等） 備品購入費：84 千円					
事業の内容	区内に数多く存在する歴史や伝統文化、行事、自然、公園、寺社仏閣等多くの地域資源のほか、行政施設や行政機能等の情報をガイドブックとしてまとめて発行する。区民の貴重な情報源とするとともに、地域を知り、実際にでかけるきっかけとすることで、地域に対する関心や愛着を深めてもらう。10,000 部作成し、区役所、出張所、行政サービスコーナー等で無償配布。平成 10 年に初版を発行し、平成 24 年 10 月に第 5 版を発行。					
事業を始めた経緯	区内の様々な情報を冊子としてまとめ情報発信するとともに、地域への関心や愛着を深め、区のイメージアップにつなげる。平成 10 年に初版発行。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働の相手先：宮前区ガイドブック改訂構想委員会（17 名 第 5 版当初）公募による区民により構成。改訂構想委員会の設置は平成 23 年度。平成 23 年度から 24 年度までの 2 年間にわたる事業。 選定方法：随意契約					
協働する理由、メリット	ガイドブックの企画・構成、デザイン、表紙、掲載項目選定、編集、現地調査・取材、文章執筆、校正等を区民で構成される改訂構想委員会が行うことで、市民目線で見やすく、使いやすいものとするができる。また、様々な分野での経験や知識のある区民が関わることで、円滑かつ効率的に作業を進めることができ、完成度の高いものとするができる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	改訂構想委員会において、企画・構成から検討を重ね、掲載記事及び写真、イラスト等を一新したことで、区民手作りのガイドブックとすることができた。区民の意見や要望が反映され、区民のニーズにあった、見やすく、使いやすいものとするすることができた。 また、作業が円滑かつ効率的に行われたことから、予定よりも早く完成させることができ、平成 24 年 10 月に開催された宮前区民祭において、発行の周知・PR を行うことができた。					
事業の効果の	配布状況、問い合わせ状況 等					

測定方法	
------	--

(1) 概要

事業概要（補足）

宮前区ガイドブック改訂構想委員会（以下、「構想委員会」という。）に委託し、「宮前区ガイドブック」の改訂を行う事業である。

協働相手の概要

構想委員会は、平成9年度に発行した「宮前区ガイドブック」を、広く市民の意見を参考にしながら、より魅力満載のガイドブックにするために設置された組織である。公募区民17名で組織されている。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

宮前区ガイドブック改訂構想委員会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）において、構想委員会の設置目的を明確にすることで、目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

設置要綱において、構想委員会の位置付けを明確にし、市から自立した存在であることを前提としている。

会議等において、構想委員会と市担当者との間で定期的な意見交換を実施し、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

会議等を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

設置要綱において、構想委員会の役割は、構想委員会設置の目的に基づき、「企画、調査、編集及び校正を行う」とされている。また、宮前区ガイドブック改訂事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）において、業務の内容は以下の9つが明記されている。

- ・ガイドブック掲載箇所の精査
- ・現地取材
- ・原稿作成
- ・印刷業者の公正な選定
- ・印刷業者との各種打ち合わせ
- ・レイアウトやデザインの作成
- ・校正

- ・発行
- ・その他必要事項

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

構想委員は、公募されており、宮前区在住であり、平日昼間の会議や取材活動などに参加できる方との制限以外に特に制約を設けておらず、一定の公開性・透明性が確保されている。

また、成果品となる宮前区ガイドブックは、区内施設等に開架されているほか、市ホームページにてデータダウンロードも可能である。

さらに、編集後記として、委員名を公表することで、作成主体の公開性・透明性を高めている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

事業の成果は、成果品となる宮前区ガイドブックの出来栄そのもののほか、配布状況、問い合わせ状況で把握することとしている。

配布した後に長く利用してもらうことを目的としており、印刷冊数も限られていることから、大規模イベント等での一斉配布は行わず、転入者への配布や区内施設での閲覧及び配布など、配布手段に配慮している。

7. みやまえロビーコンサート開催事業

所管	宮前区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：宮前区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	1,668	1,700	3,850	1,696	1,696
	決算額	1,599	1,638	3,850	1,613	1,613
H24年度決算額の使途内訳	委託料：1,613千円					
事業の内容	毎月1回(年間12回)区役所2階ロビー等において、「みやまえロビーコンサート」を開催。年間12回のうち、区役所以外の行政施設においても巡回コンサートとして開催。原則として昼休みの時間帯(12:05~12:45)に開催。巡回コンサートの場合は、開催会場と調整して決定。入場無料。					
事業を始めた経緯	区役所来庁者の待ち時間等を上質で潤いのあるひと時にしてもらうための区民サービスの一環として、また、行政施設に対する親近感や区に対するイメージアップを図るために開催。平成5年10月に第1回を開催。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働の相手先：委託業者 選定方法：指名競争入札による選定					

協働する理由、メリット	業者委託とすることで、出演者の質を担保し、演奏者の選定、出演交渉、当日の設営、司会進行、チラシ・ポスター作成等の業務を円滑に執行することができる。
事業の効果、事業目的の達成度合	区役所等に足を運んでもらうことで、地域の様々な情報を得ることができ、地域活動や講座参加等のきっかけとなっている。また、大ホール等を使用したコンサートだけではなく、区民が日常生活において、もっと気軽に、そして身近に上質で様々なジャンルの音楽と接することのできる機会を創出することで、区民の文化意識の向上につながっている。
事業の効果の測定方法	来場者数、アンケート結果 等

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

毎月1回、区役所2階ロビー等において、「みやまえロビーコンサート」を開催する事業である。原則として昼休みの時間帯（12:05～12:45）に開催し、年間12回のうち、区役所以外の行政施設においても巡回コンサートとして開催している。

### 協働相手の概要

協働相手は、毎年度指名競争入札により決定している。平成24年度の事業者は、京浜楽器株式会社（以下、「京浜楽器」という。）である。京浜楽器は川崎市中原区に本社を有し、ミュージックシティ百合ヶ丘（麻生区）MUSIC PARK KEIHIN（ミュージックパーク京浜）（川崎区）などのほか、市内の多数の施設で音楽教室等の活動を行っている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

契約書、仕様書には、当事業の目的は明記されていない。

#### (監査の結果 区 結6)

仕様書において、業務内容が明確に示されているが、目的が明らかになっていない。ロビーコンサートを開催することが目的ではなく、目的を達成するための手段として、ロビーコンサートを実施していると考えることが適切であることから、事業目的を明確にした上で、協働相手との共有を図ることが求められる。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

打ち合わせ等において、京浜楽器担当者と市担当者との間で意見交換を実施し、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

打ち合わせ等を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

仕様書において、業務の内容は以下の 3 つが明記されており、個々の項目について詳細な記載がなされている。

- ・企画（出演者の選定、広報）
- ・運営（当日の運営、その他）
- ・その他

3 つ目の項目の「その他」の中で、音楽著作権料等、開催に伴う費用の責任、各月の業務終了後の業務完了報告書の提出などを明記しており、仕様書上で役割分担と責任範囲を明確にしている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

ロビーコンサートの開催案内については、市のホームページ等で公開している。また、無料で誰でも鑑賞することが可能である。

協働相手の選定は、毎年度指名競争入札を実施しており、平成 24 年度は、市の有資格者で、業種「その他」、種目「イベント」に登録している 300 社のうち、過去 2 年間に市のイベントで実績のある業者であり、かつ音楽事業についての実績のある 5 社を指名して入札を行っている。指名業者の選定基準は一定の透明性が認められる。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

事業の成果は、毎月の事業報告及び、毎回の来場者数で把握している。また、平成 24 年度は初めて区役所以外の施設でコンサートを開催したことから、そのうちの 1 回についてアンケート調査を実施し、意見・要望等を把握し、出演者の選定や運営等の参考として役立てている。



8. しあわせを呼ぶコンサート開催事業

所管	宮前区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：宮前区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	2,738	2,754	2,796	2,705	2,650
	決算額	2,738	2,754	2,796	2,705	2,650
H24年度決算額の使途内訳	委託費：2,628千円 需用費：22千円					
事業の内容	音楽を通じて障害者と健常者との相互理解と交流を深めると共に、障害者の社会参画の促進を目的にコンサート事業を実施する。コンサートの第一部は宮前区内の障害者施設・作業所に通所する方々が、ベートーヴェンの「第九」を原語で歌うほか数曲を合唱する。第二部ではプロの演奏家による演目を行う。また、ロビーにおいて施設等が作成した作品・商品の展示・販売を行う。					
事業を始めた経緯	宮前障害者施設・作業所等連絡会及び区在住の音楽家で取組まれてきた音楽事業を「音楽のまちかわさき」・「みやまえ音楽推進事業」がタイアップし、障害者施設間の交流・連携、相互理解と社会参画、バリアフリーの推進なども目的に区民に広く開かれた音楽・コンサート事業として取組まれてきた。					
協働相手及び協働相手の選定方法	宮前障害者施設・作業所等連絡会、特定非営利活動法人レジーナ・チェーリ芸術振興会+区役所 宮前障害者施設・作業所等連絡会は区内にある精神・知的・身体障害者施設として参加、特定非営利活動法人レジーナ・チェーリ芸術振興会とはコンサートプロデュースとして随意契約					
協働する理由、メリット	宮前障害者施設・作業所等の相互の連携により障がいのある方の地域生活を支援すると共に、市民と共に地域福祉の発展と向上、地域福祉のネットワーク作りや啓発活動、障害福祉の増進、バリアフリーの促進など様々な活動を展開しているため。また、特定非営利活動法人レジーナ・チェーリ芸術振興会については音楽を通じた社会福祉事業を展開しており、障害者への音楽指導等についても十分な知識・経験を有しているため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	メディア等も通じ広報活動を行い多くの皆様へ事業の周知、浸透を図っている。毎年多くの皆様に来場いただきアンケート等でも評価をいただいている。					
事業の効果の測定方法	舞台出演者約200人(障害者施設通所者約130人、賛助コーラス・オーケストラ約70人)来場者約600人、800~900人規模のコンサートを実施。(チラシ8000枚、ポスター300枚、パンフレット1,000枚作成)。多くの参加者を得、コンサートを楽しんでもらうと共に事業の目的等への周知、共有を図った。					

(1) 概要

事業概要(補足)

特定非営利活動法人レジーナ・チェーリ芸術振興会(以下、「レジーナ・チェーリ」という。)に委託し、宮前障害者施設・作業所等の通所者が参加するコンサートを開催するものである。

#### 協働相手の概要

レジーナ・チェーリは、市に登録を行っている NPO であり、一般の市民に対し芸術に関する啓発、普及、調査、研究及び芸術活動に係わる市民への支援、協力並びに連携を推進することにより、芸術の振興を図り、もって豊かで潤いのある市民文化、市民生活、市民社会の向上と健全なまちづくり等の公益の増進に寄与することを目的とした団体である。

また、宮前障害者施設・作業所等は、区内に 13 施設ある障害者施設・作業所等であり、約 500 人が通所している。

### (2) 監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

仕様書において、事業の目的を「音楽を通じて、障害者と健常者の相互理解と交流を深めるとともに、障害者の社会参加と自立を促進する」とし、目的の共有を図っている。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

契約期間の 4 月から 10 月まで毎月 1 回、障害者施設・作業所等連絡会、レジーナ・チェーリ、区役所担当で会議を実施し、対等な立場での意見交換を行っている。

##### (ウ) 相互理解

###### (事実確認)

契約期間の 4 月から 10 月まで毎月 1 回、障害者施設・作業所等連絡会、レジーナ・チェーリ、区役所担当で会議を実施することで、企画段階・準備、実施、振り返りそれぞれの段階で、十分な話し合いの機会を持っている。

##### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

###### (事実確認)

仕様書の業務内容において、レジーナ・チェーリの役割を明確にしている。また、平成 24 年度で第 13 回を数えるコンサートであることから、障害者施設・作業所等でも、合唱練習及びコンサートへの参加という役割は明確になっているが、毎月の会議において、役割を確認している。

##### (オ) 公開性・透明性

###### (事実確認)

コンサートの開催は、市ホームページへの掲載、チラシの作成・配布により広く周知している。また、コンサートのパンフレットに、レジーナ・チェーリや障害者施設・作業所等の各団体の名称が記載されている。

レジーナ・チェーリとは随意契約を結んでいるが、「第 1 回目の開催から各施設と深く関わってきており、各施設及び施設通所者（出演者）との信頼関係が構築されている」ことを理由とした随意契約理由書が作成されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

出演者数及び来場者数の把握により、参加者数の集計を行っている。また、来場者に対してアンケートを配布しており、住まいやコンサートを知った媒体、感想、気づいた点を把握し、次年度のコンサートの企画・運営に役立っている。

9. 宮前区誕生 30 周年記念事業

所管	宮前区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：宮前区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額				1,691	2,906
	決算額				1,690	2,906
H24 年度決算額の使途内訳	委託料：2,906 千円					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区誕生 30 周年記念式典の実施</li> <li>・区誕生 30 周年記念ロゴマーク及びキャラクターを活用した各種グッズ制作及び管理</li> <li>・「川崎市ウォーカー」と連携した記念誌制作</li> <li>・地域情報紙を活用した 30 周年記念事業記事広告</li> <li>・特別提案事業の実施 (C 級グルメコンテスト、みやまえスタンプラリー、宮前重金属発掘計画)</li> </ul>					
事業を始めた経緯	平成 24 年 (2012 年) 7 月 1 日に迎える区制 30 周年を新たな飛躍に向けた節目の年と位置付け、区民の皆さんとともにこれを祝い、これまで培ってきた歴史・文化・地域の魅力を再発見するとともに、これを広く区内外に発信し、区民としての誇りや一体感の醸成を図り、さらなる区政発展の契機とするため実施した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：宮前区誕生 30 周年記念事業実行委員会 選定方法：随意契約					
協働する理由、メリット	事業の委託に当たっては、事業の具体的内容の企画立案・決定も含め、区内主要団体の役員等により構成し、30 周年記念事業推進の中心的組織として設置された宮前区誕生 30 周年記念事業実行委員会に委託することにより、効果的かつ効率的な事業目的の達成及び実施過程における団体間の連携強化が期待される。					
事業の効果、事業目的の達成度合	宮前区誕生 30 周年記念事業実行委員会と協働で実施したことにより、多様な主体による、多彩な記念事業が実施でき目的である、「区民としての誇りや一体感の醸成と、さらなる区政発展の契機」とすることができた。					
事業の効果の測定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業への参加人数 (記念式典区民 1,200 人参加など)</li> <li>・「宮前区 30th SPECIAL BOOK」の配布 (20,000 部発行)</li> </ul>					

など各種イベント等へ多くの区民の参加をいただいた。
---------------------------

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

宮前区誕生 30 周年記念事業実行委員会(以下、「実行委員会」という。)に対する業務委託である。

### 協働相手の概要

実行委員会は、宮前区が区制 30 周年を迎えるに当たり、区民が主体となって区制 30 周年を祝う記念事業を実施することを目的として設置されたものである。

実行委員会は、宮前区全町内・自治会連合会の会長を委員長、同連合会副会長及び宮前区社会福祉協議会の会長、副会長を副委員長とし、このほか、宮前区民生委員児童委員協議会、宮前区商店街連合会、宮前区区民会議、宮前区まちづくり協議会などの各種団体の代表者を委員とし全 17 委員で組織されている。

宮前区誕生 30 周年記念事業実行委員会規約(以下、「規約」という。)において、以下の事項の所掌が示されている。

宮前区誕生 30 周年記念事業計画の策定に関すること

その他、宮前区誕生 30 周年記念事業に必要な事項

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

規約において、実行委員会の設置目的を明確にしており、また、委託仕様書において、業務の目的を「宮前区では、平成 24 年(2012 年)7 月 1 日に迎える区制 30 周年を新たな飛躍に向けた節目の年と位置付け、区民の皆さんとともにこれを祝い、これまで培ってきた歴史・文化・地域の魅力を再発見するとともに、これを広く区内外に発信し、区民としての誇りや一体感の醸成を図り、さらなる区政発展の契機とする。」とし、目的の共有を図っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

規約において、実行委員会の位置付けを明確にし、市から自立した存在であることを前提としている。

全 7 回の実行委員会会議において、実行委員会と市担当者との間で意見交換を実施し、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされている。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

会議等を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

仕様書の業務内容において、実行委員会の役割を明確にしている。また、市は庁内でプロジェクトチームを立ち上げて、特別提案事業の検討などについて実行委員会と協力して事業を進めている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

市ホームページに特設のホームページを設け、事業の目的や実施事業の概要、事業の推進体制として実行委員会や庁内プロジェクトチームが掲載しており、一定の公開性・透明性が確保されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

平成 25 年度事業として、宮前区誕生 30 周年記念事業記録誌の作成を実施しており、この取組みの中で、事業や実行委員の紹介、掲載された新聞記事の掲載を通じて、事業の振り返りを行っている。

10. 宮前区誕生 30 周年記念音楽推進事業

所管	宮前区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：宮前区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額					1,005
	決算額					998
H24 年度決算額の使途内訳	委託料：998 千円					
事業の内容	平成 24 年 7 月 1 日(日)に宮前市民館大ホールで開催された「宮前区誕生 30 周年記念式典」の終了後に、記念コンサートとして川崎市消防音楽隊及びカラーガード隊レッドウィングスによるコンサートを開催。入場無料。 また、平成 24 年 7 月 15 日(日)に宮前フィルハーモニー交響楽団による子どものためのコンサート「音楽のおもちゃ箱」を宮前区誕生 30 周年記念コンサートとして宮前市民館大ホールで開催。往復八ガキによる申し込み。定員 900 名。入場無料。全席自由。					
事業を始めた経緯	宮前区誕生 30 周年記念事業の一環として開催					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働の相手先：委託業者 選定方法：指名競争入札による業者選定					
協働する理由、メリット	業者委託とすることで、円滑で確実な事業執行ができると考えられるため。					

事業の効果、事業目的の達成度合	区誕生 30 周年を区内外に広く周知するとともに、区民の音楽に対する意識向上及び区のイメージアップにつなげることができた。
事業の効果の測定方法	来場者数、応募者数、アンケート結果 等

## (1) 概要

### 事業概要 (補足)

宮前区誕生 30 周年記念事業の一環として、宮前区誕生 30 周年記念式典の終了後に実施する川崎市消防音楽隊及びカラーガード隊レッドウィングスによるコンサート、宮前フィルハーモニー交響楽団による子どものためのコンサート「音楽のおもちゃ箱」を実施するものである。

### 協働相手の概要

協働相手は、指名競争入札により決定している。選定された事業者は、京浜楽器株式会社 (以下、「京浜楽器」という。) である。京浜楽器は川崎市中原区に本社を有し、ミュージックシティ百合ヶ丘 (麻生区) MUSIC PARK KEIHIN (ミュージックパーク京浜) (川崎区) などのほか、市内の多数の施設で音楽教室等の活動を行っている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

契約書、仕様書には、当事業の目的は明記されていない。

#### (監査の結果 区 結 7)

仕様書において、業務内容が明確に示されているが、目的が明らかになっていない。コンサートを開催することが目的ではなく、目的を達成するための手段として、コンサートを開催していると考えることが適切であることから、事業目的を明確にした上で、協働相手との共有を図ることが求められる。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

打ち合わせ等において、京浜楽器担当者と市担当者との間で意見交換を実施し、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされている。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

打ち合わせ等を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

仕様書において、業務の内容は以下の 3 つが明記されており、個々の項目について詳細な記載がなされている。

- ・企画（構成、出演者の選定、広報）
- ・運営（当日の運営、その他）
- ・その他

3 つ目の項目の「その他」の中で、音楽著作権料等、開催に伴う費用の責任、業務終了後の業務完了報告書の提出、イベント保険への加入などを明記しており、仕様書上で役割分担と責任範囲を明確にしている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

コンサートの開催案内については、市のホームページ等で公開するほか、チラシ、パンプレットの作成・配布により周知を行っている。

協働相手の選定は、指名競争入札を実施しており、市の有資格者で、業種「その他」、種目「イベント」に登録している 300 社のうち、過去 2 年間に市のイベントで実績のある業者であり、かつ音楽事業についての実績のある 5 社を指名して入札を行っている。指名業者の選定基準は一定の透明性が認められる。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

事業の成果は、事業報告及び来場者数で把握している。また、「音楽のおもちゃ箱」についてはアンケート調査を実施し、意見・要望等を把握している。

(監査の結果 区 結 8)

事前の定量的な目標設定がないため、成果があがっているかどうかの測定が困難である。成果の振り返りにあたっては、測定可能な成果の目標を事前設定し、事後検証を行うことが望まれる。

11. 宮前区誕生 30 周年まつり開催事業

所管	宮前区役所まちづくり推進部地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：宮前区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額					3,000
	決算額					3,000
H24 年度決算額の使途内訳	委託料：2,980 千円 需用費：20 千円					

事業の内容	「宮前区誕生 30 周年記念まつり」として、宮前区誕生 30 周年を区民みんなでお祝いするイベントを開催。宮前区役所及び宮前市民館、市民広場を会場とし、区内で活動する市民活動団体や地域団体等約 40 団体が展示・体験、出店販売及びステージ等で参加。平成 24 年 7 月 1 日（日）に開催。
事業を始めた経緯	宮前区誕生 30 周年記念事業の一環として開催
協働相手及び協働相手の選定方法	協働の相手先：委託業者 選定方法：指名型企画提案方式による業者選定
協働する理由、メリット	業者委託とすることで、円滑で確実な事業執行ができると考えられるため。
事業の効果、事業目的の達成度合	区誕生 30 周年を区内外に広く周知するとともに、地域や世代を超えた交流促進を図り、地域の活性化につながっている。
事業の効果の測定方法	来場者数 等

#### (1) 概要

##### 事業概要（補足）

宮前区誕生 30 周年記念として実施するイベント「宮前区誕生 30 周年記念まつり」の開催に係る事業である。

##### 協働相手の概要

協働相手は、指名型プロポーザル方式により決定し、特命随意契約を締結している。選定された事業者は、株式会社クリエイティブワークス（以下、「クリエイティブワークス」という。）である。クリエイティブワークスは、川崎市川崎区に本社を有する事業者である。

#### (2) 監査の結果

##### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

契約書、仕様書には、当事業の目的は明記されていない。

##### (監査の結果 区 結 9)

仕様書において、業務内容が明確に示されているが、目的が明らかになっていない。まつりを開催することが目的ではなく、目的を達成するための手段として、まつりを開催していると考えることが適切であることから、事業目的を明確にした上で、協働相手との共有を図ることが求められる。

##### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

打ち合わせ等において、クリエイティブワークス担当者と市担当者との間で意見交換を実施し、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮



がなされている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

打ち合わせ等を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

仕様書において、業務の内容について詳細な記載がなされている。市との役割分担が曖昧になりやすい事務局業務においては、仕様書上役割分担を明確にしており、相互の役割を確認している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

まつりの開催案内については、市のホームページ等で公開するほか、チラシ、パンフレットの作成・配布により周知を行っている。

協働相手の選定は、指名型プロポーザルを実施しており、市の有資格者で、業種「その他」、種目「イベント」に登録している 300 社のうち、過去 2 年間に区のイベントで実績のある業者であり、かつ定評のある 4 社に加え、市民祭での実績がある 1 社を加えた 5 社で行っている。プロポーザル選定委員会は、副区長、総務課長、企画課長及び地域振興課長の 4 名が審査員となり、事前に定められた評価基準によって審査を行っており、指名業者の選定基準は一定の透明性が認められる。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

事業の成果は、来場者数で把握している。来場者数は、市民館や広場の混雑度合いから 18,600 人程度と試算している。また、市民団体・地域団体が約 40 団体参加し、出店やステージ参加を行っている。

(監査の結果 区 結 10)

事前の定量的な目標設定がないため、成果があがっているかどうかの測定が困難である。成果の振り返りにあたっては、測定可能な成果の目標を事前設定し、事後検証を行うことが望まれる。

12. 区制 30 周年・アルテリッカ演奏会開催事業

所管	宮前区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：宮前区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額					4,000
	決算額					3,990
H24 年度決算額の使途内訳	委託料：3,990 千円					
事業の内容	<p>宮前区誕生 30 周年の記念コンサートとして開催。また、平成 25 年のゴールデンウィークの時期に開催される「川崎・しんゆり芸術祭 アルテリッカしんゆり 2013」において、初めて宮前区で公演が行われることから、そのプレコンサートとして開催。</p> <p>川崎市とフランチャイズ契約を結ぶ東京交響楽団による演奏。平成 25 年 1 月 14 日(月祝)に宮前市民館大ホールで開催。申し込み順。定員 900 名。入場料前売り 1,500 円、当日 2,000 円。全席自由。</p>					
事業を始めた経緯	宮前区誕生 30 周年記念事業の一環として、また、平成 25 年のゴールデンウィークの時期に開催される「川崎・しんゆり芸術祭 アルテリッカしんゆり 2013」において、初めて宮前区で公演が行われることから、そのプレコンサートとして開催。					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>協働の相手先：委託業者</p> <p>選定方法：指名競争入札による業者選定</p>					
協働する理由、メリット	業者委託とすることで、円滑で確実な事業執行ができると考えられるため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	区誕生 30 周年を区内外に広く周知するとともに、区民の音楽に対する意識向上及び区のイメージアップにつなげる。					
事業の効果の測定方法	来場者数、アンケート結果等					

(1) 概要

事業概要(補足)

宮前区誕生 30 周年記念として実施する「東京交響楽団室内合奏団 アルテリッカ特別演奏会」の開催に係る事業である。

協働相手の概要

協働相手は、指名競争入札により決定している。選定された事業者は、京浜楽器株式会社(以下、「京浜楽器」という。)である。京浜楽器は川崎市中原区に本社を有し、ミュージックシティ百合ヶ丘(麻生区) MUSIC PARK KEIHIN (ミュージックパーク京浜)(川崎区)などのほか、市内の多数の施設で音楽教室等の活動を行っている。

## (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

### (ア) 目的の共有

(事実確認)

契約書、仕様書には、当事業の目的は明記されていない。

(監査の結果 区 結 1 1)

仕様書において、業務内容が明確に示されているが、目的が明らかになっていない。演奏会を開催することが目的ではなく、目的を達成するための手段として、演奏会を開催していると考えることが適切であることから、事業目的を明確にした上で、協働相手との共有を図ることが求められる。

### (イ) 対等の関係

(事実確認)

打ち合わせ等において、京浜楽器担当者と市担当者との間で意見交換を実施し、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされている。

### (ウ) 相互理解

(事実確認)

打ち合わせ等を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

仕様書において、業務の内容は以下の3つが明記されており、個々の項目について詳細な記載がなされている。

- ・企画（構成、出演者の選定、広報）
- ・運営（当日の運営、その他）
- ・その他

3つ目の項目の「その他」の中で、音楽著作権料等、開催に伴う費用の責任、業務終了後の業務完了報告書の提出、イベント保険への加入などを明記しており、仕様書上で役割分担と責任範囲を明確にしている。

### (オ) 公開性・透明性

(事実確認)

演奏会の開催案内については、市のホームページ等で公開するほか、チラシ、パンフレットの作成・配布により周知を行っている。

協働相手の選定は、指名競争入札を実施しており、市の有資格者で、業種「その他」、種目「イベント」に登録している300社のうち、過去2年間に市のイベントで実績のある業者であり、かつ音楽事業についての実績のある5社を指名して入札を行っている。指名業者の選定基準は一定の透明性が認められる。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

事業の成果は、事業報告及び来場者数で把握している。また、アンケート調査を実施し、意見・要望等を把握している。

(監査の結果 区 結 1 2)

事前の定量的な目標設定がないため、成果があがっているかどうかの測定が困難である。成果の振り返りにあたっては、測定可能な成果の目標を事前設定し、事後検証を行うことが望まれる。

13. 安全安心まちづくり推進事業

所管	宮前区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	宮前区安全・安心まちづくり推進協議会要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：宮前区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	6,874	2,719	3,331	888	827
	決算額	5,557	2,652	2,477	690	1,037
H24年度決算額の使途内訳	需用費(803千円)、役務費(2千円)、委託料(232千円)					
事業の内容	誰もが安全に安心して暮らせる「まち」を形成するために、安全安心に関わる様々な分野の団体が加盟している「宮前区安全・安心まちづくり推進協議会」を軸として、区民、地域団体、事業者、行政機関等の連携・協働により、防犯、交通安全等の総合的な宮前区の安全安心のまちづくりを推進し、暮らしやすい環境づくりに取り組んでいる。					
事業を始めた経緯	平成17年に「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」が設立されたことに伴い、各区においても近隣関係の疎遠・希薄化に起因する地域力の低下に対して交通と防災、防犯に総合的に取り組んだ。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：町内会・自治会・市民活動団体 選定方法：なし					
協働する理由、メリット	地域における課題については、地域と行政が情報共有した上で、区は助言や資料の提供などの活動支援を行うことにより地域活動を活性化することができる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	全体的に事業が活性化してきており、パトロール空白地帯にはパトロール実施の働きかけ、また実施している地域には近隣地域同士のパトロールを働きかけていることから、地域課題対応事業提案書に記載している年度目標に対してはおおむね達成できていると考えている。					
事業の効果の測定方法	町内会に対して防犯活動のアンケートを集計することで、実情を把握し次年度に向けて改善を図る。					

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

区民、事業者、地域団体、行政機関等の連携・協働により、区の安全安心まちづくりを推進するために、防犯キャンペーン、防犯パトロール等の活動を実施する事業である。

### 協働相手の概要

宮前区安全・安心まちづくり推進協議会(以下、「推進協議会」という。)は、区民、事業者、地域団体、行政機関等の連携・協働により、防犯、防火、交通安全、防災、身近な環境整備などの総合的な宮前区の安全安心のまちづくりの推進を図り、すべての区民が暮らしやすい地域生活環境づくりのために設置された組織である。

推進協議会は、宮前区全町内・自治会連合会、宮前区交通安全対策協議会、宮前交通安全協会、宮前消防団、宮前地区防犯連絡協議会、宮前防犯協会、宮前区子ども会連合会、宮前区内保育園、宮前警察署、宮前消防署等、関係する計47団体で構成されている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

宮前区安全・安心まちづくり推進協議会要綱(以下、「要綱」という。)において、推進協議会の設置目的を明確にすることで、目的の共有を図っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

設置要綱において、改訂委員会の位置付けを明確にしている。なお、事務局は宮前区役所に置いているほか、構成団体として、宮前区役所が含まれている。

また、年1回の合同総会や随時行われる会議等において、推進協議会と市担当者との間で定期的な意見交換を実施し、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされている。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

会議等を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

要綱において、推進協議会の所掌事項は以下の4つが明記されている。

- ・区民の防犯、防火、交通安全、防災、身近な環境整備の意識の高揚・啓発に関すること。
- ・地域安全情報の共有に関すること。

- ・構成する各団体の協力関係を創り、防犯、防火、交通安全、防災等に対する効果的な抑止力を形成すること。
- ・その他目的を達成するために必要な事項

具体的な活動は、推進協議会の構成員が主体的に行い、行政は連絡調整や広報活動、資器材の貸与などを実施することで、役割分担がなされている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

推進協議会の活動の一部は、市ホームページで公開されている。

(監査の結果 区 結13)

高津区や川崎区では、市ホームページにおいて、推進協議会を説明するページが設けられており、川崎区では要綱や組織図も公開されている。宮前区では推進協議会そのものを紹介したページは市ホームページ上では見られず、要綱、組織図等の公開もなされていない。

より公開性・透明性を高める観点から、活動の紹介とあわせて、推進協議会の目的や役割、構成団体等をわかりやすく公開することが望まれる。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

年1回行われる合同総会において、1年間の活動内容の報告が行われている。また、年1回、町内会に対して防犯活動に関するアンケートを実施し、翌年度の活動計画に反映している。

(監査の結果 区 結14)

合同総会資料に掲載されている活動報告には、実施した取組みの内容と参加者数等が掲載されているものの、犯罪・トラブル件数等、区の状況を示すような情報は記載されていない。また、次年度の活動計画には、実施予定の取組みが記載されているのみであり、具体的な目標等は設定されていない。

防犯、交通安全等、安全安心まちづくりのための活動は、様々な事業・主体により実施されていることから、犯罪・トラブル件数等の増加・減少は当事業の成果のみに左右されるものではないが、年1回の合同総会においては、区の状況を明らかにし、次年度の活動計画については、目標等を設定し、振り返りを図ることができるものとするのが望まれる。

14. 自主防災組織活動助成金交付事業

所管	宮前区役所 危機管理担当		
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱		
予算費目	款：総務費	項：危機管理費	目：危機管理対策費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額					1,750
	決算額					956
H24 年度決算 額の使途内訳	すべて助成金として自主防災組織へ支出					
事業の内容	自主防災組織の防災訓練及び防災知識の啓発活動等を通して、防災に関する組織活動を促進し、予算の範囲内で活動助成金を交付する。					
事業を始めた 経緯	地域社会を災害から守るためには、その地域の住民が自ら生命と暮らしを守るという考えに立って行動しなければならないことから、要綱を作成し活動助成金の交付により地域防災力の向上を図るため、「川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱」を制定					
協働相手及び 協働相手の選 定方法	協働相手は該当なし。助成金の交付先は川崎市宮前区内の自主防災組織を対象とする。					
協働する理 由、メリット	以下の項目は、該当なし					
事業の効果、 事業目的の達 成度合						
事業の効果の 測定方法						

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

自主防災組織が、防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進することを目的として、予算の範囲内で、自主防災組織に対して、活動助成金を交付する事業である。

### 協働相手の概要

当該助成金の交付対象は、自主防災組織である。自主防災組織とは、川崎市自主防災組織育成指導要綱第3条において下記のとおり定義されている。

自主防災組織の認定基準は、次の各号のとおりとし、当該各号に適合したものを以て自主防災組織と認定する。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 住民組織を単位として結成された組織

イ 住民組織が、その活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該組織の総意により、地域を分割し、又は2以上の住民組織を統合して結成された組織で区長が認めたもの  
(川崎市自主防災組織育成指導要綱第3条より抜粋)

宮前区には、宮前地区に30、向丘地区に45の合計75の自主防災組織がある。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

活動助成金の目的は、川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)において明確にしており、目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

災害時に自主防災組織が地域で防災活動をするためには資器材の整備が不可欠であり、補助金の交付により購入を支援することは行政・地域双方にメリットがあり、対等な関係性が築かれている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

宮前区自主防災組織連絡協議会役員会、同総会、宮前区合同避難所運営会議等の会議を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

交付要綱において、助成対象となる活動が明記されており、助成対象活動は明らかになっている。また、市が作成する自主防災組織の手引きにおいて、自主防災組織の目的、役割が明記されており、自主防災組織の役割を明らかにしている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

活動助成金交付制度についての説明等が市ホームページで公開されている。また、助成対象と助成額の上限をあらかじめ設定しており、透明性を確保している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

宮前区自主防災組織連絡協議会役員会、同総会等で、実績報告の確認がなされている。また、活動助成金の交付実績について、対象となった自主防災組織名と訓練内容の一覧を作成している。

(3) 意見

組織への働きかけ(区 意2)

現状、成果の振り返りは、訓練実施組織数や訓練回数等の把握により行っている。当事業の目的は、防災活動を市民が自主的に行い有事に備えることであり、自主防災組織が万遍なく防災活動に取り組むことが重要である。しかし、自主防災組織の中には1年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1年間訓練を実施していない団体もあるのが現状である。



この防災組織はあくまでも自主的な取り組みであり、強制するものではないが、活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要であるとする。その際には、他の防災組織におけるベストプラクティスを紹介したり、あるいは他の防災組織と合同で実施するなどの提案といった形での働きかけを行っていくことが重要であるとする。

#### 15. 自主防災組織防災資器材購入補助金交付事業

所管	宮前区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額					2,250
	決算額					2,211
H24年度決算額の使途内訳	すべて補助金として自主防災組織へ支出					
事業の内容	自主防災組織の育成と体制充実を図るため、防災活動に必要な防災資器材の購入に対し予算の範囲内で補助金を交付する。					
事業を始めた経緯	自主防災組織の育成と体制充実を図るため、防災活動に必要な防災資器材の購入に対し予算の範囲内で補助金を交付するため「川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱」を制定					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手は該当なし。助成金の交付先は川崎市宮前区内の自主防災組織を対象とする。					
協働する理由、メリット	以下の項目は該当なし					
事業の効果、事業目的の達成度合						
事業の効果の測定方法						

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

自主防災組織の育成と、防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行ううえに必要な防災資器材の購入に際し、予算の範囲内で、自主防災組織に対して、補助金を交付する事業である。

##### 協働相手の概要

当該助成金の交付対象は、「14. 自主防災組織活動助成金交付事業」と同様、自主防災組織である。

## (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

### (ア) 目的の共有

(事実確認)

補助金の目的は、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)において明確にしており、目的の共有を図っている。

### (イ) 対等の関係

(事実確認)

自主防災組織が実施する活動は、あくまで自主的に行われるものであり、区から強制されるものではない。当該補助金は、このような自主防災組織の自主的な申請に対し、交付要綱に基づく一定の条件を満たした場合に区から支給されるものであるため、双方に実施メリットがあり、対等の関係が築かれている。

### (ウ) 相互理解

(事実確認)

宮前区自主防災組織連絡協議会役員会、同総会、宮前区合同避難所運営会議等の会議を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

交付要綱において、助成対象となる防災資器材購入品目一覧表が明記されており、補助対象となる防災資器材は明らかになっている。また、市が作成する自主防災組織の手引きにおいて、自主防災組織の目的、役割が明記されており、自主防災組織の役割を明らかにしている。

### (オ) 公開性・透明性

(事実確認)

補助制度についての説明等が市ホームページで公開されている。また、助成対象と助成額の上限をあらかじめ設定しており、透明性を確保している。

### (カ) 成果の振り返り

(事実確認)

宮前区自主防災組織連絡協議会役員会、同総会等で、実績報告の確認がなされている。また、防災資器材補助金の交付実績について、対象となった自主防災組織名の一覧を作成しているほか、交付対象となった自主防災組織は、防災資器材購入報告書を作成・提出している。

## (3) 意見

資器材保有状況の確認(区 意3)

現状、成果の振り返りは、防災資器材の購入状況の把握により行っている。当事業の目的は、自主防災組織が有事に備えて事前に防災資器材の購入により防災体制

を整備することであり、団体が活動に必要な資器材を確実に整備することが重要である。現状では、区では資器材の購入状況の把握にとどまり、各組織の防災資器材の整備状況を把握していない。

本庁総務局危機管理室では5年に1度の現物調査の実施を求めているところであり、最低限その要求に基づき現物調査を実施すべきである。そして、その調査結果に基づき、各組織における必要な資器材の整備状況を把握し、整備の助言を行うことや、資器材の購入・整備が進んでいない団体に対しては、区から補助制度の利用を促すといった働きかけを行うなどの取組が望まれる。

#### 16. 子育て情報発信事業

所管	宮前区役所 子ども支援室					
根拠法令・要綱等	宮前区子ども・子育てネットワーク会議設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：宮前区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額				1,487	1,487
	決算額				1,337	1,392
H24年度決算額の使途内訳	需用費 1,245,226 円、役務費 10,210 円、委託料 136,500 円					
事業の内容	<p>宮前区内に住む子育て世代が抱えている孤立や育児不安について軽減を図るため、様々な媒体を活用し、その適正に応じて、子育てを行う一人一人に必要な情報を分かりやすく丁寧に届けることにより、区民相互において安心して子育てができる環境が醸成されることを目的としている。</p> <p>実施内容</p> <p>宮前区子育て情報誌「みやまえ子育てガイドととことこ」の情報の更新と増刷</p> <p>母子健康手帳の交付時と転入者へ配布、5年に一度の全面改訂、毎年の情報更新・増刷(5,000部：母子健康手帳の交付時と転入者へ配布)</p> <p>子育てかわら版</p> <p>「とことこ」の情報補完として年2回程度発行(15,000部：町内会・自治会回覧、関係施設等への配架)、「宮前区子育て支援関係者連絡会で記事の作成と編集作業を行い、業者に委託して印刷を行う。</p> <p>宮前区子ども子育てホームページの更新</p> <p>区ホームページ内の子育てページの更新。</p>					
事業を始めた経緯	市政だよりや市ガイドブックでは伝えきれない、きめ細やかな子育て情報発信を目指して事業を開始した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>子育てかわら版</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働相手：宮前区子育て支援関係者連絡会</li> <li>・選定方法：「とことこ」初版制作委員会有志により組織</li> </ul>					
協働する理由、メリット	協働により、情報発信における子育て世代ニーズの的確な把握や効率的・効果的な情報収集が可能となる。					

事業の効果、事業目的の達成度合	区民が必要とする情報をまとめ、区民と協働で作り上げることにより、宮前区の子育てを支える人材育成を行うことができる。また、情報を提供することで、子育て世帯の孤立や育児不安を軽減することができる。 事業を進めるにあたり区民や団体との協力により地域課題の把握や協働の取組をさらに推進することができる。
事業の効果の測定方法	毎年、「川崎市地域課題対応事業実施要綱」に基づく事業評価を実施している。

### (1) 概要

#### 事業概要(補足)

区内の子育て関連情報を発信するための媒体である、宮前区子育て情報誌「みやまえ子育てガイドとことこ」及び子育てかわら版の作成、区ホームページ内の子育てページの更新を行う事業である。監査テーマに照らし、以下では子育てかわら版の作成を対象とする。

子育てかわら版は、年2回、宮前区子育て支援関係者連絡会(以下、「子支連」という。)が、区内の子育て情報についての記事の作成・編集を行っている。

#### 協働相手の概要

子支連は、宮前区子ども・子育てネットワーク会議(以下、「ネットワーク会議」という。)の実務者により構成される組織である。

ここで、ネットワーク会議とは、区における子育てを地域社会全体で支える観点から、地域の関係者が連携し、ネットワークを強化することにより、乳幼児から学齢児・生徒までをつなぐ支援体制を構築することを目的として設置される組織である。また、子支連とは、子育ての下記の関係団体等により構成され、子育て支援事業の情報交換、相互協力等を行う組織である。

#### 【子支連の構成団体等】

関係団体等	
1	子育ての当事者グループ
2	子育てに関するボランティアグループ
3	区民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会
4	区社会福祉協議会
5	区内こども文化センター
6	区内保育園
7	区内幼稚園
8	区内地域子育て支援センター
9	中部児童相談所
10	宮前市民館
11	区保健福祉センター
12	その他地域の関係団体

(宮前区子ども・子育てネットワーク会議設置要綱 別表2をもとに監査人作成)

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

子育てかわら版の作成に関し、市と子支連との間で契約関係はなく、子支連が作成・編集した記事を、市が印刷業者に発注し、印刷を行っている。したがって、子育てかわら版の作成に関し、その目的を明記した文書の取り交わしはなされていない。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

年6回の会議において、子支連と市担当者との間で意見交換を実施し、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

年6回の会議を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

規約や契約等がないため、役割分担と責任範囲は当事者間に委ねられており、明文化されたものは存在しない。実務上は、記事の作成・編集は子支連の責任で実施し、市は作成された原稿を印刷手配する、という形での役割分担がなされている。

(監査の結果 区 結15)

実務上は、相互の信頼関係のもと子支連の業務として定着しているところがあり、役割分担について特に明文化されたものはない。しかし、役割分担が明確になっていない場合、例えば、当初の想定どおりに記事が作成されなかった場合や、記事の中に不適切な内容等が含まれていた場合等の責任の所在が曖昧となることが懸念される。

また、子育てかわら版は平成25年度をもって終了し、平成26年度以降はホームページを充実化させていく方針となっている。これまでのやり方を変更することになるため、これまでの区と子支連との役割分担も変更されることが想定される。ホームページの充実化にあたり、子支連との協働を図るのであれば、区と子支連との役割分担及び責任範囲を再確認して明確化するとともに、規約等において明文化することが望まれる。なお、協働相手が子支連でなかった場合でも同様の対応が必要であることを申し添える。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

子育てかわら版は、区内施設で入手可能なほか、市ホームページにてデータダウンロードが可能である。

一面に、編集を子支連が行ったことが明記され、公開性・透明性は保たれ

ている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

宮前区地域課題対応事業に該当することから、「宮前区地域課題対応事業評価書」を用いて成果の振り返りをを行っている。

(監査の結果 区 結 16)

計画した事業を計画通りに実施できたことをもって成果としているが、成果は、目的の達成をどの程度図れたかによって測定するのが適切であるが、その測定が十分に行われていない。

当事業については、例えば、子育てかわら版が子育て世帯に行き渡っているのか、あるいは子育てかわら版に掲載されている内容が読者にとって知りたい内容になっているのか、実際に子育てに役立っているのか、といった点についてアンケート調査を実施するなどの振り返りは必要であると考える。

17. 子ども包括支援事業

所管	宮前区役所 こども支援室					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：宮前区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額		3,130	3,419	3,499	3,511
	決算額		3,370	3,419	3,490	3,482
H24年度決算額の使途内訳	報償費 78,000 円、需用費 65,034 円、役務費 3,500 円、委託料 3,334,800 円					
事業の内容	<p>当事業は複雑化する子どもや子育てを取り巻く問題について、地域のこども・子育て支援の拠点として「こどもサポート南野川」を整備し、0歳から18歳のこどものトータルサポートを実施し、問題の予防と改善を図ることを目的としている。</p> <p>(実施内容)</p> <p>地域に支えられる子育て支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサロン等の実施(月1回から2回)</li> <li>・季節のイベントの実施(年3回から4回)</li> <li>・フリースペースの提供(週4日)</li> </ul> <p>不登校などの課題をもった子ども支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して自分らしく過ごせる居場所の提供(週4日)</li> <li>・ひとりひとりに寄り添った生活支援、学習支援の実施</li> <li>・子ども相談(随時)</li> <li>保護者会の実施(年3回から4回)</li> <li>・地域報告会の実施(年1回)</li> </ul>					
事業を始めた経緯	核家族化の進行や育児不安の多様化、不登校・ひきこもりの子どもの増加、社					

	<p>会に適應できない子どもや保護者の増加等の社会的背景のもと、第 1 期区民会議で「子どもの居場所」の必要性などが問題となる中、区でも、有馬・野川地区で、既存の子育てサービスが受けにくいという問題や、不登校等の相談が多く寄せられるなどの問題があり、それらの問題の改善のため、0 歳から 18 歳までのトータルサポートの実現のため、H21 年 5 月「こどもサポート南野川」を開所した。</p>
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>協働相手：NPO 教育活動総合サポートセンター  選定方法：随意契約（専門的な知識、技術等を備えたスタッフが必要であるため）（H23 年度第 16 回宮前区役所契約業者等選定委員会）</p>
協働する理由、メリット	<p>区役所が持つ主に福祉的な機能と、委託先が持つ教育的な専門知識等が、情報を共有し、連携することにより、より効果的な子ども、子育て支援が可能となる。</p>
事業の効果、事業目的の達成度合	<p>H21 年度から事業を開始し、事業も定着し、事業趣旨などについても、理解を得られ、不登校、ひきこもり状態からのまず第 1 歩として、利用者も年々増加している。「こどもサポート南野川」を居場所として、問題の改善が図られ「新たにスタート」をした子どももいる。また、いままであまり支援がなかった義務教育期間終了後の子ども支援についても充実が図られた。</p>
事業の効果の測定方法	<p>毎年、「川崎市地域課題対応事業実施要綱」に基づく事業評価を実施している。</p>

## （１）概要

### 事業概要（補足）

特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンター（以下、「サポートセンター」という。）に委託し、こどもサポート南野川（川崎市宮前区野川 2604）で実施する 0 歳から 18 歳のこどものトータルサポートに係る事業である。

### 協働相手の概要

サポートセンターは、川崎市高津区に主たる事務所を置く NPO であり、幼・小・中・高等学校等における教育課程の運営・実践上もしくは児童生徒指導上に生じた諸問題の解決に向け、学校、地域、家庭と連携を図りつつ、青少年の健全育成を支援し、明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的として設立された団体である。

## （２）監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### （ア）目的の共有

##### （事実確認）

契約書、仕様書には、当事業の目的は明記されていない。

#### （監査の結果 区 結 17）

仕様書において、業務内容が明確に示されているが、目的が明らかになっていない。業務内容が多岐にわたっていることから、事業目的を明確にした上で、協働相手との共有を図ることが求められる。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

年 5 回の運営会議及び年 7 回の情報交換会において、サポートセンターと市担当者との間で定期的な意見交換を実施し、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

年 5 回の運営会議及び年 7 回の情報交換会を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

仕様書において、業務の内容は以下の 3 つが明記されており、個々の項目について詳細な記載がなされている。

- ・子ども支援(いじめ・不登校等、支援が必要な 18 歳までの子どもの支援、こども相談、情報交換会)
- ・子育て支援(子育てフリースペース、地域子育て自主サークル等への支援、子ども関係の情報資料の提供)
- ・業務及び施設の管理(運営会議、週 4 日の施設管理)

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

施設や事業の内容は、市ホームページやリーフレットで公開されている。

サポートセンターとは随意契約を結んでいるが、「業務遂行のためには、教育関係に精通し、子どもたちの課題に親身に向き合えるスタッフ」を有しており、これまでの「経緯と実績を鑑み」随意契約としていることを記載した、随意契約理由書が作成されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

宮前区地域課題対応事業に該当することから、「宮前区地域課題対応事業評価書」を用いて成果の振り返りを行っている。

また、年度終了時に、事業完了報告書の作成・提出を義務付けており、定性的に、事業内容の振り返りが行われている。

(監査の結果 区 結 18)

計画した事業を計画通りに実施できたことをもって成果としているが、成果は、目的の達成をどの程度図れたかによって測定するのが適切であるが、その測定が十分に行われていない。

当事業については、例えば、こどもサポート南野川の利用者数(サポートした子供の数)も一定程度の指標になり得ると考える。本来的には、この施設でサポートしなければならない子供が減少することが理想ではあるが、昨



今の社会情勢、家庭環境の複雑化等から利用者数は増加増している。そういった意味では、支援を必要とする子供たちを適時適切にこの施設でサポートしていけているのか、という視点は重要であり、この点から利用者数の推移を分析するなどの振り返りが必要である。

#### 18. 冒険遊び場活動支援事業

所管	宮前区役所 こども支援室					
根拠法令・要綱等	宮前区冒険遊び場活動支援要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：宮前区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額			492	1,435	1,082
	決算額			259	939	775
H24年度決算額の使途内訳	報償費 199,000円、需用費 284,154円、役務費 11,780円、委託料 279,910円					
事業の内容	<p>身近な公園などのオープンスペースを活用し、地域住民が主体となって冒険遊び場を実施することにより、子どもの自由な発想で遊びを創り出し、ケガなどの責任も含めて自由に遊ぶことのできる次世代育成の場づくりを目指す。</p> <p>また、地域主体の冒険遊び場活動に、若い世代の父親や昔の遊びを経験しているシニア世代など多様な世代が関わることで、地域コミュニティの活性化を目指す。</p> <p>(1) 支援要綱に基づく地域主体の活動支援 実施団体が地域で冒険遊び場活動を展開しやすいよう、活動立ち上げ時の広報物の作成支援や、冒険遊び場の開催に必要な物品の貸出などにより、側面から支援を行う。25年9月現在、区内で4団体が冒険遊び場団体として登録している。</p> <p>(2) 地域の担い手育成 活動を始めた団体の技術向上に向けたブラッシュアップ研修を実施する。(活動区民対象年1~2回)</p> <p>(3) 事業の普及啓発 宮前区冒険遊び場活動への理解・参加促進、新たな担い手の発掘等を目的として、「出張冒険遊び場」や「冒険遊び場シンポジウム」等を通じた事業の普及啓発活動を行う。</p>					
事業を始めた経緯	第2期区民会議の公園・地域づくり部会から出された提案のひとつ「冒険遊び場をひろめよう！」を受けて平成23年度からスタートした。区民会議提案事業のため、当初は宮前区役所企画課において所管していたが、平成24年度からこども支援室に移管されている。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：宮前区冒険遊び場支援委員会 選定方法：協働相手として行政で設置					

協働する理由、メリット	事業の継続的かつ効果的な実施
事業の効果、事業目的の達成度合	自分の責任で自由に遊ぶ「冒険遊び場」を通して、子ども自身の生きる力をはぐくむと同時に、親や地域の人と共に子どもの育ちを見守る地域コミュニティの場となることが期待できる。
事業の効果の測定方法	毎年、「川崎市地域課題対応事業実施要綱」に基づく事業評価を実施している。

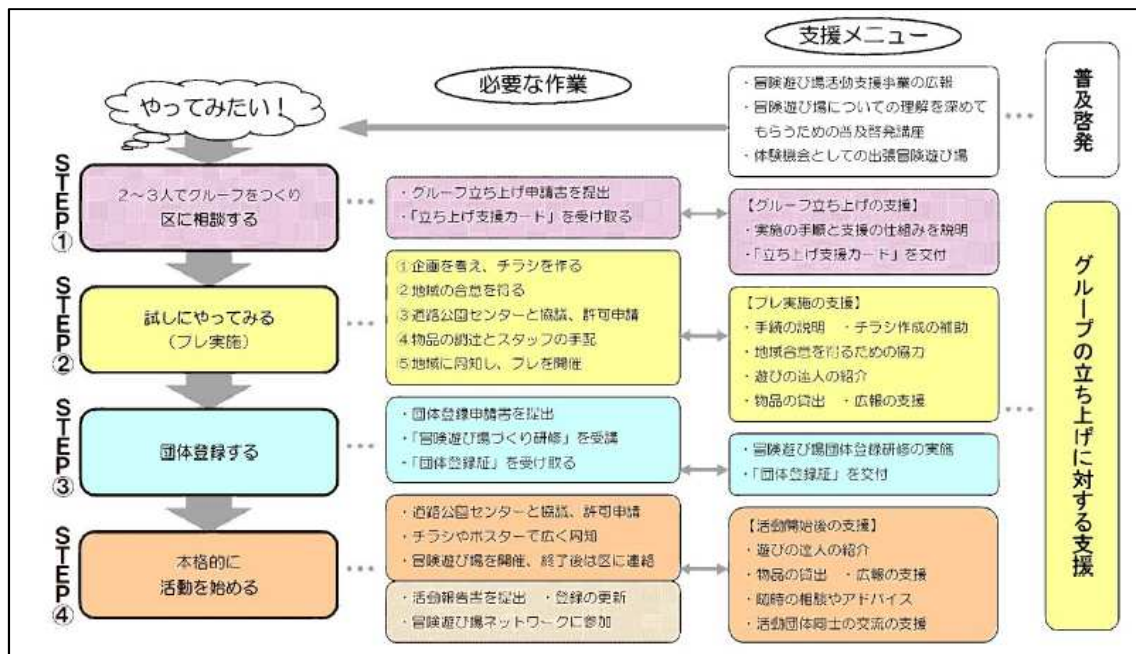
(1) 概要

事業概要(補足)

公園を次世代育成の場や地域コミュニティの場として活用していくことを目的として、想像力を働かせて公園でさまざまな遊びを行う「冒険あそび場」事業である。

実施手順は、下図のとおりである。

【冒険遊び場の手続の流れ】



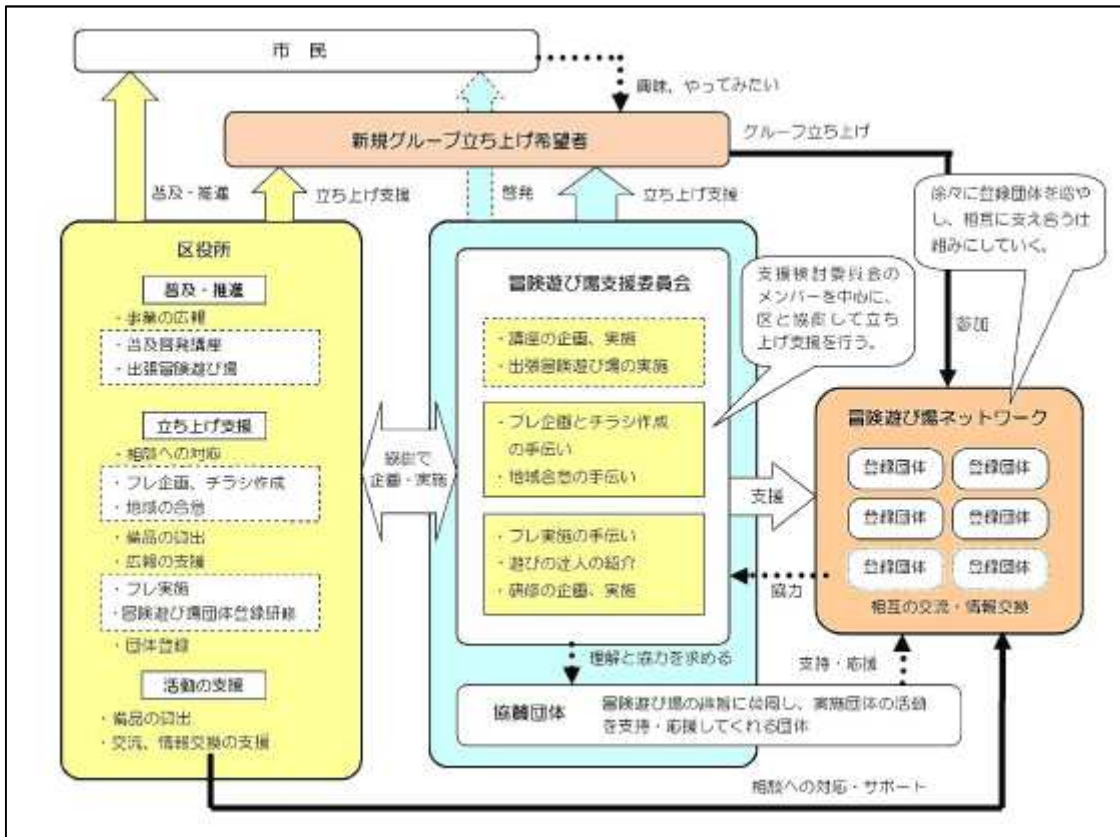
(宮前区冒険あそび場支援検討委員会 総括報告書(平成23年3月)16ページ抜粋)

協働相手の概要

主たる協働相手は、宮前区冒険遊び場支援委員会(以下、「支援委員会」という。)である。

当事業の初動期の実施推進体制は、下図のとおりである。

【実施推進体制（初動期）】



(宮前区冒険あそび場支援検討委員会 総括報告書(平成23年3月)18ページ抜粋)

支援委員会は、設置要綱等は設けられていないが、宮前区冒険あそび場支援検討委員会総括報告書(以下、「総括報告書」という。)19ページに、役割と活動目的が下記のとおり規定されている。

冒険遊び場を立ち上げ、広め、継続していくための組織。

当面は新規グループの立ち上げ支援を行って登録団体を増やし、冒険遊び場ネットワークの活動が軌道に乗った後は、登録団体の活動が継続していくよう支援を行っていく。

- 冒険遊び場実施団体の立ち上げに向けた具体的な支援を行う(プレ実施の補助)
- 冒険遊び場の趣旨と理念を周知し、地域全体で冒険あそび場を支えるため理解と協力を得る(シンポジウムの企画と実施)
- 冒険遊び場を広めるため実施団体の立ち上げ促進に向けた活動を行う(講座の企画と実施)
- 冒険遊び場ネットワークの活動に対して支援を行う

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

市と支援委員会は契約関係にないため、契約書、仕様書等は存在しない。

事業の目的は、統括報告書や、冒険遊び場つうしん、リーフレットなどで示されており、これらにより、目的の共有が図られている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

設置要綱において、改訂委員会の位置付けを明確にし、市から自立した存在であることを前提としている。

年1回の支援委員会総会、月1回程度の運営会議において、支援委員会と市担当者との間で定期的な意見交換を実施し、対等な関係を築いている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

年1回の支援委員会総会、月1回程度の運営会議を通して、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

役割分担は、上掲の実施推進体制により明確に示されている。また、宮前区冒険遊び場活動支援要綱(以下、「要綱」という。)において、趣旨として「自分の責任で自由に遊ぶ」「ケガと弁当は自分持ち」「最後はキチンと元に戻す」を掲げており、参加者も一定の責任をとることを明確にしている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

冒険遊び場の目的、趣旨や、検討経過等が記載された統括報告書、冒険遊び場つうしん、リーフレット、イベント情報等は、すべて市ホームページに掲載されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

宮前区地域課題対応事業に該当することから、「宮前区地域課題対応事業評価書」を用いて成果の振り返りを行っている。

(監査の結果 区 結19)

計画した事業を計画通りに実施できたことをもって成果としているが、成果は、目的の達成をどの程度図れたかによって測定するのが適切であるが、その測定が十分に行われていない。

当事業については、遊び場への子供の参加者数、冒険遊び場団体の登録団体数については基本的な成果指標として考えられる。指標については、当事業を改善してくために所管課として必要な情報は何かという点を意識すると見えてくるものがある。例えば、地域全体の子育て環境を充実させるということが当事業の目的であれば、むしろ子供の参加者数より遊び場への中高年齢層の参加者数といった指標も成果の振り返りには効果的である。

・多摩区

1. 多摩区安全・安心まちづくり推進事業

所管	多摩区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	多摩区安全・安心まちづくり推進協議会設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：多摩区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	2,103	1,878	1,810	1,798	1,545
	決算額	934	1,860	1,763	1,655	1,520
H24 年度決算額の使途内訳	安全・安心まちづくり普及活動用物品、各種啓発用物品、防犯セミナー開催経費等 1,436,495 円 交通安全教室用機器 83,790 円					
事業の内容	安全で安心なまちづくりを推進するため、区民・地域、警察、消防、行政が連携し、防犯、防火、交通安全、放置自転車対策等の活動に取り組む推進体制を整備し、パトロール支援、路面標示や巻き付け式電柱幕による環境改善、防犯セミナーを実施する。					
事業を始めた経緯	川崎市新総合計画（平成 17 年 4 月施行）の「安全・安心な地域生活環境の整備」に向けた「地域防犯・安全対策の推進」及び「総合的自転車対策の推進」を実効あるものとするため、また、区においても効果的な組織化の必要性が高まっていたため、町内会・自治会や、防犯、防火、交通安全に関係する住民組織、警察署・消防署等の関係機関・団体を構成員として設立された。既に区内の様々な団体で地域の防犯パトロール等安全・安心に関する取り組みが行われており、これら活動の支援として、ベストやのぼり旗等の貸与、啓発チラシの作成・配布などを各団体と連携して行うようになった。					
協働相手及び協働相手の選定方法	多摩区町会連合会、多摩防犯協会、多摩交通安全協会、多摩区商店街連合会、放置自転車対策委員会、多摩防火協会、多摩安全運転管理者会、多摩区老人クラブ連合会、多摩区交通安全母の会。多摩区の地域防犯・安全対策に関する関係団体の役員を多摩区安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバーとしている。					
協働する理由、メリット	各団体の構成員が、事業の目標である多摩区の安全・安心を守るための活動をそれぞれの立場で行っており、これら団体の役員が協議会の委員として構成されることにより、また、多摩区役所危機管理担当を事務局とすることで団体相互の連携が図られ、事業のスムーズな執行を遂行できる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	地域と行政が一体となった啓発活動や、防犯活動の強化により犯罪抑止につながる継続的な取組がなされる等、事業の目的である多摩区の安全・安心を推進することができた。					
事業の効果の測定方法	事業評価については、多摩区役所企画調整会議で実施している。					

(1) 概要

事業概要（補足）

区民、事業者、関係団体、行政、及び警察が一体となって地域の安全で安心な環境を構築することを目的として行なわれている事業である。多摩区安全・安心まちづくり推進協議会には、防犯、防火、交通安全、放置自転車対策の 4 つの部会が設

置されており、セミナーの開催などを通じて啓発活動を行っている。

#### 協働相手の概要

多摩区安全・安心まちづくり推進協議会は安全・安心な地域生活環境づくりを推進するために市民の主体的な参加による防犯、防火、交通安全、放置自転車対策等の課題提起や活動の支援を目的として設置された団体である。そのため、上記のとおり、多摩区の地域防犯・安全対策に関する関係団体の役員を多摩区安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバーとしている。

### (2) 監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

多摩区の安全・安心を推進するための事業であることを、各団体と会議や活動を通じて共通認識としている。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

多摩区役所危機管理担当が事務局を担い、行政が支援し、活動団体が自主的に活動を行い、それぞれが責任を持って行動している。

##### (ウ) 相互理解

###### (事実確認)

行政側は、各団体の活動内容を把握し、各団体は事業計画について会議・活動を通じて理解している。

##### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

###### (事実確認)

各団体が、構成員により活動を実施し、行政側で各団体との調整、経費に関すること及び広報等の役割を担っている。

##### (オ) 公開性・透明性

###### (事実確認)

多摩区安全・安心まちづくり推進協議会において会議を開催し、事業報告、会計報告を実施している。

##### (カ) 成果の振り返り

###### (事実確認)

年1回の総会により事業の実施報告・決算報告をするとともに、意見等を伺うことで評価・検証を行い今後の事業実施のために役立てている。

#### (監査の結果 区 結1)

当事業は区民と行政機関が協働し、地域との連携をより高めようとするものである。したがって、区民と行政機関とが親密な協力関係を築くことと、課題へのタイムリーな対応が不可欠である。したがって、区は協議会等での

報告内容を共有するのみならず、区として成果の振り返りを事業の改善に結びつける仕組みを導入する必要がある。防犯、防火、交通安全、放置自転車対策の4部会の取り組み内容についてヒアリングを行い、当事業の目的に照らして、各部会が実施した事業がどうであったのかについての総括を行うことが必要である。

(3) 意見

課題の管理方法について(区 意1)

会議により認識した課題について振り返りを行うこととされているが、課題については個別に対応しており、一覧で対応状況できるようにはなっていない。そのため、認識したそれぞれの課題について、対応策、対応状況及びその顛末について視覚的に一覧できる表を作成する必要がある。

2. 親と子の育児園事業

所管	多摩区役所 こども支援室					
根拠法令・要綱等	多摩区親と子の育児園事業実施要領					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：多摩区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	2,903	2,901	1,582	1,635	1,655
	決算額	2,903	2,900	1,582	1,634	1,654
H24年度決算額の使途内訳	委託料 1,634,066 円 事務用品費 19,842 円					
事業の内容	0歳から3歳までの家庭で保育をしている親子を主な支援対象として、子育てについての学習や交流、相談や情報提供、父親参加等の機会を提供し子育て力を養うとともに、虐待予防施策の一助として地域の資源活用及び支援ネットワークへつなげる機会とする。また、地域の子育て支援機関の連携を図り、子育て支援の仕組みづくりを強化する。					
事業を始めた経緯	核家族化や地域社会のつながりの希薄化などにより、母親の子育てにおける孤立感や、育児不安が高まっているとの課題がある。 安心して子育てが出来るように、地域の社会資源を有効に活用し、家庭の子育て力の向上と、地域が子育てを支援する仕組みづくりの充実を図る必要性から平成18年度から事業を開始した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	特定非営利活動法人 ままとんきっず 公募型プロポーザル評価方式					
協働する理由、メリット	核家族による孤立感、育児不安、児童虐待等の状況がある中、行政のみでなく地域全体で子育てを支援する仕組みづくりが不可欠であり、地域の社会資源を有効に活用し、協働で実施することにより地域で子育てを支える環境づくりにつながる。					
事業の効果、事業目的の達成	子育て支援の地域特性課題を把握し解決のための発想やノウハウを持ち、活動の実績がある地域の市民活動団体と、事業目的を共有し役割分担を行い協働で					

成度合	実施することにより、終了後も地域でつながりを継続したり、子育て支援者という立場で支援活動を始めたりする人もいる等の波及効果もみられ、参加者のアンケートからも満足感の高い評価を得ている。
事業の効果の測定方法	毎回参加者にアンケートを実施 市民活動団体、行政それぞれに事業評価を行い意見交換を実施している。 また、事業評価については多摩区役所企画調整会議で実施している。

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

0歳から3歳までの家庭で保育をしている親子を主な支援対象とする子育て講座を開催し、講座の運営を委託するものである。子育て講座については子育て支援の目的だけでなく、子育てしている親子を地域ネットワークに繋げていくことを目的としている。

### 協働相手の概要

協働相手のままとんきっずについては子育てに支援を必要とする親子、また関係者に対して、さまざまな支援活動事業を行う非営利法人である。主な活動は以下のとおりである。

1. 子育てに関する情報収集と提供  
地域情報誌の企画制作発行・子育ての知恵本の企画発行 随時
2. 子育てに関する相談  
パルシステムの「育児・子育てメール相談室」を担当している。
3. 親子のつどいの広場  
ままとんサロンの開催
4. 子育て支援に関する講座・研修等の企画運営  
保育ボランティアの養成、子育て中の親子・地域市民を対象とした子育ての考え方を学ぶための講座、自分磨きの講座開催 随時
5. 子育て関連サポート
6. 講師等派遣  
講演会・講座の講師等派遣 随時。活動実践や子育て現場の状況を提示、報告し支援の向上を図る。他、料理指導・専門性を生かした子育て観の講座講師にあたる。
7. 子育てに関する調査研究・啓発
8. 子育てに関するネットワーク運動への参加  
神奈川県、川崎市、多摩区の各子育て支援ネットワーク他、全国子育て支援ネットワーク
9. 子育て関連団体に対する支援・助成と共催

## (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

### (ア) 目的の共有

#### (事実確認)

事業実施前に打合せを行い、事業目的の共有化を図った。



契約後も随時打合せや意見交換を行い、目的に沿った事業実施となるよう努めた。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

事業実施にあたっては、企画段階から具体的な事業実施内容等についても、双方の間で意見交換の場を重ねて実施している。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

広報関係等の作成においても双方で確認しあいながら行った。

電話や電子メール等を活用して連絡、相談など十分なコミュニケーションをとるようにした。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

多摩区と特定非営利活動法人ままとんきっずで以下のように役割が分担されている。

【こども支援室】

- ・事業の企画
- ・実施場所・保育室等の確保
- ・関係機関や部署、地域団体等との連絡調整等  
参加者募集のための広報(市政だより、ホームページ、チラシの配布)
- ・申込受付、連絡調整
- ・事業評価

【特定非営利活動法人ままとんきっず】

- ・人材、ノウハウの提供
- ・プログラム詳細の作成、実施
- ・事業評価(各回アンケートの実施と集計、実施報告書の作成)

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

選定にあたっては、公募プロポーザル評価方式の方法をとり、ホームページで広く募集した。

参加者の募集については市政だより、チラシ、ホームページにおいて、より広く区民に広報した。

事業内容、経費、実施結果等についても、区のホームページにて公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

毎回ごとに参加者アンケートと市民活動団体の実施報告書にて実施

年間の事業終了後に話し合う機会を設けて年間の振り返りと、次年度に向けて検討している。それ以外にも必要に応じて随時話し合いを実施している。

( 監査の結果 区 結 2 )

講座の内容についてはアンケートや事業報告により振り返りがなされている。当事業は、12回または6回の講座として行なわれているため、全講座に出席できないことを理由に参加をあきらめる人もいると考えられる。育児に悩む潜在的な母親を掘り起こし支援ネットワークへつなげる機会とする目的もあることを考えれば講座形式だけではなく、1回限りのイベントの開催など、より広く参加者が集まる施策も検討する必要がある。類似事業では、イベント等も実施しているとのことであるが、そういった類似事業とあわせて、一体として事業計画を策定することで、子育てに悩む母親が幅広くサポートされることを検討すべきである。

3. 多摩区地域子育て情報収集・発信事業

所管	多摩区役所 こども支援室					
根拠法令・要綱等	多摩区地域子育て情報収集・発信事業実施要領					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：多摩区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	521 ( 2,039)	1,021	1,702	1,911	1,562
	決算額	1,996	1,023	1,335	1,421	1,560
H24年度決算額の使途内訳	事務用品費 80,982 円、印刷製本費(ポスター・ちらし作成費 144,900 円、冊子作成費 579,600 円)、委託料 754,950 円					
事業の内容	<p>地域子育て情報の収集・確認 通年</p> <p>(1)子育て情報ブックの作成 5,300部 妊娠期～就学前後の子育て家庭を対象に、支援制度や地域情報等の紹介。</p> <p>(2)ホームページの更新等 ・子育てWEBの全体更新及び内容拡充 年4回(他に詳細訂正15回程度) 妊娠～青年期までのこども・子育てに係る制度や地域情報のテーマ別紹介 ・子育てカレンダーの更新 年6回更新 乳幼児期の子育て家庭を対象に、地域の催しをカレンダー形式で紹介。</p> <p>(3)子育て支援活動・事業の広報及び交流支援事業 ・こども支援室事業広報チラシの作成・配布 10,000部 ・ちらしコーナー及び掲示板での情報提供・広報支援 年間随時</p>					
事業を始めた経緯	区役所が総合的な子育て支援の拠点として機能するため、区内の子育て支援情報の集約及び発信の必要性から事業を開始した。当初「子育てブック」「子育てカレンダー」「子育てWEB」を各課でそれぞれ所管していたが、平成20年度のこども支援室設置に伴い、関連業務をこども支援室に移管した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	特定非営利活動法人ままとんきっず 公募型プロポーザル評価方式により選定					
協働する理由、メリット	こども・子育て支援情報提供に対しては区民のニーズも高く、また行政だけでなく様々な活動について地域全体での情報提供が求められている。					

	<p>こども・子育て支援の活動の主体については、行政や公共性のある各種関連機関・団体のほか、民間企業・事業者、地域団体、NPO、さらには任意の活動グループ、自主サークル等、様々である。内容も、家事・育児サポート、保育、子育て学習・講演会、催しイベント、親子サロン、サークル活動等多種に渡り、地域全体では各々活動内容や主体も変化・増減等しながら散発的に行われているものも多く、情報を把握するのが難しい。</p> <p>こういった様々な情報は、地域にアンテナを張り、幅広く収集・集約することが必要となり、行政だけでなく、地域ネットワークと連携することでより効果的に把握できる。当該団体は情報収集・発信を活動の主内容として発足した団体であり、事業効果が期待できる。</p>
事業の効果、事業目的の達成度合	<p>子育て情報ブックについては、区内関連施設・課と連携して、全ての母子手帳交付者、乳幼児を持つ家庭の区内転入者、乳幼児健診に來所した希望者に配布している。また、随時関連機関・団体や希望者に配布する体制をとり、対象となっている区内子育て家庭の殆どに配布することができている。</p> <p>また、情報を集約した冊子だけでなく、ホームページの作成・更新を行い家庭にいても収集できる提供方法や、親しみやすく分かりやすい内容のちらし・通信等の紙媒体について、各地区の関連施設等と連携して配架する等、遠くまで出かけにくいという子育て家庭特有の課題に対応した多様な情報提供を行っている。</p>
事業の効果の測定方法	<p>区民による事業効果測定・評価方法として、こども・子育てに係る意識調査（平成21・24年度）や、情報に特化したアンケートの実施（平成20年度）等で広く区内の子育て家庭からの評価を受けるほか、事業実施の中で区民が参加した編集会議を開き評価や希望等を集め、反映させている。</p> <p>また、事業評価については多摩区役所企画調整会議で実施している。</p>

## （1）概要

### 事業概要（補足）

子育ての過程のニーズに応じて多様な情報提供を行うことで、親の育児不安の軽減及び地域子育て支援体制へつなげる機会とするとともに、区内の子育て支援活動の積極的な収集・発信を行っていくことで市民活動の市民活動・交流支援やコミュニティの活性化を目指し事業を行っているものである。

### 協働相手の概要

協働相手のままとんきっずについては子育てに支援を必要とする親子、また関係者に対して、さまざまな支援活動事業を行う非営利法人である。主な活動は以下のとおりである。

1. 子育てに関する情報収集と提供  
地域情報誌の企画制作発行・子育ての知恵本の企画発行 随時
2. 子育てに関する相談  
パルシステムの「育児・子育てメール相談室」を担当している。
3. 親子のつどいの広場  
ままとんサロンの開催
4. 子育て支援に関する講座・研修等の企画運営

保育ボランティアの養成、子育て中の親子・地域市民を対象とした子育ての考え方を学ぶための講座、自分磨きの講座開催 随時

5. 子育て関連サポート

6. 講師等派遣

講演会・講座の講師等派遣 随時。活動実践や子育て現場の状況を提示、報告し支援の向上を図る。他、料理指導・専門性を生かした子育て観の講座講師にあたる。

7. 子育てに関する調査研究・啓発

8. 子育てに関するネットワーク運動への参加

神奈川県、川崎市、多摩区の各子育て支援ネットワーク他、全国子育て支援ネットワーク

9. 子育て関連団体に対する支援・助成と共催

## (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

区の課題及び子ども・子育て情報提供の必要性(子育て不安の軽減及び子育て支援につなげる機会として)を明確にし、目的に照らし具体的な事業実施内容等について打ち合わせを行い、契約後も随時打ち合わせや意見交換を行う中で、常に目的に立ち返りながら詳細を決めていった。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

事業の実施にあたっては、打ち合わせ会議の他、随時連絡を取り合うなど、双方の意見交換により進めた。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

打ち合わせ会議の他にも、様々な機会を捉えて、打ち合わせや情報共有を行ったほか、電話・メール等、密な情報交換に努めた。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

区役所と特定非営利活動法人ままとんきっずで以下のように役割分担と責任範囲は区分されている。

### 【多摩区役所子ども支援室】

事業の企画及び調整

各種予算執行

ホームページデータのアップ作業

配布作業・保管

広報及び関連課・機関等との連携

### 【特定非営利活動法人ままとんきっず】

地域子育て情報の収集・確認

区民参加編集会議の運営

子育てブック編集（基本作成・表紙デザイン・編集・校正確認）  
ホームページ更新等データの作成

（オ）公開性・透明性

（事実確認）

選定にあたっては、公募プロポーザル評価方式の方法をとり、ホームページで広く募集した。事業内容・経費・実施結果等について、ホームページ等で公開した。

（カ）成果の振り返り

（事実確認）

事業実施中もできる項目について、また事業終了後に振り返りのための打ち合わせ会議の場を設け、評価・反省や次回への改善点について話し合った。

（監査の結果 区 結 3）

当事業は、子育て情報の収集と発信することを目的とするものである。その中で情報収集においてはアンケートが実施されているが、発信した情報が実際にどれくらい役立っているのか、といった趣旨のアンケート等は実施されていない。そのため、定量的に事業の効果を測定することはできていないのが現状である。協働の原則では、なるべく客観的な指標で成果の振り返りを行い、今後の改善につながるような評価・検証を心がけることが記載されていることから、可能な限り客観的に事業を評価すべきである。ホームページ、子育てブック・掲示板についてはそれぞれ、アクセス数の確認や周知度を計るためのアンケートによってある程度の定量的な評価は可能であると思われる。検討することが望まれる。

また、事業の目的が子育てに悩む母親への情報提供ということを考えると、アクセス数といった定量的な指標に加え、アクセス数や区民からの意見といったフィードバック情報を分析し、発信している情報が実際に役立っているのかといった、いわゆる満足度調査といった質の面からの検証も必要である。

（監査の結果 区 結 4）

当事業については情報の内容についてはアンケートや事業報告という形によって振り返りがなされていると考えられる。しかし、当事業においてはその情報の入手方法については成果の振り返りがなされていない。NPO法人に、どういう情報が集まっているかについて把握・管理の徹底が望まれる。現状、NPO法人との協働で行っており、NPO法人の情報収集能力に依存している状況であるが、他区における情報収集の方法や収集された情報量、内容について比較検討し、情報の質及び量双方からの振り返りが望まれる。役割分担と責任範囲は企画を行う区においてのものであり、このような振り返りを市は行う必要があると考える。

#### 4. 多摩区こども総合支援連携事業

所管	多摩区役所 こども支援室					
根拠法令・要綱等	多摩区こども総合支援連携会議設置要領、多摩区こども支援基本方針					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：多摩区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	46	3,262	502	1,229	2,452
	決算額	39	3,233	413	1,149	2,400
H24年度決算額の使途内訳	事務用品費 11,970円 食糧費 9,750円 印刷製本費(冊子作成費) 145,950円 役務費 37,000円 委託料 2,194,500円 会場使用料及び賃借料 950円					
事業の内容	0歳から18歳までの地域における切れ目のない子育て支援を総合的に推進するために、子育て支援団体・グループ、各種機関や組織などの関係者によるネットワークづくりを目的とし、情報共有と課題検討の場となっている。 平成21年度は実態調査をもとに課題を明らかにし、地域での子育て支援を推進するための指針として「多摩区こども支援基本方針」を策定した。 平成24年度は課題の解決に向け、テーマを設定した詳細調査を実施した。					
事業を始めた経緯	核家族による孤立感、育児不安、児童虐待等の状況がある一方で、子育て支援を行う地域の団体、機関の取組もさまざまに行われている。しかし、社会状況の変化も激しい中、団体・機関が連携し目指すべき方向性を定めて支援体制を構築していく必要性から平成17年度から開始した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	(地域の主な子育て支援団体、機関) 民営保育所、公営保育所、私立幼稚園、地域子育て支援センター、市立小学校長会・中学校長会、公立高等学校長、PTA協議会、民生委員児童委員協議会、青少年指導員連絡協議会、スポーツ推進委員会、子ども会連合会、地域教育会議、こども文化センター、NPO団体、市民活動団体、警察署、地域療育センター、北部児童相談所、行政関係部署 区内関係機関・団体を選定					
協働する理由、メリット	地域の子育て支援団体や関係機関と行政が連携することで、それぞれの役割を明確にし、顔の見える関係を築くことで子育て支援の体制強化につながる。 また、区の課題を共有し子育て支援の目指すべき方向性を明らかにすることで、地域の課題をその地域住民で解決するという意識の高まり、地域活力とコミュニティの強化が期待できる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	妊婦、就学前の子どもの保護者を対象に、課題別ニーズ調査を実施し、調査結果を基に地域子育て団体や関係機関等と課題を分析し共有することが出来た。 また、現在区内で実施している子育て支援事業のあり方について、それぞれの団体や関係機関が目的を明確にして共有するなど協議を深められた。					
事業の効果の測定方法	子育て世代への定期的な実態調査の実施 地域子育て支援事業・実施状況の把握 事業評価については多摩区役所企画調整会議で実施					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

当事業は、子育てを総合的に推進するために、課題となる事項をアンケートによ

る実態調査をして把握し、その結果をもとに各関係団体、詳細な調査を行なっていく事業である。

#### 協働相手の概要

各保育所や地域子育て支援センター、小中学校、PTA 協議会等、子育てに支援団体、機関を協働相手としている。なお、アンケートの実態調査の実施、調査の分析、整理、共有化は株式会社カイトへ業務委託しているが、単なる実施業務の請負のため、対象外としている。

### (2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

(事実確認)

地域で子ども・子育て支援にかかわるさまざまな子育て支援団体、機関等の代表者からなる会議において、区の現状や課題を互いに理解しあい目的や価値観を共有し、共通の目標を持ち支援に取り組める様「多摩区こども支援基本方針」を策定した。

#### (イ) 対等の関係

(事実確認)

多摩区で子育てにかかわる一人ひとりの声を大切にし、それぞれの活動の目的・趣旨を尊重し、互いに情報を共有し、それぞれの活動に活かしている。

#### (ウ) 相互理解

(事実確認)

子育て支援団体や機関と行政で、地域におけるさまざまな子育て支援活動の進捗状況を共有し、多様な価値観をもつさまざまな子育て支援団体、機関等の特性を理解・尊重しあい、地域全体における子育て支援活動の取組み把握や検証を行っている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

市と子育て支援団体、関係機関等とで以下のように役割分担と責任範囲は区分されている。

##### 【こども支援室】

- ・事業の企画
- ・関係機関や団体との連絡調整
- ・連携会議の企画・開催
- ・区内における子育て支援の現状と支援ニーズの把握

実態調査の結果から課題の明確化と共有、

各団体等へのヒアリングの実施

地域子育て支援事業・実施状況の把握

- ・区ホームページやこども支援室のリーフレット等での広報

・「多摩区こども支援基本方針」の目的に沿った地域子育て支援活動の実施

- ・事業評価
- 【子育て支援団体、関係機関等】
- ・連携会議への参加
- ・実態調査の結果から課題の明確化と共有
- ・「多摩区こども支援基本方針」の目的に沿った地域子育て支援活動の実施
- ・支援活動の報告と見直し

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

こども支援室のリーフレットやホームページ等において「多摩区こども支援基本方針」や、当事業の目的や内容を公開している。また、区のホームページにおいても、事業内容、経費、実施結果等を公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

実態調査の結果報告書を作成するに当たり、地域子育て支援団体や関係機関と区の現状や課題を共有し、互いに理解しあい事業の目的や価値観を共有する等地域のつながりを向上させる機会となった。

地域子育て支援事業・実施状況を把握することで、「多摩区こども支援基本方針」に基づき、地域の子育て支援活動の実態を明らかにできた。

(3) 意見

課題管理方法について(区 意2)

実態調査としてアンケート等により成果の振り返りを実施しているが、翌年度の実地調査に活かしていくための仕掛けとして、中でも特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

区の施策へ繋げるための取り組み(区 意3)

現段階では課題の解決のための実態調査の段階であるが、今後、実際に課題解決のために実態調査の結果を市の施策として反映させるための仕組づくりが望まれる。こども支援事業全体における当事業の役割、位置付けを整理し、単なるアンケート調査に終わらず、アンケート結果を活かした施策を立案、実施していくことを意識することが重要である。

5. 市民活動支援事業

所管	多摩区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	多摩区民活動・交流センター設置要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：多摩区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	1,268	1,336	1,605	4,299	4,491
	決算額	1,528	1,228	1,125	2,224	3,316



H24 年度決算額の使途内訳	運営用事務用品費、郵便料、事務用機器・OA 機器賃借料 等
事業の内容	印刷や資料づくり等に必要な備品等を備えた「多摩区民活動・交流センター」を多摩区総合庁舎及び生田出張所に設置し、登録した団体及び個人に対し、利用開放する。 運営にあたり、利用受付業務を区民活動・交流センターの利用団体を主体とする運営委員会と協働で行い、団体間の交流と相互支援を促進する。
事業を始めた経緯	地域課題解決に向けた市民活動団体による活動が活発に行われる中、区民が自発的、継続的に参加し、第三者や社会の課題解決に貢献する営利を目的としない活動の、自発的かつ自立的な発展を支援するために、「多摩区民活動・交流センター」を設置した。
協働相手及び協働相手の選定方法	「多摩区民活動・交流センター運営委員会」 「川崎市市民活動支援指針」(平成 13 年 9 月制定)で定義されている市民活動の自主的な発展と、市民活動団体の団体間交流の推進を目的として、多摩区民活動・交流センターが設置され、当該設置要綱第 1 2 条により「多摩区民活動・交流センター運営委員会」と協働で実施している。
協働する理由、メリット	「多摩区民活動・交流センター運営委員会」は、利用者にとって利用しやすく有益な施設となるよう、交流センターの受付業務や運営に係わる意思のある利用登録団体で構成されているため、利用団体の声が直接委員会に反映されるので、円滑に対応できる。
事業の効果、事業目的の達成度合	多摩区においては、「区の拠点」を多摩区総合庁舎に、「地区の拠点」を生田出張所に設置し、団体間交流や各区のまちづくりの推進、地域やコミュニティに根ざした活動の推進の場となっている。
事業の効果の測定方法	「多摩区民活動・交流センター運営委員会」において、会議室・印刷機等の毎月の利用状況を把握し、利用しやすい施設となるよう議論を重ねている。また、事業評価については、多摩区役所企画調整会議で実施している。

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

多摩区総合庁舎、生田出張所に設置されている「多摩区民活動センター・交流センター」(以下、「センター」という。)について利用する各市民により運営業務を自主的に行なっていくものである。多摩区総合庁舎に設置されていたが、これに加えて地域の拠点として生田出張所にも設置している。

### 協働相手の概要

センターの利用登録を行っている市民活動団体(平成 25 年 7 月 30 日現在で 143 団体)から推薦された運営委員会(15 名程度)である。当委員会と協働でセンターの運営業務を行っている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

運営委員会での検討事項については適宜「目的」を掲げることで、逸脱することのないように心がけている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

事業をはじめ、決定が必要な事項については、一方的な「決定」を行わず、必ず運営委員会にて審議し、決定するようにしている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

月 1 回の運営委員会のほか、電話当番対応、日常の施設利用等、随時、相互にコミュニケーションをとる機会を設けている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

通常、当初に定められた役割分担、責任範囲で活動が行われている。

突発的、もしくは新たに定める必要のある「役割分担」「責任範囲」については、運営委員会にて検討することとなっている。(金銭管理、消耗品在庫管理等)

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

利用登録しているすべての団体を対象に開催する「全体会」において、運営委員会で検討された内容について報告すると共に、「全体会」を欠席した団体にも資料を送付している。運営委員会の委員は、交流センターの利用団体で、かつ受付当番、運営等に係わることができる利用団体から推薦された者をもって構成される。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

日常活動の成果については、まず定期的に行われる「多摩区民活動・交流センター運営委員会」で検討され、さらに利用登録しているすべての団体を対象とする「全体会」を年 1 回程度開催し、総括として振り返っている。

(監査の結果 区 結 5)

成果の振り返りにおいて、意見箱を設置しているが、翌年度の運営に活かしていくための仕掛けとして、意見箱結果の中でも特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

(監査の結果 区 結 6)

当事業の目的は、市民活動の自主的かつ自立的な発展に向けて、市民同士が「相互支援」できる仕組みが形成されていくことを促進することが挙げられる。平成 24 年度の会議室や印刷等の利用状況は、多摩区総合庁舎では 1 団体当たり年 8 回、生田出張所では 1 団体当たり年 3 回程度と伺っている。しかし、より有意義な活動の場としていくためには、利用状況をより高くする必要があると考えられる。区としても多摩区民活動センター・交流センターの周知を行っているが、まだ十分とは言えない。より利用の見込めるターゲットを対象とした多摩区民活動センター・交流センターでのイベントの開催

など、より多摩区民活動センター・交流センターに足を運んで知ってもらうための施策が必要と考えられる。

#### 6. 「音楽のまち・かわさき」多摩区事業

所管	多摩区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：多摩区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額				1,596	1,653
	決算額				1,596	1,652
H24 年度決算額の使途内訳	当日運営費 950、出演者謝礼 280、広報費(印刷物、HP等) 192、企画立案・事業進行管理費 230					
事業の内容	たま音楽祭の企画運営業務					
事業を始めた経緯	「多摩」の名称を冠した、区内のメイン音楽イベントとすべく、平成23年度から開始した。区民に音楽に触れる機会を提供するとともに、区内で音楽活動を行っているアマチュア演奏者が日頃の成果を発表する機会を提供する。地域の音楽家や地域住民を主体とした音楽祭を実施することによって音楽コミュニティを形成し、市民の自主的な音楽活動による一層の地域活性化が実現するためのネットワークを築く。					
協働相手及び協働相手の選定方法	たま音楽祭実行委員会 公募により実行委員を募集している。					
協働する理由、メリット	たま音楽祭は、区民の実行委員が主体になって行い、また演奏者にも当日運営にかかわってもらうなど、区民参加による手づくりの音楽祭として行っている。それにより、地域のマンパワーを活用できるとともに、この音楽祭がきっかけになり地域の音楽コミュニティづくりを行うこともできるため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	行政内部においては、地域課題対応事業評価書や事務事業点検票を作成し、事業の効果、検証を行っている。					
事業の効果の測定方法	来場者数、及び来場者からのアンケートによって、効果を測定している。事業評価については、多摩区役所企画調整会議で実施している。					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

様々なジャンルのアマチュア音楽家の演奏、体験イベントを行い、ボランティアを中心とした運営をおこなうことによって手づくりの音楽祭を子供から大人まで気軽に楽しんでもらうことにより音楽芸術に身近に触れる機会を提供すると共に、「音楽のまち・かわさき」を多摩区でも推進するためにNPO法人カワサキミュージックキャストに運営委託を行うものである。

## 協働相手の概要

たま音楽祭実行委員会についてはイベント開催のために区民と学生を公募により選定した委員をもって組織され、たま音楽祭の企画・広報・運営を行なっている。

NPO 法人カワサキミュージックキャストはその前身が音楽による地域活性化を目指す市民活動団体であり、役員及び職員ともにボランティアとして市民活動に携わった経験を生かし、市内のいくつもの地域で音楽を中心とした市民のネットワーク作りを支援してきたことから、市民主体の活動を支え導き、市民活動を育てながら音楽イベント制作を行う専門性をもっている。たま音楽祭は平成 23 年度から開催ということで比較的、歴史は浅く、また、区民と学生が中心となっていることから、企画・運営上のアドバイスや技術的な支援を行なっている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

公募委員への説明会や、運営委員会等で、音楽祭の趣旨・目的・方向性等を確認している。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

委員と密にコミュニケーションを取り、施策展開についても、意見交換をしながら、一方的にならないよう運営委員会に図りながら事業を進めている。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

日常的に委員とコミュニケーションを取り、意見を吸い上げ、また行政側の考え方も都度伝えており、意識の摺合せを行っている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

公募委員への説明会で、資料を用いて行政、コンサルタント、実行委員の役割分担を示している。

#### (オ) 公開性・透明性

##### (事実確認)

事業については、区の HP で実施内容、実施結果を公開している。

#### (カ) 成果の振り返り

##### (事実確認)

音楽祭への来場者にアンケートを取っており、それにより参加者の意見を吸い上げている。また終了後、反省会を開催し、問題点等を洗い出している。

## (3) 意見

### 実行委員会方式の見直しについて(区 意4)

当事業では、実行委員会方式が採用されているが、たま音楽祭実行委員会は、公

募市民ボランティアの集まりであり、音楽祭の企画運営よりも音楽祭に市民の意見を反映することを、その目的としている。したがって、当事業は、実行委員会による実施はなじまない。

## 7. まちづくり推進事業

所管	多摩区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：多摩区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	1,584	1,797	1,940	2,080	2,047
	決算額	753	1,392	1,605	1,973	1,958
H24 年度決算額の使途内訳	交通費 108、活動費 836、通信費 120、謝礼費 67、印刷費 736、事務用品費 91					
事業の内容	<p>多摩区まちづくり協議会と連携し、区民や区内の市民活動団体が行う、まちづくり活動に対する支援、並びに区民によるまちづくりに関する課題の提起及びその解決のための実践を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>世代間交流「多摩の居場所ふらっと」</li> <li>エコ推進「多摩エコスタイルプロジェクト」</li> </ul> </li> <li>・講座プログラム「多摩 まち大学」</li> <li>・市民活動団体交流推進「多摩 まち café」</li> <li>・地域課題への意見交換会「たまサロン」</li> <li>・まちづくり活動発表会「まちカツ！」</li> <li>・広報誌「私たちのまちづくり」作成</li> </ul>					
事業を始めた経緯	平成 12 年に、区民と行政が協働でまちづくりを進める組織として、多摩区まちづくり協議会の前身組織である多摩区まちづくり推進協議会が設置され、事業委託を開始した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	多摩区まちづくり協議会 委託業者として区の指名選定員会にかけて決定している。					
事業の効果、事業目的の達成度合	行政内部においては、地域課題対応事業評価書や事務事業点検票を作成し、事業の効果、検証を行っている。まちづくり協議会においては、プロジェクト活動評価委員会で検証を行っている。					
事業の効果の測定方法	各種イベントについては、来訪者数等によって効果を測定している。 事業評価については、多摩区役所企画調整会議で実施している。					

### (1) 概要

#### 事業概要(補足)

多摩区まちづくり協議会と連携し、区民や区内の市民活動団体が行う、まちづくり活動に対する支援、並びに区民によるまちづくりに関する課題の提起及びその解決のための実践を行う。

## 協働相手の概要

多摩区民、多摩区内において活動を行う団体等が行う多摩区内のまちづくりに関する活動に対する支援並びに区民等との連携を図りながらまちづくりに関する課題の提起及びその解決のために「多摩区まちづくり協議会設置要綱」で設置された会議体である。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

プロジェクト活動で取組む課題について選定する際に、ワークショップを行い、行政と委員や委員同士の問題意識や活動の方向性の意識を摺合せたうえで、活動を開始している。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

委員とのコミュニケーションにより、常に情報交換を行っている。また、施策展開についても、意見交換しながら、一方的な関係にならないよう注意をしながら事業を進めている。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

日常的に委員とコミュニケーションを取り、意見を吸い上げ、また行政側の考え方も伝えており、意識のすり合わせを行っている。また各プロジェクト活動についても行政職員が参加し、事業内容等の確認を行いながら進めている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

役割分担については、表に取りまとめ、委員と合意を取っている。

#### (オ) 公開性・透明性

##### (事実確認)

会計については、取扱要領を設け、適正な執行を行っている。また、会計監査によるチェックと、総会での報告を行っている。事業については、区のHPで実施内容、実施結果を公開している。

#### (カ) 成果の振り返り

##### (事実確認)

プロジェクトについては、評価委員会を組織内に設け、目的に対しての達成度や成果について評価している。全体の事業については、次年度の総会で報告し、内容について審議している。

#### (監査の結果 区 結7)

単に多摩区まちづくり協議会からの事業報告を確認するだけでなく、今年

一年間の活動状況がまちづくり推進事業全体の観点からみてどうであったのか、今後どういった方向に展開させていくべきか、というような市としての総括を行い、次年度以降の取り組みへとつなげていくことが必要と考える。

#### 8. 観光振興・タウンセールス推進事業

所管	多摩区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：多摩区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	5,982	4,915	4,938	6,380	6,498
	決算額	5,465	4,890	4,821	8,468	6,453
H24 年度決算額の使途内訳	事業費(地域資源のPR、地域観光活性化支援、都市間交流事業)6,096 郵送費67、消耗品費270、租税公課費20					
事業の内容	<p>自然や文化施設といった多摩区の豊富な地域資源を活用し、区の魅力をその内外に積極的に発信し、集客力の向上、地域の活性化につながる観光施策を進め、住み良い賑わいと魅力あるまちづくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域イベントポスター作成</li> <li>・観光情報ホームページの更新</li> <li>・観光ガイドブック、ガイドマップ作成</li> <li>・地域イベント、交流都市・近隣都市イベントへの出店 等</li> </ul>					
事業を始めた経緯	多摩区は他区に比べ、自然や文化施設等の観光資源が豊富なため、平成19年度に事業として予算化し、また協働の相手方として、行政主導により多摩区観光推進協議会を立上げ、事業委託を開始した。					
協働相手及び協働相手の選定方法	多摩区観光推進協議会 委託業者として区の指名選定員会にかけて決定している。					
協働する理由、メリット	<p>当事業はその主旨から、地域の観光振興に係る知識及び区内の伝統芸能や行事などに精通し、地域関係団体・組織等と連携して推進することが求められるため。</p> <p>なお、当該団体は、区内の観光協会や商店街連合会、文化協会、町会連合会、鉄道事業者等の機関・団体等で構成され、地域の観光情報・文化・芸能等に造詣が深く、また構成員が地域住民であることから事業実施を通じて地域の交流や観光のネットワークへのつながりも期待できる。</p>					
事業の効果、事業目的の達成度合	行政内部においては、地域課題対応事業評価書や事務事業点検票を作成し、事業の効果、検証を行っている。					
事業の効果の測定方法	<p>地域イベントへの出店や独自イベント等については来訪者数、広報物は配布数等により効果を測定している。</p> <p>事業評価については、多摩区役所企画調整会議で実施している。</p>					

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

多摩区における集客力の向上、地域の活性化を目的として観光地としての魅力を区内だけでなく市外においても情報発信を行なっている。主な事業は以下のとおりである。

- ・ JR 東日本首都圏主要駅に地域イベントポスター作成
- ・ 地域情報誌への掲載
- ・ 観光情報ホームページの更新
- ・ 観光ガイドブック、ガイドマップ作成
- ・ 地域イベントでの観光チラシ、パンフレット配布
- ・ 交流都市・近隣都市イベントへの出店

### 協働相手の概要

多摩区観光推進協議会は、生田緑地や多摩川といった多摩区の自然や芸術、文化を幅広く紹介するため、平成 19 年度に設立された。役員は区内の関係機関、団体の代表によって構成され、区のまちづくり推進部地域振興課が事務局として活動している。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

事業内容や予算要求方針等を、事前に観光推進協議会の理事会にかけ、取組内容や目的等の意識を共有し、事業計画の策定を行っている。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

委員とのコミュニケーションにより、常に情報交換を行っている。また、施策展開についても、意見交換をしながら、一方的な関係にならないよう注意をしながら事業を進めている。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

日常的に委員とコミュニケーションを取り、意見を吸い上げ、また行政側の考え方も伝えており、意識の摺合せを行っている。また定例の理事会でも事業内容等の確認を行いながら、進めている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

広報物の作成やイベントへの動員等、必要な作業・人員要請をその都度行っている。



(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

資金については、会計、会計監査によるチェックと、総会での報告を行っている。事業については、区のHPで実施内容、実施結果を公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

事業実施内容や収支見込等を、年度の途中の理事会でも報告をし、意見をもらっている。また、最終的には次年度の総会で、確定内容を報告し、内容について審議している。

(監査の結果 区 結 8)

理事会での報告については当期の活動結果報告は行なわれているが、それだけでは活動成果の振り返りとしてはどれだけ多摩区の PR となっているかという観点から不十分であり、今後の改善点や課題が整理されているとはいえない。

協働の原則では、成果の振り返りについて、なるべく客観的な指標で行い、今後の改善につながるような評価・検証をすることが求められているため、各観光地への来客数や HP のアクセス数やアンケートの実施等の定量的な報告も盛り込むことが望まれる。

(3) 意見

課題管理方法について(区 意 5)

成果の振り返りにおいて、来場者からのアンケートを集計して実施を行うとともに、翌年度のイベントに活かしていくための仕掛けとして、アンケート結果の中でも特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

9. 地域コミュニティの活性化促進事業

所管	多摩区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：多摩区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移(千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	1,855	1,609	1,607	1,277	1,021
	決算額	1,836	0	693	893	991
H24 年度決算額の使途内訳	委託料(991千円)					
事業の内容	(平成 20 年度)町内会加入促進ポスター、のぼり旗掲示 地域メディア連載キャンペーン、町内会区域作成 町内会加入促進チラシの配布 (平成 22 年度)「町内会・自治会に関するアンケート」実施					

	(平成 23 年度)「町内会・自治会における情報発信事業」実施 (平成 24 年度)区内大学学生と連携したホームページを利用した 町会・自治会活動の情報発信 町会・自治会加入促進のためのポスター作成
事業を始めた経緯	町内会・自治会の未加入世帯の増加は、各町内会・自治会活動で行なっている防犯、防火、環境美化、広報(掲示板、回覧版)等の活動の衰退を招く可能性があるため、町内会・自治体への加入促進や町内会・自治体の課題解決に関する事業を実施することとなった。
協働相手及び協働相手の選定方法	協働の相手方:多摩区町会連合会 協働相手の選定方法:区内全域の町内会・自治体との協働で進める必要があるため、91 団体が加入している多摩区町会連合会と協働を実施することにより多くの町内会・自治体と効果を共有でき、また、この団体以上に目的を達成することができないから、協働相手として選定している。
事業の効果、事業目的の達成度合	平成 24 年度に作成した区内大学学生と連携したホームページの作成については日ごろ町内会・自治体活動に参加していない若い世代が町内会・自治会活動に参加して作成したことにより、活動に参加していない方々の目線にあった内容となった。また、取材を通して町内会・自治会と区内大学生との交流も生まれ世代間の交流を図ることができた。 多摩区町会連合会ホームページ( URL <a href="http://tamaku-chouren.com/">http://tamaku-chouren.com/</a> ) 同じく平成 24 年度に作成したポスターは町内会・自治体掲示板だけではなく、区内主要駅、宅建業協会加盟店舗等へ掲出し、広く PR することができた。
事業の効果の測定方法	事業評価については、多摩区役所企画調整会議で実施している。

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

町内会、自治会の抱える未加入世帯の増加という課題に応えるため支援策について検討して、方針を実施し、加入率の向上のみならず、町内会・自治会活動を支援するとともに、その活動状況を広く周知することで、コミュニティの活性化を目的として行なわれている事業である。

### 協働相手の概要

「安全で安心できる住みよいまちづくり」を目指し、行政など関係機関と協働して町内会・自治会相互の連携と友好を深め、町内会・自治会活動を推進することを目的として設置された団体である。多摩区内の町内会・自治会長(稲田町会連合会 27 町会・自治会、生田地区町会連合会 64 町会・自治会)を会員とし、その各地区町会連合会をもって構成している。多摩区町会連合会経歴については昭和 47 年 4 月、区制の施行に伴い、稲田町会連合会、生田地区町会連合会、柿生町内会連合会の 3 つの町会連合会により発足した。昭和 57 年 7 月、分区により生田の一部が麻生区に編入、生田地区町会連合会の一部と柿生町内会連合会が麻生区町会連合会に移管され、現在に至る。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

多摩区町会連合会内に設置されている地域コミュニティ活性化促進委員会で検討し、多摩区町会連合会の役員会で趣旨・目的・方向性等を確認することで目的を共有し、連携して事業を展開している。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

多摩区町会連合会の役員及び地域コミュニティ活性化促進委員会の委員と密にコミュニケーションを取り、常に意見交換をすることで対等の関係を構築している。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

多摩区町会連合会及び同連合会内に設置されている地域コミュニティ活性化促進委員会との会議を年に数回(多摩区町会連合会 年7~8回、地域コミュニティ活性化促進委員会 年2~3回)開催し、企画、実施、振り返り等について話し合いの場所を複数回設けて相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

多摩区町会連合会が事業の実施に必要な情報提供や事業の実施に必要な広報(掲示板・回覧)や調整を行い、行政が必要な経費の支出、関係機関等との調整を行うなど、それぞれの特性を発揮できる部分を担っている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

事業については、多摩区町会連合会ホームページ等で内容を公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

多摩区町会連合会及び同連合会内に設置されている地域コミュニティ活性化促進委員会との会議を年に数回(多摩区町会連合会 年7~8回、地域コミュニティ活性化促進委員会 年2~3回)開催し、成果の振り返り等について話し合いの場所を複数回設けている。

(監査の結果 区 結9)

委員会等での情報交換を行い、改善状況を把握することで振り返りを行っているため、定量的に事業の効果を測定することはできていないのが現状である。協働の原則では、なるべく客観的な指標で成果の振り返りを行い、今後の改善につながるような評価・検証を心がけることが記載されていることから、可能な限り客観的に事業を評価すべきである。当事業の目的としては、各町内会・自治会への加入だけでなく、町内会・自治会活動を支援すると

もに、その活動状況を広く周知することである。そうであるならば、周知度を指標とし、アンケート調査を行うことで成果の振り返りをする必要もある。

(3) 意見

課題管理方法について(区 意6)

成果の振り返りにおいて、多摩区町会連合会及び同連合会内に設置されている地域コミュニティ活性化促進委員会との会議で議論された内容や町内会・自治会に関するアンケートで重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

他の事業との連携について(区 意7)

各町内会・自治体への加入については、防犯、防火、環境美化、広報についての防止のためであることから、その趣旨から考えれば、他の事業でも同様の趣旨から行なっている事業は多数存在する。

特に多摩区は、その地域特性から大学生の割合が高く、長く区民として定住しない人も多い。そのため、当事業を単独の事業として行うよりも、他のイベント等の事業でPRを行うなどにより広範な区民に多摩区町会連合会に触れる機会を多くすることが加入者増加には重要である。

10. 自主防災組織活動助成金

所管	多摩区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額					2,410
	決算額					1,578
H24年度決算額の使途内訳	自主防災組織が行う防災訓練や防災知識の啓発活動に対する助成金交付。					
事業の内容	自主防災組織が行う防災訓練や防災知識の啓発活動について、助成金を交付する。					
事業を始めた経緯	防災訓練及び防災組織の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進するため要綱を制定。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手先：区内自主防災組織 選定方法：川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱の規定による					
協働する理由、メリット	地域社会を災害から守るためには、公助のみならず、地域における防災の備え、いわゆる自助・共助の充実が必要である。地域における防災力を向上させるために、自主防災組織が防災訓練や防災知識の啓発に努めるよう支援することは					

	重要であるため。
事業の効果、 事業目的の達成度合	防災訓練の実施：延べ 46 回 79 団体（平成 24 年度） （自主防災組織数：130 団体 平成 25 年 3 月現在）
事業の効果の 測定方法	自主防災組織の訓練回数、啓発活動の実施回数等による。

### （１）概要

#### 事業概要（補足）

自主防災組織が防災訓練等を行った際に助成金を支給する事業。助成金交付事業は総務局危機管理室が所管する事業であったが、平成 24 年より川崎各区の危機管理担当の所管となった。

#### 協働相手の概要

「川崎市自主防災組織育成指導要綱」第 3 条に基づき認定された自主防災組織。

### （２）監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### （ア）目的の共有

###### （事実確認）

災害の発生に備え、平時から地域での防災訓練等の活動が重要となることについて各種啓発活動を通し、共有が図られている。

##### （イ）対等の関係

###### （事実確認）

自主防災組織の活動はあくまで自主的に行われるものであり、区から強制されるものではない。このような地域の自主的な活動に対し、要綱にもとづく一定の条件を満たした場合に区から助成金が支給されるもので、双方に実施メリットがあり、対等の関係が築かれている。

##### （ウ）相互理解

###### （事実確認）

年に 1 回の総会や役員会において区は制度の説明等を行っている。また区は自主防災組織が実施する訓練への立会いなどを行い、相互の理解が図られている。

##### （エ）役割分担と責任範囲の確認

###### （事実確認）

活動の主体は自主防災組織であり、また自主防災組織の手引きにおいて自主防災組織の役割が明記されている。行政はこうした活動を補助すると共に、普及させ育成していく役割を担っている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

市のホームページに本制度の要綱を掲載している。又新しいマンションが建ち、自主防災組織の結成について相談等があった時には、区の職員が説明を行っている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

自主防災組織の役員会や総会で前年度の活動状況について、報告がなされている。なお、平成 24 年度の訓練実施組織数は延べ 79 団体となっている。

(3) 意見

組織への働きかけ(区 意 8)

現状、成果の振り返りは、活動を実施した団体の活動内容、訓練実施組織数や訓練回数等の把握により行われている。しかし、自主防災組織の中には 1 年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1 年間訓練を実施していない団体もある。この活動の目的は防災活動を市民が自主的に行い有事に備えることであり、加入団体が万遍なく防災活動に取り組むことが重要である。

この防災組織はあくまでも自主的な取り組みであり、強制するものではないが、活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要であるとする。その際には、他の防災組織におけるベストプラクティスを紹介したり、あるいは他の防災組織と合同で実施するなどの提案といった形での働きかけを行っていくことが重要であるとする。

11. 自主防災組織資器材購入補助金

所管	多摩区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去 5 年間の事業費の推移(千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額					3,080
	決算額					2,999
H24 年度決算額の使途内訳	自主防災組織が防災活動を行う上で、必要な防災資器材の購入に対する、補助金を交付する。					
事業の内容	自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入に対し、補助金を交付する。					
事業を始めた経緯	自主防災組織の育成と、防災体制の充実を図るため、自主眉宇再組織が防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入に対し、補助金を交付し整備を推進させるため。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：区内自主防災組織 選定方法：川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱の規定による					

協働する理由、メリット	地域社会を災害から守るためには、公助のみならず地域における防災の備え、いわゆる自助・共助の充実が必要であり、地域における防災力を向上させるために、自主防災組織の育成及び防災資器材の整備が重要であるため。
事業の効果、事業目的の達成度合	助成金交付団体：26 団体（平成 24 年度） （自主防災組織数：130 団体 平成 25 年 3 月末現在）
事業の効果の測定方法	申請団体数による。

## （１）概要

### 事業概要（補足）

自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資器材の購入に際し、予算の範囲内で、自主防災組織に対して、補助金を交付する事業である。

### 協働相手の概要

当該助成金の交付対象は、「川崎市自主防災組織育成指導要綱」第 3 条に基づき認定された自主防災組織である。

## （２）監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### （ア）目的の共有

##### （事実確認）

平時から防災活動に必要な資器材等を備えることの重要性について各種啓発活動を通し、共有が図られている。

#### （イ）対等の関係

##### （事実確認）

災害時に自主防災組織が地域で防災活動をするためには資器材の整備が不可欠であり、補助金の交付により購入を支援することは行政・地域双方にメリットがあり、対等な関係性が築かれている。

#### （ウ）相互理解

##### （事実確認）

行政は当事業について、自主防災組織の新規結成の際に説明するほか、毎年自主防災組織の役員会や総会の場で、資器材の購入手続きについて説明したうえで事業を進めている。一方、自主防災組織は、補助金の交付申請にあたって見積書を提出するとともに購入後は領収証等添付して報告書を提出することになっており、内容の相互理解が図られている。

#### （エ）役割分担と責任範囲の確認

##### （事実確認）

自主防災組織が防災活動を行ううえで必要となる資器材は自主防災組織自らが購入するものであり、行政は地域全体の防災力向上のためこれを補助す

る立場である旨、確認がなされている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

当事業内容は HP その他で公開されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

自主防災組織の役員会や総会等で前年度の購入状況について報告、確認がなされている。また、自主防災組織の資器材保有状況については、毎年度当初に、各自主防災組織の組織情報調査を行っており、そこで保有状況についても確認している。



麻生区

1. 安全・安心まちづくり推進事業

所管	麻生区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：麻生区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	990	990	990	1,238	1,238
	決算額	977	990	990	1,238	1,238
H24 年度決算額の使途内訳	広報啓発費	987,118 円	活動費	76,210 円	事務費	33,983 円
			会議費	10,560 円	通信費	129,570 円
事業の内容	区内の市民、地域団体、事業者、行政機関等から構成される麻生区安全・安心まちづくり協議会に対して、事業実施委託方式により安全・安心まちづくり事業を協働して行い、区民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。					
事業を始めた経緯	防犯等のまちづくりを推進するために、関係団体が連携・協働する麻生区安全・安心まちづくり協議会が平成 18 年度に設立された。同協議会に、区内の安全パトロール、各種啓発活動、地域防犯・防火団体への支援等、各種活動についての企画・実施することについて、平成 19 年度から事業委託をおこなった。					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手 麻生区安全・安心まちづくり協議会 協働相手の選定方法 特命随意契約					
協働する理由、メリット	協議会には地域の防犯、防火に専門知識を持つ各種組織が加入するとともに、多様な団体が加入しており、当事業を推進するための知識と経験を豊富に有し、円滑な事業の実現が期待できるとともに、区内の安全への問題点の解消を図ることができ、さらに、営利を目的としない団体であることから、低廉な経費で事業実施が可能となった。					
事業の効果、事業目的の達成度合	委託された事業について、計画どおり実施されており、安全・安心まちづくりの推進に寄与している。					
事業の効果の測定方法	事業報告書の提出など。					

(1) 概要

事業概要(補足)

協議会については、市全域を対象とする市協議会、各区ごとの区協議会がある。当事業は、協議会と連携して犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるものである。

事業としては、市の地域安全推進課が物品の調達費用等を各区に配分しており、麻生区の場合は、それに加えて地域の実情に合わせた地域の安全で安心して暮らせるまちづくりを進める業務を行っている。

実施内容は、例えば、腕章、ベストなど地域安全パトロール用品の貸与、研修会開催、情報提供メールの配信・広報等である。

## 協働相手の概要

麻生区町会連合会や麻生防犯協会といった区内でさまざまな防犯活動を行っている団体等から適任者を選んで実施している。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

実施する業務内容について、協議会へ提示し、同協議会の役員会及び総会で年間事業計画に反映させるなど、目的の相違がないようにしている。

実施内容については仕様書や総会等で共有が図られている。

#### (監査の結果 区 結1)

事業の目的を区と協働相手とで具体的に共有するために、定量的な目標値の共有について検討する必要がある。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

事業実施に際して、委託業務の仕様書をもとに、必要に応じて情報交換、情報共有、意見交換を行い、対等な立場で事業を推進するように努めている。協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

意見交換等を行うことにより、各主体の状況等を確認しながら、良好な事業執行状況の構築に努めている。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

委託業務の仕様書を提示することにより、役割分担と事業の責任範囲を相互に確認している。

委託仕様書で協働相手の業務内容を規定しているが、区側が何を実施すべきか等も含め、詳細な役割分担が文書化されていない。

#### (監査の結果 区 結2)

区と協働相手が、事業においてお互い何を実施する必要があるか認識の齟齬をなくすために、詳細な役割分担について文書化することが望ましい。

#### (オ) 公開性・透明性

##### (事実確認)

協働者の選定について、麻生区役所委託契約等審査委員会に諮り、選定の透明性を確保している。

一方で、事業内容についてはホームページ等の媒体を通じた情報公開がなされていない。

( 監査の結果 区 結 3 )

事業内容についてホームページ等を通じた情報公開を検討することが望ましい。

(カ) 成果の振り返り

( 事実確認 )

事業終了時、業務完了報告書の提出を受け、必要に応じて成果の確認、課題等抽出、改善策の検討を行っている。

当事業の参加者の声は聞くことがあり、有効なものがあれば次年度の事業内容に反映させている。また、多様な団体の安全・安心に係る活動を、行政として横串を刺すことが重要であり、その点について成果があがっていると考える。

ただし、定量的な評価(目標値に対して実績はどうか等)は行っていない。

( 3 ) 意見

定量的な目標設定と達成状況の評価( 区 意 1 )

事業の実施方法をよりよいものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況の評価することが望まれる。

2 . 麻生区市民活動支援施設活用事業

所管	麻生区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	麻生区市民活動支援施設運営費補助金交付要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：麻生区区づくり推進費	
過去 5 年間の 事業費の推移 ( 千円 )	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	7,750	8,301	7,997	7,997	8,279
	決算額	7,640	7,934	7,985	7,855	8,240
H24 年度決算 額の使途内訳	光熱水費 824,633 円 保守管理費 1,598,474 円 事務費 197,352 円 賃借料 5,619,690 円					
事業の内容	麻生区市民活動支援施設「麻生市民交流館やまゆり」の運営に対して補助金を交付し、もって区民の交流及び市民活動の支援に寄与することを目的としている。					
事業を始めた 経緯	当該施設は、新百合ヶ丘駅南口・旧あさひ銀行グラウンド跡地の土地利用転換に伴い、応分の負担として開発事業者が「市民活動の拠点施設」を整備することが決まり、平成 19 年 4 月に市に寄贈され、供用開始した。当該施設を多目的な市民活動の拠点施設として整備するとともに、市民の主体的な運営参画を実現することにより、市民活動の一層の推進を図るため。					

協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンター 選定方法：平成 25 年度麻生区市民活動支援施設「麻生市民交流館やまゆり」運営費補助金交付申請書による
協働する理由、メリット	特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターは、麻生市民交流館やまゆりの開設に際し、その施設内容や運営方法等の検討を行ってきた「(仮称)新しい市民利用施設市民検討委員会」のメンバーを中心として設立された団体であり、開設当初から運営してきたノウハウを持ち、より円滑に事業を実施することができる。
事業の効果、事業目的の達成度合	市民団体による施設維持管理であるが、大きなトラブル発生もなく、多くの区民の交流の場として機能していると言える。
事業の効果の測定方法	事業報告書の提出など

## ( 1 ) 概要

### 事業概要( 補足 )

委託事業ではなく、補助事業で当事業を推進している。

施設自体は川崎市が所有しており、それを協働相手に賃貸している。賃貸料も含めて、施設運営に係る費用を補助金として支給している(つまり、賃貸料については補助金が賃貸料として市に返ってくる仕組みになっている)。

### 協働相手の概要

市民活動支援施設が建てられる前から数年間、検討委員会を設けて、施設のレイアウトや管理運営の方法等について議論してきた。その中で、市民全体の運営を目指すこととし、検討時から参加していたメンバーを中心に結成された団体を協働相手として選定した(理事や運営スタッフはボランティア)。

## ( 2 ) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### ( 事実確認 )

月に 1 回、連絡調整会議を開催するとともに、特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターと密に連絡を取り合うことで、目的に違いがないかを確認している。

ただし、定量的な目標は共有されていない。

#### (イ) 対等の関係

##### ( 事実確認 )

情報交換、情報共有、意見交換を常に行うことで、どちらかが優位な立場に立つことがないように努めている。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターと密に連絡を取り合い、必要に応じて意見交換を行うことで、お互いの意思の確認を行っている。協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

交付決定通知書に記載している。

一方で、協定書において協働相手の実施内容について規定しているが、区側が何を実施するか等、詳細な内容は規定されていない。

(監査の結果 区 結4)

麻生区では、協働の担い手による自主運営の考え方に則り、非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターによる施設運営が行われているが、区と特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターとの認識に齟齬がないよう詳細な役割分担について文書化することが望ましい。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

選定の過程等については公表されていないが、協働相手は実施している事業内容についてはホームページで公開されている。

(監査の結果 区 結5)

協働相手の選定理由や選定過程に関する情報公開を検討することが望ましい。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

月に1度行われる連絡調整会議において、実施した事業を振り返り、課題や改善点について話し合いを行っている。

協働相手側のスタッフが施設に常駐しており、何かあればすぐに対応できる体制が取られているため、日ごろの成果は確認できていると言える。施設の利用率は90%近くあり、これは協働相手のホームページにおいて公表されている。

### 3. 麻生区市民活動支援施設利用促進事業

所管	麻生区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市地域課題対応事業実施要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：麻生区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	1,398	1,488	1,641	1,488	1,275
	決算額	1,396	1,488	1,566	1,488	1,126
H24 年度決算額の使途内訳	広報費 184,132 円		印刷・事務用品費 46,540 円			
	通信費 77,726 円		設営費 76,624 円			
	謝金費 13,328 円		交通費 2,480 円			
	事務局費 90,125 円					
	パソコンリース 337,680 円		印刷機リース 97,020 円			
事業の内容	<p>市民組織が運営する麻生区市民活動支援施設「麻生市民交流館やまゆり」において、市民活動支援に関する業務を行う。</p> <p>市民活動団体の交流が主旨のイベントの開催及びシニアを対象にしたボランティア活動や地域活動を促進する講座の開催並びにそれらに関する企画、広報及び講師の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピバ！かがやく子どもたち ・健康見本市</li> <li>・やまゆりクラフト展 ・目指せ！アクティブシニア講座</li> </ul> <p>主に麻生区内の市民活動に関する情報の提供・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報紙『あさお市民活動レポート』、『やまゆりニュース』の発行</li> <li>・ミニコミ誌への掲載（6回）</li> <li>・地域ソーシャル・ネットワーキング・サイトの企画及び運営</li> </ul> <p>市民活動団体の能力向上のための講座の企画、広報、講師の選任及び開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ作成工房</li> <li>・エクセル等を利用したデータ管理に関する講座</li> </ul> <p>麻生市民館や麻生区社会福祉協議会と連携した市民活動相談窓口の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への市民活動団体の紹介</li> <li>・市民活動団体への助言（人材や助成金、活動場所の案内など）</li> </ul> <p>麻生区及びその周辺にある団体利用可能施設の一覧表の更新、発行及びやまゆりホームページへの公開並びに詳細ファイルの更新及び関係施設への送付</p>					
事業を始めた経緯	麻生市民交流館やまゆりの開設当初から、施設を利用した市民活動支援の促進を目的に実施されている					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>協働相手：特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンター</p> <p>選定方法：麻生市民交流館やまゆりを運営する特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターは、当設立当初に関わった「(仮称)新しい市民利用施設市民検討委員会」の委員を中心として組織されており、当施設開館後においては、当施設を中心に市民活動支援に関する事業を展開している実績があることから、そのノウハウを生かし、講座の企画や実施及びそれに関する広報や市民活動支援を行う中間支援の役割を担うことに最も適性を有する団体であると考えられるため</p>					
協働する理由、メリット	特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターは、麻生市民交流館やまゆりの開設、運営に携わってきたため、市民活動支援に関するノウハウを持ち、より円滑に事業を実施することができる。					

事業の効果、事業目的の達成度合	委託事業により行われるイベントや講座へ多くの区民が参加しており、また、参加した団体間の交流および団体間の協力体制の形成並びに市民への活動の周知が広く行われていることから、市民活動の促進という目的は達成出来ていると言える。
事業の効果の測定方法	事業報告書の提出、イベント・講座等の参加者の統計など

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

当事業の運営は、基本的には全て協働相手に委任している。イベント等が開催される場合は原則として区職員が現地に行くため、事業内容は把握できている。

### 協働相手の概要

「2. 麻生区市民活動支援施設活用事業」における補助対象者と同じ協働相手。

市民活動支援施設が建てられる前から数年間、検討委員会を設けて、施設のレイアウトや管理運営の方法等について議論してきた。その中で、市民主体の運営を目指すこととし、検討時から参加していたメンバーを中心に結成された団体を協働相手として選定した（理事や運営スタッフはボランティア）。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

月に1回、連絡調整会議を開催するとともに、特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターと密に連絡を取り合うことで、目的に違いがないかを確認している。

協働相手が実施すべき内容については仕様書においても具体的には規定されておらず、定期的な連絡調整会議において意見交換を図っている。また、定量的な目標は共有されていない。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

情報交換、情報共有、意見交換を常に行うことで、どちらかが優位な立場に立つことがないように努めている。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターと密に連絡を取り合い、必要に応じて意見交換を行うことで、お互いの意思の確認を行っている。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

委託事業として契約を結ぶとともに、委託する事業内容について仕様書に記載している。

ただし、具体的には規定されていない。また、区側が何を実施するか等、詳細な内容は規定されていない。

(監査の結果 区 結6)

区と協働相手が、事業においてお互い何を実施する必要があるか認識の齟齬をなくすために、詳細な役割分担について文書化することが望ましい。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

選定の過程等については公表されていないが、協働相手は実施している事業内容についてはホームページで公開されている。

(監査の結果 区 結7)

協働相手の選定理由や選定過程に関する情報公開を検討することが望ましい。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

月に1回行われる連絡調整会議において、実施した事業を振り返り、課題や改善点について話し合いを行っている。

講座の成果については適宜確認しており(例えば、ホームページ作成講座の受講者が、その後ホームページを作成しているかどうか等) また、協働相手が実施している受講者アンケートの結果を共有してもらっている。

ただし、定量的な評価(目標値に対して実績はどうか等)は行っていない。

(監査の結果 区 結8)

事業における課題を明確化し、改善策について定量的に検討するために、定量的な評価を実施する必要がある。

4. しんゆり・芸術のまち推進事業

所管	麻生区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	しんゆり・芸術のまち推進事業補助金交付要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：麻生区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	7,768	6,395	3,800	3,800	3,800
	決算額	7,744	6,294	3,788	3,680	3,793



H24 年度決算額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信収集・ホームページ運営事業費 1,672,930 円</li> <li>・情報収集発信事業費 849,482 円</li> <li>・イベント等支援事業 1,270,314 円</li> </ul>
事業の内容	しんゆり・芸術のまち推進事業に要する経費を予算の範囲内において補助することにより、地域との連携を図りながら、新百合ヶ丘駅周辺に集積する芸術関係の施設や人材などの地域資源を活かした「まちづくり」の促進を図り、地域活性化・地域ブランドの確立に寄与することを目的とする。
事業を始めた経緯	新百合ヶ丘駅周辺に集積する芸術関係資源や人材などの地域資源を活かし、事業者、教育機関、市民、行政等の連携により、「しんゆり」を中心とした活力のある地域経済の創造や豊かな地域社会の実現など、芸術を通じた幅広い効果を追及する「しんゆり・芸術のまち」の確立を目指すため、平成 19 年度に「しんゆり・芸術のまち」PR 委員会が設立、平成 20 年度に後継組織である「しんゆり・芸術のまちづくり」フォーラムが設立された。平成 22 年度からは、事業主体を「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」に移し、地域と連携した活動の展開を図っている。
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>協働相手：特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり</p> <p>選定方法：しんゆり・芸術のまち推進事業補助金申請書による</p>
協働する理由、メリット	特定非営利法人しんゆり・芸術のまちづくりは、麻生区内で活動している事業者や区民を中心に構成されていることから、行政では気づけない地域の特性や情報を持っている。また、芸術文化のイベントの実施および情報収集発信に関するノウハウを持つことから、より円滑に事業を実施することができる。
事業の効果、事業目的の達成度合	新百合ヶ丘を中心とした麻生区内の芸術文化に関する情報を、ホームページ等を活用して発信し、また新百合ヶ丘駅を中心にイベントを開催することで、麻生区民の芸術文化に対する意識を啓発するとともに、区内外に向けて「しんゆり・芸術のまち」の地域ブランドの確立を目指して活動を行っている。
事業の効果の測定方法	事業報告書の提出等

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

補助事業として、ホームページ作成等の広報事業や、イベント等を実施した。

### 協働相手の概要

厚生労働省の基金事業を活用して、行政主導で「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」を設立した。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

月に 1 回程度、情報共有のための会議を開催するとともに、特定非営利法人しんゆり・芸術のまちづくりと密に連絡をとりあうことで、目的に違いがないかを確認している。ただし、定量的な目標は共有されていない。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

情報交換、情報共有、意見交換を常に行うことで、どちらかが優位な立場に立つことがないように努めている。協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

特定非営利法人しんゆり・芸術のまちづくりと密に連絡をとりあい、必要に応じて意見交換を行うことで、お互いの意思の確認を行っている。協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

委託事業として契約を結ぶとともに、委託する事業内容について仕様書に記載している。ただし、区側については道路使用許可等の手続きを行っているものの、何を実施するか等について詳細な内容は文書化されていない。

(監査の結果 区 結9)

区と協働相手が、事業実施に向け相互の役割の認識に、齟齬をなくすため、詳細な役割分担を文書化することが望ましい。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

イベント等の事業内容や資金の流れ等については、市側のホームページや協働相手側のホームページ等において公開されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

月に1度行われる会議において、実施した事業を振り返り、課題や改善点について話し合いを行っている。

なお、定量的な評価(目標値に対して実績はどうか等)は行っていない。

(3) 意見

事業の位置付け明確化(区 意2)

市民・こども局で実施している「芸術のまちイベント事業」についても、新百合ヶ丘地区を中心とした芸術振興を目的としており、当事業との位置付けの違い等について改めて検討する必要がある。

■ 実施主体の位置付け明確化(区 意3)

新百合ヶ丘地区の芸術振興事業において、区が支援している団体として「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」と「『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラム」があるが、それらの位置付けの違いについて明確にする必要がある(現在検討しているというコメントは頂いている)。

成果の振り返りの強化（区 意 4）

事業の実施方法をより良いものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況を評価することが望まれる。

5. しんゆり・芸術のまち推進事業（芸術文化広報発信事業）

所管	麻生区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市地域課題対応事業実施要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：麻生区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額					1,788
	決算額					1,774
H24 年度決算額の使途内訳	広報企画・運営費（タウン紙掲載料）		899,500 円			
	（CM 制作・放送委託料）		525,000 円			
	直接経費		166,634 円			
	技術経費等（事務経費）		181,981 円			
事業の内容	地域メディアなどを通じた情報提供 タウン紙の紙面買取および地域メディアを活用した CM 放送					
事業を始めた経緯	同内容の事業を平成 20 年度から、地域のネットワークを活用し、麻生区の魅力である「しんゆり・芸術のまち」を広く広報発信することを目的に開始。平成 24 年度に「芸術文化広報発信事業」として委託事業とした。					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>協働相手：特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり</p> <p>選定方法：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による。</p> <p>当事業の内容は、区の芸術文化関連の取り組みを「しんゆり・芸術のまち」として広く広報発信するものである。その目的は、芸術文化関係の施設や人材などの地域資源を活かしたまちづくりを推進することと、それらを通じ区の魅力を高め当該取り組みを広く区民等認知してもらうことである。</p> <p>当該法人は、芸術文化関係の施設や人材などの地域資源を活かした「しんゆり・芸術のまちづくり」を推進することを目的として設立し、これまで新百合ヶ丘駅周辺に集積する芸術関係の施設や人材、地元事業者等と連携して様々なイベント等を協働して行ってきたことから、それらの活動を通じ、リアルタイムで情報収集することが可能である。</p> <p>また、地域メディア連絡会を主催していることから、会員である新聞社、タウン紙等への効果的な情報発信を行うことが可能であり、上記目的に沿った広報発信ができると考えられる。</p> <p>よって、当該法人に委託することが事業目的達成のため不可欠であり、他の業者では事業目的の達成が困難であるため</p>					
協働する理由、メリット	特定非営利法人しんゆり・芸術のまちづくりは、上記選定理由により円滑に事業を実施することができる。					
事業の効果、事業目的の達成	地域に密着した形の広報活動を行うことで、一定の目標は達成しているといえる。					

成度合	
事業の効果の測定方法	事業報告書の提出等

## (1) 概要

### 事業概要(補足)

平成 23 年度までは区が直接実施してきたが、平成 24 年度から協働相手である NPO にメディア連絡会があり、広報に関するノウハウがあるため、委託事業として実施した。

広報の方法としては、広告媒体の紙面買い取りという手段を採用しているが、費用対効果が分かりにくいいため、広告媒体の主体的な広報を活用し(パブリシティ)、広報にかかる経費を抑制することを検討している。

### 協働相手の概要

厚生労働省の基金事業を活用して、行政主導で「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」を設立した。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

月に 1 回程度、情報共有のための会議を開催するとともに、特定非営利法人しんゆり・芸術のまちづくりと密に連絡をとりあうことで、目的に違いがないかを確認している。

ただし、定量的な目標は共有されていない。

##### (監査の結果 区 結 10)

事業の目的を区と協働相手とで具体的に共有するために、定量的な目標値の共有について検討する必要がある。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

情報交換、情報共有、意見交換を常に行うことで、どちらかが優位な立場に立つことがないように努めている。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

特定非営利法人しんゆり・芸術のまちづくりと密に連絡をとりあい、必要に応じて意見交換を行うことで、お互いの意思の確認を行っている。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

委託事業として契約を結ぶとともに、委託する事業内容について仕様書に記載している。

ただし、区側が何を実施するか等について詳細な内容は文書化されていない。

(監査の結果 区 結 1 1 )

区と協働相手が、事業においてお互い何を実施する必要があるか認識の齟齬をなくすために、詳細な役割分担について文書化することが望ましい。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

イベント等の事業内容や資金の流れ等については、市側のホームページや協働相手側のホームページ等において公開されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

月に1度行われる会議において、実施した事業を振り返り、課題や改善点について話し合いを行っている。

ただし、定量的な評価(目標値に対して実績はどうか等)は行っていない。

(3) 意見

(「4. しんゆり・芸術のまち推進事業」と同じ内容)

事業の位置付け明確化(区 意5)

市民・こども局で実施している「芸術のまちイベント事業」においても、新百合ヶ丘地区を中心とした芸術振興を目的としており、当事業との位置付けの違い等について改めて検討する必要がある。

実施主体の位置付け明確化(区 意6)

新百合ヶ丘地区の芸術振興事業において、麻生区が支援している団体として「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」と「『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラム」があるが、それらの位置付けの違いについてより明確化する必要がある(現在検討しているというコメントは頂いている)。

成果の振り返りの強化(区 意7)

事業の実施方法をよりよいものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況を評価することが望まれる。

6. 「しんゆり・芸術のまちづくり」フォーラム運営事業

所管	麻生区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市地域課題対応事業実施要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：麻生区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額					1,800
	決算額					1,751
H24 年度決算額の使途内訳	会場費・舞台音響設備費		25,500 円			
	運営経費		22,305 円			
	講師謝礼費		100,000 円			
	賃金		1,471,325 円			
	事務経費		131,696 円			
事業の内容	<p>「しんゆり・芸術のまちづくり」フォーラム理事会 年 4 回 開催</p> <p>「しんゆり・芸術のまちづくり」フォーラム勉強会 年 2 回 開催</p> <p>PR マーク・ロゴ管理</p> <p>新百合ヶ丘駅周辺 PR ボードへのチラシ掲出およびボード管理業務</p>					
事業を始めた経緯	<p>「しんゆり・芸術のまち」の取り組みは、平成 19 年 3 月から平成 20 年 3 月までは、「しんゆり・芸術のまち」PR 委員会が行い、その後に継承した「しんゆり・芸術のまちづくり」フォーラムが地域との緊密な連携のもと新百合ヶ丘駅周辺の文化芸術を情報発信するなど、「芸術」を基調としたまちづくりを進めてきた。</p> <p>平成 22 年度からは、一層の取組推進を図るため、同フォーラム幹事会のメンバーが中心となり、特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくりを発足させ、区と同フォーラム、同法人が一体となって「しんゆり・芸術のまち」を推進しており、その運営を同法人に委託するため</p>					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>協働相手：特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり</p> <p>選定方法：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による。</p> <p>「しんゆり・芸術のまち」の推進は、区内、特に新百合ヶ丘駅周辺に集積する芸術資源や人材などの地域資源を活かし、事業者、教育機関、市民、行政等の連携により、「しんゆり」を中心とした活力ある地域経済の創造や豊かな地域社会の実現など、芸術を幅広い効果で追及する「しんゆり・芸術のまち」の確立を目指している。</p> <p>「しんゆり・芸術のまち」の取り組みは、平成 19 年 3 月から平成 20 年 3 月までは、「しんゆり・芸術のまち」PR 委員会が行い、その後に継承した「しんゆり・芸術のまちづくり」フォーラムが地域との緊密な連携のもと新百合ヶ丘駅周辺の文化芸術を情報発信するなど、「芸術」を基調としたまちづくりを進めてきた。</p> <p>平成 22 年度からは、一層の取組推進を図るため、同フォーラム幹事会のメンバーが中心となり、特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくりを発足させ、現在の「しんゆり・芸術のまち」の推進の中心的な役割を担っている。</p> <p>よって、区と同フォーラム、同法人が一体となって「しんゆり・芸術のまち」を推進していることから、同法人以外の団体では目的を果たすことができない</p>					

	と言える。
協働する理由、メリット	特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくりは、「しんゆり・芸術のまちづくり」フォーラム運営委員会から平成22年度に独立した団体であり、設立当初から「しんゆり・芸術のまちづくり」フォーラム運営委員会の事務局を行っているため、長年培ってきた運営のノウハウを持ち合わせていることで、より円滑な運営を行うことができるため。
事業の効果、事業目的の達成度合	NPO法人が事務局機能を担うことによってフォーラムの運営が円滑に行われている。
事業の効果の測定方法	事業報告書の提出等による

### (1) 概要

#### 事業概要（補足）

フォーラムでは、芸術関係の識者をよんで、公演やパネルディスカッションを行っている。

協賛団体 20 団体程度で、今後も地元の団体と連携を進める方向性である。

#### 協働相手の概要

厚生労働省の基金事業を活用して、行政主導で「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」を設立した。

### (2) 監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

月に 1 回程度、情報共有のための会議を開催するとともに、事務局である特定非営利法人しんゆり・芸術のまちづくりと密に連絡をとりあうことで、目的に違いがないかを確認している。

ただし、定量的な目標は共有されていない。

##### (監査の結果 区 結 1 2)

フォーラムへの参加者数や参加団体数など定量的な目標値も活用し、目的の共有、具体化を図るべきである。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

情報交換、情報共有、意見交換を常に行うことで、どちらかが優位な立場に立つことがないように努めている。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

##### (ウ) 相互理解

###### (事実確認)

事務局である特定非営利法人しんゆり・芸術のまちづくりと密に連絡をと

りあい、必要に応じて意見交換を行うことで、お互いの意思の確認を行っている。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

委託事業として契約を結ぶとともに、委託する事業内容について仕様書に記載している。

ただし、区側が何を実施するか等について詳細な内容は文書化されていない。

(監査の結果 区 結13)

区と協働相手が、事業においてお互い何を実施する必要があるか認識の齟齬をなくすために、詳細な役割分担について文書化することが望ましい。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

フォーラムの内容についてはホームページ等で情報公開している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

月に1度行われる会議において、実施した事業を振り返り、課題や改善点について話し合いを行っている。

ただし、定量的な評価(目標値に対して実績はどうか等)は行っていない。

(監査の結果 区 結14)

フォーラムへの参加者数や参加団体数といった定量的なデータも用い、経年比較などの分析を行うことで、事業の見直しに活用すべきである。

(3) 意見

(「4. しんゆり・芸術のまち推進事業」と同じ内容)

事業の位置付け明確化(区 意8)

市民・こども局で実施している「芸術のまちイベント事業」においても、新百合ヶ丘地区を中心とした芸術振興を目的としており、当事業との位置付けの違い等について改めて検討する必要がある。

実施主体の位置付け明確化(区 意9)

新百合ヶ丘地区の芸術振興事業において、麻生区が支援している団体として「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」と「『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラム」があるが、それらの位置付けの違いについてより明確化する必要がある。

成果の振り返りの強化(区 意10)

事業の実施方法をよりよいものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその



目標の達成状況を評価することが望まれる。

### 7. あさお芸術のまちコンサート推進事業

所管	麻生区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市地域課題対応事業実施要綱					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：麻生区区づくり推進費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額	1,530	2,193	2,830	2,770	2,470
	決算額	1,425	2,150	1,621	1,659	1,881
H24 年度決算額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報償費 772,126 円</li> <li>・ 開催経費 702,506 円</li> <li>・ 消耗品費 83,039 円</li> <li>・ 印刷費 191,550 円</li> <li>・ 交通費 44,680 円</li> <li>・ 通信運搬費 87,058 円</li> </ul>					
事業の内容	音楽を通して地域のつながりを強め、区内に音楽があふれる「音楽のまちあさお」「しんゆり・芸術のまち」を推進するため、区内居住・区内を中心に活動する音楽家、音楽愛好家によるコンサートを開催する。また、音楽家・音楽愛好家の交流やネットワークづくりを図る。					
事業を始めた経緯	音楽を通して地域のつながりを強め、区内に音楽があふれる「音楽のまちあさお」「しんゆり・芸術のまち」を推進するため。					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>協働相手：あさお芸術のまちコンサート推進委員会</p> <p>選定方法：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による。</p> <p>あさお芸術のまちコンサート推進委員会は、あさお芸術のまちコンサート事業の実施を目的に設置された「あさお芸術のまちコンサート実行委員会」(以下「実行委員会」)を母体として、音楽家、音楽愛好家、事業趣旨に賛同する区民により構成される市民団体である。実行委員会は平成 12 年度からあさおランチタイムコンサートとして過去 90 回以上の開催経験を有しており、区民自らがコンサートを企画運営するとともに、音楽家・音楽愛好家・地域とのネットワークづくりに取り組んできたが、平成 24 年 10 月に市民自らの手による運営を目指し、実行委員会形式を発展的に解消した上で同団体を結成した。当事業が目的を達成するにあたり、同団体が豊富に有するコンサート運営に関する知識や経験、また地域ネットワークを活用することが不可欠であり、よって運営主体に同団体以外は成り得ないため。</p>					
協働する理由、メリット	区民自らがコンサートの企画運営を行うことにより、音楽家・音楽愛好家・地域とのネットワークづくりを推進することができる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	<p>音楽をより身近に感じ麻生区の芸術文化に触れ合うために、誰もが気軽に音楽を楽しむ場を設けることが必要とされている中で、多くの市民に親しまれている。</p> <p>区内居住・区内を中心に活動する音楽家を育てる環境をつくるため、音楽家の発掘、音楽家同士の交流の場を設け、地域のネットワークづくりを推進してい</p>					

	る。
事業の効果の測定方法	事業実施報告書の提出など。

(1) 概要

事業概要(補足)

昭和音楽大学のホール等、新百合ヶ丘地区の周辺には様々な音楽ホールがあり、そこを活用して区内各地で無料コンサートを開催している。開催場所の中には区役所の2階ロビーも含まれる。

協働相手の概要

地域における音楽家・音楽愛好家。事業開始当初から継続して協働している。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

仕様書に明記している。また、日頃の連絡調整を密に行うとともに、役員会に出席し、目的の共有化を図っている。

ただし、定量的な目標は共有されていない。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

日頃の連絡調整や役員会等において、双方が納得いくまで話し合うこととしている。協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

双方の特性を理解・尊重し、価値観の押し付け合いとならないよう配慮して事業を推進している。また、双方の考えの違い等が生じた場合は、その都度十分な協議を行うことで相互理解を深めている。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

詳細な役割分担表を作成しており、区側と協働相手側がお互い何を実施すべきかについて明確化した上で共有している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

各コンサートについては、市政だより、区役所HPのほか、チラシを作成し、公開・周知を図っている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

役員会に出席し、互いに成果の振り返りを行っている。

また、可能な限り多くの人に音楽を聞いてもらうことが目的であり、そのために様々な会場を開拓していくことで成果創出に繋げようとしている。ただし、定量的な評価(目標値に対して実績はどうか等)は行っていない。

(監査の結果 区 結15)

当事業の目的は、様々な形式により区民に音楽を提供し、誰もが音楽を身近に楽しむ機会を設けるとともに音楽家・音楽愛好家の交流やネットワークづくりを促進し、芸術のまちづくりを促進することである。したがって、当事業の成果の振り返りでは、コンサートへの来場者数に加え、コンサートの実施主体である各団体の参加団体数についても振り返りを行うべきである。

(3) 意見

定量的な目標設定と達成状況の評価(区 意11)

事業の実施方法をよりよいものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況の評価することが望まれる。

8. スポーツのまち麻生推進事業(川崎フロンターレ応援事業)

所管	麻生区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：麻生区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額			1,200	1,200	1,350
	決算額			1,200	1,200	1,350
H24年度決算額の使途内訳	事業実施委託料 1,350,000円					
事業の内容	川崎フロンターレを地域と一体となって応援することにより、スポーツのまちづくりを推進することを目的として以下の4事業を実施している。 1 区内少年サッカー大会の支援 2 川崎フロンターレアウェイ戦のパブリックビューイング 3 川崎フロンターレホーム戦応援バスツアー 4 地域交流イベント「あさお青玄まつり」					
事業を始めた経緯	平成22年度に麻生区にスポーツ担当が設置され、「スポーツのまちづくり」に取り組むことになり、その一環として川崎フロンターレの応援を通じたまちづくり事業を行うことになった。上記4つの事業が企画され、フロンターレの応援に熱意ある区民や団体により21年8月に設立されていた「川崎フロンターレ麻生アシストクラブ」が、委託先として適切であると認められ、アシストクラブを委託先として協働して事業を行うことになった。					

協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：川崎フロンターレ麻生アシストクラブ 選定方法：区内の指名選定委員会により選定
協働する理由、メリット	川崎フロンターレ麻生アシストクラブは川崎フロンターレの応援を通じたまちづくりに関する各種事業を実施している団体であるため、事業実施のノウハウやフロンターレに関する情報を多く持っているため、協働することにより、効率的・効果的に事業が実施できるため。
事業の効果、事業目的の達成度合	会員数も順調に増えている。イベントの参加者アンケート等でも「アシストクラブの行う各種事業を楽しみにしている」という声が聞かれ「フロンターレの応援を通じた地域の活性化や絆づくり」は区民に浸透してきていると言える。
事業の効果の測定方法	イベントの参加者アンケート 事業実施報告書

### (1) 概要

#### 事業概要（補足）

麻生区は川崎フロンターレの選手寮があり、縁がある地域と言える。

#### 協働相手の概要

川崎フロンターレの応援を通じたまちづくりに関する各種事業を実施している団体であり、同様の組織は麻生区内に他にない。

また、川崎フロンターレの社長が協働相手の顧問となっており、川崎フロンターレ自身が協働相手の構成要因の一つとなっている。

### (2) 監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### (ア) 目的の共有

###### (事実確認)

月1回程度役員会を行い、事業の実施や実施した事業の効果の検証を行っている。これらを通して事業の目的を確認している。

ただし、定量的な目標値については設定していない。

##### (イ) 対等の関係

###### (事実確認)

役員会には行政側担当者も常に出席し、忌憚のない意見交換を行ったり、イベント時も行政側担当者も一緒に運営スタッフとして参加することで、対等な立場を保つように努めている。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

##### (ウ) 相互理解

###### (事実確認)

役員会での意見交換の他、必要に応じて、密に連絡を取り合い、相互理解を深めている。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

会則の記載による。記載のない事項については、随時、協議して確認している。

また、役員会等の協議の中で協働相手との役割分担を詳細に決定しており、議事録として記録を残している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

イベント開催時における参加者募集等を公開で行っている他、イベントの内容については川崎フロンターレのホームページ等において公表している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

年度末の役員会において、事業成果の振り返りを行い、次年度の事業実施の参考としている。

また、アンケート結果等に基づいて、役員会において事業成果の振り返りを実施し、次回実施時の改善に繋げている。例えば、平成 24 年度の参加者が少なかったパブリックビューイングについては平成 25 年度では実施していない。また、バスツアーにおいて「選手と触れ合える場」を望む声があったため、次年度の実施内容の検討に繋げた。

(監査の結果 区 結 16)

成果の振り返りでは、イベント参加人数や、新規の参加人数など、事業の見直しに役立つ指標も活用すべきである。

(3) 意見

定量的な目標設定と達成状況の評価(区 意 12)

事業の実施方法をよりよいものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況を評価することが望まれる。

9. あさお観光資源の魅力紹介事業

所管	麻生区役所 まちづくり推進部 地域振興課					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：麻生区区づくり推進費	
過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額		400	960	2,248	1,130
	決算額		400	960	2,216	1,129
H24 年度決算 額の使途内訳	委託料 1,128,185 円					

事業の内容	観光写真コンクールの開催 観光写真コンクールの入賞作品を題材とした作品の制作・配布
事業を始めた経緯	麻生区は川崎市内で指折りの豊かな自然に恵まれ、花の名所や由緒ある史跡など数多くあり、また、新都心としての発展を遂げ、調和のとれた近代的な街並みが整備され、新しい都市景観がうまれている。そうした麻生区の魅力を多くの方に再発見していただき、新たな観光スポットの発掘を目的として、観光写真コンクールを開催している。
協働相手及び協働相手の選定方法	委託先：麻生観光協会 選定方法：随契契約
協働する理由、メリット	麻生観光協会は、麻生区の観光振興を目的として、地域の観光資源の保護育成・郷土文化の継承、観光行事・観光地の紹介、観光に関する調査及び研究などの事業を行うために組織された団体であり、区内の観光資源に関する知識や実績を豊富に有し、事業を円滑に実施することができるため。 区との協働事業 ・平成 15 年度 観光マップ「麻生の魅力発見」を発刊 ・平成 19 年度 観光ガイドブック「麻生の魅力」を発刊 ・平成 21 年度～ 観光写真コンクールを実施 ・平成 23 年度 観光ガイドブックの改訂版を発行
事業の効果、事業目的の達成度合	麻生の魅力を写した作品の募集、表彰式の開催、作品展示会の開催、また入賞作品を題材とした記念品の制作・配布により、変化に富んだ麻生区の魅力を多くの方々に発見していただくとともに、区の魅力を広く PR することができた。
事業の効果の測定方法	事業報告書の提出により、効果を確認している。

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

事業開始当初から、地域の観光資源について知見を有している同協働相手と随意契約を締結している。

### 協働相手の概要

地域の観光産業の育成のために設立された協会であり、過去にマップの作成等を実施してきている。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

事業を実施するにあたり、事業目的・内容・計画等について団体担当者と打合せを行い、目的を共有している。

なお、部会を立ち上げて、事業実施前に複数回打ち合わせを実施し、目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

会議において、お互いの意見を尊重しながら、意見交換や情報共有を図っている。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

事業を実施していくうえで課題等が生じた場合、その都度、十分に協議を行い、相互理解を深めて、解決している。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

団体が審査会・表彰式・展示会の運営・開催などを担当し、行政は広報を担当するなど、役割分担を図っている。

役割分担について詳細な内容を文書化していない。

(監査の結果 区 結17)

区と協働相手が、事業においてお互い何を実施する必要があるか認識の齟齬をなくすために、詳細な役割分担について文書化することが望ましい。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

協働相手は市職員より構成された委員会を通じて選定されている。また、作品募集はホームページ等を通じて公表されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

団体の会議において、事業結果について報告し、今後の事業展開について話し合いを行っています。

また、理事会において事業の振り返りを行っており、作品募集の効果等を話し合っている。振り返りの結果、過去にはコンクールの対象を大人だけではなく中学生以下にも拡大して募集することが決定された。

ただし、募集点数等、定量的な評価(目標値に対して実績はどうか等)は行っていない。

(監査の結果 区 結18)

コンクールへの参加人数と、コンクールへの応募件数とを経年分析するなど成果の振り返りを事業の改善に役立てる必要がある。

(3) 意見

定量的な目標設定と達成状況の評価(区 意13)

事業の実施方法をよりよいものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその

目標の達成状況を評価することが望まれる。

10. 麻生里地・里山保全推進事業

所管	麻生区役所 まちづくり推進部 生涯学習支援課					
根拠法令・要綱等	川崎市地域課題対応事業実施要綱 川崎市地域課題対応事業実施指針					
予算費目	款：区役所費		項：区政振興費		目：麻生区区づくり推進費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	898	905	1,180	1,180	1,180
	決算額	898	905	1,180	1,154	1,180
H24年度決算額の使途内訳	報償費...597,498円(講師謝礼、ボランティア謝礼) 印刷費...186,630円(写真記録集、フォーラム資料集、活動報告書、チラシ等) 会議費...5,300円(会議室使用料) 消耗品費...303,848円(コピー用紙、インクカートリッジ、他事業使用文具等) 通信費用...74,145円(資料等配送、講座お知らせ等) 交通費...12,380円(フォーラム発表小学生交通費、講師打ち合わせ交通費等)					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山ナチュラリスト入門講座(全10回 6月~3月)</li> <li>・万福寺人参(6/15・16...種の配布 12/23...品評会&amp;試食会)</li> <li>・からむし講座(7/11 からむし講座 8/2 からむしで遊ぼう...小学生教室)</li> <li>・ファーマーズレストラン(1/28 麻生の郷土料理を学ぶ)</li> <li>・わたしのまちのホッとする風景写真展 (募集:10/1~2/10 展示:2/14~3/14 表彰:3/9 里山フォーラムにて) 写真集の発行(60部)</li> <li>・情報の発信と収集(里地里山だより 2012 夏号、里地里山だより 2013 春号、里山フォーラム資料集)</li> <li>・麻生の田んぼに親しむ事業(5月~10月)</li> <li>・「2013 里山フォーラム in 麻生」(平成25年3月9日)</li> </ul>					
事業を始めた経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度に教育委員会事業として、地域や社会の課題などの解決に向けた市民の学習の場づくりを市民と行政の協働により行うことを目的に、「市民自主学級」と「市民自主企画事業」が新設された。(当事業は3年間が限度)</li> <li>・平成17年度まで、麻生市民館市民自主企画事業として「里山フォーラム in 麻生」が実施された。</li> <li>・3年間の実施後、里地・里山の保全事業は、環境を守り自然と調和したまちづくりを進める麻生区の地域課題に合致したもので、全区的な取組みとして継続して実施していく必要があるとの認識から、平成18年度に麻生区の地域課題対応事業に位置づけられ、現在に至っている。</li> </ul>					
協働相手及び協働相手の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働事業の相手方である「里山フォーラム in 麻生」は、麻生区及びその周辺の里地・里山などで活動している様々な団体や地元の方々の農家の方々により組織された保全活動団体の連合体である。</li> <li>・相互の交流や理解を深めながら一体となり、麻生区の風土や歴史を活かした地域づくりを学びながら、里地・里山における地域特性に応じた保全活動、継承活動をしている区内唯一の団体である。</li> </ul>					



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻生区の委託契約等審査委員会において当該団体を選定した。</li> </ul>
協働する理由、メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該団体は、麻生区及びその周辺地域の里地・里山で活動している団体で組織されており、専門的な知識も多く持っている。そのため、現在抱えている里地・里山保全に関する様々な課題も的確に把握しており、その課題解決に向けた事業を幅広く展開できるメリットがある。</li> <li>・里地・里山の保全活動は、区全体の取組みとして、総合的かつ協働・連携して実施することが重要である。保全活動の連合体である当該団体と協働することにより、全体の取組みとして進められ、その効果は大きく、自然と調和したまちづくりを進める麻生区の地域課題とも合致しているため。</li> </ul>
事業の効果、事業目的の達成度合	<p>麻生区は、市内の農地・山林の42%があるとともに、面積の約27%が市街化調整区域となっている自然環境豊かな街である。また、農業振興地域である「岡上」「黒川」「早野」には、昔からの農業の風景が残り、環境を守り自然と調和したまちづくりが進められている。</p> <p>しかし、近年、大規模な宅地開発などにより、のどかな田園風景が急速に失われつつある。そのため、地域の里地・里山保全に関する意識を喚起し、区民全体の取組みとして推進する「麻生里地・里山保全推進事業」の必要性は益々高まっている。</p> <p>当事業を通じて、講座への関心や参加者数、また「里山フォーラム in 麻生」へ加盟する団体も増加しており、自然環境保全に対する区民の関心や活動が拡大しており、事業の目的は達成されつつあると考えている。</p>
事業の効果の測定方法	<p>事業効果の測定方法としては、講座及びボランティア活動への参加者数を基に、年度末の全体報告会（「里山フォーラム」）での活動状況報告などから総合的に判断している。</p>

## (1) 概要

### 事業概要（補足）

平成22年度から事業内容が増加したため、委託費も増加している。

### 協働相手の概要

協働相手の代表者は和光大学の教員となっており、構成メンバーは30名程度となっている。区内各地域で、里地・里山保全活動を行っている団体の集合体で組織されたものである。

## (2) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

年度初めに、綿密な打ち合わせを行い、前年度の報告から振り返りを行い、事業内容とその効果等を確認、双方が認識を共有している。その後、原案として提案のあった事業内容について検討を行い、当該年度の事業の方向性を決定する。また、事業実施中においても契約相手方の定例会などに参加し、進捗状況を把握し、事業調整をするなど、目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

事業の実施にあたっては、双方が十分に意見を交換しあい、役割分担を明確にしながら、対等な立場にたち、双方が納得したかたちで事業を実施している。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

事業の実施にあたっては、双方が十分に意見を交換しあい、役割分担を明確にしながら、対等な立場にたち、双方が納得したかたちで事業を実施している。

協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

【麻生区役所生涯学習支援課】

- ・ 予算要求等の事務
- ・ 講座開催場所の提供及び会場使用の連絡調整
- ・ 事業の広報及び申し込みの受付
- ・ 関係機関・団体との連絡調整
- ・ 事業報告書の受領

【里山フォーラム in 麻生】

- ・ 企画提案
- ・ 講座等の準備及び実施
- ・ 講座等の運営・管理
- ・ 事業報告書の提出

上記のようにお互いの合意に沿って業務を行っているが、区側が何を実施するか等について詳細な内容は文書化されていない。

(監査の結果 区 結19)

当事業は、里山フォーラム in 麻生とこれに協力する市民、区が協働で、里山の維持を目的とする事業である。様々な市民の協力が必要とされる事業であるため、区は、それぞれの役割分担を検討し、文書化する必要がある。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

市政だよりへの掲載やチラシ等の配布により、広く広報を行った。

連続講座であっても、定員に余裕がある場合には単発での参加も受け入れ、市民に広く学習の機会を提供した。

3月には、「里山フォーラム in 麻生」(全体報告会)を開催し、年間の講座及び各団体の活動発表の機会を設け、広く市民に公開した。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

実施した結果

【麻生区役所生涯学習支援課】

事業の実施により、自然環境や里地・里山の保全に対する区民の関心が高まり、区全体の活動として発展している。

【里山フォーラム in 麻生】

講座への参加人数も年々増えており、麻生区の里地・里山への関心が高まっている。また、講座に参加した学習者の中から、里地・里山の保全活動に新たなボランティアも加わり、活動の拡大と活性化が進んでいる。

今後の課題

【麻生区役所生涯学習支援課】

里地・里山の保全活動がしっかりとかつ持続可能なものとして推進されるよう、活動基盤を一層強化するとともに、長期的な視点からの目標設定など、事業内容を確認しながら、実施していくことが必要性である。

【里山フォーラム in 麻生】

シニア世代(60代~70代)の方の参加が多く、若い世代への広まりが少ない。今後は、若い世代にも参加してもらえるように、講座の内容及び運営方法を検討する必要がある。

(監査の結果 区 結20)

事業における課題を明確化し、改善策について定量的に検討するために、参加者アンケート等によって定量的な評価を実施する必要がある。

例えば、市民に里山に対する関心を持ってもらうことが目的の一つであれば、どれだけ新規の参加者を増やすことができるかについて評価することが考えられる。

(3) 意見

類似事業との関係整理(区 意14)

当事業とは別に、麻生区企画課が所管している「里山ボランティア」事業がある。当事業とは異なり、手入れが行き届いていない里山を対象とした保全事業であり、協働相手も当事業とは異なるが、実施内容が類似していると言える。これら類似事業の関係を整理し、麻生区として効率的・効果的な事業運営について検討する必要がある。

成果の振り返りの強化(区 意15)

事業の実施方法をよりよいものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況を評価することが望まれる。

11. 地域防災推進事業（自主防災組織活動助成金）

所管	麻生区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
	当初予算額					1,950
	決算額					1,407
H24 年度決算額の使途内訳	自主防災組織が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動に対する助成金交付					
事業の内容	自主防災組織が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動について、助成金を交付する。					
事業を始めた経緯	防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害発生の際にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進するため要綱を制定					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：自主防災組織 選定方法：川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱の規定による。					
協働する理由、メリット	地域社会を災害から守るためには、公助のみならず地域における防災の備え、いわゆる自助・共助の充実が必要であり、地域における防災力を向上させるために、自主防災組織が防災訓練や防災知識の啓発に努めるよう支援することが重要であるため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	支出済件数：延べ 72 件（平成 24 年度） （自主防災組織数：119 組織 平成 25 年 3 月末時点）					
事業の効果の測定方法	自主防災組織の訓練回数、啓発活動の実施回数等による。					

(1) 概要

事業概要（補足）

防災活動を自主的に行う団体に助成金を支給する事業。助成金交付事業は総務局危機管理室が所管する事業であったが、平成 24 年度より川崎各区の危機管理担当の所管となった。

協働相手の概要

自主防災組織の多くが町内会・自治会であり、マンション等管理組合等も一部含まれる。麻生区には 122 の自主防災組織がある。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

災害の発生に備え、平時から地域での防災訓練等の活動が重要となること

について各種啓発活動を通し、共有が図られている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

防災活動はあくまで自主的に行われるものであり、区から強制されるものではない。このような地域の自主的な活動に対し、要綱にもとづく一定の条件を満たした場合に区から助成金が支給されるもので、双方に実施メリットがあり、対等の関係が築かれている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

年に 1 回の総会や役員会において区は事業計画等の説明を行っている。また区は自主防災組織が実施する訓練当日に立ち合い、相互の理解が図られている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

防災活動の実施主体は自主防災組織であり、また自主防災組織の手引きにおいて自主防災組織の役割が明記されている。行政はこうした活動を補助すると共に、普及させ育成していく役割を担っている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

市のホームページに事業内容が公開されている。又新しいマンションが建った場合には、区の職員が自主防災組織について説明を行い、加入を促している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

自主防災組織の役員会や総会で前年度の活動状況について、報告がなされている。なお、平成 23 年度の訓練実施組織数は延べ 45 団体、平成 24 年度の訓練実施組織数は延べ 65 団体となっている。

(3) 意見

組織への情報提供(区 意 16)

現状、成果の振り返りは、活動を実施した団体の活動内容、訓練実施組織数や訓練回数等の把握により行われている。しかし、自主防災組織の中には 1 年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1 年間訓練を実施していない団体もある。この活動の目的は防災活動を市民が自主的に行い有事に備えることであり、加入団体が万遍なく防災活動に取り組むことが重要である。

この防災活動はあくまでも自主的な取り組みであり、強制するものではないが、活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要であると考え。区としては、現状よりももっと多くの団体に活動を行ってもらいたいという思いがあり、区は消極的な団体に対し、他の団体との合同での開催などの提案を行っている。その提案に際し、活動の実施を促す声掛けに終始する

のではなく、例えば、他の団体の取り組みで参考になる取り組みに関する具体的な情報を提供し、団体が活動に結び付けやすくするための配慮も必要と考える。

## 12. 地域防災推進事業（自主防災組織防災資器材購入補助金）

所管	麻生区役所 危機管理担当					
根拠法令・要綱等	川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金 麻生区申請事前調整実施内規					
予算費目	款：総務費		項：危機管理費		目：危機管理対策費	
過去5年間の事業費の推移（千円）	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額					2,490
	決算額					2,391
H24年度決算額の使途内訳	自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入に対する補助金の交付					
事業の内容	自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入に対し、補助金を交付する。					
事業を始めた経緯	自主防災組織の育成と、防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入に対し、補助金を交付し整備を推進させるため、要綱を制定					
協働相手及び協働相手の選定方法	協働相手：自主防災組織 選定方法：川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱の規定による。					
協働する理由、メリット	地域社会を災害から守るためには、公助のみならず地域における防災の備え、いわゆる自助・共助の充実が必要であり、地域における防災力を向上させるために、自主防災組織の育成及び防災資器材の整備が重要であるため。					
事業の効果、事業目的の達成度合	助成金交付組織：39組織（平成24年度） （自主防災組織数：119組織 平成25年3月末時点）					
事業の効果の測定方法	防災資器材補助金交付は申請組織数による。					

### （1）概要

#### 事業概要（補足）

自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資器材の購入に際し、予算の範囲内で、自主防災組織に対して、補助金を交付する事業である。

#### 協働相手の概要

当助成金の交付対象は、「川崎市自主防災組織育成指導要綱」第3条に基づき認定された自主防災組織である。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

平時から防災活動に必要な資器材等を備えることの重要性について各種啓発活動を通し、共有が図られている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

災害時に自主防災組織が地域で防災活動をするためには資器材の整備が不可欠であり、補助金の交付により購入を支援することは行政・地域双方にメリットがあり、対等な関係性が築かれている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

行政は当事業について、自主防災組織の新規結成の際に説明するほか、毎年自主防災組織の役員会や総会の場で、資器材の購入手続きについて説明したうえで事業を進めている。一方、自主防災組織は、補助金の交付申請にあたって見積書を提出するとともに購入後は領収証等添付して報告書を提出することになっており、内容の相互理解が図られている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

自主防災組織が防災活動を行ううえで必要となる資器材は自主防災組織自らが購入するものであり、行政は地域全体の防災力向上のためこれを補助する立場である旨、確認がなされている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

当事業内容はHP その他で公開されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

自主防災組織の役員会や総会等で前年度の購入状況について報告、確認がなされている。また、自主防災組織の資器材保有状況については、毎年度当初に調査を行っており、資器材の保有状況についても確認している。

## 第5 教育委員会

### ・教育委員会

#### 1. 生田緑地サマーミュージアム運営事業

所管	教育委員会 青少年科学館、日本民家園					
根拠法令・要綱等	青少年科学館条例、日本民家園条例					
予算費目	款：教育費		項：社会教育費		目：博物館費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	600	700	700	800	800
	決算額	600	700	700	800	800
H24年度決算額の使途内訳	委託費 800,000 円 (委託費 127,645 円、謝礼金 250,000 円、賃借料 298,100 円、印刷物デザイン料 50,000 円、事務費 74,255 円)					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒーリング LIVE ステージ</li> <li>・ゴルフ場開放</li> <li>・芝生広場で遊ぼう！</li> <li>・自然ワークショップ・星空観察会・夜の生きもの観察会</li> <li>・納涼民家園</li> <li>・川崎フロンターレ「生田緑地夏休み体験」</li> </ul>					
事業を始めた経緯	生田緑地の自然・文化を広く紹介するために、市民、関係機関が協力して夏のイベントを実施した。生田緑地3博物館の集客低迷と管理運営の一体化検討が背景にあったが生田緑地を広く活用したい地域のニーズとも合致した。初年度(H20)は「生田緑地サマーナイトミュージアム」を実施し、H21年度からは「同サマーミュージアム」を実施している。生田緑地の魅力を発信し活用するため実行委員会を組織し「生田緑地は屋根のないフィールドミュージアム」「緑、水、まち、人をつなげ里山の自然とともに暮らす」をコンセプトとしている。					
協働相手及び協働相手の選定方法	<p>協働相手：生田緑地サマーミュージアム実行委員会(構成員：多摩区観光協会、地元商店街、生田緑地関連市民団体、多摩区役所、生田緑地内3博物館など)</p> <p>選定方法：生田緑地サマーミュージアムを実施する目的で結成された実行委員会であり事業遂行に最適な団体である。他に該当相手は見つからない。</p>					
協働する理由、メリット	生田緑地を囲む様々な立場の関係者(行政、市民団体、商店街等)が協働して事業を実施する過程で、お互いの協力関係がさらに深まり、単独では実施できなかった生田緑地の魅力発信と活用の具体的方法が見いだせる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	年々参加者が増えており、魅力発信と活用という事業目的を概ね達成している。					
事業の効果の測定方法	参加者アンケート					



## (1) 概要

### 事業概要(補足)

当事業は、豊富な自然を有しているだけでなく、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館、川崎国際生田緑地ゴルフ場、藤子・F・不二雄ミュージアム等の多種多様な施設を有している生田緑地の一体活用を促進するために行われるイベント事業である。具体的には、生田緑地サマーミュージアムとして以下のイベントを実施している。

- ・ヒーリング LIVE ステージ
- ・ゴルフ場の一般開放
- ・芝生広場で遊ぼう
- ・かわさき宙と緑の科学館
- ・納涼民家園
- ・夜の生田緑地の生き物観察
- ・川崎フロンターレ「生田緑地夏休み体験会」
- ・フリーマーケット

### 協働相手の概要

生田緑地サマーミュージアム実行委員会は、生田緑地の自然や文化を広く紹介するために、市民、事業者、関係機関が協力して生田緑地サマーミュージアムを実施すること及び夏季の生田緑地周辺地区のイベントの広報の実施を目的として設立された組織である。なお、委員会は、広報部会、出店部会、自然部会、こども部会、コンサート部会の5つの部会で構成されており、それぞれの部会において、委員会で決定した事項を遂行している。

## (1) 監査の結果

### 協働の原則の遵守について

#### (ア) 目的の共有

##### (事実確認)

実行委員会(年5回)の開催、メールでのやり取り等により目的を共有化している。

#### (イ) 対等の関係

##### (事実確認)

全ては実行委員会での合議によって決定され、実行委員会の構成員はお互いに対等な関係である。

#### (ウ) 相互理解

##### (事実確認)

実行委員会で合議を取りながら進めている。

#### (エ) 役割分担と責任範囲の確認

##### (事実確認)

会長、副会長の互選、各部会(広報、こども、出店、コンサート、自然等)の部会長、副部会長、書記を選出、合議にて役割分担と責任範囲を確認して

いる。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

実行委員会で事業計画、予算、決算について詳細な打合せをし、摘録作成などで情報共有をしている。実行委員会内で会計監査を実施している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

実行委員会の年間継続開催により、実施直後の振り返り・課題抽出、次年度に向けて課題解決を図っている。

(3) 意見

課題管理方法について(本 意1)

成果の振り返りにおいて、来場者からのアンケートを集計して実施しているが、翌年度のイベントに活かしていくための仕掛けとして、アンケート結果の中でも特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

2. 川崎市立学校学校施設地域管理業務

所管	教育委員会 教育環境整備推進室					
根拠法令・要綱等	該当なし					
予算費目	款：教育費		項：小学校費、中学校費		目：小学校管理費、中学校管理費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	小 57,896 中 43,882	小 57,896 中 43,882	小 69,762 中 58,182	小 69,750 中 58,181	小 71,194 中 59,559
	決算額	小 57,886 中 43,882	小 57,885 中 43,882	小 69,750 中 58,181	小 69,622 中 58,053	小 71,194 中 59,559
H24年度決算額の使途内訳	業務委託料 130,753千円(全額)					
事業の内容	(1) 教育環境維持業務 送便・郵便物の受領など庶務的業務、施設清掃、軽易な修繕業務等 (2) 受付業務 来訪者の受付、湯茶の準備及び後片付け等 (3) 安全管理業務 機械警備のセット、門の開閉、児童生徒の安全確保、校内巡回等 (4) 学校施設有効活用業務 予約受付業務、学校施設開放運営委員会との連絡調整等					
事業を始めた経緯	教育委員会では、地域に開かれた学校づくりを重点施策として、特色ある学校づくり、学校の情報公開、学校評価、学校施設の有効活用を推進しています。一方、開かれた学校づくりが進むにつれて、学校を訪れる地域住民の数が増え、学校がその対応に多くの時間を割かなければならなくなっていることや、学校					

	のセキュリティをどう高めるか等の課題も挙がっています。 当事業は、そのような中、地域と学校との連携を進めながら、教職員の負担軽減や学校安全を確保する方策として、平成 18 年度に導入されました。
協働相手及び協働相手の選定方法	特定非営利活動法人 全国中高連 川崎市地域学校施設管理協会（宮前・多摩区） 特定非営利活動法人 高津総合型 スポーツクラブ S E L F（高津区） 選定方法：公募型プロポーザル方式にて選定（5 年に一度実施）
協働する理由、メリット	主として教育の拠点である学校を、地域の生涯学習及び市民活動の拠点として活用するため、学校施設の目的及び機能を十分に理解している受託者により、地域との密接な連携のもとに創意工夫を加え、より良い学習環境を整え維持管理していく。
事業の効果、事業目的の達成度合	学校用務員不配置（通常正規 2 名）による職員削減効果 来客対応等にきめ細やかな対応が可能になるほか、教職員の事務負担を軽減し、教育活動に専念しやすい環境作りが可能になる。 常駐しているため、緊急の作業等の対応がしやすい。
事業の効果の測定方法	「年に 1 回地域管理業務に関する検討委員会」を実施し、事業の検証を行っている。

#### （１）概要

##### 事業概要（補足）

教育の拠点である学校を、地域の生涯学習及び市民活動の拠点として活用するため、学校施設の目的及び機能を十分に理解している受託者により、地域との密接な連携のもとに創意工夫を加え、より良い学習環境を整え維持していくことを目的として、以下の 4 つの業務を公募により選ばれた委託先に委託するものである。

- （ア）教育環境維持業務
- （イ）受付業務
- （ウ）安全管理業務
- （エ）学校施設有効活用業務

なお、委託先は区ごとに選定しており、平成 25 年 10 月においては以下のように委託を実施している。

区名	学校名	受託業者名
高津区	久本小学校	特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブ SELF
	高津中学校	
宮前区	土橋小学校	特定非営利法人全国中高連川崎市地域管理学校施設管理協会
	犬蔵小学校	
	犬蔵中学校	
多摩区	生田小学校	特定非営利法人全国中高連川崎市地域管理学校施設管理協会
	生田中学校	

##### 協働相手の概要

当事業の協働相手は、上述の通り特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブ SELF と特定非営利法人全国中高連川崎市地域管理学校施設管理協会の 2 法人である。

(ア) 特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブ SELF

高津総合型スポーツクラブ SELF は、高津中学校内にクラブハウスを持ち、高津区内を中心に、同じ地域に住む住民が会員となって、幼児から高齢者まで誰もが参加できるクラブとして、会員の会費とボランティアによって、自主的に運営している地域のスポーツクラブである。高津中学校と久本小学校の管理業務を受託し、休日・夜間等の授業で使用していない時間帯に空き教室を使用してスポーツプログラムを提供している。

(イ) 特定非営利法人全国中高連川崎市地域管理学校施設管理協会

特定非営利法人全国中高連川崎市地域管理学校施設管理協会は、主に川崎市内の小・中学校において教育を受けるため、当該学校に通う児童・生徒の健全育成を図ることを目的として平成 18 年に設立され、主に以下の 2 つの業務を実施している。

- ・子供が安心して勉学に励める環境づくりを図るため、地域との連携による学校施設管理請負事業
- ・学校施設管理と、学校及び児童、生徒の安全と危機管理のノウハウを習得した用務員の派遣事業

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

業務仕様書により目的を共有している。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

事業実施の途中に問題が発生した場合、又は事業者から学校の維持管理の改善に向けた提案を受けた場合などは事業者の意見も聴取するなど、必要に応じて話し合いの場を設けている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

事業実施の途中に問題が発生した場合、又は事業者から学校の維持管理の改善に向けた提案を受けた場合などは事業者の意見も聴取するなど、必要に応じて話し合いの場を設けている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

業務仕様書により確認している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

5 年に 1 度公募型プロポーザル方式で受託業者を選定する際に、業務仕様書等を一般に対して公開している。また、経費等については、毎年度契約を締結する際に当該年度の契約金額を本市ホームページ「入札情報かわさき」にて公開している。なお、当事業の受託団体は、いずれも川崎市が認証する NPO

法人であるため、地域管理事業を含む当該団体の事業報告書及び財務諸表等についても川崎市ホームページで公開している。

(監査の結果 本 結1)

当事業は、川崎市内の一部の小学校の運営に NPO 法人が関与することで、地域に開かれた学校、特色のある学校を目指すものである。その意味では、将来の学校運営に向けたトライアルな事業と言える。したがって、当事業については、対象とする小中学校区域に限らず、広く川崎市内に情報公開を行うことで、NPO 法人の育成に結びつけることが必要である。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

年に 1 回「地域管理業務に関する検討委員会」を行い、事業全体の検証を行っている。「地域管理業務に関する検討委員会」では、各学校の校長もしくは教頭に対して調査表として「学校施設地域管理業務の実態調査」を送付し、その結果を「学校施設地域管理業務の実態調査結果」としてまとめ、それをもって委託業務の評価を行っている。この他、日報として「業務確認書」を入手し、業務内容の確認を行っている。

(監査の結果 本 結2)

当事業では、教職員の事務負担軽減が目的の一つであるが、事務負担が軽減されているかどうかを検証するためには校長もしくは教頭に対する確認だけでなく、教職員全員を加えた評価を実施する必要がある。

また、当事業は、生徒に対するサービス向上や地域との交流も目的としていることから、事業の効果を検証するためには、PTA、父兄を対象としたアンケート調査なども実施すべきである。

さらに、当事業は、川崎市内の一部の小中学校を対象に、その運営に NPO 法人が関与することで、地域に開かれた学校、特色のある学校を目指すものである。その意味でも当事業は、トライアルな新たな取組であり、その趣旨からすると、当事業は「学校施設地域管理業務の実態報告書」や「業務確認書」で把握された課題を、どのように改善するのかといったフォローアップが特に重要な事業といえる。課題とその改善策とを対応表にするとといったことで、課題のフォローアップの徹底が必要である。

(3) 意見

公募先を特定非営利法人に限定することについて(本 意2)

当事業での協働のメリットは、学校施設の目的及び機能を十分に理解している受託者により、地域との密接な連携のもとに創意工夫を加え、より良い学習環境を整え維持管理していくことにあると考えられる。この協働のメリットを達成するためには、特に組織形態は関係しないと考えられるが、公募先選定のためのプロポーザル実施要領によると、当事業のプロポーザルへの参加は、非営利の公益活動を行うために設立された NPO 法人に限定されている。確かに、NPO 法人を育成するという観点からは、応募を当面 NPO 法人に限定することはありえることである。しかし、その一方で、応募の範囲を NPO 法人に限定することで、競争原理が働かず、サービス内容が硬直化する恐れも考えられる。

そこで、応募をNPO法人に限定するのであれば、その一方で、川崎市外で同様の取組を行うNPO法人や私立学校などに対してヒアリングを行い、そこで得られた情報を事業内容の見直しに活用することで、サービス内容の硬直化を避ける取組が望まれる。

### 3. お月見をしよう

所管	教育委員会 日本民家園					
根拠法令・要綱等	博物館法、日本民家園条例					
予算費目	款：教育費		項：社会教育費		目：博物館費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	(他事業含む)12	(他事業含む)12			
	決算額	2	2			
H24年度決算額の使途内訳	実行委員会形式により実施している。参加者からの参加料収入で必要経費の支出(材料等の購入)に充てるため、市の予算の支出は無し。平成21年度までは参加者の行事保険を市の予算で加入していたが、平成22年度から実行委員会の予算(参加料収入)から保険料を支払う形式に変更している。					
事業の内容	日本民家園のボランティアグループ「炉端の会」で有志を募り、実行委員会を組織。民家園が事務局となって実施している。 ・古民家のカマドを使用して月見団子作り体験 ・石臼・里芋収穫体験 ・年中行事の解説 ・青少年科学館のプラネタリウム鑑賞(希望者のみ。観覧料は別途徴収)・月の観察会					
事業を始めた経緯	日本民家園協力者会議において、昔の暮らしを体験できる催しができないか、といった意見が出されたことを受けて、事業について検討。平成17年度に文化庁の助成を受け、青少年科学館との連携事業(プラネタリウム、月の観察会)として実施している。文化庁の助成廃止により平成18年度から実行委員会形式で実施している。					
協働相手及び協働相手の選定方法	日本民家園ボランティアグループ「炉端の会」 日頃から民家園内で囲炉裏の火焚き、園内ガイド、畑の管理等の活動をしているため園内を熟知しているとともに、無償で御協力いただいております、これ以上の協働相手は存在しない。					
協働する理由、メリット	日頃の活動で培った技能・経験を活かして、カマドの火焚き、団子作り・石臼体験・里芋収穫体験(畑の管理は炉端の会が行っている)等の参加者への指導などを行っていただくことができ、質が高くかつ効率的な事業が実施できる。					
事業の効果、事業目的の達成度合	概ね事業目的を達成している。					
事業の効果の測定方法	体験講座受講者アンケート					

( 1 ) 概要

事業概要 ( 補足 )

日本古来の伝統であるお月見を日本の古民家で行うことによって、市民に日本の伝統文化に触れてもらい、市民の伝統文化に対する意識の向上を図っている。

協働相手の概要

炉端の会は「日本民家園の諸活動にボランティアとして協力すること」を目的に平成 6 年 8 月に発足した組織である。

( 2 ) 監査の結果

協働の原則の遵守について

( ア ) 目的の共有

( 事実確認 )

炉端の会の例会等で事業について説明の上、委員を募集。委員会に職員が出席して意見交換等を行い、目的を共有化している。

( イ ) 対等の関係

( 事実確認 )

打ち合わせ等の場でお互いに情報を共有化している。

( ウ ) 相互理解

( 事実確認 )

考え方の違い等が出た場合は、随時話し合いを行っている。

( エ ) 役割分担と責任範囲の確認

( 事実確認 )

事業実施前に役割分担を決め、方法などを確認している。

( オ ) 公開性・透明性

( 事実確認 )

行事参加者については、ホームページや印刷媒体等を用いて広く募集を行っている。実施に当たっては実行委員会が主体となっており、参加者への実行委員長からの挨拶等により協働団体を周知している。なお、参加料収入を必要物品の購入・行事保険加入に充て、余剰金は次年度に繰り越しており、協働団体の収入は一切無い。

( カ ) 成果の振り返り

( 事実確認 )

例会や協力者会議等の場で話し合いを行っている。

( 3 ) 意見

課題管理方法について ( 本 意 3 )

成果の振り返りにおいて、来場者からのアンケートを集計して実施しているが、翌年度のイベントに活かしていくための仕掛けとして、アンケート結果の中でも特

に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

#### 4. 体験講座・雪囲い・小正月

所管	教育委員会 日本民家園					
根拠法令・要綱等	博物館法、日本民家園条例					
予算費目	款：教育費		項：社会教育費		目：博物館費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	当初予算額	500	594	638	621	622
	決算額	591	594	621	619	622
H24年度決算額の使途内訳	委託料 622,000円 (体験講座実技謝礼 275,000円、特別実演材料費 39,000円、雪囲い設置・撤去費用 215,700円、注連縄作成・設置作業費 18,000円、その他事務費 7,300円、民具製作 67,000円)					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民具製作体験講座の実施</li> <li>・民具製作実演の実施</li> <li>・特別実演(お蚕・小正月)の実施</li> <li>・特別展示(雪囲い、注連縄)の実施</li> <li>・その他催事(むかし遊び等)の実施</li> </ul> (その他、民具の製作・修理等を依頼)					
事業を始めた経緯	静的な古民家群に動的な生活の息吹を加味することを狙い、地元古老による実演会を園内で実施。受講生の有志により「民具製作技術保存会」が発足した。民具製作技術の保存・伝承を行う会の活動が民家園の設立趣旨に沿うものであるため、同会を育成団体と位置づけ活動を支援。園内を活動場所として提供し、来園者に民具製作風景を見ていただくほか、会の技能を活かし、体験講座講師、特別展示の設営・撤去、園内民具の製作・修理等に協力いただいている。					
協働相手及び協働相手の選定方法	民具製作技術保存会(民技会) 会の設立当初から園の育成団体として活動を支援していること、また、事業の実施には特別な技能を要し、他に適当な協働相手が見当たらないことによる。					
協働する理由、メリット	民技会の活動場所を園内に提供することで民具製作風景を来園者に見せることができ、会の活動場所確保と来園者サービスを同時に図ることができる。その他、来園者へのサービス向上及び園の維持管理のために会の技能を発揮していただくことで、会の周知及び活動の刺激となっている。					
事業の効果、事業目的の達成度合	概ね事業目的を達成している。					
事業の効果の測定方法	体験講座受講者アンケート					

#### (1) 概要

##### 事業概要(補足)

日本民家園の教育普及活動の一環として、体験講座や特別実演等を実施するもの



である。展示活動の一環として古くからの雪囲い・正月行事の注連縄を再現する。また、来園者向け民具着用体験で使用している民具や、各古民家の傘立て（竹製）の製作を実施する。

#### 協働相手の概要

民具製作技術保存会はわら細工・竹細工・機織りを通し、伝統的生活用具の製作技術の保存継承を目的として1973年に発足した伝統技術保存団体である。

### （２）監査の結果

#### 協働の原則の遵守について

##### （ア）目的の共有

###### （事実確認）

民技会の理事会への職員出席や、園で活動する団体との協力者会議の開催、その他日常の打ち合わせ等により、目的を共有化している。

##### （イ）対等の関係

###### （事実確認）

打ち合わせ等の場でお互いに情報を共有化している。

##### （ウ）相互理解

###### （事実確認）

考え方の違い等が出た場合は、随時話し合いを行っている。

##### （エ）役割分担と責任範囲の確認

###### （事実確認）

事業実施前に役割分担を決め、方法などを確認している。

##### （オ）公開性・透明性

###### （事実確認）

協働相手団体や事業の実施計画等をホームページ、印刷物等の広報媒体で公開している。

##### （カ）成果の振り返り

###### （事実確認）

理事会や協力者会議等の場で話し合いを行っている。

### （３）意見

#### 課題管理方法について（本 意４）

成果の振り返りにおいて、来場者からのアンケートを集計して実施しているが、翌年度のイベントに活かしていくための仕掛けとして、アンケート結果の中でも特に重要な点についてチェックリストなどの形で引き継いでいくことが望まれる。

以上